

令和 4 年 5 月 13 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

区再編推進事業本部
企画調整部企画課
総務部人事課
市民部市民協働・地域政策課

行政区再編協議について

◆配付資料◆

- 行政区再編協議（4/18,28 配付資料）に係る再質問項目
- 浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について
資料 1-1 : 提出意見とその意見に対する市の考え方の公表
資料 1-2 : 浜松市区再編（案）修正版
- 区再編（案）決定について
資料 2 : 区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について

行政区再編協議（4/18, 28配付資料）に係る再質問項目

| No. | 質問項目 | 資料 | 資料頁 | 確認内容 | 所管 | 会派 |
|-----|-----------------------|------------------------------|-----|--|-------|-----|
| 1 | 区及び主要組織の組織編成、職員配置について | 資料3-4： 土木整備事務所・出先グループ担当業務 | | C区の天竜土木整備事務所は、正規職員が1名減。出先の春野支所Gは1名増。佐久間支所Gも1名増。水窪支所Gも1名増と示されたが、理由はなにか。 | 土木部 | 共産党 |
| 2 | 区及び主要組織の組織編成、職員配置について | 資料3-5： 防災体制 | | 正規職員の81名減が防災体制・職員配置に及ぼす影響と対策について具体的に示してほしい。 | 危機管理監 | 共産党 |
| 3 | 区再編後の協議会体制について | | | 住民の意見・要望が具体的に反映されなければ、協議会の存在意義がないのではないか。住民自治を發揮できる組織・委員構成・運営が必要だ。 | 市民部 | 共産党 |

浜松市区再編(案)に対する ご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和4年1月17日から2月15日にかけて実施しました浜松市区再編(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等327人・5団体から792件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、区割り案を決定し、令和5年2月に区設置等条例の議決を得て、令和6年〇月からの実施を予定しています。今後とも、区再編に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和4年5月

浜松市区再編推進事業本部

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2123

FAX 050-3730-1867

Eメールアドレス

ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

| | | | |
|------------|---|------|------------|
| 【実施時期】 | 令和4年1月17日から令和4年2月15日 | | |
| 【意見提出者数】 | 327人・5団体 | | |
| 【提出方法】 | 持参(32) 郵便(4) 電子メール(215) FAX(11) 説明会等(70) | | |
| 【意見数内訳】 | 792件 (提案 37件、要望 633件、質問 122件) | | |
| 【案に対する反映度】 | 案の修正 | 91件 | 今後の参考 239件 |
| | 盛り込み済 | 127件 | その他 335件 |

目次

| | | |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 区割り案（意見数 514件） | 2ページ |
| 2 | 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿（意見数 231件） | |
| | ①地域拠点の名称、位置、業務内容等（意見数 101件） | 60ページ |
| | ②主要組織（福祉）の基本的な方向性（意見数 36件） | 81ページ |
| | ③主要組織（土木）の基本的な方向性（意見数 11件） | 89ページ |
| | ④主要組織（防災）の基本的な方向性（意見数 17件） | 92ページ |
| | ⑤デジタル化の基本的な方向性（意見数 16件） | 96ページ |
| | ⑥協働センターのコミュニティ支援の充実（意見数 18件） | 99ページ |
| | ⑦住民自治（協議会の体制）（意見数 32件） | 103ページ |
| | その他（意見数 47件） | 106ページ |

※【市の考え方】記載箇所の網掛けについて

行政区再編協議（4/18 配付資料）に係る質問項目で指摘いただいた内容を踏まえ、修正した箇所に網掛けをしています。

1 区割り案（意見数 514件）

◆区割り案の概要（意見数 243件）

◎内定の経緯・理由 [意見数 18件] 要望15件・質問3件

| | |
|-------------------------|---|
| 要望 1 3 質問 1 | 突然 11月26日の新聞で「市議会新3区案で合意、市長も行革委も賛同する」と報道され、12月7日に内定が発表された。この唐突な流れに、それまでの説明は何だったのか。住民無視に当てはまる。納得できない不満がある。 |
| | 決まったことでやむを得ないが、2区案が特別委員会ではかなり出ていたのが、急きょ3区案が出たのがしっくりしない。3区案にしたときのメリット、条件として交通網とあるが、引佐では、浜北へ行く遠州鉄道のバス路線は一本もない。しいて言えば、天浜線は三ヶ日から浜北まで通っており、将来的に維持して市がテコ入れすればいい手段だと思う。浜松駅に向かっていく方向は257号で、浜北は152号であり、市の都市計画の中で路線網をつくっているにもかかわらず、それを横断するような区再編の理由付けになっている。ここの説明をお願いしたい。 (同様の意見 外12件) |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における協議の経過について、まず、区の数を決するため、令和3(2021)年11月12日の委員会で、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価したものを5つの比較項目に落とし込み、レーダーチャートを作成しました。この評価結果や、令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮を総合的に判断し、区数を3区とすることが決定されました。

次に、市議会特別委員会における区の線引きの検討については、当初の区割り案たたき台13案に含まれる3区案に立ち返るとともに、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のみとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

また、交通網については、B区としたエリアには新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号・257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などが整備されており、道路鉄道網で拠点と拠点が結ばれていることが主な選定理由になっています。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

| | |
|-------------------------------|--|
| 要望 14 ・ 15 | <p>3区の区割り案に賛成する。各自治会からの意見吸い上げ、自治会役員、連合自治会役員の検討など、議論を尽くしての成果と聞いている。手順を踏み、反対意見も精査してのプロセスがある。関係者は自信を持ち、実現を図ってほしい。</p> |
| | (同様の意見 外1件) |

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

| | |
|-----------------|---|
| 質問 2 | <p>区の再編の必要性には疑問である。前回の住民投票で「区割見直し」の決議になったが、その「見直し」の結果で「必要」となったのか。「区割見直し」=「区割の変更」と都合よく解釈していないか。どういう過程で「再編する」となったのは何を見れば分かるか。</p> |
|-----------------|---|

【市の考え方】 その他

区再編は、平成31(2019)年4月7日に行った区再編に関する住民投票の結果を踏まえ、令和元(2019)年5月30日に市議会特別委員会において区再編に関する議論が再開され、令和2(2020)年9月の市議会全員協議会において、議会全体として区再編が必要であると結論付けられました。特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>)



| | |
|-----------------|--|
| 質問 3 | <p>25の条件項目の中で、「地域住民の思い」や「市民生活への影響や支障」などあるが、本当に達成した上で検討しているのか。今回の区再編により、北区については、影響があるはずであり、区民の中には「騙された」と感じている人もいると思う。</p> |
|-----------------|--|

【市の考え方】 案の修正

市議会特別委員会では、区の数決定に向け、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価し、レーダーチャートを作成しました。その結果、「地域住民の思い」については、2区36点、3区35点、4区31点、「市民生活への支障や影響」は2区33点、3区37点、4区41点となりました。こうした評価結果や令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、特別委員会において総合的に判断し、区の数と線引きが結論付けられたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

寄せられたご意見により、案の参考資料を追加しました。

《修正内容》

(修正前)

浜松市区再編(案)参考資料 特別委員会における協議内容について
 (2)区割り案内定までの工程
 P.5「◆5つの比較項目と25の条件項目による比較検討(評価作業)の記載なし」

(修正後)

3案の比較検討(評価作業)レーダーチャート(令和3(2021)年11月12日市議会议行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料)を追加

◎B区に関すること [意見数 37件] 要望34件・質問3件

| | |
|------------------|--|
| 要望 16 | <p>浜北が三ヶ日、引佐と合併する利点が見当たらない。浜北はそもそも税金が上がっただけで、浜松市に合併する理由も無かった。三ヶ日、引佐と同じ区割りにする浜北のメリットを明確にしてほしい。</p> |
| 要望 17 | <p>旧浜松市から都田地区のみが分離される。浜松駅を中心とした交通網、人流となっており、浜北地域とは今まで交流がない。旧引佐3町とは同一区で交流が図られてきた。旧引佐3町は旧町毎のやり方を踏襲した面もあり、合併後16年経過しても旧浜松市の都田地区と違うやり方が存在する。(防災無線運用、防災、消火栓運用、健康又は保健センターなど)一番つながりが強い三方原地区との連携が希薄となり、共通的な課題・問題の洗い出し、対応が遅れる可能性がある。都田地区の防災無線は避難所に設置されたが、常葉大学周辺では聞こえない。旧引佐3町は集落ごとにほぼ設置されている。</p> <p>都田地区のテクノポリス周辺は開発が進み住宅も増加傾向。常葉大学周辺は市街化調整区域で新たな転入が難しく人口が減少傾向(限界集落の可能性大)であり、地区内の集落毎の格差が拡大している。バス通勤・通学等がバス本数の大幅な減によりできなくなり、40歳代以下の人の他地域への転出が目立つ。</p> |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における区の線引きの検討については、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のまとまりとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

なお、特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編(案)参考資料」に記載しています。

| | |
|-------------------------------|--|
| 要望 18 ～ 23 | <p>一般市民があえて区役所へ行かなくてはならない用事はそれほど多くないのかもしれないが、そんな中でも鉄道網、道路整備等、区役所へのアクセスに関して再編後の整備に力を入れてほしい。</p> |
| | (同様の意見 外5件) |

【市の考え方】今後の参考

市議会特別委員会における区の線引きの検討では、交通網について、B区としたエリアには新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号・257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などが整備されており、道路鉄道網で拠点と拠点が結ばれていることを主な選定理由の一つとして区の線引きが結論付けられました。こうしたことにより、内定案としてお示ししたものです。いただいたご意見は、整備の必要性や今後の交通のあり方を検討する上での参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 24 | <p>今後は、北区の一部地域と浜北区が一つの区になる。北区の住民が浜北駅や浜北区役所方面に行きやすくするために、浜北駅方面行きのバス路線を新設させる必要がある。(特に浜北区に隣接している新都田・都田地区と浜北駅を結ぶバス路線が必要)</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

浜北駅と新都田・都田地区を結ぶバスにつきましては、令和4(2022)年度から実施するパーソントリップ調査で移動実態の把握や将来交通の需要などを予測すると共に今後の道路整備の状況を鑑み、運行に向けた課題整理を行ってまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 25 | <p>交通について現在引佐はみどりバスを運行しているが、再編後弱者交通手段として区役所まで運行系体を変える事を要望する。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

引佐みどりバスの運行内容については、地元住民、交通事業者、市(区役所)などで組織される地域交通検討会で検討してまいります。

| | |
|---|---|
| 要望 26 ～ 34 質問 4・ 5 | <p>B区は東西の交通の便が悪く車以外の区役所への移動に不安を感じる。その辺りはどう対策するのか。</p> <p>北区の住民は広範囲であり、交通網が段々減っている。高齢者の運転免許の返納が奨励されている昨今だが、若い人と同居ができる人ばかりではない。「区役所」が遠くなることをカバーできる施策を検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外9件)</p> |
|---|---|

【市の考え方】盛り込み済

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

| | |
|------------------|---|
| 要望 35 | <p>東西交通の充実について、天浜線都田駅～都田音楽ホール～遠鉄浜北駅(区役所)のバス交通を1時間1本以上を希望する。</p> |
| 要望 36 | <p>浜北と北区を結ぶ公共交通機関について、具体的には浜北駅前から新都田を結ぶバス路線の新設であるが、これは、浜北の民間団体が構成する「副都心にぎわいづくり協議会」のバス路線部会でここ数年取り上げてきた問題であり、新都田に市民音楽ホールもできたことから、ぜひ実現してほしい。交通政策課も承知していると思うが、早急にスピード感をもって実現できるような方向性でお願いしたい。</p> |

【市の考え方】今後の参考

浜北駅と新都田・都田地区を結ぶバスについては、令和4(2022)年度から実施するパーソントリップ調査で移動実態の把握や将来交通の需要などを予測すると共に今後の道路整備の状況を鑑み、運行に向けた課題整理を行ってまいります。

| | |
|-----------------|--|
| 質問 6 | 合併後、「一つの北区に」と「北区 de まつり」や「北っこ」「まちづくり協議会」など、知恵を出し合い、努力でここまでつくりあげてきた。今度は北区を2つに分断では乱暴なやり方。地域のコミュニティ活動など積み上げてきたものをどう考えているのか。これまでの努力は、どうなるのか。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的とするものであり、これまで培われてきた地域コミュニティを壊すものではありません。本市は合併以降、国土縮図型といわれる多様な地域特性を強みとし、FSC 認証材の活用や歴史資源を活かした観光誘客などに取り組んでまいりました。再編後においても、こうした地域の多様性を生かした市政運営を進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 37 | 参考資料3 ページの3、学校区・自治会に関することを指し示し、自治会長、自治会連合会が三方原地区がA区に入りたいと言った旨を聞いた。友人・知人に聞いたが初生・根洗・東三方等で住民に説明会や回覧板が回り、確認した形跡は全くない。自治会長・自治会連合会が勝手に住民の意見を聞かず、進めるのは全くおかしい。私の知人が知らないだけなら町内ごとについていつ何時どういう方法で説明なり了承を得たのか知らせて開示するべきである。35,234人の人々の意見を自治会役員で決めないように。そもそも特別委員会も先になぜ前提条件にある分割しないの意味は、A区に編入と意味が違う。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

令和3(2021)年5月に市議会議長と浜松市長にそれぞれ提出された三方原地区自治会連合会からの行政区再編に対する要望書により意向が示され、特別委員会における協議の参考とさせていただいたものと認識しております。

| | |
|------------------|--|
| 要望 39 | B区の人口は浜北と北で2対1、面積は1対4である。現在浜松市は国土縮図型都市と言われているが、同様の状況が縦から横に変わった形で現れる。都市部とその他の部分が合わさるため、今後、都市と周辺地区との結びつきを大事にできるような区政を進めてほしい。 |
| 要望 40 | 今まで細江町役場、三ヶ日町役場となっていたところが全て区役所頼りになってしまっている。それらが解消され、新しいB区となるよう、知恵を絞って進めてほしい。 |
| 要望 41 | 内定案では、旧浜松市が概ね1つになったことで、圧倒的な人口規模、数のある発言力により、あらゆる面において優位性を誇るような状況になることが予想されるが、1つ言えば、昨年の地域防災訓練において、危機管理課の事前調査では、成熟した大きな地域ほど実施率が低く、地域コミュニティにやや欠けるという結果が出ていた。ちなみに浜北区は85%で1位、2位以下は70%前半が2区、60%が2区、あとが40%が1 |

| | |
|------|--|
| | <p>区、28%が1区。成熟した大きな地域は60%の2つと28%の1つであった。</p> <p>B区案は、新たな歴史の扉を開く絶好の機会であり、豊かな資源を生かした最大のビジネスチャンスであると捉えている。昨年大手民間会社が行った県内全ての市区町を対象とした住み心地ランキングで、浜北区は2年連続1位であったが、今後B区が民間・行政の英知を結集して、豊かな自然や歴史文化遺産・観光・農業というあらゆる分野で名実共に1位をとれればと思っている。そこで大切なことは、時間と距離を超えた人と人との交流であり、そのためには経済・生活・暮らしの基盤となる交通インフラの整備、特に地域交通、コミュニティ交通は地域の足であるので、乗車率が上がり存続できるよう知恵を出し合っていかなければならない。</p> <p>もう1つ大切なことは、お互いの歴史や文化、地域性を認め合う、リスペクトする気持ちであり、浜北区民には相手を思いやる優しさ、懐の深さがあることは申し上げておきたい。</p> |
| 要望44 | <p>浜北区が単独でない区割りに内定したことは、私の希望どおりではなかったが、北区にはすばらしい点がたくさんあるため、ぜひ協力して地域活性をしていければと思っている。浜北から浜松のまちなかへ行くよりも、北区の端へ行くほうが時間が掛かるということで、一緒に何かをやるということにピンと来ていない部分がある。今後は、どのように進めていけばよいのかも含めて、検討してほしい。</p> |
| 要望45 | <p>浜北区は北区の三ヶ日から天竜川の浜北まで東西と長くなる。住民感情がなごむよう多くの行事を通して仲良くしていきたい。</p> <p>10年後楽しみに検証してみたい。すばらしい浜松にしていきたい。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------|--|
| 要望42 | <p>現在の東・浜北土木整備事務所が今後は出先グループになることで、とりわけ道路行政に遅れがあってはならない。同様に、平成19年度・20年度にかけて策定された、20年後、30年後を見据えた浜北副都心構想を中心とする地域振興には特段の配慮をお願いしたい。</p> |
| 要望43 | <p>浜北副都心構想はぜひとも継続・進化させてほしい。ここにきて浜北区と北区の合区が提起されたが、副都心は中核を担う大きな役目を果たさなければならない。改めて新しい仲間ができるわけだから、その仲間との共同作業が重要である。1つでも多くの共同作業の実を結ばせるためにはお互いの意思疎通が重要であり、例えば自治連の合同活動などが必要ではないか。お互いに顔を見て、話すこと、聞くことを重ねることで、相違点が見え、相違点を話し合うことで合意点を見出す。そうした作業を、意図的・計画的に設定していくことが大切ではないか、自治連活動が大きな役割となるのではないかと考える。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

浜北副都心構想では、区域内の既存のストックを生かしながら、長期的な視点で、副都心に行政、交流、交通、居住、学術・研究の5つの機能をもたせ、機能充実を図ることとしており、浜北区役所の移転や跡地周辺のスマート化の実施、土地区画整理事業や都市計画道路の整備等を進めてまいりました。再編後もこうした副都心

としての位置付けは変わるものではなく、都心を始め各拠点との整合を図りつつ、副都心構想実現に向けた取組を進めてまいります。

| | |
|-------------------------------|--|
| 要望 38 | 浜北、旧引佐3町、都田地区でやり方が違うものは統一する。 |
| 要望 46 ～ 49 | B区は、北区の一部地域と浜北区を一つの区にしている。B区は、山間地域を抱えている共通点以外にも交通面では新東名高速道路・国道362号線・天竜浜名湖鉄道で結ばれている。共通した課題があった方が区として取り組みやすいため、この3区案は施策の推進が期待できる。 (同様の意見 外3件) |

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

◎C区に関すること [意見数 11件] 要望9件・質問2件

| | |
|-------------------------------|---|
| 要望 50 ～ 55 | 現天竜区を再編後も単独の行政区とすることには反対。現天竜区は現7区の中で人口が最も少なく、加えて人口減少率や高齢化率は他区と比較しても格段に高い。こういった現状を鑑みると、この地域が将来にわたって単独の行政区を維持していけるという持続可能性に疑問を抱かざるを得ない。 |
| 質問 7 | よりよい天竜区のためということで、区協議会委員から出された意見を参考に、活かしてほしい。天竜区には生命や国土を支える自然資源、伝統芸能や文化の基層があり、人口・面積で表すことができない重い価値がある。現状を維持し発展することを行政にお願いするというよりも、我々自身の課題でもある。ぜひ今後の後押し、バックアップをお願いしたい。 |
| ・ 8 | 天竜区については人口減の状況であるが、今後のビジョンはどうか。人口減に歯止めをかけるような産業振興などの施策についてどのように考えているか。 (同様の意見 外5件) |

【市の考え方】 盛り込み済

天竜区の取扱いについては、令和3(2021)年8月の特別委員会において、高齢化や過疎化の進行、頻発する災害への対応など、天竜区が抱える地域課題に応じた施策が必要であることや、地域選出議員の減少が懸念されるなどの意見が出され、協議が行われた結果、天竜区を単独区とすることが結論付けられました。

今後、天竜区の人口減少が進んだとしても、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担う重要な地域であることに変わりはありません。今後も天竜区の内外を問わず、多くの人たちが天竜区に関わり、ひとつの基礎自治体として、天竜区の特殊性、厳しい生活環境をオール浜松で支えていく必要があると考えています。

また、天竜区役所に区政担当副市長を配置し、現場に近い場所で行政課題の解決や行政サービスの提供に取り組むとともに、天竜区のみならず、全ての区を統括し、

各区の共通課題や特性に応じた事業執行など、最適な区政運営を担うことを想定しています。

再編後も引き続き天竜区の持つ豊かな森林や水、歴史・文化などの多様な地域資源を最大限に活かすとともに、中山間地域振興計画の基本理念である「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」に基づき、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

天竜区においては、FSC 森林認証制度及び森林管理システムによる持続可能な森林管理・整備の推進、天竜材の流通・販路拡大などによる林業・木材産業の高度化・成長産業化、都市部等の人々が中山間地域に様々な形で関わるきっかけづくりなど交流機会の創出による賑わいづくり、首都圏を始めとする都市部からの中山間地域への移住促進などの取組を進めています。

| | |
|------------------|---|
| 要望 56 | 参考資料の天竜区を単独にする主な理由の中に、森林の役割があげられている。サービスの提供体制の主要組織に森林の基本的な方向性も組み入れてほしい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

主要組織の基本的な方向性については、区役所の組織や業務に関わる福祉・保健、防災に加え、土木分野を記載しています。再編後の組織配置の考え方として、本庁の組織は基本的には変更しないこととしており、林業振興に関わる組織についても同様に、本庁組織として引き続き価値ある森林の共創に向けた取組を進めてまいります。

| | |
|------------------|---|
| 要望 57 | 天竜区を単独区としたことは、大いに評価できる。天竜区は地理的にも人口・世帯、産業から見て特例区として市役所の関与補助を大きく必要とする。残りの区を2分割し、表面3区、実質2区の案は私の考えと同じである。 |
| 要望 58 | 我々天竜区民の大半が望んでいた天竜区の単独が正式に内定し、ありがたい。 |

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

◎人口・面積のバランス [意見数 12件] 要望12件

| | |
|-------------------------------|---|
| 要望 59 ～ 70 | <p>政令指定都市行政区の人口、面積を政府統計の総合窓口サイトで検索し、一覧表にまとめた。再編後のA区の人口は61万人で、横浜市港北区の34万人を抜いて全行政区175区のうち最多となるが、1区の人口としては突出した人数となり政令指定都市の行政区として適正な規模なのか、適正な行政サービスができるのか疑問がある。</p> <p>浜松市の現在の区ごとの人口は中区が23万人で24番目に多く、天竜区は3万人で最少であるが、他の5区は9万～12万人で他の政令指定都市の行政区と比較して多くも少なくもないと言える。天竜区は中山間地で広大な地域性があるので、人口3万人でも適正と思えるが、他の区は人口規模として均衡がとれており、あえて再編し61万人の行政区を作る</p> |
|-------------------------------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>のは無謀とも言える。</p> <p>区の面積についても、現在天竜区は2番目だが、再編後のB区は346km²となり、6番目となる。区割りは地域の特性もあり、単純に人口・面積のみで考えるべきでないと思うが、同じ市の中で人口最多の区と面積が2番目、6番目の区があるのは、他に類がなく極端な区割りだと思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外 11 件)</p> |
|--|--|

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。
人口・面積のバランスに関する記述を次のように追加し、明記していきます。

《修正内容》

(修正前)「人口・面積のバランスに関する記述なし」

(修正後)

P.2 ◆区割り案の概要

【人口・面積のバランスについてのポイント】

◆同じ市の中に、全国の政令指定都市の区の中で人口が最多の区(A区)と面積が2番目(B区)、6番目の区(C区)ができることになるが、政令指定都市の行政区として適正な規模なのか?適正な行政サービスができるのか?

(市の考え方)

各区の人口・面積のバランスについて、市政運営においては、本市は12市町村合併以降、行財政改革に取り組み、財源を捻出しながら道路の新設改良や維持修繕、防災・減災事業など、様々な投資的事業を行政区や合併前の市町村にとられることなく実施してまいりました。再編後も、こうした事業を実施していくことに変わりはありません。

また、行政サービスにおいては、人口や面積のバランスに応じて行うものではなく、現在も本庁、区役所、出先機関等の連携を通じ、同一性・均一性のある行政サービスを提供しています。再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

◎区割りの観点等 [意見数 73件] 要望66件・質問7件

| | |
|------------------|--|
| 要望 71 | 今のままか、もっとちゃんとした区割りにしてほしい。同じ町で、区が違うなどをやめてほしい。 |
| 要望 72 | 学校区や自治会ができるだけ分割されないような案で進んでおり、配慮されていると感じる。 |

【市の考え方】盛り込み済

内定案では、現在生じている学校区の分割が解消され、自治会については、現在、区ごとに構成されている区自治会連合会のうち、北区が2分割されますが、現在50の地区で構成される地区自治会連合会の分割は生じません。

| | |
|------------------|---|
| 要望 73 | 最終協議意見の中でもいずれにしても2区にしなければならない時が来るのではないかとコメントがあったが、まだまだ将来へ区割りが見えてこないか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

再度の再編の検討については、現行制度では考えておりません。

| | |
|------------------|---|
| 要望 74 | 区を減らして田舎に金を使うのは目に見えている。政令都市になってから住み難い市になった。 |
|------------------|---|

| | |
|------------------|---|
| 要望 75 | 少子化より、高齢者増加社会を考えれば、区を増やして行動範囲内で行政現状維持すべきである。いや、逆に田舎は区画を増やすべきでは。 |
|------------------|---|

| | |
|------------------|---|
| 要望 76 | <p>浜松市区割再編は今後百年の市政を見据えて行うべきである。将来へ禍根を残す結論は避けなければならない。</p> <p>浜松は地勢上、天竜川水系と浜名湖水系から成り立っている。川勝県知事も年頭の挨拶で政治の基本は「治山治水」と述べている。近年多発している異常気象による水害は多くの人々の知るところである。台風19号による千曲川の氾濫は記憶に新しい。この時は日本海側に大きな被害をもたらしたが、天竜川水系に来ないという保障はない。南区でも大雨の度に馬込川、安間川、芳川周辺の住民に避難指示が出ている。いつ水害が起きても不思議ではない。今回の再編案は治山治水の観点から充分検討されているとは思えない。3区案(当局)が土木事務所の配置や防災の連携に関してもリーズナブルと考える。</p> |
|------------------|---|

| | |
|------------------|---|
| 要望 77 | 区割りの妥当性が数値化されていないため、地域住民への説得力や根拠に欠ける。統合のメリットも人員削減以外に提示できていない。年内概略を裁定するなら早急に策定する必要がある。 |
|------------------|---|

| | |
|------------------|--|
| 要望 78 | 平成の大合併・現市長の初当選時に選挙権の無かった者としての意見であるが、区割り再編に際し浜松市の政令市移行時の記事を見た。「7つの特色ある区を持ったクラスター型都市」という文言を見た。前市長の考えであり市長が代われば方針も変わる。そのことは理解しているがどうしても自分の生活する浜松市の事とあって黙っていることができなかつた。今回の区割り再編決定後、三方原地区の旧浜松市としてのプライド・脱農業進工業・浜松まつりの管理と観光力強化・浜松市の中央に影響の小さい旧引佐郡の扱いに困ったなどさまざまなことを聞いた。自分には詳しい市政は分からないが、浜松で生活していると肌で感じる空気に信憑性を感じた。最終的な住民投票の前に市政に関わる政治家達の本音を聞きたい。一般市民には理解できない利害関係があり話せない事もあると思うがそれでも市民に政治家に行政にどのような影響が起きるのか本音を聞かせてほしい。 |
|------------------|--|

| | |
|------------------|---|
| 要望 79 | 当初、浜松市行財政改革の一環として区の再編が浮上したと記憶する。増大する行政経費をどうやって削減したら良いのかという延長線上に区を再編し職員数を減らすことで行政経費の削減を図るべしとの行財政改革会議の当時の答申があったと思う。浜松財界人主導の会議はとかく経済的合理性(一般に利益のあるものは効率よく存続させ、利益にならない |
|------------------|---|

ものは切り捨てる)を中心に据えがちで、利益を追求する企業の経営には有益でも、行政という利益追求型でない組織の方向性を委ねるには妥当ではないと思われる。

【市の考え方】盛り込み済

区再編については、平成 31(2019)年 4 月に実施された区の再編に関する住民投票の結果を踏まえ、令和元(2019)年 5 月に市議会特別委員会において区再編の議論を再開し、令和 2(2020)年 9 月の市議会全員協議会において、区再編の必要性について、全議員による投票を実施し、再編することが決定されました。

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築することを目的とするものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や 3 区とした理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

| | |
|-------------------------|---|
| <p>要望 80</p> | <p>決定したら早急に将来に渡って持続可能な 3 つの都市の展望を学識経験者、有識者、商工会議所・大学生、高校生で公開シンポジウムを開き、3 区のビジョンをつくる。ビジョンに基づいて「戦略計画（事業計画）」を策定し市民の合意を求める。</p> |
| <p>要望 81</p> | <p>区の再編に伴い、浜松市都市計画マスタープランの見直しをお願いし、副都心について提案する。副都心の意味は、都市機能を補完するのではなく分担するとしてほしい。(参考：東京都) 3 区の魅力を生かして一つの浜松という考えでまちづくりを考えてほしい。</p> <p>①B 区と C 区はそれぞれ副都心とし、副市長を置くのが良いと思う。</p> <p>②B 区については区の再編を契機に副都心の位置について検討していく必要があると思う。できれば区の中央付近に。</p> |
| <p>要望 82</p> | <p>浜松市の将来を見据え検討された当改革案に、何ら異議を唱える者ではないが、当地に生まれ、当地で育った者として、これをチャンスに、日本一の浜松として「住んで良かった」と実感でき、日本中から称賛されるような、魅力ある浜松にしてほしいと思い意見を述べる。</p> <p>今回のコメント実施の結果、5 月に 3 区案に決まったとしても、将来を見据えた環境(土台)ができたということであり、やっと、スタート台に立てたと言う理解で、目的(目標)は、「日本一住みやすい浜松を創る事」にあると思う。したがって、移行するまでには、(ここは、たたき台的なもので有り熟考を要するものだが)移行までの準備(1)浜松市としてのスローガンを立てる。(2)各区は、スローガンを達成するための、区独自の実行(実施)計画を立てる。(A 区・B 区・C 区とも、3 者 3 様ユニークな展開で住みよさの追求は、わくわくするものであろう)(3)多くの市民も賛同し、その気になって、一緒に進める活動を展開する。</p> |

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 83 | <p>B区について、浜名湖、山間地、天竜川などあまりにも幅広い範囲を管轄するため、職員の配置においても非効率だと思う。</p> <p>地形的に見ても三方原台地から下の天竜川流域とその他で地域のつながりが薄い。現東区と浜北区を担当する東・浜北土木整備事務所の体制は、非常に効率的で普通河川や準河川などを管理する上でも地形的に都合の良い管轄割と思える。大学の先生も、地形要素が都市計画に重要だと言っておられる。旧浜松地域でまとめるより、奥浜名湖地域、三方原台地から天竜川地域、現天竜区の天竜川右岸を除く地域が防災面でも経済面でもつながりが強く、80万都市浜松のまちの発展に強力な行政のチカラを発揮できるのではないか。</p> |
| 要望 85 | <p>私は移住者なので、「〇〇町」とあっても、全く見当がつかない。そんな私でも、今の区割りはとても分かりやすく、助かっている。だいたい、あの辺りのことなんだな、と見当がつくからである。再編案のように、おおまか過ぎる区割りでは何処の事を話しているのかさえ不明になる。様々な大人の事情もあるだろうが、移住者にも優しい区割りをお願いする。</p> |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における区の線引きの検討については、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のまとまりとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示したものです。

なお、特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

| | |
|------------------|--|
| 要望 84 | <p>三方原町がA区に入っているが、聖隷三方原病院は現在の北区の基幹病院である。A区に超急性期病院が集中し、B、C区の基幹病院がなくなるとするのは不安が大きい。医療体制の観点からも検討してほしい。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

救急医療体制（初期救急、二次救急、三次救急）については、静岡県保健医療計画で医療機関毎の役割分担が定められており、居住区により受け入れ体制が変わるものではないため、区再編による影響が生じることはありません。

| | |
|-----------------|--|
| 質問 9 | <p>三方原地区には医療機関、保育所が多くあり依存しているが、区が違うことによる手続きなどの影響がでないか。</p> |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

医療機関については、静岡県保健医療計画で医療機関毎の役割分担が定められており、居住区により受け入れ体制が変わるものではないため、区再編による影響が生じることはありません。

また、保育に関する手続きや相談については、本庁の保育相談センターで一元的に取り扱っています。区役所や行政センター庁舎内の窓口や自宅からビデオ通話によるオンライン相談も可能ですので、区再編による影響が生じることはありません。

| | |
|---------------------|---|
| 要望 86 ～ 98 | <p>中区が大きくなることで、旧浜松市域以外の地域振興が心配される。平成の大合併・政令市移行以来、周辺地区の住民は、自分たちの住む地域の歴史・文化・伝統を守り、継承していくことができるのか、ずっと心配してきた。浜松のお祭りは「浜松まつり」だけではない。佐久間も水窪も春野も三ヶ日も弁天島も渋川も、すべて浜松の中心である。すべての地区の人々が、どこに住んでいても浜松市民として地域文化を守り、誇りを持って幸せな暮らしをしていける行政（施策）を行ってほしい。</p> |
| 質問 10 | <p>区再編は浜松市の再生のためであると思う。いくら区が良くなったとしても、浜松市全体の進展につながらなければ意味をなさない。広大・肥沃で个性的な地域で成り立つ大浜松市、他都市では見られないほどの有益な都市運営を多く見てもらうために、区のスタンスから市のスタンスの両分野に視点を立て直すことを願っている。</p> |
| | (同様の意見 外 12 件) |

【市の考え方】今後の参考

区再編（案）は、市議会特別委員会において、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のまとまりとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

区再編における協議においては、地域コミュニティの核となる地区自治会連合会、学校区は分割しないことを区再編の協議の前提条件とするとともに、住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実すること、地域課題について議論する協議会を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案しています。

本市は合併以降、国土縮図型といわれる多様な地域特性を強みとし、FSC認証材の活用や歴史資源を活かした観光誘客などに取り組んでまいりました。再編後においても、こうした地域の多様性を生かした市政運営を進めてまいります。

| | |
|-----------|--|
| 要望 99 | <p>もともと現在の区割りは地元のエゴを忖度して、実情は市全体では不合理である。誰しも近所に公共施設があったら便利だが、それよりも都市交通を抜本的に見直すべきである。市の中心部にTRD、過疎地にコミュニティバス、富山市や青森県の津軽半島を見学してはどうか。</p> |
| 要望 101 | <p>高齢者社会なので交通網の整備も必要である。シニアの方達が安心して活動できるように再編して良かったと言えることを願っている。</p> |

【市の考え方】その他

現状、本市では、利用者の減少や大型バスの運転手不足により路線バスの退出や減便が進んでおり、公共交通サービスを継続するためには、既存の鉄道やバスを最大限活用していく必要があります。今後も、移動ニーズの高まりや、まちづくりの進展にあわせ、公共交通網について検討を進めてまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 100 | 市街化調整地域内の人口減少歯止め・増加策の実施。(集落内の居住地区の宅地転用、売買の弾力的な運用) |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

本市は、浜松市総合計画の基本計画に示す「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」をまちづくりの基本的な考え方とし、人口減少に対応した都市のコンパクト化を推進しています。市域全域での人口減少が見込まれるなか、市街化調整区域については、無秩序に都市的な土地利用が拡散しないよう、地域コミュニティの維持や災害リスクなどを総合的に勘案して、適正な土地利用を誘導していきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 102 | 全市的に区の再編を行うことしか議論されていないが、企業の立地場所(住所)を中区にしたいとか、過去の地域的なつながりで現状に問題があるなど、地元からの要望や特別な課題があれば、一部地域のみ区域を変更するなどの柔軟な対応をするような選択肢を作ってはどうか。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としていることから、全市的に行う必要があると考えています。

| | |
|------------------|---|
| 質問 11 | 現在、自治会連合会は7区の単位であり、再編後もこの体制を変えないということになっているが、再編により三方原地区がA区に入った場合、13地区を14地区に増やして運営するのか。現段階で決定していることはあるか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

自治会連合会の意向を尊重してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 103 | <p>区の再編については、失礼な言い方であるが、やっとここまで来た。ご苦労されたことに敬意を表する。これからの市政運営を説明いただき、きめ細かく配慮がなされていると考えている。</p> <p>行政の資源(ヒト・モノ・カネ・情報)をA・B・C区が抱える生活上のリスク対応のために配分するに当たり、誰も取り残さない・積み残しを作らないという観点から、細かい配慮をお願いしたい。防災・土木・福祉行政のどの分野でも同様である。特にC区・北遠については人口密度から見ても職員の負担が大きい。取り残さない・積み残さない観点での行政資源の配分をお願いしたい。</p> |
|-------------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| 要望 104 | 3区長会議、区長・行政センター長会議、5行政センター長会議、住民組織と区長・行政センター長による会議、住民組織と行政センター長による会議 |
|-------------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| 要望 105 | 区編成により、自治体の仕事が今以上に増えるのではないかと危惧している。各自治体組織を大きくしないと機能しなくなるのでは・ |
|-------------------|--|

| | |
|-------------------|--|
| <p>要望 106</p> | <p>いくらこれまでの協働センターで行政サービスが受けられると言われても区役所が遠くなり公共交通機関から考えても不便であり不安要素である。区の再編をするのであれば「これまで通りの行政サービス」が受けられるのは当たり前でそれプラスさらに「より良い豊かな社会システム」や「時代に合わせた変化」「多様な選択肢」ができることをもっとアピールしてほしい。</p> <p>例えば「三ヶ日から浜北までバス一本通します」と動いてくれば区役所に行く面で利便性ができるだけではなく、三ヶ日には高校がないので中学生からすれば浜北の高校も進学の見野に入る。(実際に知り合いの子供で三ヶ日から浜北の高校に通いたいという子もいる)</p> <p>私は30代前半だが同世代や後輩に説明会に行かないかと声をかけても「どうせ行って発言しても何も変わらない」と言って参加することすらしない。実際に「行政は何も変わらない」と思われている。しかし本当はもっと変えてほしいことがたくさんある。区の再編の内容は正直住民の不安の本質ではない。「これまで通り」はなく、「どのように変化していくのか、より良い社会に変化したのか」をやってほしいし、説明会ではそれを聴きたいし聞いてほしい。</p> |
| <p>要望 107</p> | <p>区再編に当たり庁舎の統合利用も議題かと思う。現行の市役所庁舎の老朽化(特に北館)を感じている。これは職員のモチベーション、労働環境にも影響を与え、加えてデジタル推進の阻害にもつながるか想定している。そこで、市中心部の活性化と低炭素社会を合わせて目指し、中区鍛冶町の松菱跡地に中区役所(または市役所本庁舎)を移転し、可能であれば、オフィスビルとして上層階にスズキ株式会社本社、ヤマハ株式会社本社、ヤマハ発動機株式会社本社、浜松ホトニクス本社、各ベンチャー企業などを移転誘致し、浜松の次世代産業中心拠点として統合的なオフィスにしてはどうか。中心街の活性化になると共に、世界的な産業の中心になると思う。合せてMaas化やデュアルモード社会に向けたデジタル基盤になる。空想的な案であるが、浜松市の発展になれば幸いである。</p> |
| <p>要望 108</p> | <p>あれほど議論された「浜北駅を中心とした副都心を核とした浜北区」の文言がまだ使用されている。確かに2007年・2008年に議論されているが、これは平成の広域合併それに続く政令市移行を意図した合併論のなかでの話であり、今回の区再編を機会に、「都心部」・「副都心部」の差別的表現は無くすべきである。実際指定されていない他地区の住民感情も考えるべきである。なぜここまでこだわるのか理解できない。商業施設は天竜区を除き各区恵まれている。再編を軸に、各区・各地区の特色・特性を生かした各産業・文化・文化遺産・観光等で街づくりを行えばよい。</p> |
| <p>要望 109</p> | <p>将来的人口60万人を想定し、コンパクトシティ化の必要がある。副都心化云々ともいわれるが60万人の政令都市に不必要。都市機能が分散化され、発展が阻害され、又市外から私的、公的所用で来浜した者の利便性を考慮しないと来浜者の魅力も奪われる。浜松駅を降りた来浜者に、さすが政令市浜松市かと思わせなければならない。中心部は、行政の中心と各種展示場・大規模多目的会議場・多目的演奏会場等の整備が商業施設より必要。(駐車場は不必要)観光客は、中心部・郊外それぞれ魅力</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>ある場所に誘導する必要ありと思慮する。どこの城下町都市もそうであるが、浜松駅とお城（市役所・浜松城址）間を中心とし放射線状に都市を発展させ各地区の良さを伸ばす。それが、区再編成後の大前提と思う。今となっては商業施設の中心部集中でなく分散化は、良い結果となっている。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">要望 110</p> | <p>何時までも過去を振り返っていないで前を向いて進もう。これからの「全ての市民が笑顔で迎えられる未来都市浜松創造」を考え実行する事で、今、行政が取り組むべき最優先課題は、少子化対策である。子孫繁栄・少子化対策には特効薬はない。家族で、地域で、職場で、ワークショップを開催して、官民一体になって、浜松市の未来を切り開く少子化対策を考える必要がある。40年後の西暦2060年は、日本の人口は半減するとの予測がある。何も対策を講じないで、現状のまま手を拱いては、残念ながら浜松市の人口も40万人を割り込んで、最悪な結果が待ち受けているのだろう。人口減少は絶対に止めなければいけない。生産人口は大きく割り込み、特にデジタル化では解決ができない、医療従事者、農林水産従事者等のエッセンシャルワーカーは大幅に不足し、浜松市の生活基盤は機能不全に陥る可能性もある。どんなに素晴らしいデジタル化都市機能を創設しても、必ず中心に市民が居なければならない。人口が増加し都市機能を満たしている都市は、東京圏、名古屋圏等僅かな地域であり、過疎化が全国的で一層深刻化すると予測される。過疎地域においては既に、若年者のみならず高齢者の人口も減少する局面へと入りつつあり、都会へ流出する人材を育成するだけの浜松市ではいけない。浜松に生まれ、浜松で育ち、都会で学び、浜松で仕事をして、浜松で家庭を持ち浜松で生活をする。都心からの移住者の促進をして、人口増加促進をしよう。</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">要望 111</p> | <p>浜松市の中心部の中区と北部の天竜区で人口減少幅が大きい。中心市街地の人口減少は、アクトシティ都市計画が旧市街地を分断・衰退、大手メーカーの工場閉鎖や縮小、顧客の減少による中心市街地の空洞化が主因だが、80年代に公共事業や区画整理等の開発事業や「規制緩和」を行った。そしてバブル経済期や不況期にも需要創出の名目で道路建設・拡幅・延伸が相次いだ。そうした車社会の拡大により、ロードサイドショップの進出が相次いだ。</p> <p>つまり、浜松市および周辺地域の幹線道路建設が進んだことによる、ロードサイドショップの進出が中心市街地の衰退を招いた一因なので、大型店舗が郊外に進出したのは、その延長線上に過ぎない。浜松市は自動車に依存する「自動車社会」が確立されたが、大型店の郊外進出だけが中心市街地を衰退させた一因ではなく、自動車社会が中心市街地の衰退を促進させた一因であるということも考えられる。</p> <p>コロナウイルス騒動の中では冷静に判断できないから、コロナウイルス騒動が落ち着き、市民の平常な日常生活が戻り、経済活動も平常に戻り、騒動以前の姿に落ち着いてから最善の解決策を検討することに着手する事である。今は落ち着いて最善解決策の検討の検討を一緒に考えよう。</p> <p>起案者が正しい政策と信じて進めた施策だが失策もある。その都度担当職員が責任を取っていたら市役所の事業政策は成り立たない。優秀な</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>就職希望者も少なくなる。もっと市民を信用して、そして正しい現状の市政の情報を開示してほしい。</p> <p>市政が破綻したら一番困るのは市民であるから、浜松市の担当職員だけに責任を負わせてはいけないのである。本当に責任を取らなければいけない人は別にいるが、市民にも責任の一端はあるのだから、市民に本音を打ち明けよう、そして結果について市民も責任を負う必要がある。</p> <p>人類の一番大切なことは、子孫繁栄である。浜松市の長所・遠州灘・天竜川・天竜美林・浜名湖・佐鳴湖等々自然環境が豊富、音楽の街、凧揚げ祭りや自然環境遺産、文化遺産は他の2市・8町・1村の事を我々は何も知らないのだから、お互いを深く知り、お互いの歴史文化を体験して、お互いを尊重し合い、子々孫々が平成の市町村合併をして良かったと、全ての合併、市町村の市民が思ってもらえ、特に合併に協力・承諾してくれた、浜松市・浜北市・天竜市・雄踏町・舞阪町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村の3市・8町・1村の全ての市民・町民・村民に、後悔をさせない合併して良かったと喜んで頂ける、輝く未来の浜松市の姿を描こう。</p> <p>そして、新しく浜松市に加入された浜松市民との交流会の開催も検討願う。絶対に諦めない事が大切で、成功するまで頑張れば、絶対に失敗はない。</p> |
| 要望 112 | <p>この半年間の市民の意見は市全体を考えた発言が少なく、「合併前の旧市町村及び旧区の地元良かれ主義」的の発言が多かったことは誠に残念であり大いに反省すべきである。</p> |
| 要望 115 | <p>他市の首長経験者が、行政は最大のサービス産業であり、地域の大小にかかわらず何人にも公平で公正なサービスをしなければならないと言っている。人口規模の違い、数による発言の力によって地域格差や不平等は絶対にあってはならないということである。今回の再編により、市全体がますます活性化されるよう、明るい豊かな社会を目指すことは多くの市民の願いでもあり、浜北はその一翼を担うよう今後も努力し頑張りたい。</p> |

【市の考え方】その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的とするものです。

なお、副都心は、浜松市が平成 21(2009)年に浜北副都心構想を策定し、位置付けたもので、再編後も変わるものではありません。

| | |
|------------------|--|
| 質問 12 | <p>地域の文化について、12市町村合併により文化が失われつつある中、再編によりさらに失われる可能性がある。その点をどう考えているか。</p> |
| 要望 113 | <p>再編は別にいいが、少子高齢化を見据えるではなく如何に地元離れや少子高齢化を防ぐかという案を出してほしい。私が小学生の時に賑わっていた三ヶ日祭りは浜松市に入ってから廃れ今では数えるほどの参加者や花火大会でも賑わいをなくした。浜松市になってから田舎の小さい町はいい事がない。住民税が高くなっただけで恩恵もなくなっただけを待つのみ。</p> |

【市の考え方】今後の参考

12 市町村が合併した本市は、多様性に富み、歴史的背景も地理的状況もさまざまです。こうした地域ごとの課題に対応するため、住民に身近な協働センターを地域活動の拠点とし、住民皆様と一緒に地域づくりを進めています。また、協働センターのコミュニティ担当職員は、地域の中核である地区自治会連合会の会合へ出席したり地区内の催しなどへ参加したりして、良好な関係づくりに取り組んでいます。こうした協働センターを拠点とした地域づくりを十分に機能させ、地域特性を生かした市政運営を進めてまいります。

質問
13

12 市町村の合併にもかかわらず、たったの 3 区にして、地域コミュニティが維持できるのか。

【市の考え方】盛り込み済

地域コミュニティの核となる地区自治会連合会、学校区は分割しないことを区再編の協議の前提条件とするとともに、再編にあわせ、住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実すること、地域課題について議論する協議会を 2 層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案しています。

質問
14

激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応について
浜松はホンダ・ヤマハ・カワイ・スズキなどの創業者の発祥地。オートバイ・楽器・繊維の三大産業で栄えた街である。昭和時代は日本国内の社会経済が急速に発展し、平成時代の 2000 年を過ぎると世界中が変化の渦中に巻き込まれるような、新たな産業革命の時代を迎えている。まさに激変する社会経済状況である。

社会経済状況の変化について浜松市を調べると、中央に百貨店は 1 店舗のみ、大型複合店舗は郊外に移転して、至るところにコンビニエンスストアがある。中規模の各種店舗が点在して、物流関連や高齢者関連の建物が増えている。そして、太陽光パネルは計画性の無い設置が各地で見られる。反面、遠方とのアクセスとなる浜松・浜松西・三ヶ日 IC 付近の開発は殆ど進まず、地域密着の八百屋や魚屋、肉屋、電気店、文具店、小物雑貨店と呼ばれるような小売店舗はほとんど姿を消している。

参考資料 7 ページ、3 区とする主な理由として、「地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土風習を生かした都市づくりを目指すことが必要である。」(特別委員会における委員発言より)とあるが、具体的な構想はあるのか。

旧浜松市・旧浜北市には昭和 47 年に作られた都市計画法がある。同法の区域区分、市街化区域と市街化調整区域や各用途地域・都市計画道路・公園などは 50 年前に描かれた計画図である。この都市計画図は激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応ができているか。

【市の考え方】その他

地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土風習を生かした都市づくりの構想については、浜松市の最上位計画となる浜松市総合計画基本計画において、「世界・地域をツナグことで、本市の強みである自然や産業、文化などの多様性を活かした取

り組みを進めて、未来への架け橋を築きます」と定めており、そのほか、各分野の個別計画（はままつ産業イノベーション構想、浜松市文化振興ビジョン、浜松市歴史的風致維持向上計画等）において基本方針や基本戦略を定めています。

都市計画については、社会経済情勢や市民ニーズ等に対応するため、5年毎に実施する都市計画基礎調査に基づき、区域区分等の定期的な見直しを行うとともに、必要に応じて新たな都市計画決定、変更及び廃止を行い、毎年度更新している都市計画図に反映しています。

| | |
|------------------|---|
| 質問 15 | 3区の表示の仕方はA区、B区、C区となっているが、1区、2区、3区でもいいと思うが、その表示について議論があったのか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

資料の作成に当たり、数字でお示しした場合に区の数と混同することも考えられるため、便宜上、仮に南からアルファベットを記号として使用しました。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 114 | <p>ただでさえ、雄踏町は斎場増設問題でやっと前向きな検討に漕ぎ着けてきた矢先に、区再編問題が再浮上化し、蓋を開けてみたら既に区割りができ上がっており、公表段階であった。これでは、私が思う処の「見せる化」が何もできていない事になる。（結果を公表した・・・にすぎない）市当局の「見える化」「見せる化」を市民に具体的に提示してほしいものである。</p> <p>現状のまま進むと、雄踏町は火葬場だけが大大的存在するいわゆる「火葬場の町」「死の町」と化してしまう。ここ10年の間は火葬場もあり区役所もありで、相応にステータスができ上がりバランスがとれてきた。どうか、雄踏町が「火葬場の町・死の町」として取り残されないように具体策を打ち出してほしいと強く願う。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

なお、本件については、区再編とは別に斎場再編の進捗の中で対応を検討します。

| | |
|---|---|
| 要望 116 ～ 120 ・ 123 ～ 128 | <p>新3区案を採用してほしい。</p> <p>区割りは今まで見た中で一番良いと思う。</p> <p>各区の住民感情や、30年後、50年後、100年後を見据えた上での考え方でみるといい区割りかなと思う。</p> <p style="text-align: right;">（同様の意見 外8件）</p> |
|---|---|

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 122 | <p>再編は合理化であり極力コスト減少を図らなければならないので、小異を捨てて大同につく2区案がベストで、住民投票前に浜北区が別途と言い出さなければ、すんなり2区でまとまったと考える。今更変えようとすれば再編が先延ばしになるので、仕方なく3区案を容認する。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他
ご意見として承ります。

| | |
|--------------------------|--|
| <p>要望 121</p> | <p>浜松市区再編（案）に100パーセント賛成である。区割り案は、最も理想的な案に帰結したと思う。特に、B区の区割りが完璧である。北区の都田町は、歴史的にも産業や地理的にみても細江・引佐・三ヶ日と同じ区になるのが合理的である。また、浜北区も同様に細江・引佐・三ヶ日と同じ区になるのが合理的である。この区割り案で進めるのが最も良いと思う。そもそも、政令指定都市になる時の区割りが間違っていたと思う。東区在住だが、なぜこんなに小さい区を作り、区役所まで新設することに大変疑問を持っていた。やはり、思っていた通り区の見直しが必要になってしまった。</p> |
| <p>要望 129</p> | <p>私が浜北に住んで40年になる。浜北市に転入し、浜松市になって浜北区になった。結局、浜松市、浜北市、天竜市が区になり、大きな浜松市になったのだと思う。政令都市のメリットを活かして元の3市が協力をして新しい浜松市を創っていけば良いと思う。</p> |
| <p>要望 130</p> | <p>3区に再編成するという案にはおおむね賛成である。 だが、この案の中に、天竜区を始めとした山間部森林整備や野生動物への対応があまり盛り込まれていないように感じる。猿や熊の人里への侵入が増加傾向にあると感じるので、これらの事象に対する対策を含めて検討していくほうが良いのではないか。</p> |
| <p>要望 131</p> | <p>できれば3区案に賛成である。 区の再編は行政のスリム化には必要な事だと思う。2区または3区になっても、できるだけ行き届いたサービスを期待する。それが電子化推進になるのは仕方ない事だと思う。「教育」「福祉」をできるだけ優先してほしい。</p> |
| <p>要望 132</p> | <p>新3区案に賛成する。これまで候補になっていたどの案より現実に沿った良い案かと思う。これまでも南区役所を利用することはほとんどなく、近くの市民サービスセンターで十分である。市政の合理化を進めてもらい、交通事故の少ない住みやすい市にするよう税金を使ったほうが良いかと思う。とにかく無駄のない市政に取り組んでいただけるよう切望する。</p> |
| <p>要望 133</p> | <p>天竜区を単独で1つにする2区案か、天竜区と浜北区を残し、他をまとめる3区案が適当であると思うが、新3区案で内定したのでやむを得ないと考える。浜北と他の区域はいろいろな面につながりに乏しく、地域性・人間性も異なった点が大きいのので一つにまとめる努力が相当大変であると思われる。</p> |
| <p>要望 134</p> | <p>先に示された議会特別委員会の3区案を妥当とする理由を別の観点から述べる。国土縮図型都市といわれる浜松市を俯瞰すると中、東、西、南、北各区の都市部と天竜区の中山間地域さらに浜北区と北区一部の都市と中山間地の混在地域となる。人口バランスは理想と言えないが、再編効果の効率性に加味し、それぞれの地域特性を生かした浜松市の政策推進が期待できると思う。都市機能や中山間地域、その混在地域を併せ持つ浜松市は他の都市に比べユニークな存在である。今日の日本社会のように東京一極集中とならないように、浜松市の3区が地域の特性を生かしバランスよく発展することを願う。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 要望 135 | 将来の浜松というものを見据えた中でやってほしい。ここまで進んできたので、区の再編が前進することを心より願っている。 |
| 要望 136 | 2年半に43回という会議を重ねて、紆余曲折あったが最終的にこの3区案が内定し、非常によかったと思っている。委員各位には大変な心労があったと斟酌するが、まだまだこれから最後の詰め、決定事項が山積しているの、引き続きゴールに向けて検討をお願いしたい。 |

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

◎区の数・線引き（意見数 73件）

〇2区がいい [意見数 11件] 提案6件・要望5件

| | |
|---------------------------------|---|
| 提案 1 ～ 6 | <p>北区を浜北区と合わせず、その他地域（中・東・西・南）と同一区とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセス（遠鉄バス）は北区すべてが浜松駅と連なっている。 ・高齢化が進み、車に乗れない住民が増加し、浜松駅経由で浜北区役所へ行くことは困難を極める（浜北区役所へは交通の便が悪すぎ登庁は困難である）。 ・なぜ効率化の良い2区案でなく3区案なのかどう考えても理解に苦しむ（再編に果樹園・新東名等は関係ない）。2区案がベスト。 ・委員会での採決は2区案が最多の様で民主主義の基では2区案で決定となるのが通常と思われる。 |
| 要望 137 ～ 141 | <p>B区とC区は合区でいいと思う。将来的に過疎化等同じ問題を抱える地域だと思うが過疎化対策としての観光振興、物流（買い物）・行政サービス等の利便性は一体的に取り組んだ方が効率的ではないかと思う。三遠南信道、新東名と国道152号、362号を周遊的に整備し広域的な開発発展を考えた方がいいと思う。</p> <p>区割り案が一定の区切りを迎えたことは評価したい。決定が長期化すると市民の中に不安も生まれるし、区割の本来の意義も迷走しかねない。本来あるべき姿としては2区案を支持したい。区割の本来の意義は行政の合理化が目的と思われるので、この方向で挑戦することが望ましかったのではないかと思われる。民主的に方向性が決まった上はまず実行し、合理化につなげるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">（同様の意見 外8件）</p> |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における協議の経過について、まず、区の数を決するため、令和3(2021)年11月12日の委員会で、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価したものを5つの比較項目に落とし込み、レーダーチャートを作成しました。この評価結果や、令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮を総合的に判断し、区数を3区とすることが決定されました。

次に、市議会特別委員会における区の線引きの検討については、当初の区割り案たたき台13案に含まれる3区案に立ち返るとともに、国土縮図型といわれる本市

の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のまとまりとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

〇3区で線引きを変更 [意見数 9件] 提案4件・要望5件

| | | |
|--------------------|-----------------------|--|
| 提案 7 ・ 10 | 要望 142 ・ 144 | 現在の北区はA区に統合し、B区は浜北区のみとすることを提案する。北区からの道路は浜松市中心部に行く方が便利である。歴史的にも、もともと浜松市だったため、住民の理解が得られやすい。 (同様の意見 外3件) |
| 提案 8 | | 浜松は横のつながりが弱く、交通機関も中心部に向かって伸びているため、3区に再編するのであれば縦のつながりを重視するべきだと考える。個人的には、 A区…可美、新津、江西、県居、西、舞阪、篠原、雄踏、入野、神久呂、伊佐見、佐鳴台、富塚、常北、庄内、和地、萩丘、三方原、都田、新都田、細江、引佐、三ヶ日。区役所は、現在の西区役所。 B区…白脇、芳川、五島、河輪、飯田、江東、駅南、アクト、北、曳馬、蒲、和田、中ノ町、長上。区役所は、現在の中区役所。 C区…積志、笠井、浜名、北浜、亀玉、赤佐、中瀬、天竜、龍山、春野、佐久間、水窪。区役所は、現在の浜北区役所。 中心部は人口が多いため、人口のバランスを取るため、A区とB区で分けた。C区は、北遠地域だけでは人口が少なすぎるため、浜北区と同区とつながりが深く浜北区役所からも比較的近い積志と笠井地区も入れた。A区は交通機関のつながりが弱い区割り方法を考えるといたしかたないと考えた。また、人口バランスを考え、現在の西区役所にしたが、北区役所もサブとして機能させられたら望ましい。B区は現在の中区役所が一番利便性が高いが南区役所や東区役所もサブとして機能させられたら望ましい。区名も静岡市のように方角ではなく地域名や地形で付けられたら望ましい。例：A区…浜名湖区、B区…遠州灘区、C区…天竜川区 |
| 提案 9 | | 3区の早期実現を望む。A区とB区の境界線について、東名高速道路の南北で分ければもう少し分かりやすいのではないかと。東名高速道路を川と捉え、災害等で橋が渡れなくなる等を考慮すべき。また誰が見ても分かりやすいのが一番である。 |
| 要望 143 | | 3区にする必要性もあまり感じないが、3区が決定事項であるならば仕方ないが、なぜ旧引佐郡が浜北と一緒にされるのか。 どうしても3区案を実行するのであれば、旧引佐郡は中区の括りでお願いたい。節約も大切だが、市民が安心して暮らせることが一番大切なのではないかと。区割りして節約することよりも、もっと魅力的な浜松 |

| | |
|-------------------|---|
| | 市にすることを進めていってほしい。例えば、松菱跡地の活用など・・・もっと明るい未来を期待したい。暗い市政にはうんざりである。ただただ、旧引佐郡在住者の意見が無視されない浜松市になるように願うばかりである。 |
| 要望 145 | 北区の一部と浜北区を一つとした案には反対である。都田・新都田地区が合併前の旧浜松市から取り残され、更に現行北区の中にあって三方原・都田・新都田地区は「北地域」として様々な活動を一体感を持って行って来ている現状を知っているか。この10年間で積み上げてきた実績を無にしると言うのか。学区制を廃止するのであれば三方原地区だけ中区に組み込む必要はないのでは。もし組み込むのであれば都田・新都田地区も中区へ組み込んでほしい。 |
| 要望 146 | 北区を割るよりいっそのまま浜北区と一緒にしたらよかったのでは。 |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における区の線引きの検討については、当初の区割り案たたき台13案に含まれる3区案に立ち返るとともに、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のまとまりとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や区の線引きの主な選定理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

〇4 区がいい [意見数 8件] 提案1件・要望7件

| | |
|------------------|--|
| 提案 11 | <p>私は浜松市の行政区再編についての議論を、強く関心を持って見守ってきた。一定の方向性が見えてきたことで、区再編が実現することを願っている。そこで区割り案について提案する。</p> <p>区の数に4にし、案のA区とC区についてはそのままにする。B区については現在の浜北区と北区（三方原地区を除く）の2つに分けた方が好ましい。</p> <p>この提案についてはいくつかの理由がある。①案のB区とした場合、区役所の位置が東側に偏ってしまう。②旧浜北市と旧引佐郡3町では生活圏が異なるとみられる。③現・北区役所を存続させてほしいとの請願が行われている。④災害発生時の区本部を現・北区役所に設けることが好ましい。⑤行政コストの削減より、地域特性を重視した方が好ましい。⑥「北区＝奥浜名湖」という個性を、行政区で残してほしい。⑦「浜北区＝副都心」という個性を、行政区で残してほしい。</p> <p>私は今回の再編において、行政区は地域特性（＝区の個性）を重視した上で決定した方がよいと考えている。行政コストの削減が目的なのは</p> |
|------------------|--|

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>十分理解できるが、個性を尊重してほしいとの意味で今回の提案をする。 区割り案の概要区の数：3区→4区 区割り：B区を2つに分ける。 浜北区／北区（都田・新都田・細江・引佐・三ヶ日地区）</p> <p>①再編後のサービス提供体制北区について、中区・浜北区・天竜区と同様にする。</p> <p>②主要組織（福祉）の基本的な方向性細江地区の両出先グループを、福祉事務所及び保健センターへ変更する。</p> <p>③主要組織（土木）の基本的な方向性 ★東・浜北土木整備事務所（浜北区役所庁舎内）→（仮）浜北土木整備事務所※土木整備事務所は区の数に合わせる点から</p> <p>④主要組織（防災）の基本的な方向性 〔再編後〕【区本部】4か所◆区役所【地域本部】10か所◆東・西・南行政センター◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所</p> |
| 要望 147 | <p>北区と浜北区は別にし、全4区が良いと思う。地域性が異なると感じる。</p> |
| 要望 148 | <p>4区にするなら、現在の天竜区→天竜区、以前の浜北市→浜北区、以前の可美、雄踏、舞阪、引佐郡→浜名区、それ以外→浜松区</p> |
| 要望 149 ・ 150 | <p>なぜ浜北が引佐3町と合わせるのか。浜北が浜松と合併した経緯を考えろ。浜北が合併しなかったら今の政令市浜松は無かった。その浜北を単独で残せ。どうしても再編やりたいなら4区にして浜北を単独で残し、引佐区、天竜区、浜松区、浜北区の4区にすべき。その方が引佐3町、浜北もわだかまりがない。3区ありきは絶対に認めない。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外1件)</p> |
| 要望 151 | <p>区割り案で3区に分ける案が内定しているが、その中でB区のことについて意見を言いたい。今までに何区かの編成区割り案があったが、今回内定した案が今までであったとは思わなかった。何か寝耳に水という感じである。旧引佐郡部と旧浜北市では全然風土が違い、合うとは思わない。</p> <p>説明では、浜北北部には中山間地域で、引佐・三ヶ日と共通する部分があるとのことだが、浜北の中心は市内で旧浜松市のベットタウン的な位置付けだと思う。であるから、この説明は全く当てはまらないと思う。昔から旧引佐郡と旧浜北市とはほとんど交流は無く、インフラも整備されておらず、直接浜北へ行く交通手段は主に自動車に頼らなければならない。現在高齢者の事故防止のため自動車免許証の早期返納が叫ばれる中、市民の足が奪われてしまう。(天浜線があると言う人も居ると思うが、いつまで存続するか誰も保証できない)</p> <p>あまり区役所に行く機会はないと思うが、もしも行く機会が生じた場合不安である。三ヶ日地区の説明会では、このため反対の意見が多かったと新聞記事に載っていた。行政のコスト削減の為に住民の支出や不便が増えるのは本末転倒だと思う。</p> <p>3区の人口のバランスを取りたいと言いながら元北区の三方原地区をA区に入れたのは納得できない。何かの力が掛かったと疑いたくなる。</p> <p>4区案が行政コストの削減効果が一番期待できないと言いながら、一番</p> |

| | |
|-----------|---|
| | と強調しながら、なにも根拠を示していない。この3区案を見ると、最初の区割で分解バラバラにして結局今回旧浜松市内がくっ付いて万々歳ということか。北区と浜北区が残り、北区と浜北区と何処の地区も一緒になりたくない雰囲気があり、それでは2つの区を一緒にしちゃえと乱暴な案が成立したのではないかと私は思った。この3区案の設定理由に体裁の良いことばかり書き、説得力に欠いていると思う。(4区案では絶対ダメか。) |
| 要望 152 | 参考資料の3案比較検討で5項目ある中で、行財政改革のみが2区案で多いが、それ以外は3区案、4区案が圧倒的に多いとの評価がある。4区案でもよかったのではないか。行財政改革は一般の会社で行う企業努力、組織再編等で可能ではないか。そうすれば何億ものお金を使わなくても良い。全委員集計の結果をぜひ生かしてほしい。 |
| 要望 153 | 浜北区と天竜区で天浜区、北区と西区で城西区、東区と南区で城東区、中区を中央区にする。※区長を廃止し、副市長を4人にし、区長を兼務する。 |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における協議の経過について、まず、区の数を決するため、令和3(2021)年11月12日の委員会で、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価したものを5つの比較項目に落とし込み、レーダーチャートを作成しました。この評価結果や、令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮を総合的に判断し、区数を3区とすることが決定されました。

次に、市議会特別委員会における区の線引きの検討については、当初の区割り案たたき台13案に含まれる3区案に立ち返るとともに、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のみとすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編(案)参考資料」に記載しています。

また、副市長が区長を兼務することについて、地方自治法の規定により、特別職である副市長が一般職で常勤の区長を兼ねることはできません。

〇5区がいい [意見数 3件] 要望3件

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 要望 154 | 私は、五区がいい。中区、東区、天竜区、西区、南区がいいと思う。 |
|-----------|---------------------------------|

| | |
|------------------|---|
| 要望 155 | <p>C区は仕方なし。B区は東西が広すぎる。旧引佐郡と浜北は遠すぎる。2つに分けたほうが望ましい。</p> <p>A区は、浜名湖東岸と天竜川西岸では文化が違う。最低でも2つに分けてほしい。漁業協同組合と農業協同組合を合併できるか。観光協会と工業組合は対等か。何でも一緒にするのは末代までの恥、文化も歴史もあったものではない。みんな違ってみんな良い。本来、効率良い市民サービス提供とは、区割り変更することではないはずである。</p> |
| 要望 156 | <p>区の数について、A区の人口、面積が過大（旧浜松市と同じぐらいの面積、人口）となり住民自治の観点から、問題が大きいと考えられる。人口60万人と政令指定都市並みの人口を有し、他の行政区と比べ人口が大きいと考えられるといった理由から、3区というのはバランスが悪いと考えられるがいかがか。以前示された案のような4区、5区案の方が個人的には良いと思うがいかがか。西区分離の4区案ではなぜダメなのか。西区民からすると、以前示された4区案から西区、北区を分離した5区案が大岡裁きで一番市民の納得を得られたと考えられると思うがいかがか。上記の選択肢をとらずに、新3区案が出てきた経緯、理由が説明されていないと考えられるがいかがか。新3区案で押し切るならば、せめて説明責任を果たしてほしい。</p> |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における区の数を選定について、当初の区割り案たたき台13案には5区案が含まれていましたが、区再編の目的を踏まえ、行政コストや行政効率の面から期待できる効果が少ないという判断がされ、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価したものを5つの比較項目に落とし込み、レーダーチャートを作成しました。

市議会特別委員会では、この評価結果や、令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮などを総合的に判断し、区数を3区とすることが決定されました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示したものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。また、関連として、内定の経緯・理由、人口・面積のバランスについての市の考え方もご覧ください。

○部分的に線引きを変更 [意見数 10件] 要望10件

| | |
|------------------------------|---|
| 要望 157 ・ 161 | <p>浜北区は残すべきだと思う。僕は庭師として働いており、植木の町として歴史があり全国的にも有名だと思う。浜北という地名をなくしてしまうのはだめだと思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外1件)</p> |
| 要望 158 | <p>北区を浜北区に統合するのだけは本当にやめてほしい。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 要望 159 | 一昨年浜松市中区に移住した。全て中区に一括りにされると移住者にはかなり不便になると感じる。感覚としては、行政や商業施設の比較的多い、東区中区西区(南区)は既存のままがよいと感じる。浜北、北、天竜は同一でも構わない感じがするが。 |
| 要望 160 | 三方原町は合併のときは旧浜松から外されるように旧引佐郡と一緒の北区になった。しかし、すごく居心地がよく便利で北区になってほんとはよかったと思った。それなのに、三方原町がまた旧浜松市に戻るような再編は嫌だ。せっきく馴染んだ今の北区を分裂しないでほしい。 |
| 要望 162 | 三方原を除く北区と浜北区の統合について、今後三ヶ日や引佐エリアの高齢化が想定される中、同一区内の移動に1時間を要する統合は市民にとって不便でしかない。浜北区と東区を統合、三ヶ日は西区に含めた方がまだ利便性を損なわず、市民にとっても影響が少なく思うため、是非とも再考してほしい。 |
| 要望 163 | 旧引佐地区から浜北のB区役所に行こうとすると、バスで最寄りの天浜線駅まで行き、天浜線で鹿島まで行き、赤電で小林か小松まで行くようになるが、とても時間と費用が掛かるので、旧引佐地区で区としてほしい。 |
| 要望 164 | 浜松市の一部都田、新都田を浜北区(B区)に編入する案については、地理的、地勢的につながりがあるというが、理解しがたく、受け入れがたい。行政区を減らし、経費を抑えるということであるならば、何も旧浜松市の一部(都田、新都田)のみを移す必要はないのではないか。 |
| 要望 165 | 西区民としては北区の要望のため、本来の区割りから外され、60万人近くの区の外れに追いやられたばかりか、本来設置されるはずだった区役所まで奪われてしまい大変強い憤りを感じる。西区民としては西区をA区から分離してほしい。 |
| 要望 166 | 今からでも可能なら、今まで同様、三方原は中区ではない区にしてほしい。 |

【市の考え方】盛り込み済

市議会特別委員会における協議の経過について、まず、区の数を決めるため、令和3(2021)年11月12日の委員会で、区の数が2区・3区・4区となった場合の状況を想定し、各委員が25の条件項目を5段階で評価したものを5つの比較項目に落とし込み、レーダーチャートを作成しました。この評価結果や、令和3(2021)年9月から10月にかけて行った区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮を総合的に判断し、区数を3区とすることが決定されました。

次に、市議会特別委員会における区の線引きの検討については、当初の区割り案たたき台13案に含まれる3区案に立ち返るとともに、国土縮図型といわれる本市の多様な地域特性や区再編協議の中間報告でいただいたご意見等を踏まえ、都心部が広がる沿岸部を含む地域である中区、東区、西区、南区、北区の一部をA区、都心部の外環部に当たり、産業と自然環境に恵まれた内陸地域で、地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項目が多い北区の一部と浜北区をB区、広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担うC区のみとす

ることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策が期待できると結論付けられました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示したものです。

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や区の線引きの主な選定理由などについては、「浜松市区再編（案）参考資料」に記載しています。

また、再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

○現在の区割り [意見数 8件] 要望1件・質問7件

| | |
|---------------------|---|
| 質問 16 ～ 20 | <p>行政の効率化なんて初めからわかりきったことなのだから、だったらなぜ初めからその数にしなかったのか。静岡は初めから3区だった。不要な区役所整備や不要な人員に費やした無駄の責任は誰が取るのか。7区で始めたなら7区でやり通すべき。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外4件)</p> |
|---------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在の区割りは、人口規模（先行例では10万～20万の区が多い）、地形・地物、地域コミュニティ、歴史的沿革、市町村境等の地域事情に配慮し、7区となった経緯があります。

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

| | |
|----------|---|
| 質問 21 | <p>平成の大合併で広域な浜松市になった当初は、「クラスター型都市」として、7つの地域を尊重し、それぞれの地域にあった行政を目指すはずであったが、たったの10年少々でそれはどこにいったのか。</p> |
|----------|---|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的とするものであり、これまで培われてきた地域コミュニティを壊すものではありません。本市は合併以降、国土縮図型といわれる多様な地域特性を強みとし、FSC認証材の活用や歴史資源を活かした観光誘客などに取り組んでまいりました。再編後においても、こうした地域の多様性を生かした市政運営を進めてまいります。

質問
22
要望
167

平成の大合併から、この短い期間での人口減少は予想できていたはずであるが、区の数について再編しなければいけない事態となることは当時から予想できていたのか。また、市民には知らされていなかっただけで、区再編を考えていたのか。

案5 ページに「なぜ？行政区再編が必要なのか」とあり、「①人口減少、少子高齢化のさらなる進行」と示されているが、将来の人口の予想が政令指定都市発足当時の広報はままつの区政だよりに記載されていた。それによると、平成32年には、78万4867人と予想されていたが、実際には80万人以上だった。平成37年には76万人台になると予想されているが、平成34年である現在でも79万5000人あまりと当時の予想を上回っている。行政区再編の理由として、政令指定都市発足当時よりも人口が上回っていることから、これは区再編の理由とは言い難いものである。政令指定都市発足当時は7つの区でそれぞれが地域の特色を活かしたまちづくりを進めるはずであったが、その当時の人口予想が先述したとおりであった場合、政令指定都市発足当初から、7つの区が必要であったのかという疑問が生まれる。当時の人口減少が予想できていたのなら、政令指定都市発足当初から7区にする必要はなかったのではないか。それとも、広域合併であったため、政令指定都市発足当初から将来的に区の数減らすという計画があったのか。

その場合、政令指定都市発足当初の各市町村の約束が守られていないことになる。今になって人口減少や高齢化が急に進んだとは理由にならないと思うが、そのあたりの裏付けの説明が明確にしてほしい。

(同様の意見 外1件)

【市の考え方】 その他

平成16(2004)年10月に合併協議会で行った10年間(平成27(2015)年まで)の将来人口推計では、総人口の増加が続く傾向にありましたが、平成25(2013)年に平成57(2045)年までの30年間の人口を推計したところ、人口減少、高齢化が急激に進む傾向が明らかになりました。この人口推計結果は、平成26(2014)年3月5日発行の区政だよりに掲載し、少子化による出生数の減少(自然減)に加え、平成20(2008)年のリーマンショック等の国内外の社会環境の変化による人口の流出(社会減)が大きく影響しました。

また、現在の人口や合計特殊出生率の推移から、人口減少・少子高齢化の傾向に変わりはないと認識しています。

なお、区のあり方については、市議会特別委員会において約10年間にわたり協議してまいりました。

◎区の名称・地名（意見数 43件）

○区名の決定方法 [意見数 21件] 提案15件・要望5件・質問1件

| | |
|--|--|
| 提案 12 ～ 26 要望 168 ～ 172 質問 23 | <p>内定した3つの区のうち天竜区以外の2つの区名の決定に当たっては、区民(市民)の意向が反映できるように、区民投票を行うべきである。</p> <p>理由：区再編には可能な限り多くの市民(区民)が参加し、区民の参加意識を高めることが望ましいから。</p> <p>① 今回の区再編のように市域全般にわたる再編は全国20政令指定都市の中で初めてであり、政令市移行を原点に遡ってやり直すことと同じなので、その可否は本来住民投票で決すべきと思うが、事ここに至ってはそれに代わり得るものとして、区名に関する区民投票を行うことが最善の方法であること。</p> <p>② 区の形は議会と行政で決めたので、区民に多大な影響と出費を及ぼすことになる区名は、該当する区民に決めさせて頂きたいこと。</p> <p>③ 区再編が将来の浜松を見据えたもの、市民の間に遺恨が残らないもの、であるためには、市民がその決定手続き(の一部)に参加した実績を残すことが必要不可欠であるが、これから条例制定という最終決定の直前に可能なことは区名変更に関する区民投票しかないこと。</p> |
| | <p>参議院選挙(7月10日予定)に併せて簡便な方法での投票を目指すべきである。公平性、効率性の観点から理想的な区民投票が期待できる。</p> |
| | <p>公募とのことだが、その際、地域の人口差による多数意見が決め手にならないように、既存の名称は使用しない規程としてほしい。</p> <p>新しい区になることに対し、賛否を含め様々な感情がある中、既存の名称を用いて区民の気持ちの分断することの無いようにするためにも。</p> <p>区名を決める時には、将来にわたって区名を使っていく子供たちが参加できる場を設けてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外18件)</p> |

【市の考え方】今後の参考

新たな区の名称については、今年の6月頃から10月頃にかけて検討してまいります。名称の募集等については、市民の皆様にご参加いただくことを想定しておりますが、現段階で具体的な内容は決まっておりません。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

○区名及び地名 [意見数 22件] 要望22件

| | | |
|-----------------------|-----------|--|
| 要望 173 ～ 175 | 要望 192 | <p>浜北の名前を残してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外3件)</p> |
| 要望 176 | | <p>賛成。中区の名前を残してくれることを希望する。</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 要望 177 | 区名称について、まだ早いのかもかもしれないが、C区は天竜区、B区は浜北区、これは問題ないと思うが、A区に関して中区はやめてほしい。たとえば、浜名湖の東に位置しているので「湖東区」など。 |
| 要望 178 | いつごろ区名を決めるのか。できれば地域に根差した名前を考えてほしい。 |
| 要望 179 | <p>今回の3区案、大賛成である。是非とも実行をお願いする。</p> <p>現在の区の名前が変わると、住所変更、名刺や封筒の擦り直しなど様々な経費増大が見込まれる。そこで、民間を含めた経費削減を考え、新3区名はできるかぎり現状の名前を使用するのがよいかと思う。つまり「中区」「北区」「天竜区」とすべきかと思う。以前、静岡県以外の方（首都圏の方）と話した際に、多くの方から、なぜ浜松市には「北区」と「浜北区」が混在しているのか、大変わかりづらい。また「浜北区」があるのならば「浜南区」とか「浜西区」「浜東区」はあるのかと真面目に質問を受けたことがある。</p> <p>もちろん過去の合併のいきさつがあるとはいえ、浜松市の未来・将来を考え、さらに静岡県以外で大変通用しづらいこともあり、「浜北区」の名前は使用すべきでないと強く思う。浜松市の発展のために、近々の課題として経費削減。中長期の課題として、グローバルな区の名前・運営となることを望む。</p> |
| 要望 189 | <p>もしこの浜松市提案の再編案をそのまま採用するのであれば、市民の側の住所変更に伴う出費がなるべく少なくなるように、最も人口の多い現行区の名称を新しい区の名称とする、あるいは住所変更などに掛かる経費の一部を住民の側に補助する等の配慮をお願いしたいと思う。</p> <p>たとえば3ページのA区名を「中区」とすれば、新人口61.4万人のうち、約23.6万人(現在の中区人口)は煩わしい住所変更の手続きをしなくてもよい結果となる。仮に中区の人口10人あたり1件の事業所があったとすれば、総事業者数は23,600件。1事業者あたり最低に見積もって10万円の各種手続き費用が掛かるとすれば、それだけで23.6億円。もし中区の名称に変更があれば個人が住所変更にかかる費用を除いても、20億円を超える金額がそこに住む市民や事業者の懐から消えていくことを意味する。</p> |
| 要望 180 | 西区、東区のような方角を使った名称より、地域の特色を生かした区名にしてほしい。例えば今の西区であればうなぎが名産の浜名湖から取って浜名区のような名称になるとアイデンティティが確立できて区の魅力も増すと思う。例えば元中区等になる区は西遠区、遠州区などの名称になってほしい。元浜北区、北区となる部分は元浜北市と3つの町から合併したため浜北区で良かったり、浜松の副都心を抱えるため副都心区などユーモアある名称になると良いと思う。 |
| 要望 181 ・ 182 ・ 184 | <p>天竜区と他2区であれば、北区と南区が一番ふさわしい。南区という呼び方が、今まで市中心で別格だと考えている人たちが、難色を示すようであれば、中区でも問題はない。しかし、北区は絶対に他の名前では表すことはできず、北区である。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外2件)</p> |

| | |
|---|--|
| 要望 183 ・ 185 ・ 187 ・ 190 | 再編後の区のネーミングについて、浜北の皆さんは浜北の名にこだわりをお持ちのようだが、せつかく将来への希望を持っての再編であるので希望溢れる新しいネーミングの選考をお願いしたい。浜北は〇〇区浜北中瀬とか〇〇区浜北貴布祢が良いのではと考える。 (同様の意見 外3件) |
| 要望 186 | 遠州灘に面した最大区の名称は、全国的にも通用する分かりやすいものにしてほしい。現在の区名のように無機質な名称はやめてほしい。私の推奨は「浜名区」である。 |
| 要望 188 | 現中区を中心とした新A区(仮定)地域を「スズキ区」、C区を「ホンダ区」。 |
| 要望 191 | A区の名称は浜松区とか中央区が無難であるが、無味乾燥とした名称より、静岡市のように歴史や郷土を感じる名称が良い。 B区は浜北が副都心との理由で、名称は浜北区で場所も浜北に置こうと考えるのは旧引佐3町をないがしろにしてしまう。名称を浜北区とするなら場所は今の北区役所へ、場所が浜北なら北区または歴史や郷土を感じる名称にしなければバランスがとれない。浜北は広域合併市町村で唯一浜北市がそのまま浜北区となったため、浜松市に合併した気持ちが希薄である。浜松市全体や他区のことを考慮しなければ、再編は失敗で後世に遺恨を残す。 C区は他に考えられる方法はない。 |
| 要望 193 | これから区の名称がどうなるか分からないが、天竜区は変わらないので、そのまま天竜区であってしかるべきと思っている。経費を使わないでそのまま残していただければと思っている。 |

【市の考え方】 今後の参考

新たな区の名称については、今年の6月頃から10月頃にかけて検討してまいります。名称の募集等については、市民の皆様にご参加いただくことを想定しておりますが、現段階で具体的な内容は決まっておりません。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|---|
| 要望 194 | わずらわしさ満載の地名変更など易々やるものではない、区の編成替えするにしろ地名だけは変わらぬ工夫があつて然るべき。 |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

◆区役所・行政センター・支所の位置、位置の考え方 [意見数 18件]

提案4件・要望12件・質問2件

| | |
|---|--|
| <p>提案 27 ～ 29 要望 195 ・ 197 ・ 199 ・ 201</p> | <p>B区の区役所の位置について、案の浜北区役所の位置では、東により過ぎていていると思う。現状の新都田サービスセンターの辺りに設置するのが良いと思う。理由は、B区内で東西の中心に近いこと、三方原台地の上で地震・水害等に対して強い地盤であること、(大地震が起き現状の市役所が使えなくなった場合には、代替りの場所としても使える。)隣接するサーラ音楽ホールの駐車場を共用できること(区役所が主に稼働するのは平日昼間に対し、音楽ホールは平日夜間や土日が主な稼働時間となると思われる。)</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外6件)</p> |
| <p>要望 196</p> | <p>区役所が浜北になると、公共交通機関で行くにはとても不便である。浜松駅までのバスは今現在はあるため、バスが利用できる地域に区役所を置いてほしい。</p> |
| <p>要望 198</p> | <p>B区の区役所が浜北区になることで、細江町引佐町から区役所へのアクセスが大きく悪化し、道路事情も悪いことも懸念される。</p> |
| <p>要望 200</p> | <p>近年は過去に経験したことのない風水害や、地震が危惧される。浜松市においても天竜川の氾濫の可能性・地震による津波の可能性がある。市役所や区役所は現在の位置よりは高いところ、萩丘か三方原あたりが理想ではないか。今の場所でははてなが付く。区役所や市役所は真ん中にあるのが理想、市民の不満ができるだけ少なくなるよう努力願う。</p> |
| <p>要望 202</p> | <p>昨年10月1日に提出した要望書の最優先事項である北区役所の存続が叶わないことは残念である。</p> |
| <p>質問 24</p> | <p>浜北、細江、三ヶ日で一つの区として、なぜ浜北に区役所を置くのか。</p> |

【市の考え方】盛り込み済

区役所の位置については、現在の庁舎を使用し、新たな施設は作らないこと、新しい区の中で、最も人口が多いところに拠点を置くという考え方のもと、市議会特別委員会において都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、位置が提案されたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

再編後に区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供し、市民の皆様にご不便をおかけすることのないよう、進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| <p>質問 25</p> | <p>10月13日に行われた中間報告では、自由民主党浜松の対案で「交通結節等を総合的に勘案」し、北区役所に区役所を置くとなっている。しかし、今回のB区では、現在の浜北区役所に区役所が置かれるとのこと。この案では「交通結節等」は考慮されていないと思うが、なぜか。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

区役所の位置については、現在の庁舎を使用し、新たな施設は作らないこと、新しい区の中で、最も人口が多いところに拠点を置くという考え方のもと、市議会特別委員会において協議されました。B区については、新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号、257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路鉄道網があり、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置付けられた新東名高速道路浜松浜北インター、浜松いなさインター、浜松SAスマートインター周辺、地域拠点に位置付けられた気賀駅、西鹿島駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷地区、三ヶ日地区を結んでいることを踏まえ、都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、都市計画マスタープランで副都心に位置付けられた浜北に区役所、細江に行政センターを配置することが提案されました。こうしたことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 203 | 再編後の区役所は現在の中区役所・浜北区役所・天竜区役所を存続させる予定である。この3箇所は合併前の旧浜松市・旧浜北市・旧天竜市の市役所だった事もあり、地域の中心部として交通機能が充実し、人口密度が高く利便性の良い場所である。このため、この3区役所は非常に適した場所に立地しており、行政区再編後においても区の中心部として発展する可能性がある。また、浜北副都心の行政機能の向上のためには区役所は必要な行政機関であり、他の居住・交流・交通などの副都心機能も行政区再編後に向上する事を期待する。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 204 | 浜松市は人口規模からみると、日本で2番目の面積を有し広く本来ならば3区であれば法252条の20に定める区役所出張所も必要であるかもしれないが、デジタル化の進歩により行政センターや協働センター他コンビニ等で十分補完でき、必要でなく又事務面等十分に検討対応されている。 |
| 要望 205 | 再編後の3カ所の区役所の位置は、現在でも区の中心部として人口が多くまた公共交通機関も利用しやすい地域のため、現在の中・浜北・天竜区役所を再編後に区役所として存続することに対して賛成である。 |

【市の考え方】 盛り込み済

ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 206 | 区役所・行政センター・支所の数について、各地の機関の名前は変わるが、実質的に数は減らない。市民サービスを低下させない前提によって、行財政改革としてはやや骨抜きにされた感を覚える。 |
| 提案 30 | 舞阪支所を設置するとしているが、現西区役所に設置される行政センターとの距離の近接性や、他地域における行政センターと支所に関する地域性のバランス等を鑑みると、その必要性は乏しいのではないだろうか。行財政改革の観点からも疑問である。支所ではなく、協働センターとすべきと考える。合併前の旧市町村役場に対する一律の措置と思うが、全体の地域性にかかるバランスを考慮してほしい。 |

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

◆区再編の必要性（意見数 146件）

◎再編の趣旨・目的 [意見数 52件]

提案1件・要望42件・質問9件

| | | |
|--|--|--|
| 提案 31 要望 207 ～ 212 質問 26 ～ 29 | 2 ページで中途半端な3区案を提示する市当局に対しては、果たして今後の市財政に対する危機感を正しく認識できているのか、また、徹底した行財政改革を断行するという覚悟を本当に持ち合わせているのか疑念を抱かざるを得ない。区再編の必要性については5 ページで記載しているところ、「財政」という単語が1 つもない。財政面の危機意識を5 ページに掲載することで、区再編について議論する際に財政面での共通認識をより具体的に市民と構築するほうが良いのではないだろうか。また、条例に落とし込む際には、区再編の必要性・目的を財政面の観点からも明記するのはいかがか。市民に対しては、区再編を実施する場合とそうでない場合とを比較した今後の財政面に関するシミュレーションや、一人当たり社会保障費や一人当たり道路等インフラ維持費額に関する将来予測等を改めて「広報はままつ」に掲載するなどの取り組みを通じ、市財政に関する市民との共通認識をより強く構築するとともに、それによる区再編の必要性とをリンクさせた説明を市民に行うよう、市当局には強く求めたい。 | |
| | 案の1 ページ、5 ページに、今後直面する人口減少、少子高齢化を見据え・・・とあるが、案や資料を見ても具体的にどう人口が変動し、税収もどのように変化していくのかなど具体的に示してほしい。政令市の中でも、財政は健全だとも聞く。今、財政がひっ迫していてもどうしても区の再編による経済効果を高めなければいけない状況にあるとは思えない。 | |
| | 人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況とあるが、将来どのように変わるのか。想定は。 今後人口も減って財政が、厳しくなるというが、それを言うより浜松市としての少子化対策の試みが先でないか。 <p style="text-align: right;">(同様の意見 外7件)</p> | |
| 要望 213 ～ 222 | 質問 30 | 現在の状況から変更するメリットや必然性が理解できないので反対である。 <p style="text-align: right;">(同様の意見 外10件)</p> |

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。

区再編の必要性についての市の現状・課題に対する今後の見通しと対応に関する

記述を次のように追加し、明記していきます。

《修正内容》

(修正前)

P.5 ◆区再編の必要性

「①人口減少、少子高齢化のさらなる進行、②激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応」

(修正後)

【区再編の必要性についてのポイント】

- ◆市の現状・課題（人口減少、財政面、社会保障費、道路等インフラ維持費額等）に関する今後の見通しと対応状況は？また、これらが区再編の必要性とどのようにつながるのか？

(市の考え方)

①人口減少・少子高齢化の見通し・対応について

浜松市の人口構造は、平成 27(2015)年の年少人口（0 歳以上 14 歳以下）は 10 万 7 千人、総人口に対する年少人口構成比は 13.6%であり、30 年前の 1985 年と比較して 5 万 4 千人の減少、率にして 8.6 ポイントの低下、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）は 47 万 3 千人、生産年齢人口構成比は 60.0%であり、1 万 7 千人の減少、率にして 7.4 ポイントの低下となっています。

一方、老年人口（65 歳以上）は 20 万 8 千人、老年人口構成比は 26.4%であり、13 万 3 千人の増加、率にして 16.0 ポイントの上昇となっています。平成 12(2000)年以降では、年少人口の減少に加え、生産年齢人口も減少傾向となる一方、老年人口の増加が続いています。この結果、老年従属人口指数（生産年齢人口に対する老年人口の割合）は、昭和 60(1985)年の 15.4 から平成 27(2015)年の 44.0 へと上昇が続いており、人口減少及び高齢化が進行しています。現在の出生率や移動率が続くと仮定すると、令和 42(2060)年の人口は 60 万人を下回り、このまま人口減少が進むと、就業者の減少・地域経済の縮小や現役世代の負担増大などが懸念されます。

浜松市の人口減少は、出生率の低下や、若者層を中心とした人口の市外への流出、とりわけ東京圏への流出に起因する部分が大きく、出生率の上昇や転出抑制を図ることによって、人口の減少スピードを抑制するとともに、長期的には人口構成を最適化することが可能であると考えており、合計特殊出生率の上昇と東京圏との社会移動の均衡を図ることで、令和 42(2060)年に 68 万 1 千人の人口を維持し、将来的に 63 万人程度で安定させる将来展望人口の実現に向けた戦略的な対策を講じています。

主な対策としては、ベンチャー支援等による雇用の創出や、子育て支援等による安心して子どもを産み育てることができる環境整備、移住の促進等に取り組んでいます。

浜松市“やらまいか”人口ビジョン



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/vision.html>)

浜松市“やらまいか”総合戦略



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/sogosenryaku.html>)

こうした対策に掛かる費用に充てるため、様々な形で経費削減や行財政改革の取組を実践する必要があり、区の再編もその方策の一つとして提案するものです。

②インフラ改修・更新経費の見通し・対応について

タテモノ資産（長寿命化後）に係る改修・更新経費は、今後 50 年間で 9,004 億円、1 年当たり 180 億円と試算しており、令和 40(2058)年頃に建替による財政需要が大きく増え、年間 400 億円以上が必要と試算しています。インフラ資産（リスクベースメンテナンス後）に係る改修・更新経費は、今後 50 年間で 1 兆 3,512 億円、1 年当たり 270 億円と試算しています。（令和 3(2021)年度浜松市の資産のすがた）

本市では、タテモノ資産（公共建築物）の見直しや維持管理コストの適正化、長寿命化など様々な取組を行ってきました。しかし、人口減少に起因する資産の遊休化、稼働率の低下、税収の減少の懸念と老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大、更には近年の本市における投資実績を踏まえると、これまでの取組はまだ充分とは言えず、すべての資産を従来どおりの形態で将来にわたって維持管理していくことは不可能な状況と考えられます。

このため、市が保有するすべての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成 27(2015)年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として、平成 28(2016)年 3 月に「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定（令和 3(2021)年 4 月改訂）しました。

公共施設の運営を通じた安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立するため、従来の考え方にとらわれることなく、各々の資産の必要性や目的を明確にしたうえで、民間活力の積極的な活用や、遊休資産の貸付、まちづくりとの連携など創意工夫により資産を最大限に活かす取組を推進しています。

浜松市の資産のすがた



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/sugata/index.html>)、

浜松市公共施設等総合管理計画



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/index.html#kanrikeyakaku>)

③社会保障費の見通し・対応について

本市では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年を見据え、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画であるはままつ友愛の高齢者プランを策定し、各種事業を推進しています。

介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあり、令和元(2019)年度実績値 649.9 億円が令和 22(2040)年度には 991 億円となると推計しています。

こうした状況を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、地域社会とのつながりを大切にしつつ、自立して日常生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止に係る事業を実施し、さらなる健康寿命の延伸を目指しています。

はままつ友愛の高齢者プラン（2021-2023）
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/keikaku/plantop.html>)



④財政の見通し・対応について

上記のインフラ改修・更新経費、社会保障費の見通しなどを考えると、今後も財政運営が厳しいことは確実であると認識しています。

また、歳入についても人口の減少に伴う個人住民税など所得課税の減少、総人口の減少に伴う消費活動の総量低下により、消費税をはじめとした消費課税の減少が懸念されます。

本市の財政が比較的健全な状態にある今こそ、現状に甘んじて課題解決を先送りすることなく、将来を見据え、区の再編を行うべきだと考えています。

中期財政計画

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/middle/index.html>)



区の再編は、人口減少・高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化等の課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。

その効果として、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。

再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

区再編に加え、今後も様々な行財政改革によって継続的に行政運営の効率化に取り組み、社会・経済状況の変化や新たな需要に対応してまいります。

| | |
|-----------|---|
| 要望 223 | 提示されている資料では単純な「人件費削減」に終始しているような気がしてならない。 客観的には削減された経費は一部の市民の負担に振り替えられているだけ・・・という感覚も感じざるを得ない。 |
|-----------|---|

【市の考え方】その他

区再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、区再編に伴う職員の削減については、市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持しながら、今後の社会経済状況の変化に柔軟に対応できる変化に強い組織をつくってまいります。

あわせて、再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

また、現在の区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 224 | 現状のそれぞれの区役所において隣接する区に対応も可能とし、区役所建屋以外に出ていたものを全て区役所建屋に収める。それぞれの区役所の駐車場を中区役所のように有料化し、営業日以外の収益を考える。再編することを優先せずに賃料の支払いを減らす（借りている物件をなくす）、をまず行う。市民に直接負担させることを優先するのではなく、自分たちのサビを落とそう。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

サービス提供体制は、社会の変化に合わせ、柔軟に見直していく必要があると認識しております。なお、現在、居住地域に関係なく、戸籍、住民票の届出など、一般的な手続きを各区役所及び協働センター等で済ますことができます。ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 225 | 掛川市にある大日本報徳社には「経済門」と「道徳門」。2024年から1万円札の顔になる渋沢栄一さんの著書に「論語と算盤」があり、どちらも相反する要素のものを合一して物事を考えるべきと教えている。激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応については、区再編だけでできるものではなく、あらゆる法令や条例の見直しも視野に置き、各専門委員会との議論を重ねて最良の政策を選ぶ必要はないか。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | | |
|-------------------|------------------|------------------------------|
| 要望 226 | 質問 31 | 再編により市民税でも安くなるのか。具体的に教えてほしい。 |
| | | (同様の意見 外1件) |

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

区再編による市民税の減額は想定していません。

| | |
|------------------|---|
| 質問 32 | 参考資料6ページ（天竜区を他区と複合すべきとする主な理由の掲載ページ）に人口減少が進むとまた区の再編を検討せざるを得ない状況になることが想像できるとあるが、人口推計はどうなっているのか。人口減少に対する手立てはあるのか。人口減少がどうなった時に再度再編を検討することになるのか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

本市が平成25(2013)年3月に作成した人口推計では、天竜区は令和12(2030)年には約2万人、10年後には約1万5千人になると推計しています。人口減少に対する手立てについては、平成27(2015)年から人口減少対策についての施策を定めた「浜松市やらまいか総合戦略」を策定し、雇用創出、子育て支援、移住・定住の促進等に取り組んでいます。

再度の再編の検討については、現行制度では考えておりません。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 227 | 再編が必要な理由はいろいろある中で今再編なのか、何回の再編を繰り返せばいいのか疑問である。それこそが財源無駄使いではないか。 |
| 要望 228 | 5年や10年で再度区の再編なんて無いように願います。長い目で見た区の再編（30年から50年）にしてほしい。 |

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

再度の再編の検討については、現行制度では考えておりません。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 229 | せっかく政令指定都市なので単純な財政赤字対策であれば、その都度「浜松市災害対策自治宝くじ」のようなものを発行して当座をしのぐのが簡単だが。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

区再編は単純な財政赤字対策として当座をしのぐためではなく、臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築し、持続可能な行財政運営を行うことを目的としています。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 230 | 再編の必要性として、浜松市は「デジタル化の急速な進展」を挙げている。これも区の再編とは全く関係のないことである。社会のIT化に伴い、行政機関まで出向かなくてもパソコンやスマホ等を利用し各種の届出が可能となりつつある。その結果として窓口業務量が削減されれば余剰人員が生じ、その人材を別の部署に配置することも可能である。その話と区役所の再編の話とは次元の異なる事柄であり、一緒にしてはいけない。 |
| 質問 33 | (同様の意見 外1件) |

【市の考え方】 その他

「デジタル化の急速な進展」については、「人口減少や少子高齢化の進行」などとともに、激変する社会経済状況の変化の一例として挙げたものです。区再編は、デジタル化を始め、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、法律で設置が義務付けられている区役所の数を減らし、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築することを目的としています。

また、「デジタル化の基本的な方向性」は、特別委員会において、今後の行政サービス提供において重要な部分を占める可能性が高いことから、協議項目に加えられたものです。

| | |
|-----------------------|---|
| 要望 231 ・ 232 | 結論から言うと、3区案に「賛成」である。社会構造が昭和時代と違い超高齢化社会、人口減少、労働力不足、若者へのモチベーション、核家族制度の定着、世帯主、家族等、後継者がいなく家が減びて「空き家問題」につながる。この課題は日本全国の深刻な問題である。政府が具体的な施策を打ち出していない。この要因が政令都市浜松市の自治体までに波及している。3区案での再編で浜松市の財政が少しでも改善できれば幸いである。 |
| | (同様の意見 外1件) |
| 要望 233 | 具体的なことをたくさん伺ってきたので、私は区再編を進めていくことは大事だと思っている。しかし、変わってはいけないこともあるのではと思っており、それはまたぜひお考えいただければと思う。 |
| 要望 234 ～ 240 | 2025年団塊の世代が後期高齢者となり、5人に1人は認知症、高齢者が人口の1/4、30年後の人口は8000万台、80年後には5000万台と言われている。今こそ行政と地域コミュニティが一体となって取り組む体制基盤を造っていかないと大変なこととなると危惧している。 3区案は妥当である。少子・高齢化に対する行政運営で、それぞれの特色を持つ案である。 |
| | (同様の意見 外6件) |

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

| | | |
|-----------------------|----------|-----------------------------------|
| 要望 241 ～ 248 | 質問 34 | 余分な経費がかかるだけ。もっと使うべきところにお金を使ってほしい。 |
| | | (同様の意見 外8件) |

【市の考え方】今後の参考

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

区再編によって生み出される財源は、コミュニティ支援の強化等、協働センターの機能充実に充てるとともに、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化において、今後必要とされる市民サービスの確保に充ててまいりたいと考えています。

◎7 区を維持 [意見数 27件] 要望 21件・質問 6件

| | |
|-----------------------|---|
| 要望 249 ～ 269 | 今の区役所も同じ機能を残すなら、今とまったく同じで、節約にならない。 |
| | 区再編の「趣旨・目的」が良く理解できない。「区の再編は、…市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することを目的に行うものです。」とあるが、この内容は「市の裁量で |

質
問
35
〜
40

はできないことがある」その是正のために再編が必要、との理解でよいか。
また、広報はままつ2月号市長コラムでは、「行政区の再編は、組織を効率化することによって得られる財政効果（およそ7億円の支出削減）が短期的目標ですが、…できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築することが主目的です。」と、市長の思いと考え方が掲載されているが、その後文では、「要は区制採用と区役所を設置すること以外、中身は全て条例で定めることになっていきますので、現在でも市で決めています。」と現状説明をしている。区役所をどのような組織にするのかは全て市の裁量で、できるしやってきたと理解できる。「市の裁量で、できないことはない」と判断できる現状で、あえて行政区数を再編削減する必要性はないと思う。

さらに「…法律で固定化されてしまう区役所をできるだけ減らし、条例で自由に設置できる組織を軸にした方が、自治体にとってメリットがあることは明らかです。」と言っているが、「固定化されてしまう区役所」とはどんな区役所か理解できない。また、「区役所を減らした方がメリットがある」と言っているが、全国の政令市(20市)では、分区し行政区数を増やした政令市が9市、増区数は54区ある。(合併による区増は、分区増には含まない) 区数7以上の政令市は14市ある。「区数が少ない方がメリットがある」根拠を明承してほしい。

それでも再編(3区への区数削減)が必要だというならば「市の裁量でできない現状」を具体的な事例で明示(2〜3件程度)してほしい。この事例が現状7区ではできないが、3区にすればできる説明がほしい。

区役所業務を見直し、代わりに(仮称)行政センター・協働センター等市の裁量で設置運営できる機関を充実し、「新3区案」の施策を現状7区のまま(天竜区を特別区として)にて人件費削減等目標が達成できると思う。

今の7区がどうしてよくないのかが全く分からない。区の再編については納得できない。

(同様の意見 外23件)

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。

7区を維持した組織の見直しに対する市の考え方を次のように追加し、明記していきます。

《修正内容》

(修正前)「7区を維持した組織の見直しに関する記述なし」

(修正後)

P.5 ◆区再編の必要性

【7区を維持した組織の見直しについてのポイント】

◆現在のサービス提供体制を維持するのに、なぜ再編が必要なのか？現在の7区のまま組織を見直すことで、再編と同様の効果は得られないのか？

(市の考え方)

地方自治法252条の20には、指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させ

るため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときは出張所を置くものとする。そして、区の事務所又は出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。

この規定により、区役所は条例において所管区域を定めて設置しなければならないが、戸籍・住民基本台帳や選挙管理委員会に関する事務などは、法律で区を単位とすることが規定されています。このため、同一・均一的な事務であるにもかかわらず、所管区域ごとに固定的な業務が生まれ、それに携わる職員の配置が必要となります。

こうした地方自治法の規定で固定化されてしまう区役所の数を減らし、区役所でなくなる区役所庁舎には市が所管区域にとられることなく、自らの裁量で数や規模を自由に決められる行政センター等の組織を軸にすることで、サービスの質を落とさず、提供体制や職員配置の最適化が可能となると考えています。

短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。

再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

◎7 区が定着等 [意見数 9件] 要望9件

| | |
|--|--|
| <p>要望 270 ～ 278</p> | <p>10年以上慣れ親しんだ区を無くすことは住民に不和をもたらすはずだ。区画が減れば、地域別の変化や統計、情報収集の累計データも1から、まことに無駄な計画としか言いようがない。</p> <p>今回の再編案は、明治時代以来、最悪の住民無視の地域統合であり、子々孫々に禍根を残す。</p> <p>私は、高校教員として歴史を専門科目としてきた高齢の市民である。再編が話題になってから、遠州地域の市町村合併や地域編成の歴史を紐解いてみたが、これほど住民の意思を無視した再編案はない。過去の地域編成においても多少の混乱や賛否は歴史に記載されているが、今回ほどではない。これが成立すれば、将来、引佐3町の子々孫々は「なぜ、中区を通り越して浜北区役所まで行かなければならないの、なぜ、住民に過大な経済負担をさせるの、当時の市長、議長、委員長は誰だったの、当時の引佐3町の代表はどう対応したの」など、数多くの疑問や不平が出てくるものと思う。そして、数十年後には区の再々編が話題になったり、場合によっては、工場出荷額が県内一位になりそうな湖西市への移動が協議されたりするものと推察される。</p> <p>令和4年2月の説明会資料では、平成31年の住民投票の結果の資料がなく、北区と西区の統合案が経過に記載されていなかった。今回の区の再編は、歴史上、重大かつ将来に影響を残すものであるため、委員会の審議報告、パブリックコメント等、しっかりと全て残し保存してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外6件)</p> |
|--|--|

【市の考え方】その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的とするものであり、これまで培われてきた地域コミュニティを壊すものではありません。本市は合併以降、国土縮図型といわれる多様な地域特性を強みとし、FSC 認証材の活用や歴史資源を活かした観光誘客などに取り組んでまいりました。再編後においても、こうした地域の多様性を生かした市政運営を進めてまいります。

また、区再編後も区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

なお、区再編に係る資料は、浜松市文書規則に定める文書分類及び保存年数に基づき保存しており、市議会特別委員会における協議資料や議事録は永年保存されません。

◎区制度の見直し [意見数 5件] 要望3件・質問2件

| | |
|--|---|
| 要望 279 ～ 281 質問 41 ・ 42 | そもそも区割りが必要なのか。オール浜松体制でやって行きましようとの文言があるように、区制度を見直してほしい。 |
| | 地方自治法が制約になって、地方自治体が行政改革を行いにくい(あるいは、行えない)と読める箇所があった。同じような課題を他の自治体も抱えているだろう。それならば、全国の地方自治体においても同じ課題がいずれ生じていくはずである。一緒になって、その法律の改正を訴えるべきである。議論のスタート地点に戻ってしまうが、組織の改編、業務の見直しを実施するのに、区再編をしなければ行えないことなのか。理解しにくい。 (同様の意見 外3件) |

【市の考え方】今後の参考

現行の地方自治法には、指定都市は、市域を分けて区を設け、区の事務所を設置することが規定されています。

現在の指定都市は、平成の大合併における人口要件の緩和を経て、人口規模は70万人から370万人、地域に一部過疎地域を含む都市も出現するなど、その姿は多様化しており、人口構造の変化やインフラの老朽化等の諸課題に対応するためには、それぞれの指定都市の特性や実情に応じた柔軟な制度が必要と考えています。こうしたことから、他市と連携し、多様な大都市制度の実現などを国に要望しています。

また、行政区についても指定都市自らが地域の特性にあわせ、効率的かつ柔軟な行政運営のあり方を検討し、条例で定めることができるよう、本市から総務省に法改正による行政区の必置規定の緩和を要望しています。

◎住民投票 [意見数 27件] 要望21件・質問6件

| | |
|-----------------------|--|
| 要望 282 ～ 302 | 平成31年の住民投票において、区の再編は反対多数だったと記憶している。それを再び、再編ありきで議論が進められていること自体に違和感を感じる。 |
| | 進め方について、住民投票にて反対が多いにも関わらず、その反対されているという事実はそのままにして、議員の中だけで審議を進め、区再編そのものは決定事項とし、今回区再編方法に対する意見・要望を聞くとして、さも市民の意向により区再編を進めている、というように議論をすり替えようとしているやり方に憤りを感じる。 |
| 質問 43 ～ 48 | 平成31年4月7日の住民投票では、天竜区、浜北区、その他5区での3区にする原案は59%で反対票が上回った。令和3年12月7日の内定案は天竜区を残し、残り6区を2つに割って計3区にする案である。区の形は違っても、住民投票で「否決」された同じ3区案であり、その整合性は理解しにくく民意は反映されていない。3区案での再編には疑問が残るので、再考すべきである。 |
| | (同様の意見 外24件) |

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。

平成31(2019)年に実施した住民投票の結果等に対する市の考え方を次のように追加し、明記していきます。

《修正内容》

(修正前)

「平成31(2019)年に実施した浜松市区の再編に関する住民投票についての記述なし」

(修正後)

P.5 ◆区再編の必要性

【住民投票の結果等についてのポイント】

- ◆ 住民投票では、反対が多数だったと記憶しているが、なぜ再編ありきで議論が進められているのか？

(市の考え方)

平成31(2019)年4月7日に実施された浜松市区の再編に関する住民投票では、設問1で「3区案(天竜区・浜北区・その他の5区)での区の再編を令和3(2021)年1月1日までにを行うこと」についての賛否を問い、設問1で「反対」の場合、設問2で「区の再編を令和3年1月1日までにを行うこと」についての賛否を確認しました。

投票結果については、設問1で「賛成」と答えた人の割合が41%(13万2,249票)、「反対」と答えた人の割合が59%(19万351票)となり、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が多数となりました。設問2は、賛成16%(3万1,722票)、反対83.3%(15万8,629票)となり、設問1、2を通じて、令和3年1月1日までに区の再編を行うことについては、設問1で賛成した票(13万2,249票)と設問1に反対で設問2に賛成した票(3万1,722票)の合計が50.8%(16万3,971票)となり、賛成が反対をわずかに上回ったものの、賛否は拮抗しました。

この結果を踏まえ、市議会特別委員会において、区再編の議論を再開し、令和2(2020)年9月の市議会全員協議会において、区再編の必要性について、全議員による投票を実施し、再編することが決定されました。

また、内定案については、住民投票で合区による3区案への反対が多数であったことも踏まえ、合区や区の線引きにこだわらず、本市にとってよりよい再編案を検討した結果、選定されたものであり、区割り案のたたき台とした13案の中に住民投票で否決された天竜区、浜北区、その他5区案は含まれていません。

◎再度の住民投票について [意見数 18件] 要望16件・質問2件

| | | |
|-----------------------|---------------------|--|
| 要望 303 〜 317 | 質問 49 ・ 50 | <p>今回の3区案は、前回（平成31年4月）のように住民投票は実施されないようだが、住民にとっても非常に大きな問題だと認識しているため、是非とも住民投票も選択肢の一つとして考えてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外16件)</p> |
|-----------------------|---------------------|--|

【市の考え方】 その他

平成31(2019)年4月7日に実施された浜松市区の再編に関する住民投票では、3区案で再編を行うことについては、反対が多数となりましたが、区の再編そのものを行うことについては、設問1で賛成した票(13万2,249票)と設問1に反対で設問2に賛成した票(3万1,722票)の合計が50.8%(16万3,971票)となり、賛成が反対をわずかに上回ったものの、賛否は拮抗しました。この結果を踏まえ、市議会特別委員会において、区再編の議論を再開し、令和2(2020)年9月の市議会全員協議会において、区再編の必要性について、全議員による投票を実施し、再編することが決定されました。

再度の住民投票について、区再編は、令和2(2020)年9月の全員協議会において、議会として区再編が必要であると結論づけられて以降、区割り案の内定に至るまで、市民の皆様から負託を受けた議会とともに取り組んできたものであり、協議経過については、節目となるタイミングで説明機会を設け、その都度意見を受け止め、特別委員会で協議を重ねてまいりました。

令和5(2023)年2月の条例議決に向けた協議スケジュールについても、特別委員会において協議・了承されているところであり、住民投票で決定することは考えておりません。

| | |
|-----------|--|
| 要望 318 | <p>少し不便になるなど短期の視点ではなく子供たちのためになる区画再編をお願いしたい。選挙による判断は強く反対する。高齢者の便利な判断になるからである。高齢化が進む中、子供たちが戻ってきたい市にならないければ浜松市の衰退はさらに進む。長期の視点での最適解を判断してほしい。</p> |
|-----------|--|

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

◎再編の時期 [意見数 8件] 要望8件

| | |
|-----------------------|---|
| 要望 319 ～ 322 | <p>現在、コロナ禍で生活様式が変化している過渡期にある。保健所など一部の職員は、過負荷になっているものと思われる。区再編は今進めるのではなく、コロナが収束し、世の中の生活が安定してからにした方がいいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外3件)</p> |
| 要望 323 ～ 326 | <p>人件費で年間6億5千万円の削減はすごい。以降条例改正などの手続きを進めるわけだが、再編案の移行を一刻も速く前倒しできたら最高だと思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外3件)</p> |

【市の考え方】その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

また、区再編については、令和2(2020)年9月の市議会全員協議会において、区再編の必要性について全議員による投票を実施し、再編することが決定されたことを受け、市議会特別委員会で具体的区再編案の協議が進められ、令和3(2021)年1月に区設置等の条例を令和5(2023)年2月定例会とすることが決定され、5月には条例議決までの協議スケジュールが決定しました。

◆区再編のメリット・デメリット (意見数 107件)

◎メリットに関すること (意見数 61件)

○サービス提供体制 [意見数 22件] 要望20件・質問2件

| | |
|-----------------------|---|
| 要望 327 ～ 339 | <p>今回のワクチン集団接種会場にみるように、旧引佐郡在住者にとっては不便でしかない。今後の市の対応もこのように見捨てた対応になっていくのは明らかである。高齢者の多い地区である。高齢者の免許返納を促している行政の考え方がまるでわからない。多くの旧引佐郡在住者の生活圏は浜松市であり、浜北ではない。住所表示も浜北区を選択されるのであればなおさら、旧引佐郡在住者はどうでもいい扱いとしか感じられない。今後、この地区で生活していくことに不安しかない。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外12件)</p> |
|-----------------------|---|

【市の考え方】その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

また、再編にあわせ、地域課題について議論する協議会を2層化し、地域の声を

行政に届ける仕組みを構築することを提案するほか、区再編後も区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

要望
340

区役所に行くのが今でも不便なのに、インターネットなどを使えない人はどうなるのか。個人指導に来てくれるのか。

【市の考え方】その他


再編後のサービス提供体制については、「市民サービスは低下させない」ことを協議の前提条件とし、検討してまいりました。再編後も、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供するとともに、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討してまいります。

なお、インターネットや SNS などデジタル利用に興味、関心がある方を支援するため、協働センターなどを会場として、スマートフォンの基本的な使い方講座などを開催しています。

要望
341

浜松市区再編は住民及び議員から出たものではなく、意味が分からない。元区役所も再編後は行政センターとして残るならコスト削減の意味が分からない。せめて例えば職員を 120 名削減できて 10 億円削減できるとか。（これは勝手な例）具体的な中身が全く見えない。なら元区長の権限を縮小してそのままの行政区の方が混乱が少なそうである。

【市の考え方】その他

区再編については、令和 2(2020)年 9 月の市議会全員協議会における全議員の投票の結果、区再編は必要と結論付けられ、市議会特別委員会で区割り案が示されました。特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>)

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

要望
342

3 区に再編後も「行政サービスは維持・強化する」と言っているが、行政の役割は様々な市民の声を吸い上げ住民サービス向上させ・住民福祉を充実して住みやすいを作ることにある。区を減らすことは住民と行政のつながりをいっそう希薄にして行政の役割が果たせなくなる方向である。現に平成 17 年の 12 市町村の合併により住民と行政の距離が遠くなり、様々なサービスが住民の意向を十分汲み取ることなく削減された。

【市の考え方】その他

地域コミュニティの核となる地区自治会連合会、学校区は分割しないことを区再編の協議の前提条件とするとともに、再編にあわせ、住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を

充実すること、地域課題について議論する協議会を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案しています。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 343 | 新3区案での内定について意見を言うつもりはない。これからは再編後の行政サービスがどのようになっていくかがメインになり、その部分を検討してもらえと思っている。 |
| 要望 346 | 少子高齢化が進む中、持続可能な自治体運営が求められている。横浜市のように区が増えることはあっても、合区による区の減少は浜松市が初めてであり、同じようなイシューを持つ基礎自治体は浜松市の動向を注目している。そこで、合区による行政サービスの維持を約束するのではなく、現在以上の市民満足度をこの区の再編により期待したい。 |

【市の考え方】 今後の参考

サービス提供体制は、社会の変化に合わせ、柔軟に見直していく必要があると認識しています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 344 | 各手続きのデジタル化を見据えてそれぞれの区役所の職員を減らすとかなら分かるが、サービス内容は変わらないのであれば区再編自体のメリットは感じられない。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

「デジタル化の急速な進展」については、「人口減少や少子高齢化の進行」などとともに、激変する社会経済状況の変化の一例として挙げたものです。区再編は、デジタル化を始め、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、法律で設置が義務付けられている区役所の数を減らし、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築することを目的としています。

また、デジタル化の基本的な方向性について、特別委員会では、今後の行政サービス提供において重要な部分を占める可能性が高いことから、協議項目に加えられたものです。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 345 | 一般行政部門職員数に関しては、浜松市は職員1人あたりの人口が札幌市、横浜市に次ぐ256人で、行政の効率化の程度が高いと思われる。浜松市の説明によれば、区再編により81人の削減が見込まれるため、再編後の職員1人あたりの人口は263人となる。しかしながら全政令指定都市の平均は228人であり、行政の効率化のために市民サービスの質が低下しているようでは本末転倒である。他の政令指定都市と比較し市民サービスの質が一定水準に達しているのか検証が必要である。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

これまでも、業務の見直しなどを踏まえた上で策定した定員適正化計画に基づき、計画的に職員数を管理してまいりました。一方で、再編にあわせ住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実することを提案しています。さらにデジタル化の推進など、行政需要にも的確に対応する中で、市民サービスの向上に努めてまいります。

| | |
|------------------|---|
| 質問 51 | 3区にすることで、意思決定スピードがあがること、デジタル化にそなえること、少子高齢化人口減少の対策となることになぜなるのかがまだ分からなかった。意思決定のスピードがあがることは、行政の上申のルートが簡略化されるということだと思うが、どう簡略化されるのか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。こうした観点から市議会特別委員会において本市にとってより良い再編案を検討した結果、3区に決定したことを踏まえ、内定案としてお示ししたものです。

意思決定のスピードについて、福祉分野の組織配置については、再編にあわせ、現在各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、区役所と本庁の2系統となっている指示命令系統が一元化されます。

| | |
|------------------|--|
| 質問 52 | 職員の減少をメリットのように言うが地区体育館、ホール職員等、委託社員に任せてサービス低下につながっているように思う。その辺はどうか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

公共サービスの質の向上と効率化を実現するため、市全体の事業バランスや地域性等を考慮し、民間事業者等の知恵・資金等を有効活用した民間活力の導入を推進しています。

一方、民間活力を導入した施設・事業については、適時・的確な履行状況の確認や監視等を行い、提供するサービスの質や安全性・継続性を確保しています。

○職員削減 [意見数 20件] 提案1件・要望13件・質問6件

| | |
|-------------------|--|
| 提案 32 | 削減職員数が81人とあるが、その内訳を各事業所/出先機関/課/グループ単位で示してほしい。また、区再編前・再編後を比較した、浜松市の全ての事業所/出先機関/課/グループ単位の職員定数の実数(増減ではなく)を示してほしい。「削減人数が合計で81人」という部分のみが一人歩きするばかりで、市民の側が具体的にどういった部署/業務の人員に変更が生じるのかという点を区再編の前に知ることができなければ、判断のしようがないのではないかと。 (もし作業量的に難しい場合、再編前の定数については各課/事業所が作成した定数要求資料の情報公開でも可) 案6ページの中で「管理職の削減」という記載があるが、区再編を行うことで、具体的に管理職・一般職員(再任用除く)・再任用職員のそれぞれの定数を、具体的にいくつ削減できるのかを示してほしい。 |
| 要望 347 | 81人の人員が削減されるということだが、どこの職員が削減されるのかということと、職員削減に伴い予想されるデメリットを追加すべきである。 |

| | |
|-----------|---|
| 要望 348 | 区再編は賛成だが市役所の出先機関の集約には見直しが必要と考える。出先機関の下部の接客応対する方は見直しせず、係長や課長以上の役職は統合して必要ならばweb会議かTEL等にて対応するべきでは・・判断作業をする役職者の重複廃止が必要では。 |
| 要望 349 | 再編案には反対。再編案の効果とされる人員削減と効率化だが、福祉事業所と保健センターの本庁直轄化により捻出されており、区の再編とは無関係に見える。 |
| 質問 53 | 何のための再編か、実際3区にした場合公務員の削減は何人になるのか。金額はどの位の削減になるのか、パート雇用は増えるのか。 |
| 要望 351 | <p>職員のやる気の出る給与体系を作してほしい。行政センターの課長職を作してほしい。</p> <p>区役所の課がなくなると、課長職も無くなるだろう。問題が起こったとき、新区役所や本庁と連絡を取って処理に当たることになるだろう。迅速に処理できるかどうか課題である。課長職が無くなるということは、上の職に就く人は、減るだろう。職員のやる気、責任感・充実感も減るだろうと思われる(普通に考えて)。やる気をそぐことの損失は、人件費削減効果のメリットより、大きくなるだろうと思われる。職員が元気でやる気の出る給与体系を作してほしい。本庁職以外の課長職をなくさないでほしい。</p> |
| 要望 352 | 公務員を減らせばいいのではなく、しっかり働く職員で労働条件も保障されることが大切だと思う。今でも、区に行っても解決せず、すべて本庁にと言われることもある。それがますます増えるのではないかと心配である。 |
| 要望 353 | <p>区の再編・3区案に反対。</p> <p>「名称が変わるだけで不便になることは一切ありません」と言われるが、変更後すぐとは言わないものの、81人もの職員を減らして、住民サービスが低下しない・不便になることは一切ないと言えるのか。4月からの職員募集が広報はままつに載っていたが、ほとんどが「会計年度職員」で「任期付」職員だった。安定した雇用の中で経験を積み、良い仕事ができるのではないか。職員削減には反対である。</p> |
| 質問 55 | 区が維持できないのであれば、人件費削減はもとより、1人当たりの給与を削減すべきではないか。 |
| 要望 355 | 小池百合子都知事は自分の給与を半分にしている。市長の給与も同等にしたらどうか。又、管理職の給与は30%カット、一般職は2%カットして身切る改革をしてみたらどうか。人件費の削減。それと配布物の見直しも是非取り上げてほしい。 |
| 要望 356 | 昨今、社会保障費等が下がっている世の中である。その中で大切な血税をいかに節約できるか、役所の人件費を減らすことは大切である。私は介護職だが、3人分の仕事を1人でやるくらい目まぐるしく働いている。区割り再編で区長を減らすだけでなく、不必要な会計年度職員の募集等も止めて、税金を節約してほしい。 |

| | |
|-------------------|---|
| 要望 357 | 行政区再編に関するメリット、デメリットを見たが、まずは市役所職員の半減からすべき。マイナンバーカードの普及、デジタル化の推進による市職員の半減が可能。区役所に行き職員の仕事を何度か拝見したが、仕事をしていない。パソコンを眺めているだけで仕事をしていない職員はどんどん削減し、それが済んでから行政区再編を考えるべき。 |
| 要望 358 | 区長の人件費は、区長が複数の区を兼務すればいい。現状のルールでできないのであれば制度を変えればいい。 |

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

区の再編による組織の統合に伴い、区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットを見込んでおり、人件費の年間削減効果額を 645,570 千円（削減職員数 81 人）と試算しています。

削減数 81 人の内訳は、役職別では、管理職による削減が 32 人、内部事務の集約によるものが 49 人、所属別では、区役所の課・行政センター・支所で 49 人、福祉事業所で 19 人、保健センターで 13 人であり、市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持してまいります。

また、区の再編に伴う職員の削減は正規職員のみであり、再任用職員や会計年度任用職員は削減しません。

区役所や事業所ごとの職員数の詳細については、令和 3(2021)年 12 月 14 日開催市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料 1 別紙 3「再編後の職員数の試算について」をご覧ください。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/123602/r031214.pdf>)



| | |
|-------------------|--|
| 要望 350 | 組織をスリム化して事務経費、人件費削減をしていくのが大きな目標の一つであると理解した。(大賛成) |
| 要望 354 | 静岡県静岡市との都市間競争のなかで政令市になるため、2005 年合併し、1,511 平方キロメートルの広大な面積をもつ基礎自治体となったが、2009 年から人口が減少し続けている。市北部の天竜区は 2005 年に 5 市町村が合併した、944 平方キロメートルの広大な区、旧市町村のうち龍山地区はかつて林業で栄えていたが、合併後の 9 年間で人口が 3 割以上減少している。 合併すると、役場が出張所となり、行財政権限がなくなり、職員数も激減する。地域の最大の投資主体が激減することとなり、地域産業振興も住民福祉サービスも低下し、住民が住み続けることが困難になるからだ。これは、広域合併自治体で共通した問題である。合併した市区町村への地方交付金は、合併特例によって 10 年間は増えるように見えるが、それ以降は減額され、15 年後には合併しない場合よりも減少する仕組みだったのである。事前に職員削減をしなければ、人口が少ない地域には産業や福祉担当の職員を置くことができない。 |

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 54 | 区再編により削減される職員の人件費を1人あたりに換算すると800万円超であるが、給与が高すぎないか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

職員1人あたりの人件費797万円は、令和元(2019)年度決算額で算出しており、給料等のほか、退職手当や事業主が負担する共済費も含んでいます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 359 | 業務改革は必須。現状業務の棚卸し、業務の切り捨て、統合、代替え、業務改善など全組織を挙げてプロジェクトチームを結成し地道に継続して人的効果を出す→業務効果30%アップした業務をシステム化すべき→日程管理(会議日程決め)、決裁書(決裁のスピード化)などグループウェアの導入 |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

業務体制は、社会の変化に合わせ、柔軟に見直していく必要があると認識しています。

| | |
|------------------|---|
| 質問 56 | 市長は広報2月号の市長コラムにおいて、『行政区の再編は、組織を効率化することによって得られる財政効果およそ7億円の支出削減(短期的目標)』と掲げ、支出削減を達成するには『区役所をできるだけ減らすことで最適な組織づくりに、知恵を出し工夫を凝らしていかなければなりません』と論述している。これでは案件を押し進める順序が逆転していないか。換言すれば、削減可能な職員数は、サービスの維持向上を担保できる組織の裏付けにより、算定されるべきである。浜松市区再編(案)によれば、再編により想定される効果は「・・・させることができる」、課題については「検討していく」の表明のみで、職員数の客観的な算定根拠は示されていない。『心配はご無用です。不便になることは一切ありません』の言い抜けで市民の信を得られると考えているのか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

区の再編による組織の統合に伴い、区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットにより、81人の職員の削減を見込んでいます。また、市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。

職員数の算定にあたっては、組織を再編した場合、区役所において各業務の人工がどの程度必要なのかを区役所の全業務について区分し、人数を算出しております。

詳細は令和3(2021)年6月16日市議会行財政改革行革・大都市制度調査特別委員会資料 別紙2「職員数の試算の考え方」をご覧ください。



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/113107/r030616kikaku.pdf>)

| | |
|------------------|---|
| 質問 57 | <p>削減の大きな要因が選挙管理委員の削減で、これが非常に大きいということである。天竜区については、そんなに影響がないかとは思いますが、特にA区については選挙管理委員会をまとめることによって、委員が相当減るということだろうと思う。通常の事務に問題はないか。</p> <p>例えば、A区の中には4つの区選挙管理委員会があると思うが、それが1つになっていくということで、人員を削減して問題ないかどうか。例えば、現在の選挙管理委員が何人いて、それが何人ぐらいになるのか。どこがどのように減っていくのかその辺を教えてください。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

削減効果額として、職員の削減による人件費年間削減効果額（645,570千円）と事務経費削減効果額（6,537千円）を試算しておりますが、選挙管理委員会の委員は常勤の市の職員ではなく、非常勤職員として任命しています。選挙管理委員会の設置については地方自治法で定められており、政令指定都市は区ごとに区の選挙管理委員会を設置すること、委員の人数は4人であることが定められています。行政区が3区となり、3つの区選挙管理委員会となった場合、選挙管理委員会の委員数の減に伴う報酬や事務経費等の削減を見込んでいます。

| | |
|------------------|---|
| 質問 58 | <p>人口当たりの職員数が他市と比較して少ないようであるが、どうか。現状でも少ない職員数を、さらに減らしてもよいのか。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

これまでも、業務の見直しなどを踏まえた上で策定した定員適正化計画に基づき、計画的に職員数を管理してまいりました。一方で、再編にあわせ住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実することを提案しています。

○再編の効果 [意見数 11件] 要望10件・質問1件

| | |
|---------------------------------|---|
| 要望 360 ～ 363 | <p>今後の予算を明確にする。区の再編をすれば、多額な経費が必要になると思われる。これに関する経費を具体化し市民に示し、区再編による経費削減目標額が、いつ頃達成できるかの工程表を示すことも必要になると思われる。</p> |
| 質問 59 | <p>(同様の意見 外4件)</p> |

【市の考え方】その他

削減効果額として、職員の削減による人件費年間削減効果額（645,570千円）と事務経費削減効果額（6,537千円）を試算しており、この効果額は毎年累積していきます。必要経費は、再編に伴うシステム改修など、一時的に必要な概算経費として、556,620千円と試算しています。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていくため、現段階では年次の工程表をお示しすることができません。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 364 | 再編によるメリットが経費節減など示されているが、再編した後で、それらのメリットが実現できなかったときには、再編前の区割りに戻すことを条件に賛成する。区再編の趣旨や目的を達成できないときには元に戻す。「再編によって経費を削減できる」とうたっているので、「再編後の会計報告で経費が削減できていなかったら、再編前の区割りに戻す」と公約にうたってほしい。「市民ニーズにあわせ、市の裁量でサービス提供体制を構築する」ことを目的としているから、再編を実施した後で、市民のニーズにあっていなかったら、市民の裁量で再編前の区割りに戻すこと条件に再編に賛成する。 |
| 要望 365 | 新3区案に賛成する。サービスを落とさないとは言っても限度がある。多少市民に不便が生じて進むべき。要望を全て受け入れては効果が激減する。区再編による統合メリットを最大限に活かす。目標高く、6.5億→10億円/年の効果年収・・・実績・評価確認を必ず実施する。 |

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

| | |
|---------------------------------|---|
| 要望 366 ～ 368 | 再編の効果について、協議会の2層化の説明があったが、再編の効果を諮問機関的なものがチェックする形にしてほしい。そうしなければ、議会と行政への不信感を持ち、一般市民がついていけないということも出てくるのではないか。 (同様の意見 外2件) |
|---------------------------------|---|

【市の考え方】 その他

地方公共団体の運営は、議決機関としての議会の議員と執行機関としての市長をそれぞれ市民の皆様が直接選挙する、いわゆる二代表制により、市議会と市長が互いにけん制しながら、均衡を保ちつつ、市政の発展と市民の福祉増進のために活動していることから、再編後のサービス提供体制や住民自治についても、市議会において市の事務が適正に行われているかどうかを監視していくこととなります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 369 | 再編により6億円のコストが削減になるといわれている。人件費の削減ということで職員がしていた仕事を地域の末端行政の自治会・民生児童委員・保護司等に押し付けることはないようにしてほしい。また6億の削減の達成率を広報で必ず報告してほしい。そして、この統合で掛かった経費を報告する。浜松市全域で住所変更等の帳票類や住所変更等で事業所や一般市民にも大きな負担がかかる。6億円以上になるのではない。一番の経費の削減は給料を下げるのが早い。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

再編に伴う職員の削減の内訳は、区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによるものであり、市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は削減しません。

人件費や再編に伴う一時的な経費について、議会に諮ってまいります。ご意見として承ります。

○削減効果額・必要経費 [意見数 8件] 要望6件・質問2件

| | |
|--|--|
| <p>要 望 370 ? 374 質 問 60 ・ 61</p> | <p>短期目標である財政効果(およそ7億円)の短期とは、何年を想定しているのか。</p> <p>また、目標の「およそ7億円」の算出根拠をもう少し丁寧に、一時的必要経費額等も考慮し「実質削減効果額」を明示すべきではないか。</p> <p>短期(5年間を想定)削減効果額を検証してみたが、目標7億円に対し5年後でようやく2,635万円の削減となり、7億円達成は8年後以降である。削減額を1年間で見ると半永久的に達成することはありえないと判断できる。</p> <p>区再編の削減効果額が把握しにくい。削減額・増加額・実質の削減額を併記してほしい。</p> <p>区再編の大きな目的はコスト削減であるならば、削減効果額は理解しやすく表記すべきだと思う。削減効果額のみを強調し、実質削減効果額を表記しない説明資料は不適切であり、市民目線に欠けるものでは。</p> <p>開示されている情報で検討してみた。・10年間削減効果額 52億9436万円(1年当たり5億2944万円)・10年間増加額 37億2035万円(1年当たり3億7204万円)・差引削減効果額 15億7334万円(1年当たり1億5733万円)この試算で削減効果額は、1年間当たり1億5733万円、市歳出約6,000億円の0.026%</p> <p>市は一般市民に対し、削減効果額は人員削減(81人6.4億円)のみを強調して説明し、区再編の意識高揚をしてきたように感じているが、このような実質的な削減効果額を、もう少し丁寧な真摯な説明・資料提示をすべきである。区再編賛成の人の多くは「再編の中身はどうであれ経費削減ができるなら賛成する」と言う人が多いと感じている。この検証程度の削減なら、再編反対のかたも出てくると思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外6件)</p> |
|--|--|

【市の考え方】その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

あわせて、再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用することとしています。

削減効果額の活用については、今後、人口減少・少子高齢化が進行し、社会保障費の増大や地域コミュニティの担い手不足が見込まれる中、地域を支える自治会等のコミュニティの存続が重要な課題であることから、削減効果額の一部を住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員を増員し、自治会活動などコミュニティ支援を充実することに充てることを提案しています。

再編により生み出された財源を必要な事業に充当するという観点から、削減効果額から協働センター等の正規職員の増員による人件費と再編に伴うシステム改修などの一時的経費を差し引きしてお示ししていません。

区再編に加え、今後も様々な行財政改革によって継続的に行政運営の効率化に取り組み、社会・経済状況の変化や新たな需要に対応してまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 375 | 再編により捻出された財源は協働センターの強化などに活用とあるが、説明の中で2種協働センター、ふれあいセンターへの活用と分かって残念に思う。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在、コミュニティ担当職員は、第2種協働センターに1人ずつ配置しているのに対し、第1種協働センターではそれより多い4~5人を配置しています。引き続きコミュニティ支援に注力してまいります。

◎デメリットに関すること（意見数 46件）

○住所変更等 [意見数 28件] 要望 28件

| | |
|---------------------------------|--|
| 要望 376 ~ 401 | 民間に住所変更の手間とコストをおしつけるべきでない。 デメリットの改善がされれば考える。現在の住所変更等が最大の反対要素である。反対意見の方は大半が必要性を感じていないと思う。 (同様の意見 外 24件) |
|---------------------------------|--|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

新たな区の名称については、今年の6月頃から10月頃にかけて検討してまいります。名称の募集等については、市民の皆様にご参加いただくことを想定しておりますが、現段階で具体的な内容は決まっておりません。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

また、自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整するとともに、住所の変更に伴い必要となる具体的な内容については、区の再編に係る条例の制定後、市民の皆様に必要な情報発信を行ってまいります。

ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 402 | 7区にして作った区役所の建物が無駄になるし、3区にしたら住所変更などの手続き等もしなければならなくなりかえって混乱するもとはないか。今現在のままでいいと思う。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

住所変更についての市の考え方は、上記のとおりです。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 403 | デメリットは市町村合併時に経験して来た事であり、必要な情報発信が的確に為されれば問題発生につながらないとする。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

○経費の補助 [意見数 13件] 要望8件・質問5件

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------|--|
| 要望 404 ～ 410 | 質問 62 ～ 66 | デメリットの部分で、企業が住所変更の作業をする際に、行政から補助が出るように検討してほしい。 |
| | | (同様の意見 外 11 件) |

【市の考え方】 今後の参考

新たな区の名称については、今年の6月頃から10月頃にかけて検討してまいります。名称の募集等については、市民の皆様にご参加いただくことを想定しておりますが、現段階で具体的な内容は決まっておりません。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 411 | 大変な難産を経てようやく3区案に固まった。皆様が今説明されたとおり、住民サービスの低下を招くことがないよう、進めていただければよい。会社等では、区の名前が変わると諸経費がかかる。その点について(補助を)検討するとの新聞報道があったが、(所在地の表記が変わることは)区画整理でも同様であり、この場合には補助をしていない。そういう状況も加味して今後進めてほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

○関係機関との調整等 [意見数 5件] 要望3件・質問2件

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------|--|
| 要望 412 ～ 414 | 質問 67 ・ 68 | 新区割り案に基本的に賛成である。 一番煩わしいのは、様々な届け出(カード、ネットショップ、各種組織、後援会など)の住所変更が必要になることである。このところは個人的な処理ではあるが詳しく告知してほしい。 |
| | | (同様の意見 外 4 件) |

【市の考え方】 今後の参考

自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整してまいります。住所の変更に伴い必要となる具体的な内容については、区の再編に係る条例の制定後、市民の皆様に必要な情報発信を行ってまいります。

2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿（意見数 231件）

①地域拠点の名称、位置、業務内容等（意見数 101件）

◎区役所（意見数 27件）

○組織・業務内容 [意見数 20件] 提案1件・要望15件・質問4件

| | |
|------------------|---|
| 提案 33 | 再編後のA区、B区、C区においては区民生活課とまちづくり推進課をそれぞれ独立させる計画だが、そうではなく、行財政改革の観点から単一の課にまとめるべきと考えるがいかがか。（現東区でそのような体制を取っているのでできないことはないと思うが、もしできないということであれば、現東区はどのような理由、特殊性があり他区でいう区民生活課とまちづくり推進課の業務を単一の区民生活課で担っているのか示してほしい。） |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在の東区・南区においては、他区における区民生活課とまちづくり推進課の業務を区民生活課で担っています。区の統合によりそれぞれの課が担う業務の範囲が広大になりますので、現時点では、責任をもって業務を遂行できる体制を確保するためには、区民生活課、まちづくり推進課をそれぞれ独立させて設置していきたいと考えております。ただし、市役所の組織は社会経済状況の変化等に応じ常に見直しを図っておりますので、今後必要に応じて柔軟に対応してまいります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 69 | 再編後も現在のサービス提供体制を維持するとのことで、場所によっては課を集約し管理職が削減され、人件費削減につながるとの記載があり、例えば中区役所は再編後も従来の課が維持されている。技術革新を踏まえ、業務の内容を精査し、課の数や組み合わせなどを見直す方向性はあるか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

案7ページに再編後の区の組織を記載しており、現在も今後も区振興課、区民生活課、まちづくり推進課を編成していくという提案をしています。今回は、再編に合わせた組織編成についてご説明していますが、市役所の組織は、常に必要に応じて組織改正を行っていくべきものと考えております。例えば、区役所の組織では、現在、東・南区役所には、まちづくり推進課がなく、区民生活課でまちづくり推進課の業務も担っております。今後も必要に応じて柔軟に対応してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 415 | 車を持たない自分としては、区の再編によって遠くの西区役所までわざわざ行かずにもう少し近いところで諸々の手続き（期日前投票、マイナンバーカード関係の手続きなど近くの協働センターではできない手続き）ができるようになるのであれば大変ありがたい。また市民は必ずしも車を保有しているわけではないため、自分だけでなくそういった方にも非常にメリットになると思う。 |
| 要望 416 | センターの充実を図れば区役所は必要ない。 |

| | |
|-----------|---|
| 要望 417 | 南区役所は遠いので、期日前投票しか行ったことはなく、たくさんの方が何をしているのか不思議。なくして、近くの市民サービスセンターの充実をして、区役所機能を移せば、かなり便利になる。課ごとに、専門をつくらず、何でも分かる人を増やせば、人も減らせる。 |
| 要望 418 | <p>案7ページの「旧区役所庁舎を行政センターとして、区役所と同じサービスを提供」という記述について、市民が何らかの行政サービスを受けたいとき、区役所に行くか行政センターに行くかを都合に合わせて選択できるという認識で間違いないか。そうであるならば、そうした利点を明確に記述してもよいと思う。</p> <p>現在私は東区に居住しているが、市役所・中区役所の方が東区役所よりも自宅から近くにある。昨年マイナンバーカード発行の手続きをしたが、バスの本数も少ない東区役所の区民生活課まで行くのは少々手間がかかった。それが区再編によって中区役所でもサービスが受けられるのであれば、少なくとも私にとっては利便性が高まって嬉しいことであるし、通勤・通学途中に立ち寄ることができる方も多いと思われる。なお、区再編の内容にかかわらずデジタル化等を通じて、そうした施設同士の互換性を向上することや、ネット上やコンビニで行政サービスが完結することに取り組まれていることは承知している。再編事業においては自宅から区役所が遠くなる人へのフォローに重きを置かれるのは当然のことと思うが、区役所が近くなる住民も少なからずいること等にも着目してメリットを紹介すれば、市民の関心はより一層高まるのではないかと、学生の身でありながら愚考している。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

現在、居住地域に関係なく、戸籍、住民票の届出など一般的な手続きを各区役所及び協働センター等で済ませることができます。

再編に向けては、市民サービスを低下させず、現状の機能を維持することを優先し、今後に向けては、取扱件数や地域のニーズを把握し再編後も不断の見直しを行ってまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|---|
| 要望 419 | 区役所でしかできない処理をマイナンバーカード活用などでオンライン、コンビニなどで処理できることを増やしてほしい。協働センターの機能をアップしてなるべく区役所へ行かないで済むようにしてほしい。 |
|-----------|---|

【市の考え方】 今後の参考

現在、区役所のみで取り扱う業務は、特殊な手続きを伴うサービスや専門的な知識を要するものが該当します。一方、地域に身近な第2種協働センターやふれあいセンターで取り扱う住民票発行などの日常業務は、区役所を含む全取扱件数（500業務）の約80%を取り扱うことができます。マイナンバーの機能拡充については、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|---|
| 要望 420 | 案8ページ地域拠点の名称、位置、業務内容等の「地域拠点の業務内容についてのポイント」のところにマイナンバーカードの取得や更新手続きについて全く触れられていない。現在これらの手続きについては区役所までいかなければいけない仕組みになっていて、区役所まで遠いと |
|-----------|---|

| | |
|--|---|
| | <p>ころに住んでいる人にとっては大きな問題となっている。デジタル・スマートシティを標榜する浜松市なのであれば、再編を機に地域拠点の業務内容を強化し、少なくともマイナンバーカードに関する手続きができるようにするべきだと考える。</p> |
|--|---|

【市の考え方】 今後の参考

マイナンバーカードの活用及び受付場所は順次拡大する必要があると考えています。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | | |
|---|------------------|--|
| 要望 421 ・ 423 ・ 424 | 質問 70 | <p>新区役所へ出向いて申請しなければならない事項は何なのかを全て明らかにする。</p> |
| | | <p>(同様の意見 外3件)</p> |
| 要望 422 | | <p>区役所本所と支所の機能・役割について、区再編に反対する理由に、よく「区役所が遠くなる」「行政サービスが低下する」というのがあるが、果たしてそうだろうか。区役所が遠くなってどう困るのか。また、「区再編しても行政サービスは下げない」と言うが、漠然とした不安が残るのも事実である。懸念を払拭するために、行政センターや支所で何をするのか・何ができるのかを明確にし、「区役所（本所）まで何しに行くんだ」と言い返せるくらいの体制を敷いてほしい。</p> |
| 要望 425 | | <p>「マイナンバーカード」ひとつをとっても、ネットで申告から確認・郵送で受け取りまでできるようにならなければ、新規を含め万が一5年に1回の更新手続きの度に全市民が遠く離れた区役所に集い、3時間以上も待たされる可能性があるのは「市民の役に立つ所」という市役所の本質から逸脱してしまうような気がする。免許返納させたような高齢者が多い僻地の区役所を移転しておいてバリアフリーな公共交通インフラが整備されてないというのでは論外である。</p> <p>支所・分所の数を確保するリモート手続きの運用を増やす、区役所の数を削減する代わりに土日営業をするなどサービスの確保・向上とともに、各区役所の中身の改善がないと経費削減には効果が薄れると思う。区役所の削減が人件費削減に結び付くのか疑問ではあるが、高額な公務員数を減らせるのであれば、「区役所」そのものを民営化するくらいのこともできそうだが・・・。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

再編後、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供し、支所（現在の第1種協働センター）、協働センター、市民サービスセンターにおいてもこれまでどおりの業務を取り扱い、現在のサービス提供体制を維持します。

届出や申請といった窓口での申請以外で、再編後に区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望（要望書の提出など）、区役所で開催される会議への出席（区協議会への出席、傍聴など）、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定されます。

区長との面談や区役所の職員との打ち合わせについては、オンラインでの実施や、

会議の開催場所を区役所に固定せず、行政センター等で巡回開催するなど、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。

また、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討していきます。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|--|
| 要望 426 | A・B・C地区全て、公共交通で区役所に用事で出向いたときは往復バス券を進呈 |
| 要望 427 | 経済的な問題で「見た目の経費削減」案としての「7区再編成」は充分理解できるところではある。そういう意味では3区でも4区でも構わないが、区役所までの交通インフラの整備が急務ではないか。 |
| 要望 428 | 浜松市役所の駐車場のキャパシティを増やし無料とする。 |
| 質問 71 | 区役所でなければ対応できないものがある場合、区が大きくなり遠方からの訪庁もある。今後高齢化が加速する中、遠方からの訪庁の際、免許の無い方の交通支援や、集中時期の駐車場の計画はあるか。三ヶ日・引佐地区からの訪庁の交通網はどのような計画案があるか。その他の地区についても、計画を示してほしい。 |
| 質問 72 | 現在の市役所駐車場は駐車台数が少なく、再編された場合、現在の駐車台数で足りるのか不安。実態と解消方法は。 |

【市の考え方】盛り込み済

再編後、現在の区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供し、現在のサービス提供体制を維持することから、区役所へ訪れる方が増えるという想定はしていません。現在、居住地域に関係なく、戸籍、住民票の届出など一般的な手続きを各区役所及び協働センター等で済ませることができます。

また、区役所での取扱業務の多くが、窓口サービスを実施している協働センターでも取り扱うことができるため、改めて周知を図ってまいります。

なお、現在でも市役所サービスを受けられた方の駐車場利用料金は無料としております。

| | |
|-----------|--|
| 要望 429 | 新しい区交通事情に配慮し、一つの区の中で循環できる交通網を整備してほしい。昔、浜松市内は西循環・東循環バスがあり、途中で乗り換えれば三方原や二俣に行くことができたが、現在は浜松駅まで戻らなければならず、不便である。新しい区の中の循環がうまくできるような方法を考えていただけるとありがたい。 |
|-----------|--|

【市の考え方】今後の参考

現状、本市では、利用者の減少や大型バスの運転手不足による路線バスの退出や減便が進んでおり、公共交通サービスを継続するためには、既存の鉄道やバスを最大限活用していく必要があります。今後も、移動ニーズの高まりや、まちづくりの進展にあわせ、公共交通網について検討を進めてまいります。

○区長 [意見数 7件] 要望6件・質問1件

| | |
|-----------------------|--|
| 要望 430 ～ 432 | 都市内分権による住民自治の強化。行政の諸施策がどのように合意形成ができるかが、住民参加の行政になる。区長の権限を強化し、予算、人事、事業計画実施に係る権限を強化し明確にする。 (同様の意見 外2件) |
|-----------------------|--|

【市の考え方】その他

現在、区長は本庁の部局長と同様の権限に加え、主任以下の職員配置の権限を有しており、「浜松市区における総合行政の推進に関する規則」に基づき、区における事務事業について必要な総合調整を行っています。また、本庁が行う区における事務事業について、本庁の部局長に対し、必要な措置の要請その他の調整を行うことができるとともに、本庁の部局長も、重要な施策や行政情報を区長に情報提供するよう努めなければならないことが規定されています。

なお、令和4(2022)年2月18日の市議会特別委員会において、区政担当副市長を設置することが決定されました。区政担当副市長は、全ての区を統括し、各区の共通課題を把握しながら、地域特性にも配慮したバランスの取れた最適な区政運営を行います。

| | |
|-----------------------|---|
| 要望 433 ・ 434 | これからは区長が区役所にいるのではなく、アウトリーチをしてほしい。区長の顔が見えなくなることは皆さん不安になるので例えば、1がつく日はこの町、2のつく日はこの町といった感じだと非常にいいのではと思っている。土木の要望事項も区役所に来なければならないと書いてあったが、自治会連合会単位で協働センターに集まるようなシステムがあれば、そこで提出ができると思うので、これについての考えを聞きたい。 (同様の意見 外1件) |
|-----------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート(遠隔)の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ(職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと)の手法について検討していきます。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|--|
| 要望 435 | 区長の権限が狭まる。福祉や保健の分野が直轄になる。区長にその情報が上がるのか。直轄になる部分との調整機能が区長にどれだけあるのか。直轄になると職員の異動などの運用はやりやすくなると思うが、人口規模の少ない我々は減らされてしまう心配もある。約束した当時はできると思うが。配慮して、きちんとした対応をしてほしい。 |
| 質問 73 | 本件が仮に承認された場合「本庁業務を行う区役所職員」が存在することになるが、この職員が行う「本庁権限職務の一部」や「他の区役所業務」の指示権限は区長にもあるのか。もしないのならば、区役所職員の半数超は区長の職務権限を一切受けないことになるが、それで区長・区役所といえるとは思えない。区役所内で行なわれる全ての業務に対する責任を大なり小なり有するのが区長ではないか。 |

【市の考え方】その他

区長は、再編した場合においても、区における市政の代表者という位置付けは変わらず、区長権限が狭まるものではありません。現在、「浜松市区における総合行政の推進に関する規則」に基づき、区長は、区における事務事業について必要な総合調整を行っています。区長は、本庁が行う区における事務事業について、本庁の部局長に対し、必要な措置の要請その他の調整を行うことができるとともに、本庁の部局長も、重要な施策や行政情報を区長に情報提供するよう努めなければならないことが規定されています。再編後もこうした区長の権限が変わるものではありません。

◎行政センター [意見数 6件] 提案1件・要望1件・質問4件

| | |
|------------------|--|
| 提案 34 | 行政センターの組織について、市民へのわかりやすさや職員の責任を明確化するためグループではなく課という名称にすべきではないか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

行政センターは「課」と同列の組織としております。その配下に業務別に「グループ」を設置していく予定です。

| | |
|------------------|--|
| 質問 74 | 南区はA区に所属し、区役所は今の中区役所になる。南区役所は行政センターになるが、行政センターでの決裁権限はどの辺まで委譲されるのか。とにかく区役所まで行かないと最終決裁できないということであると、通常の住民サービスについては問題ないと思うが、要望事項等については区役所の決裁ということになると、サービスの低下につながると思う。だから、行政センターで完結できる問題、決裁権限がどれぐらい与えられるのか。 |
| 質問 75 | 出先グループになった場合、行政センターにて案件の決裁処理に今まで以上に時間がかからないか。決裁できる管理職はいるか。 |

【市の考え方】 その他

行政センターの所長は、区役所の課長と同じ職位・権限とします。現在の区役所の区振興課や区民生活課においても、通常の業務において課長の下で市民サービスの対応をしているため、行政センター所長が区の課長と同等の決裁権限の範囲の中で業務を担当することから、サービスの低下が起こるということは考えておりません。

また、区長が決裁する案件につきましても、既に電子決裁を導入しておりますので、区長が同じ庁舎内にいなくなったとしても、決裁に係るスピードは変わらないと考えております。

| | |
|------------------|---|
| 質問 76 | 一つ疑問になるのは、行政センターの業務が現行の区役所の業務と変わらないといっているが、相談等があったときに、行政センターで判断できるのか、本庁へ行くのか、区役所を通して本庁へいくのか、どうなっているか。 |
|------------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 要望 436 | <p>「再編後の西区役所は行政センターとして区役所同等のサービスをしていく」とのことだが、果たして、職員の人員を大幅に削減しての形式だけの窓口対応となってしまふのか。対応に日数・時間等が大幅にかかってしまうようになるのか。「〇〇の件は、直接市役所(本所)へ行ってもらわないと・・・」ということになってしまふのでは。大変不安に思うところである。</p> <p>そのような具体的な『行政センター』の内容が分からないままに、市議会ではどんどん進んでしまっている。眞に、市民不在の状態で事が進んでしまっている状況が現状の実態である。これでは納得がいかないのが至極当然かと思慮するところである。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。ご意見として承ります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 77 | <p>区役所と行政センターとの機能の差を教えてほしい。名称だけが違い、機能は同じなのか。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

窓口業務を始めとする市民の皆様に関わる業務については、行政センターとなっても、現在の区役所と同じ業務を提供するため、機能は同じです。

◎支所・協働センター・ふれあいセンター [意見数 5件] 要望 5件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 437 | <p>3区案で了解である。但し、住民サービスを低下させないためには、協働センターの充実が欠かせない。特に、蒲協働センターは図書館と体育館が併設されており、利用者が多いわりには駐車場が不足している。是非、駐車場の増設を要望する。区の再編が実施され、機能的でサービスも良くなったと市民から言われるよう、検討願う。</p> <p>東区役所が行政センターとして今までと同じサービスを提供すること、協働センターの機能向上策としてコミュニティ担当職員を1名増やすことは分かったが、ハード面では、蒲協働センターは図書館と体育館が併設しており、駐車場が不足しているため、対策を考えてほしい。要望事項である。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制のあり方や協働センターの機能、業務内容については不断の見直しが必要であると認識しており、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 438 | <p>協働センターの機能を最大限の充実を図りたい。旧浜松の協働センター内に体育館や図書館があるよう早く建設されると良い。眞の12市町村合併に平等さを感じたい。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としております。施設整備につきましては、公共施設等総合管理計画などの個別計画において必要性を検討する中で進めてまいります。

要望
439

内容的に支所と協働センターと何が違うかということを知りたい。支所になる所はこれでいいと思うが、第2種協働センターの中で、今の支所よりも相当数の業務をこなしている利用率の高いところ、曳馬、積志、三方原という所も再度、支所にということも考えていく時期に来ているのではないかと。十何年前の役場があったから支所だというのは、説明として納得できる内容ではないので再編を考えてほしい。これは、特別委員会では一切考えないということであるので、答えは結構だが、市には意見として再度編成し直していただければ考慮してほしい。

【市の考え方】今後の参考

支所は協働センター業務に加え、地域固有業務や防災業務を取り扱っています。再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制のあり方や協働センターの機能、業務内容については、今後の検討における参考とさせていただきます。

要望
440

案8 ページで第2種協働センターとふれあいセンターについての言及があるが、その両者で取り扱う業務の違いが分からないため示してほしい。

【市の考え方】その他

第2種協働センター、ふれあいセンターいずれも、生涯学習、地域づくり（中山間地域振興）、窓口サービス（一部除く）を取り扱っています。

なお、ふれあいセンターは、天竜区（C区）における名称として統一していくことを提案しています。

要望
441

C区支所の春野協働センターを春野行政センターとする。

【市の考え方】その他

現在、第1種協働センターである春野協働センターは、合併前の旧町村役場で、防災機能を始め、第2種協働センターより幅広いサービスを提供しており、同様の機能を有する舞阪・引佐・三ヶ日・佐久間・水窪・龍山協働センターと同様に、支所としてまいります。

◎全般 [意見数 32件] 提案1件・要望27件・質問4件

要望
442

幾つを、幾つにすると言うよりは、指揮系統が、仕事を管理できるように、合理的な、無駄を省いた組織を作してほしい。家の前に、カーブミラーが設置されたが、現地の道幅等を見れば、一方通行にする方が、合理的と思うが、確認の取れていない、やっつけ仕事としか思えない。

| | |
|-----------|---|
| | 再編を期に、自動化を取り入れ、必要な所に、人を動員できる仕組みを作ってほしい。 |
| 要望 443 | 区の再編は内部事務(市職員の事務はもとより市民から市への提出書類等の簡素化)や組織のリストラをする絶好の機会だと思う。また、再編後、配置が検討されている特任副市長や区長、支所長、協働センター長、ふれあいセンター長等あらゆる所属長に大胆な権限の委譲を図り、結論へのスピードアップとともに分権化を進めてほしいと思う。市民との協働のもと浜松市が分権化を推進、先進政令都市になることを願う。 |
| 要望 444 | A区は多くの区が合区されるので旧4区ごとの担当の部署や職員を本庁に置いてほしい。 |

【市の考え方】盛り込み済

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

| | |
|-----------|--|
| 要望 445 | 区役所や行政センターに以前のように農業、商業、観光など産業担当の部署や職員を配置してほしい。 地域自治の充実の観点から、土木、福祉だけでなく、都市整備、農林水産業、商業、観光、教育など産業担当の出先機関を区役所や行政センターに設置してほしい。 |
|-----------|--|

【市の考え方】その他

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。ご意見として承ります。

| | |
|----------|---|
| 質問 78 | 再編により区長、課長などの削減とあるが、庁舎全体をまとめる、又指示等の指示命令システムのトップは誰になるのか。 |
|----------|---|

【市の考え方】その他

再編により区長、課長などが削減される行政センターのトップとして、所長を設置します。

| | |
|-----------------------|--|
| 要望 446 ～ 452 | 「不便になる事は一切ありません」と言われるが、住民にとってはこれまで行われている住民施策がどうなるのか、どこで受け止めてもらえるのか具体的に対照表を作成し、住民へ配布してほしい。 (同様の意見 外6件) |
|-----------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

再編後、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供し、支所(現在の第1種協働センター)、協働センター、市民サービスセンターにおいてもこれまでどおりの業務を取り扱い、現在のサービス提供

体制を維持します。

届出や申請といった窓口での申請以外で、再編後に区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望（要望書の提出など）、区役所で開催される会議への出席（区協議会への出席、傍聴など）、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定されます。

区長との面談や区役所の職員との打ち合わせについては、オンラインでの実施や、会議の開催場所を区役所に固定せず、行政センター等で巡回開催するなど、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。

また、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討していきます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------|--|
| 要望 453 | 市民サービスや町村に対する助成金は減らさないでほしい。 |
| 要望 454 | これから大変な作業に入ると思うが、体制が変わると色々な意見が出てくるが、慣れれば当たり前になってくる。より一層よいものにしてもらえると思うので、あとは、皆様はそれに伴って慣れていくしかないと思っているのでよろしくお願いします。 |
| 要望 455 | これまでも幾度か「行政サービスの低下はない」の説明を受けているが、改めてそれだけは頼みますよ、と言っておきたい。 |
| 要望 456 | 再編あっても機能は残せ。 |
| 要望 457 | 自治会では、どちらかという今までの行政・区役所をそのまま引き継いでもらいたいという気持ちが強く、当初は区役所がなくなるのではということ、かなり反対意見があった。説明を受けている中では、今までとあまり変わらないということであり、ほっとしている。これから立ち上げて進めていくことであるため、そこで不具合があったら積極的に修正をお願いしたい。 |
| 要望 458 | 資料を見て、ここまで来るのに大変な努力をされたのだと感じた。当初は、小さな区が多いほどいいのではないかと考える方が多かったが、ここまでの皆様の努力に敬意を表するとともに、市民サービスが低下することがないように、より向上するようにお願いしたい。 |
| 要望 459 | 福祉、土木、防災、とどの課題も住民サービスは低下させないとあるが、そうしてもらえると信用を持つことができない。 |
| 要望 461 | 1つの大きなものを作るのではなく、小さなものを、沢山あるほうが望まれると思う。オンラインでつながるので、できにくいことである。過疎化が進むところ、こども達の居場所は細かく必要である。 |
| 要望 462 | 資料や説明を聞くと「これまでと変わらない」ことを強調されていたが、これを機に大きく変えてほしい。現状で不満に思うことや時代にあっていないことなどがたくさんあり、行政区を変えるのであればこれまで不満に思ってきた部分や不便であった部分を変えてほしい。 |

| | |
|-------------------|--|
| 要望 464 | 各窓口の縮小、職員人数を削減しても市民サービスが現状確保し、ますますの向上をお願いします。市民の相談で小さな事柄についても真摯に対応し取り組んでサービス提供をしてほしい。市民サービスは少人数体制でも小回りのきく、笑顔での対応をお願いします。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】盛り込み済

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 460 | 資産税課の関係で、北区役所で土地台帳の確認ができるが、地域の空き家も多くなると公図が必要になる。それから、木が道を覆っていて所有者に確認するのにやっぱり区役所へ行かなければいけないので、不自由している。パソコンで地権者が出るようにしてほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

土地や家屋の所有者等の情報については、法務局がインターネットで最新の登記情報を取得できる登記情報提供サービスを平成 12(2000)年から実施しています。また、地籍図については、デジタル地番図を令和 3(2021)年 9 月から浜松市のホームページに公開しており、こちらは無料で取得が可能となっておりますので、これらをご活用ください。

検索してもなお、所有者が不明等の空き家並びに樹木の越境については、区役所や行政センターにご相談ください。

| | |
|------------------|---|
| 提案 35 | 第 1 種協働センターを支所に統合するのは賛成。第 2 種協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターも全て「支所」が良い。 (○△センターの似た名称で、どう違うのか全然イメージできない) 区役所、行政センター、支所の 3 つ。一般市民に理解できる限界は、せいぜい 3 つまで。 |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

現在、「協働センター」という同一の名称で「第 1 種」と「第 2 種」があり、取り扱う業務の範囲が異なっており、分かりにくさを解消するため、名称の変更を提案しています。また、ふれあいセンターは、天竜区(C 区)における名称として統一していくことを提案しており、市民サービスセンターは、各種証明の発行などの窓口サービス業務に特化した施設の名称としています。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 463 | 早期の効果発出のため、この案をスピード感持って進めてほしい。区再編の効果に上乗せできる方向で、行政センターや支所・協働センターでのサービスは見直し縮小してほしい。(将来的にはデジタル化オンライン化等々自宅で直接サービスを享受できるようになると予想する) |
|-------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制については、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法の検討が必要であると認識しております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|------------------------|
| 要望 465 | 現存する区役所等の施設や建物の有効活用の懸念 |
|-------------------|------------------------|

【市の考え方】盛り込み済

現在の区役所庁舎は、再編後も「行政センター」として引き続き活用します。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 466 | これまで区役所がイニシアチブをとり、各区内のコミュニティバスの運行を行ってきたが、区の再編を機会に区の垣根を取り除いたバスルート改変を要望する。遠州鉄道西鹿島線浜北駅から新都田へのルートは商業施設、病院、スポーツ施設、音楽ホールが立地しているが、学生、高齢者など交通難民にとっては家族に頼るほか手段がない。高齢者の免許返納後の交通手段としても期待は高く、外出が増えれば健康寿命の延伸が期待できることから、真に市民の需要がある路線へ検討を要望する。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

現状、本市では、利用者の減少や大型バスの運転手不足による路線バスの退出や減便が進んでおり、公共交通サービスを継続するためには、既存の鉄道やバスを最大限活用していく必要があります。今後も、移動ニーズの高まりや、まちづくりの進展にあわせ、公共交通網について検討を進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 79 | <p>行政区の削減をすることで地域の実情にあったサービスの展開がしづらくなることが懸念される。特に公共交通の維持という観点において大きな不安がある。主に路線バスの話となるが利用者減、およびコロナウイルス等の影響により全体での運行本数が減少、ナイスパスプレミア付与、深夜バスなどの廃止などサービス縮小が近年目立つ。特に心配される所。旧浜松市と市外をまたぐ路線バスは著しい減便となっている路線が極めて多い（例：奥山線概ね1時間2本から1本に減便、渋川線渋川系統の廃止・伊平止まりの便も終車の大幅繰り上げ、内野台線概ね1時間に2本から1本に減便、気賀三ヶ日線（三ヶ日系統）平日・土休日ともに大幅減、秋葉線（春野系統）大幅減便、浜名線（舞阪、湖西）路線廃止等）</p> <p>高齢化が進む郊外の路線が今後維持できなくなり更なる減便や廃止などに追い込まれた際に代替交通手段などを住民が納得する形で運行させることが可能なのか、また運行事業者等への支援策はあるのか大変気になる所である。</p> |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

現状、本市では、利用者の減少や大型バスの運転手不足による路線バスの退出や

減便が進んでおり、公共交通サービスを継続するためには、既存の鉄道やバスを最大限活用していく必要があります。

また、路線バス退出後の公共交通空白地等では、地元住民、交通事業者、市（区役所）などで組織する地域交通検討会において、地域が主体となって日常生活の移動手段について協議し、現在 13 地域で地域バスを運行しております。

今後も、移動ニーズの高まりや、まちづくりの進展にあわせ、公共交通網について検討を進めてまいります。

**要望
467**

協働センターなど出先機関の見直しについて、現状、平成 17 年までの町村部の詳細について、区役所では詳細を把握していない場面が多く、区役所に問い合わせを行っても、急ぎの場合には第 1 種協働センターへ直接問い合わせる様に、とたらい回しをされる。全く逆ではないのか。区内の詳細な情報を第 1 種協働センター毎に管理するのではなく、区役所に集約する方が市民サービスが向上する。また現在、第 1 種協働センターにも当直が常駐しているようだが、これを区役所に統合した方が人件費を削減できる。

なお、浜松市は敷知郡浜松町から合併を繰り返してきた（現在の市域面積は約 128 倍）経緯から、他の市町村と比しても人口当たり・面積当たりの市の出先機関（協働センターや市民サービスセンターなど）が多いと考えられる。経費を最も削減する効果が高いのは人件費の削減である。税込バランスを考えた健全かつ持続可能な市政の運営という観点では、協働センターや市民サービスセンターなどの市の出先機関を削減することが最も効果が大きいであろう。これによる市民への多少の負担の増加は懸念されるが、案にも掲げられている「オンラインでの行政手続きやリモート（遠隔）の相談窓口」「アウトリーチ」などが実現されれば負担は少なくなるだろう。

また、「地域づくり」や「生涯学習」は各自治会が管理運営する公会堂でも実現可能と考えられるし、第 2 種協働センターやふれあいセンターなどの市の出先機関にて格安の生涯学習講座がありすぎると民業圧迫にもなりかねないので、あくまでもこれらを念頭に出先機関を置くのではなく、使える貸部屋の有効活用程度に留めるべきだと考える。

依然として旧町村役場の名残で比較的事務規模の大きい第 1 種協働センターは当然に第 2 種協働センター以下への格下げまたは廃止を行った上で、第 2 種協働センター以下の出先機関も整理した方が良いと考える。

余談だが、第 1 種協働センターの廃止を前提として行政サービスを区役所に集約するとともに、行政区を分割して区役所を若干数だけ増やす（計 10 区役所以下程度）の方がメリットは大きい様に感じる。

【市の考え方】盛り込み済

旧町村役場であった現在の第 1 種協働センターは、防災機能を始めとした地域固有事務を行っています。

最適な行政組織のあり方については、市議会特別委員会において、令和 2 (2020) 年 2 月から 9 月にかけて、区再編の有無を判断するための協議項目「行政区再編協議の行程」に基づき、本庁、区役所、出先機関の機能・役割分担等について協議されました。再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、

現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、内定案としてお示ししたものです。

| | |
|------------------|--|
| 質問 80 | 広報はままつ2月号の市長コラムに「再編後の旧区役所は、仮称「行政センター」という名称で“当面”建物も基本的なサービスも継続します」と書かれている。この“当面”の意味とまた今回のような区再編も想定しているのか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

サービス提供体制は、社会の変化にあわせ、柔軟に見直していく必要があるものの、再編により区役所でなくなる区役所庁舎を引き続きサービス提供拠点とするという基本的な考えは変わりません。こうしたことを踏まえ、「当面」としたものです。また、現行制度のもとでは、再度の再編は考えておりません。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 468 | 区再編案とは直接の関係はないが、昨年の衆議院選における期日前投票の際、ある区役所では順番待ちの列が庁舎内通路から更には庁舎外の駐車場にまで延び、待ち時間が1時間程度になるとも思われる事態が発生した。そのためあまりにも待ち時間が長く、何人か投票をせずに帰ってしまった例も散見された。これは行政サービスの提供体制、ひいては公民権行使の観点からも望ましくない状況と考えられるため、区再編後にはこうした状況が発生しないよう、選挙や防災等における臨時の応援職員の派遣/即応体制については一段と強化してほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|------------------|---|
| 質問 81 | 各選挙における期日前投票を告示から投票日前日までの期間中常時、各行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンターで行うことができるようになるのか、示してほしい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

期日前投票所の設置については、公職選挙法で、選挙の期日の公示又は告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、区役所又は区の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっており、複数設ける場合、2か所目以降は区の選挙管理委員会の指定した期間設置できることとなっています。

区再編後においても、選挙執行に支障のない範囲で、有権者の投票環境の向上に配慮して期日前投票所を設置してまいります。

◎中区 [意見数 3件] 要望2件・質問1件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 469 | 行政センターや支所を、今の中区・西区・北区の境界あたり、高丘・花川・湖東・三方原区域に1か所ほしい。どこの支所に行くのも30分かかる。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制については、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したりリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法の検討が必要であると認識しております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 470 | 特に、A区はいくつかある区役所が一元化され、行政センターや支所となる。これまで各区長は様々な催事を通して地域とのつながりを深めてきており、区長が果たしてきた役割は大きい。行政センターや支所にはトップ・長が配置されるのか。施設長は地域とのつながりを深める職責を果たしていけるかを示してほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

行政センターには、所長を設置します。支所は、現在の第1種協働センターの名称を変更するもので、現在も所長を設置しており、引き続き支所のトップとして設置します。各所長がこれまでどおり地域とのつながりを大事にしながら様々な地域課題の解決を図っていくことができる体制とするため、コミュニティ担当職員の役割の充実や協議会の2層化などを検討しています。

| | |
|------------------|---|
| 質問 82 | 人口バランスが気になる。例えば、マイナンバーカードの受け取りのように居住区でという場合にA区に仕事が集中することはないか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

再編後、A区では、現在の東・西・南区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。現在のサービス提供体制を維持することから、A区役所へ訪れる方が増えるという想定はしていません。なお、マイナンバーカードの受け取りについては、引き続き現在の区役所（再編後の行政センター）で受け取ることになります。

◎東区 [意見数 2件] 要望2件

| | |
|-------------------|--|
| 要望 471 | 東区役所は半田山からは遠く、バスも少ないので、中区で手続きできると非常に助かる。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

現在、居住地域に関係なく、戸籍、住民票の届出など一般的な手続きを各区役所及び協働センター等で済ませることができます。

また、区役所での取扱業務の多くが、窓口サービスを実施している協働センターでも取り扱うことができるため、改めて周知を図ってまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 472 | 自治会長も高齢化しており、いろいろな変化をされると非常に戸惑うところがある。同等のサービスを提供することがうたわれており、東区では区振興課や区民生活課の業務が引き続き行われ、長寿保険課や健康づくり課もグループとして配置されるということである。今までどおりの申請やサービスが提供されることを強く要望する。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

◎西区 [意見数 1件] 要望1件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 473 | 行政センターで福祉・保健関係のことが今までどおりに実施されることはありがたいが、アクセスの面において、西区でも、伊佐見地区から自転車や徒歩で西区役所まで来る人もいることにも留意して進めてほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制については、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法の検討が必要であると認識しております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

◎南区 [意見数 3件] 要望3件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 474 | A区のように区がまとまると、区の中でまた過疎化ではないが、例えば南区の中の問題は南区で処理をしていたので、細かいところまで目が届いたが、合区されてA区になると、南区の重要問題であってもA区の重要問題からすると少し外れるということで外れの地域がますます過疎化していくというか、重要度からして落とされていくということがないように、満遍なくうまく目が届くようお願いしたい。 |
| 要望 475 | 南区には遠州灘があり、中央を走る馬込川の下流に入っている。そういう意味では地震等の際にはA区内でも条件が違っている。そうならないようによろしく願います。 |

【市の考え方】今後の参考

再編にあわせ、自治会活動などコミュニティ支援を充実することや、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案しています。

いただいたご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 476 | 地域の小さいことで申し訳ないが、私どもの自治会は14あり、その中にも社会福祉協議会や毎週2回ぐらい活動しているグラウンドゴルフのグループなどがある。その中の皆さまのほとんどが、今のサービスが低下すると困ると言っている。この飯田市民サービスセンター併設の東部地区体育館は、現在中区の管轄になっているが、高齢者が非常に多く利用している。皆さん自転車なり歩きなり、家族に乗せてもらったりしている。そして、今度は五島の行政センターへ行かなくても、飯田市民サービスセンター経由でどうしてもやってもらいたいという気持ちである。すでにやっているのかもしれないが、今もサービス低下を抑えるということを盛んに言われていて、大変心強く思っているが、皆さんに対 |
|-------------------|---|

| | |
|--|--|
| | して「いや大丈夫だよ」と言ってもらふことと併せて、飯田市民サービスセンターを経由する窓口として使わせてもらいたいということが念願である。 |
|--|--|

【市の考え方】 その他

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在の行政サービス提供体制を維持しますので、引き続き飯田市民サービスセンターで対応してまいります。

◎北区 [意見数 19件] 要望10件・質問9件

| | |
|-------------------|--|
| 要望 477 | 現北区には、中山間地が存在する。昨今、公共交通機関の撤退が相次ぎ、交通弱者の通院・買い物等にも支障をきたしている。又、家事の作業にも高齢世帯では隣家が遠いため、大変な状況にある。天竜区同様、都市部と違った中山間地を主体的に対応できる仕組みの構築を望む。 ダイレクトに行政に反映できる市長直結組織を同区に設置を望む。 |
| 要望 478 | 横に長く区役所の位置が区を中心から離れすぎている。車の運転をしない人にとって区役所に行くには交通機関を乗り継がなければならない。要望として、現北区役所から浜北区役所に直通のバスを運行してほしい。また、北区役所を副区役所として存続させてほしい。副区長を置くことも考えてほしい。新区の区民が交流できる方法を……。何らかの形で住民に示してほしい。 |
| 要望 479 | 北行政センターに副区長（新しい名前の役職者）を配置してほしい。センター長だけでは管理職が手薄になり、旧北区の声が届かないのではないかと心配する声があると聞いている。 |

【市の考え方】 今後の参考

令和4(2022)年2月18日の市議会特別委員会において、中山間地域等の振興を特命事項とする区政担当副市長を設置することが決定されました。

また、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 480 | 「北区行政センターでは従来通りの窓口等行政サービスは再編前と変えない」旨の覚書を締結し、住民に周知し不安を排除する。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

| | |
|------------------|---|
| 質問 83 | 北区の区役所が行政センターになる。サービスは変わりませんかと言われるが、人員削減になって本当に不便にならないのか。現在、引佐協働センターに行っても用事が済まない。結局、北区役所に行くことになってしまっている。行政センターも同じようなことになるのではないか。また、不便に感じる方が多くなった場合の対処の仕方等は考えているか。 |
|------------------|---|

| | |
|----------|---|
| 質問 88 | 北区役所が行政センターに変わり、サービスの低下を懸念している。職員数が減って現状のサービスを維持することは可能なのか。 |
|----------|---|

【市の考え方】 その他

区の再編に伴う職員の削減は、区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットを見込んだものであり、市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持していきます。削減する職員は正規職員のみであり、再任用職員や会計年度任用職員は削減いたしません。

| | |
|---------------------|---|
| 質問 84 ・ 85 | 北区役所の中に法務局があるが、それはどうなるか。 (同様の意見 外1件) |
|---------------------|---|

【市の考え方】 その他

静岡地方法務局の北区法務局証明サービスセンターの設置については、区再編の影響はないと認識しております。

| | |
|-----------|---|
| 要望 481 | 引佐町が浜松市に合併した時、引佐町役場は協働センターへと変わった。協働センターに問い合わせたときなど「本所に確認します」と、ずいぶん待たされた挙句、「本所へ行ってください」と言われたことがあった。役場でできたことが協働センターではできなくなっていた。中山間地域に住む人間として、役所がどんどん遠くなり、取り残されていくのではないかと将来のことがとても不安である。天竜区などいつまで経っても橋が直らなかつたり、土砂崩れが復旧されなかつたりなど聞いている。近い将来、引佐町もそうなるのではないかと不安で仕方ない。不安を取り除けるような回答を願う。 |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

令和4(2022)年2月18日の市議会特別委員会において、中山間地域等の振興を特命事項とする区政担当副市長を設置することが決定されました。

中山間地域の振興については、現在、本庁の市民協働・地域政策課、北区役所、引佐協働センターが連携して取り組んでおり、再編後も引き続き北行政センター、引佐支所において中山間地域に関する業務を担ってまいります。

| | |
|----------|---|
| 質問 86 | 夫が1月に亡くなった。死亡届はサービスセンターでできるが、身体障害者手帳は北区役所でなければダメだった。納骨についても北区役所でないとできない。それらは浜北区役所へ行くようになるのか。行政センターでできるのか。 |
|----------|---|

【市の考え方】 その他

身体障害者手帳に関する手続きと市営墓所に納骨する際の納骨届は、引き続き行政センターで行うことができます。

| | |
|------------------|---|
| 質問 87 | 北区の確定申告は、細江の北区役所でできるが、B区になっても細江の行政センターで、できるか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在、北区住民向けに、市県民税の申告に加え、簡易な所得税確定申告の受付を北区役所で行っているほか、事前相談を引佐協働センターと三ヶ日協働センターで行っています。

市内各所で同時期に市県民税の申告受付も行っており、対応できる職員数に限りがあるため、毎年、会場、期間等の調整を行っておりますが、北区については、現状の申告受付ができるよう調整をしていきたいと考えております。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 482 | 行政サービスは低下しないというのは大変ありがたいが、みんなが思っているのは、「浜北区役所まで行くのか」ということなので、現時点でこれだけは、浜北区役所に行ってください、という内容を教えてほしい。一般の私たちが生活しているうえで、特段、会議のメンバーでなかったり、業者でなかったら、今と同じでいいですよという理解をしていいか。皆さん、書類1枚出すのにそこまで行かなければならないということが、どうも先に頭にきてしまっているの、今ここでやっていることと全く同じですということを書いていただけるとありがたい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望、区役所で開催される会議への出席、区役所の課への物品の納入や業務委託などに関する区役所職員などとの打ち合せが想定されます。こうしたものについては、オンラインで会議を実施することや、区の職員が出向いていくということも併せて、市民の皆様にご不便をお掛けしない手法についても検討してまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 483 | <p>区の再編案を見て、おおよそのことは今までの協働センターで変わりないとは思いますが、三方原住民としては、区役所に行かなければならない時に現東区役所や市役所まで行かなければならないのが我々にとってあまり有難い話ではなく、子供の検診や、子育て相談など区の集まりがあった際に今後向かうと考えた時、現状のコロナのことを鑑みてもあまり人口が多いようなところにわざわざ出向くのは好ましく思えない。</p> <p>今後もこのような感染症が流行る可能性もあり、この数年の経験と知恵を活かした再編にしてほしい。せめて萩丘地域や三方原地域周辺に一ヶ所機能を充実した機関を設置してほしい。現在の南、西、東と同様に対応してほしい。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制については、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したりリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法の検討が必要であると認識しております。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 484 | 三方原の住民は、市役所以外でなく北区役所でも現状通りのサービス対応をして貰いたい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制のあり方や業務内容については不断の見直しが必要であると認識しております。

なお、現在、居住地域に関係なく、戸籍、住民票の届出など、一般的な手続きを各区役所及び協働センター等で済ますことができます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 485 | 三方原地区は旧市街地出身であり、最初の頃は本庁の市役所に行って手続きをしていたが、今では第2種協働センターで手続きができ、不便を感じていない。 |
| 要望 486 | 都田、新都田の管轄を細江ではなく新B区役所(現浜北区役所)での管轄 |

【市の考え方】 その他

再編の協議の前提条件である「市民サービスは低下させない」を踏まえ、再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

| | |
|------------------|---|
| 質問 89 | 区再編については賛成。都田地区の人達とは別の区になるのは残念だが、都田地区の協働センターは今後浜北区の施設になるのか。 |
| 質問 91 | 再編後、都田協働センターは、残るか。 |

【市の考え方】 その他

都田協働センターは、B区役所の所管として、存続します。

| | |
|------------------|---|
| 質問 90 | 都田地区のみ2種協働センターレベルであり、災害対策地域本部や健康・保健センターがなく、あらゆる面で行政対応が劣るのではないか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

都田地区の保健関係の業務は、現在、北区役所の健康づくり課が担っており、再編後も、相談業務や地区担当の保健師業務など、最前線で市民の皆様に対応する職員を引き続き行政センター庁舎に配置し、きめ細やかなサービスを提供してまいります。

また、都田地区の災害対応も現在北区役所が行っており、再編後は行政センターが担うこととなりますが、災害対応における職員配置につきましては、再編後も現状維持とする方針です。

◎浜北区 [意見数 1件] 要望1件

| | |
|-------------------|--|
| 要望 487 | 浜北区の副都心化を目指すことには異議はないが、今回のB区案における所管エリアの内、現行浜北区を見直すものは何もなく、合併時における旧浜北市そのものであり、これで行財政改革といえるのか。再考を願う。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。ご意見として承ります。

◎天竜区 [意見数 2件] 要望2件

| | |
|-------------------|--|
| 要望 488 | 協働センターが支所となるということだが、支所で区役所と同様の業務ができるようにしてほしい。例えば、マイナンバーカードの受け取りを支所でできるようにしてもらいたい。高齢化で免許返納をしている住民が多く、龍山、春野、水窪、佐久間から天竜区役所は遠い。マイナンバーカードは一例であり、その他の手続きもある。区役所でできることイコール支所でできることになるようにお願いしたい。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

再編の協議の前提条件である、「市民サービスは低下させない」に基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としておりますが、サービス提供体制における業務内容や手法等については不断の見直しが必要であると認識しており、今後の検討における参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 489 | 天竜全体がそうであるが、水窪は特に森林が占める割合が多く、当然林道も多い。生活道路として住民が使っている林道が多くある。山の斜面に作られ災害に非常に弱く、維持管理も大変である。その担当職員が水窪協働センターには1人しかいない。災害対応の際、1人では大変なので、充実を図ってほしい。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

天竜区内の林道の維持・管理については、現在、天竜森林事務所と春野・佐久間・水窪・龍山協働センターの職員が連携して対応しております。災害時も同様に、協働センター職員だけでなく、天竜森林事務所職員が連携し、早急な復旧を目指した対応を行っております。再編後も引き続き、両者が連携を密にしながら必要な対応を行ってまいります。

② 主要組織（福祉）の基本的な方向性（意見数 36件）

○組織・職員配置 [意見数 23件] 提案1件・要望19件・質問3件

| | |
|------------------|---|
| 提案 36 | <p>組織体制（本庁直轄体制）について、全市での人材流動性、ノウハウ蓄積、レジリエンス向上に資するため、賛成。</p> <p>指揮命令系統の一本化は組織の基本。ただし裏目として上位組織となる本庁（いわゆるお役所、オフィスワーカー）の方針・政策と、各現場の実情・考えが乖離しやすくなる。結果として市民のストレスにならないように、組織体系・仕組み上の工夫を求めたい。</p> <p>なお上記直轄体制により「スキルやサービス向上が“図られると考えています”」というのは、他人事の表現。「向上を図ります」と断言してほしい。</p> |
|------------------|---|

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。

また、本庁（市役所）と区役所や行政センター庁舎等で市民の皆様に直接対応する現場との意思疎通の体制については、現在、福祉事務所長会議を年2回、社会福祉区役所・本庁連絡会議を年4回、各課でも担当者会議等を開催し、協議や情報共有を行っています。再編後においても、本庁と各福祉事業所との会議を対面やデジタルを活用し、オンラインで開催するなど、連携体制を確保します。保健センターにおいても同様に、各保健センターが出先グループの意見をとりまとめ、本庁と月1回定例会議を開催するなど、サービスの質の確認、情報共有、専門職のスキル向上を図ります。

本庁は、こうした会議等を活用し、現場サイドの課題などを把握することにより、地域の実情に即した施策につなげ、組織横断的な政策立案の体制を構築します。

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

《修正内容》

P.14 ②主要組織（福祉）の基本的な方向性

【福祉・保健の組織についてのポイント】

（市の考え方）3点目

（修正前）

- ・ これを本庁の組織とすることで、一つの組織として区を超えて柔軟に業務の応援ができ、今以上にチームとして対応することができるようになり、スキルの向上にもつながり、サービスの向上が図られると考えています。

（修正後）

- ・ これを本庁の組織とし、一つの組織として区を超えて柔軟に業務の応援ができるようにするとともに、困難事例などにもチームとしての対応が容易にできるようにすることでスキルの向上につなげ、サービスの向上を図ります。

| | |
|-----------|--|
| 要望 490 | 福祉保健サービスが強化されるように聞こえたが、区割りが大きくなるとなぜ強化されるのかが分からなかった。いずれにしろ、もう少しわかりやすくしてほしい。 |
| 要望 491 | 案6 ページで「専門性が求められる職員が区ごとに配置されているため（略）、課題を抱えています」とあるが、なぜ区を大きくする方が専門性の高いサービスができるのか分からない。小さい区の方が、きめ細かいサービスができると思う。区同士で連携することもできると思う。 |

【市の考え方】 その他

福祉・保健分野の組織の本庁一元化については、区の再編にあわせて行政組織を最適化し、サービスの向上を図るものであり、区の大きさとサービスの向上が比例するものではありません。

各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化されることで、サービスの提供水準の均質化を図ってまいります。そして、保健師などの特に高い専門性が求められる職種は、現在、区ごとに分かれて配置されているため、困難な事例への対処や、産休や育休の取得による欠員の対応にも区ごとに対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題を抱えています。区の再編にあわせて、専門職の所属を区の組織ではなく本庁組織とすることで、今以上に専門職のチームとして対応することができるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となります。知識の継承や年度途中の急な産育休取得者などの欠員対応のため、職員を集約することで専門性の維持向上を図ってまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、身近な場所でワンストップでサービスが提供されることが重要です。したがって、直轄化した事業所を引き続き区役所内に設置し、区長との連携のもと、質の高いサービスを責任を持って提供してまいります。

このように、市民サービスのうち、窓口サービスでは質の向上を図ってまいります。さらには、再編により捻出される財源を、行政サービスの水準の維持向上や福祉などの需要の増加が見込まれる業務に充てることで、市民サービス全体の向上につなげてまいります。

| | |
|-----------|---|
| 要望 492 | <p>案7 ページにおいて、福祉・保健分野の職員・組織を本庁に一元化する案が示されているが、本庁への一元化については賛成である。案6 ページで示されているように、業務を通じた全市的な知識の蓄積や、より専門性の高い行政サービスの安定的な提供に寄与するものとする。</p> <p>ただ、案7 ページにおいて、福祉・保健分野を「福祉事業所」「保健センター」という2つの組織を新たに立ち上げ、そこに集約するとしているが、そうではなく、健康福祉部内に新たに「健康福祉事業所（仮称・単一の課相当組織）」を設け、1つの組織に集約させるのはいかがか。福祉・保健分野の両者の間には密接な関係があるため、指揮命令系統はできるだけ単一にし、また、【本庁：政策立案】【健康福祉事業所：住民サービスの提供】という明確なすみ分けを行うことで、より大きな政策的効果が発揮されるものと思う。またその際同時に、現在健康福祉部が持っている1種・2種事業所についても「健康福祉事業所（仮称）」への統合を実施し、より複合的・包括的な課題に対応できる福祉・保健サービスの提供体制を構築すべきと考える。</p> |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

現在、各区役所に設置している福祉事務所などを区の再編に合わせ本庁直轄の事業所とすることにより、本庁の部長と区長の2系統となっている指示命令系統が一元化され、福祉サービス等の質の確保が図られます。

なお、現在も健康福祉部内に医療担当部長を配置し、より専門性の高い相談や業務の統括を行っており、再編後においてもその体制に変わりはありません。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 493 | 再編後のA区、B区、C区には福祉/保健に関する本庁組織を置くということだが、これについては課ではなく、出先グループ相当の組織とすることで、そこで余った人員を本庁における政策立案機能に人員を割っていくのが良いかと思う。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

再編後のA区、B区、C区には、福祉や保健に係る本庁組織として福祉事業所及び保健センターを置き、課長等の管理職を配置することにより、地域から出た様々な課題や要望、意見等に迅速に対応し処理することが可能になると考えます。

また、再編により行政センターとなるところには出先グループを設置するなど、市民サービスは維持してまいります。ご指摘の人員も含め、全て本庁直轄の組織とすることで職員のスキル及び市民サービスの向上を目指してまいります。

| | |
|---------------------------------|---|
| 要望 494 ～ 496 | 「専門職の所属を区の組織ではなく本庁組織とする」ことは、行政区の再編に直接関係するものではない。行政区の再編を行わずとも別途実施すれば良い。 (同様の意見 外2件) |
|---------------------------------|---|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。福祉・保健分野の組織の本庁一元化についても、組織や職員配置の最適化につながるものであり、区の組織から健康福祉部の組織に移り、区の組織の改編に係るものであるため、区の再編と同時に行うべきと考えております。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 497 | 区割り案に賛成。指示命令系統の一本化が図られ、浜松市の全体最適が成せるメリット（専門職の配置）は幸福度が更にUPする施策と受取れる。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 498 | 福祉に関して、窓口を一元化することでサービス提供水準の均質化が図られるとあるが、今まで福祉サービスの時間数は区ごとに出していたが、再編後は一元化し、本庁で決定して出てくるのか。一元化で個別性と地域性が抜けることを懸念している。一元化の中に個別性と地域性をしっかりと入れてほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

現在、福祉分野の組織は、本庁の健康福祉部長と7人の区長の体制の二系統となっています。これを本庁に一元化していくという提案であり、組織編成上、保健師等の専門職の所属が7つの区役所に分割しているため、一つの福祉事業所という組織の中で機動的に動けるような体制にしていきたいと考えています。再編後に本庁の福祉事業所となった場合の福祉のマネジメントに関わる具体的な部分については、現在検討しているところであり、ご意見を参考にさせていただきます。

また、障害福祉サービスの支給量（時間数）につきましては、現在、市内統一の基準に基づきながらも個々の状況を勘案した上で区で決定しております。再編後につきましても、各福祉事業所において個々の状況を踏まえた上で支給決定を行う予定です。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 499 | 福祉・保健分野の組織が一元化されることにより統制が図られると思うが、例えば区役所に確認することが増え、窓口での対応が遅くなるのではないかと。窓口が変わらなくても対応が遅れるようでは困るため、スピード面についても確保してほしい。 |
| 質問 92 | 案14ページの福祉・保健分野の組織について、本庁組織となることで、指揮命令系統が一元化され、質の向上が図られるとあるが、これまで各区で決裁や問題解決ができていたものが、逐一本庁に確認することとなり、結論が出るまでに時間がかかるようになることはないか。 |

【市の考え方】その他

福祉の組織について、現在7つの区に事務が分割され、区長が福祉事務所長を担い、それぞれの区の判断で進めており、類似案件であっても区によって判断が異なる運用ケースがあることを監査で指摘されたことがあります。本庁に一元化することで、事例の共有がスムーズにできるようになると考えます。

また、現在、区の判断で進めていますが、レアケースは本庁に問い合わせることもあります。こうした部分を本庁に一元化することで対応の質を上げることもねらいとしています。組織を一元化しても、懸念されるような事態にならないよう、窓口で完結し、時間が掛からない体制を整備してまいります。

| | |
|---|--|
| 要望 500 ～ 506 質問 93 | 案6ページ、専門職を本庁の所属にすることで、今以上の専門性の高いサービスを安定的に提供できるとあるが、これは本庁にしなくても行わなければならないことである。本庁にすればできるというものではないと思うので、どう専門性を高めてくれるのか研修内容や取り組み方をもっと具体的に知りたい。住民の近くに職員がいてきめ細かに対応できることが一番いいのではないかと。 (同様の意見 外7件) |
|---|--|

【市の考え方】その他

現在、福祉の組織は、健康福祉部長の下に本庁の職員がいる一方で、7つの区役所ごとに福祉事務所を設置し、その長を区長が担い、7つの区に保健師など資格職が分散配置されています。組織の最適化に向け、細かく分かれているところを一元化しますが、引き続き行政センターや一部の支所に福祉関係の出先グループを配置し、対応してまいります。これまで専門職が組織上分散配置され、福祉事務所が異

なることにより、各区間の情報共有や応援が容易にできなかった状況を改善することができます。また、保健師は引き続き地区担当制により地域に密着して対応してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 507 | 専門職の配置は5年かけて行うとのことであるが、職員の負担が大きくなっては困る。城北地区でも、福祉に関する部分で高齢化が進み、行政に助けてもらいたいが増えている。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

保健師等の市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員については、区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 508 | 区役所内に本庁組織の保健センターが設置される予定である。浜松市には中区鴨江に浜松市保健所があり、また浜北区役所内に保健所浜北支所がある。保健センターと保健所の名称が似ているため、市民に役割や機能の違いを明確に示す必要がある。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

寄せられたご意見により、案の一部の修正を検討します。

区再編時においては、保健センターと保健所の役割や機能の違いがわかるよう、保健センターの名称について検討してまいります。

| | |
|------------------|---|
| 質問 94 | 引佐支所、春野支所、佐久間支所、水窪支所に保健センターの出先グループを置くのではなく、各区役所並びに行政センターに設置される保健センター出先グループがその地域を管轄することで、より統一性のある施策を講じることができるようになると考える。各支所に保健センター出先グループを配置する案とした理由を示してほしい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在も引佐、春野、佐久間、水窪には健康づくり課の出先として職員を配置しているところであり、今後も引き続き、住民に身近な場所に職員を配置していきたいと考えております。なお、再編にあたり出先に配置する職員も本庁の職員となり、また、区役所庁舎に設置する保健センターが出先グループを統括することから、指示命令系統が一元化され、統一性のある施策を講じることができると考えます。

○所管・関係団体 [意見数 6件] 要望3件・質問3件

| | |
|---------------------------------|--|
| 要望 509 ～ 511 | <p>分断される福祉サービス、北区の団体などについての方向性を示してほしい。</p> <p>「地域包括支援センター三方原」は新都田にあり、都田地区三方原地区の介護・福祉の拠点になっている。現在地のままだと三方原地区はA区となり、対象外になる。地域包括支援センターが三方原地区に移転すれば、「地域包括支援センター細江」が引佐3町と都田地区の担当となり、業務が多すぎると考えられる。</p> <p>浜松市社協北地区センターは北区全体の社会福祉を担ってきた。この</p> |
|---------------------------------|--|

| | |
|-------|---|
| | <p>まま存続し、合区した後も引佐3町と都田地区をカバーしてほしい。しかし、その場合、三方原地区はどうなるのか。北区女性団体連絡協議会も同様である。何らかの形で住民に示してほしい。</p> |
| | (同様の意見 外2件) |
| 質問 96 | <p>今回の区再編で北区がAとB区にわかれるが、A区に入る三方原地区は現在の中障がい者相談支援センターが担当するイメージか。三方原地区は福祉事業所も多く、自立支援協議会の運営等も負担が大きくなるだろうし、相談件数も増大しそうであるがいかがか。しかし、現状のままだとB区の管轄下（北障がい者相談支援センター）でA区の三方原地区というのも担当者との連携面等でいかがか。（いくら本庁の組織に「福祉事業所」がなるとはいえ）一方、現在の浜北・天竜障がい者相談支援センターは2区（B・C区）の担当となるか。</p> <p>この区再編にあわせ障がい者相談支援センターの再編もあるのか。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなど、地域福祉の拠点の再編後の取扱いについては、内定案を踏まえ、サービスの低下がないよう、全庁的に業務執行体制の検討を行っているところであり、方向性、考え方について整理してまいります。

| | |
|-------|---|
| 質問 95 | <p>メリット、デメリットは市からみたもので、できれば市民目線でメリット、デメリットも考慮してほしい。メリットはきれいに書いてあるが、よく読むと、例えば保健師が子供から高齢者までの訪問サービスを検討していると書いてあるが、現状の高齢者は地域包括支援センターに委託している。これをやめるのか。</p> |
|-------|---|

【市の考え方】 その他

高齢者に対しては、区再編後においても引き続き各地域包括支援センターにて様々な支援が提供されます。また、必要に応じて保健分野での訪問も実施してまいります。

| | |
|-------|---|
| 質問 97 | <p>保護司会は社会福祉課に事務所を置いている。区役所の部屋を借りるときには社会福祉課に電話して予約を取っているが、再編後は出先グループ（本庁組織）となっていて、どのようにしたらいいか。いままでどおり区役所に電話して部屋を借りることができるか。</p> <p>また、シニアサロンでは、健康づくり課から講師の派遣をお願いしているが、派遣元はどこになるのか教えてほしい。</p> |
|-------|---|

【市の考え方】 その他

現在の区役所庁舎の体制において、社会福祉課・長寿保険課・健康づくり課は、いずれも区役所の課ですが、社会福祉課と長寿保険課については、本庁組織となり福祉事業所に再編します。市民の皆様の相談等を行う最前線の職員は、行政センターになっても庁舎の中に引き続き配置するため、日常的な関わりの中での問合せは、出先グループにさせていただければと考えております。

健康づくり課も本庁組織になりますが、保健センターという形で区役所や行政センターに最前線で市民の皆様と関わっていく職員を配置してまいります。健康づく

り課への講師の要請は、保健センターあるいは保健センターの出先職員と調整していただければと考えております。

○サービスのあり方等 [意見数 7件] 要望6件・質問1件

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>要 望 512</p> | <p>浜松市は合併後 1000 人以上の職員を減らして来た。その結果、職員の数 は人口当たりで、政令指定都市 20 市中 19 位と少なく、政令市平均の 85%と少なすぎである（総務省統計資料より）。85%とは 6 人いるべき部 署に 5 人しかいない、これでは職員はたまらない。国保料の滞納世帯へ のきめ細かな対応ができずに資格証（窓口 10 割負担）を多数発行してい る浜松市の現状。合併前には 100%近かった特定健診（以前は基本健診） や、がん検診の受診率が今では 30 数%台で低迷している。 住民サービスには人手がいる、今でも正規職員不足で人口が浜松より 10 万人少ない静岡市よりも浜松の職員が少ない事実には愕然としてしまう。 それなのにこれ以上職員を減らすなどともない。住民サービスは変 わらないというが、それは違うのではないか。人は城、宝である。 東北大震災で自治体職員が少なく人命救助に苦勞したこと。コロナ禍 で保健所の数・職員不足でパニックになったことも忘れてはならないの では。区が 7 つから 3 つになることでの不便もある。更に北区の場合で 見てみると引佐 3 町の住人がこれまで細江町の北区役所で行われてきた 業務（三ヶ日の人になれば合併前は三ヶ日町役場でできたのが、3 区案に よれば浜北が新区役所になる）が無くなると困るとの声で、細江町（今 の北区役所）でもできるようにすると言いだしているが、区役所でない ここに福祉関係の職員は何人配置されるのか、3 人ほどか。障害福祉、生 活保護、高齢者福祉、介護保険など専門的知識が要求されるこれらの仕 事にとっても対応できるとは思えない。市民が窓口に行ってみたら今日は 出張でいない、あるいは休暇でいない、詳しいことは区役所に聞かない とダメということも出てくるのが予想される。</p> |
| <p>質 問 98</p> | <p>行政センターになっても基本的な市民窓口は変わらないということで 安心しているが、例えば、職員が削減される中で、子供から高齢者を対 象とする訪問サービスを行うことができるのか。</p> |

【市の考え方】その他

再編後も、相談業務や地区担当の保健師業務など、最前線で市民の皆様に対応する職員を引き続き行政センター庁舎に配置し、現在と同じサービスを提供してまいります。

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>要 望 513</p> | <p>福祉、医療は、中山間地域と市街地ではまったく事情が違う。本庁直轄で 3 区全て一緒ということではなく、天竜区の特殊な事情を考え、区で考えてもいいのではないかと、言う要素をお願いしたい。</p> |
|-------------------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

現在、各区役所に設置している福祉事務所などを区の再編に合わせ本庁直轄の事業所とすることにより、本庁の部長と区長の 2 系統となっている指示命令システムが一元化され、福祉サービス等の質の確保が図られます。天竜区においてはこれまでと同様、その地域の実情や地域特性に応じた福祉サービスを提供してまいります。

中山間地域の医療については、地域住民や医師の高齢化により様々な課題を抱えていることから、令和2(2020)年度から、中山間地域医療検討会議を開催し、地域の医療・福祉関係者や地域住民の代表者から、今後の医療提供の在り方について意見を聴きながら協議を進めており、今後も継続して対応してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 514 | 再編のメリットとして福祉や保健の関係が本庁の管轄になるということだが、市民としては、どこの組織かということではなく、どこに相談できるかが分かることが大切である。再編後に相談先が分からないということがないようにPRをお願いしたい。 |
| 要望 515 | 今、地区での家事支援等についての話し合いを進めており、ますます高齢化社会になったときに移動が困難であるという方が増え、移動支援が必要になると予想がされる。案ではアウトリーチについてふれられており、「職員が出向いて相談を受けたり、申請手続きなどを行う手法についても検討していきます」と書いてある。世の中には体が不自由な方や障がいをもっている方がたくさんいるので、ぜひこれは、具体的な施策を強力に進めてほしいと要望する。 |

【市の考え方】今後の参考

再編後も、相談業務や地区担当の保健師業務など、最前線で市民の皆様に対応する職員を引き続き行政センター庁舎に配置し、現在と同じサービスを提供してまいります。相談先の周知とアウトリーチの推進については、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 516 | 高齢者が本人確認のために、区役所の長寿保険課へ行かないといけな。デジタル化と併せて協働センターで本人確認（マイナンバーとセット）できるといいと思う。そういったことを目玉にすれば実感がわくので、電車に乗って行かなくてもいいように、ぜひやってほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

デジタルの力を活用して、市民の利便性の向上に向けてどのようなことができるか全庁的に精査しているところであり、具体的な内容について検討してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 517 | 再編による、三方原地区の福祉の後退を懸念している。再編を考えた健康な人たちは、なんとも思っていないかと思うが、家族に障がい者と高齢者のいるものとしては、現状の利便さを維持してほしいと切実に思う。具体的には、障がいの認定や介護認定の申請の更新等で、駐車場も少ない元城へいかななくてもよい出張所等の確実な設置をお願いしたい。同時に、親切丁寧な対応を、今まで同様、維持してほしい。単純な人減らし、人件費削減は、やめてほしい。使うべきところには、税金もある程度投入してほしい。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他

三方原地区においては、A区になることにより所管エリアが変更となるため、サービスの低下を招かないよう、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討してまいります。

③ 主要組織（土木）の基本的な方向性 [意見数 11件]

提案1件・要望6件・質問4件

| | |
|-----------|---|
| 提案 37 | 土木整備事務所の配置について、再編案B区では、現浜北区役所に区役所、現北区役所に土木整備事務所を置く計画だが、災害時においては、区役所が復旧本部となって関連部署との連携を図り対策に当たる必要がある点、気賀から貴布祢までは十数キロ離れており、道路寸断のリスクがある点等を考慮すると、区役所に土木整備事務所を置くべきである。同様にA区についても現在北寺島町に土木整備事務所があるが、区再編を機に区役所内に移動させるべきである。 |
| 要望 519 | 現在、浜北区役所内に本庁組織である東・浜北土木整備事務所がある。行政区再編後は、土木整備事務所機能が北行政センターへ移管されるため、現浜北区役所には土木整備事務所の出先グループが設置される予定である。区役所と土木整備事務所は、行政区内を統括する行政機関であり、連携体制を強化する事により災害時の迅速な対応が可能になる。このため、現浜北区役所に引き続き土木整備事務所を設置してほしい。 |

【市の考え方】 その他

土木整備事務所及び出先グループの位置については、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応を可能とすること、区（区役所、行政センター、支所）との密接な連携を確保することなどを総合的に勘案し、配置しています。現在の浜北区役所に置く出先グループについても、災害発生時の初動対応等に必要な体制を確保してまいります。また、災害対応については、その規模に応じて、本庁を含む土木部全体で対応してまいります。

なお、A区については、区役所となる市役所庁舎にこれまでどおり土木部本庁組織を置くことから、災害時は、区と土木部本庁、土木整備事務所が連携して対応してまいります。

| | |
|-----------|---|
| 要望 518 | B区の土木整備事務所を現北区役所内に配置するという案になっているが、ハザードマップでは浸水、また、南海トラフ地震では液状化可能性というリスクがあるエリアに入っている。災害復旧の拠点となる整備事務所がそういったリスクがあるエリアに配置されるということは、災害時には機能しない可能性が高いと考えないのか。東西に長い区になるので、中間地点の北区役所（細江町）は区民の普段利用に配慮した形だろうが、災害時に機能しない整備事務所では本末転倒である。山手の引佐町へ配置するとか、変更を強く望む。 |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

土木整備事務所及び出先グループの位置については、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応を可能とすること、区（区役所、行政センター、支所）との密接な連携を確保することなどを総合的に勘案し、配置しています。また、市議会特別委員会において、「現在の北区役所内に土木整備事務所を置くことで、行政センターと土木部が連携した行政運営が期待できる」との意見をいただいています。なお、災害対応については、その規模に応じて、本庁を含む土木部全体で対応してまいります。

要望
520

土木組織について、区再編に関わらず設備の劣化や自然由来の異常は発生するので、人員削減等の規模縮小をしない旨を明言してほしい。

【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、案の一部を修正しました。
土木組織の人員配置に関する記述を次のように追加し、明記していきます。

《修正内容》

(修正前)

P.16 ③主要組織（土木）の基本的な方向性

【数・位置の考え方】

「人員配置に関する記述なし」

(修正後)

【数・位置・人員配置の考え方】

＞再編後も現在と同数の人員配置とする

要望
521

災害が多発する龍山にも土木整備事務所の出先機関があった方が良いため、検討願う。

【市の考え方】その他

現在の天竜区であるC区は、再編後も土木整備事務所と出先グループを現行どおり配置することで、災害対応に必要な体制が維持できるものと考えています。また、再編後も、週1日、土木整備事務所の職員が龍山地区の支所へ出向くこと、災害発生の際の恐れがある気象情報が発表された場合は職員を「支所」に配備することを考えており、引き続き、土木整備事務所と支所の連携を密にし、対応してまいります。

要望
522

天竜区の生命線は国道152号だが、毎年土砂崩が発生し長期間通行止めとなる。このため住民の日常生活が成り立たない。災害復旧工事の早期着工、早期完成のための予備費をすみやかに使用できるシステムにしてほしい。

【市の考え方】今後の参考

いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

要望
523

事務所の位置については区役所と極力統一されるべきではないか。(スペースの関係上不可能な南土木整備事務所を除いて)
西区は南土木整備事務所から離れており、面積も大きいため将来的に西土木整備事務所を設置して行ったらどうか。

【市の考え方】その他

土木整備事務所及び出先グループの位置については、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応を可能とすること、区（区役所、行政センター、支所）との密接な連携を確保することなどを総合的に勘案し、配置しており、現在、西区役所内にある土木整備事務所の出先グループを再編後も引き続き設置します。

| | |
|------------------|---|
| 質問 99 | 案 17 ページ、土木整備事務所の配置及び所管エリアについて、なぜ萩丘地区と三方原地区を一つのエリアとしているのか。萩丘地区だけが中央のエリアから離れることについて、意図があるのか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

土木分野については、現在と同様、再編後も本庁の組織として運営してまいります。A 区においては、駅南地区にある土木整備事務所が区全体を統括し、統括という観点では、萩丘地区・三方原地区もそのエリアに含まれています。区域が広がるため、区の中をエリア分けし、土木整備事務所の出先グループを設けます。現在、東区役所にある東・浜北土木整備事務所の出先グループは、再編後も東区のエリアを所管する出先グループとなります。西区役所においても、現在区役所内にある土木整備事務所の出先グループを再編後も引き続き設置します。現在三方原地区にある土木整備事務所は、再編後は A 区の出先グループとして萩丘地区と三方原地区を所管するという考えで見直しを行ったものです。中央と分割するのではなく、駅南地区にある土木整備事務所が A 区全体を統括し、区内のエリアごとに
出先グループで分担していくという趣旨での提案です。

| | |
|-------------------|--|
| 質問 100 | 土木整備事務所について、現在、東区役所には東・浜北土木整備事務所の出先グループがあるが、再編後は、現在の浜北区役所に土木整備事務所を設けるのか。再編後も土木関係の要望など、現在の東区役所でできていることが変わらずにできるか。南土木整備事務所まで行かなければならないか。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

区の数に合わせ、区全体を統括する土木整備事務所を 3 か所設置します。A 区においては、駅南地区にある土木整備事務所が区全体を統括し、現在の東区役所には、現行の東区のエリアを所管する出先グループを配置します。再編後も現行の東区のエリアを所管する出先グループを行政センター内に配置するため、現在と変更はありません。

| | |
|-------------------|---|
| 質問 101 | 案資料 16～17 ページの土木整備事務所について、現在の東・浜北土木整備事務所が再編後には出先グループとなるが、その場合の人員配置について確認したい。浜北区内の土木事業は結構な量があると感じており、不安に思っている。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

東・浜北土木整備事務所が出先グループになった場合の職員数は、正規職員・再任用職員・会計年度任用職員の合計で 25 人と試算しています。

| | |
|-------------------|---|
| 質問 102 | 土木整備事務所を、区再編後も引き続き本庁の組織とすることに賛成である。案 16 ページにおいて、北行政センター内に第 1 種事業所である土木整備事務所が設置されるので、距離的に近接している三ヶ日支所内に土木整備事務所の出先グループを設置する必要はないと考える。三ヶ日への出先グループ新設は単純な事業所数純増であり行政負担もそれだけ増加することになると思われるが、なぜ三ヶ日に出先グループを新設する案としたのか、具体的な理由を示してほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

土木整備事務所及び出先グループの位置については、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応を可能とすること、区（区役所、行政センター、支所）との密接な連携を確保することなどを総合的に勘案し、配置しています。三ヶ日地域についても、土木部が管理する道路又は河川において、平成19(2007)年度以降10年間で一定規模以上の災害が8件発生していることなどを踏まえ、新たに出先グループを設置するものです。

④ 主要組織（防災）の基本的な方向性（意見数 17件）

○防災 [意見数 13件] 要望11件・質問2件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 524 | 今でさえ大災害時の避難場所指定が現状に合わない現状に住民要望（高橋川の増水時や橋崩落時の危険回避のため、避難場所を単純に西小体育館、三ヶ日協働センターだけでなく、現在、北区三ヶ日町高橋西岸域に新しくできた選果場への変更）にも対応しようとし、できない目詰り感のある行政、自治会の在り方が今回の区編成替えでさらに硬直化して対応ができない不安がある。今回の区再編で、災害は公助、その他は共助、自助が基本。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

新たに建設された三ヶ日地区の選果場につきましては、地域の緊急避難所として使用できるよう、自治会や三ヶ日協働センターが調整を行っているところです。区再編後も自助が防災対策の基本となります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 525 | 2021年12月防災訓練時、自宅内では同報無線案内が聞こえず、災害時は今迄以上に危機感を感じる。従来の方法の再検討要。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】その他

同報無線は災害の発生の恐れがあるエリアや避難所へ気象情報や災害情報をお知らせするよう整備しています。市では、同報無線のほかアラート（文字放送）や防災ホットメール、LINE、市ホームページ等、様々なツールにより災害情報の発信を行っておりますので、これらの手段もご活用ください。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 526 | 案18ページにおいて消防に関する記載があるが、防災については各区役所に職員・組織・権限をおろし、本庁を通さず各区が独自に判断できる事項をより多くしていく体制を整備することが望ましいと考える。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

大規模災害が発生した場合、避難所の開設などの応急対策業務や区役所で行う業務に関する権限は、区長が取り扱っており、区再編後も同様の取扱いとなります。

| | |
|-------------------|--|
| 質問 103 | 災害への対応について、災害時、一次避難所や応急救護所及び要援護者用避難所等へ長期の職員派遣はできるのか。上記の避難所への派遣人数をどのように考えているのか。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】その他

指定避難所等への職員配置については、再編前と同規模で職員を配置してまいります。避難所の開設が長期化した場合は、職員がローテーションを組んだり、他都市からの応援も受けて職員が配置に就くこととなります。

**要望
527**

災害対策地域本部と自主防災隊、地区内自主防災隊間の連携。

【市の考え方】盛り込み済

区再編後においても区役所3か所、行政センター4か所、支所7か所に区本部または地域本部を設置します。それぞれの地域における自主防災隊とはこれまでと同様に連携してまいります。

**要望
528**

3区に削減することに加え、市職員も削減され、東海地震などの大規模災害時には避難所開設に支障をきたし、住民の命とくらしを守る市の役割を大きく損なう。

【市の考え方】その他

大規模災害発生時には、通常業務を一旦停止する一方、災害対応に職員を充てる方針です。また他都市からの応援職員の受け入れを円滑に行い避難所運営などの災害対応に支障をきたさないよう取り組んでまいります。

**要望
529**

防災の拠点とその体制について、南海トラフなどの災害がいつ発生するか分からないが、その時に備えて防災訓練を自治会単位で行っており、高齢者・障がい者・自宅介護者なども1次避難所へ行くことになっている。その後、福祉避難所にトリアージされると聞いている。市の職員が来て仕分けができるのか、その移動手段など明確になっていない。透析やインシュリン・酸素吸入している人は急を要することになる。その体制を至急構築する必要があると思う。

【市の考え方】今後の参考

災害が発生した場合には、まずは家屋の倒壊や津波、火災などから身を護るために一次避難所である指定避難所へ避難していただきます。そこで生活ができない方については、地区防災班員や保健師等の避難所業務に従事する職員が、福祉避難所マニュアルを参考にトリアージを行い、受け入れ可能な二次的な避難所である福祉避難所に移送することとしています。福祉避難所への移送手段につきましては、家族や親族の方をお願いするほか、ボランティアの協力を得て移送する想定です。今後においても地域の避難支援関係者や福祉施設等関係各所と連携し、要配慮者の円滑な避難のあり方について検討してまいります。

**要望
530**

区の再編により、職員の負担が大きくなっては困る。城北地区でも、防災に関する部分で高齢化が進み、行政に助けてもらいたいことが増えている。

【市の考え方】今後の参考

大規模災害発生後の応急対策業務の内容や避難所の数、配置する地区防災班員の人数などは、区の再編前後で変更ありません。このため、区再編により災害対応にあたる職員の負担が増えることはありません。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 531 | <p>要注意は、東日本大震災や、広島県広島市の土砂災害でも市町村合併の弊害が出た。かつての町村役場の職員は地域の実情や住民の状態をよく理解していたが、合併して、支所や出張所になったことで、職員がごく少数の窓口業務が主体となり、地域の実情が分からず、災害対応が遅れたり、有効な判断が現場できなくなったりした。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

地区防災班員は、地元の職員を優先して配置しております。区再編後の災害対応についても地域の実状などを鑑み、職員を配置してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 532 | <p>避難に関する情報の発令権者について、避難情報や高齢者等避難の発表は、市町村からの発表となり、市長が発令権者であると認識している。天竜区において担当副市長の設置が検討されているため、こちらに権限を移譲できないかと感じている。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

現在でも各区の区長や協働センター長が避難に関する発令を行うことは可能となっております。区再編後においても区長、行政センター所長、支所長へ避難に関する発令権限を付与してまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 533 | <p>気象庁が発表する警報などの気象情報、土砂災害警戒などの災害情報の地域の発表区分について、現在、天気予報では、浜松市北部（天竜区）・浜松市南部（天竜区以外）という形で発表されている。これを、再編を機に区単位に変更できないか。区をまたげば気象が一変するわけではなく、A区とB区は住宅が密集している地域もあり、誤った認識を与える懸念もある。A区とB区では、それほど気象条件に差異がないかもしれないが、情報を受け取る側からすれば、区単位で発表されることで、切迫感が生まれ、災害に備える意識の啓発や避難の行動変容につながるのではないか。同じ政令市の広島市では、今年度末に、これまで市全域を単位としていたものを8つの区ごとに発表する形に変更するという報道発表があった。浜松市とは地形等も異なるため、そのまま採用することはできないが、一度検討願う。先進事例を見ると、変更には年数を要しているため、この時点で意見として申し上げる。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

広島市の事例が浜松市でも適用できるか、静岡地方気象台に確認いたします。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 534 | <p>台風なら事前に状況が分かり、避難所確保、職員配置ができるが、緊急の災害には水窪に住所がある人はほとんどおらず、他地域からくる職員が多い。地域防災を確保するために、地元の職員を優先的に配置できないか。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

地区防災班員は、地元の職員を優先して配置しております。区再編後も引き続き、地元の職員の配置に努めます。

| | |
|-------------------|--|
| 質問 104 | 防災について、案では現状維持で、良くなる点について何も記載されていないが、区再編により良くなる点は。また、現在の浜北区長と北区長の防災の決定権限に変更はあるか。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 その他

区再編は、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制の構築を目的としています。防災に関わらず持続可能な行政サービスを提供することがメリットです。

防災の決定権限については、現行と同様に再編後も区本部長、地域本部長に付与されるため、変更はございません。

○消防・救急 [意見数 4件] 要望4件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 535 | 現在消防団に所属しているが、区の再編により組織図も大きく変更することになるかと思う。区の再編による変更は致し方ない部分もあるため、逆に大きく変更できる機会と捉え、既に問題となっている消防団の課題についてここで変更、是正できる部分があれば一緒に検討してほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

区の再編により三方原地区がA区になることにより、現在の消防署の管轄と支団の管轄に相違が生じるため、円滑な消防防災体制の確保のためにも、消防団の意見を聞きながら消防団の管轄について検討を進めてまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 536 | 現時点、再編後の消防局の体制については検討段階のようである。現在、浜松市には1行政区に1消防署がある。(中区にある南消防署を南区としてカウント)浜松市は面積が広く、郊外には住宅地・工業団地・ショッピングセンターなどあり、また今後想定される大規模地震などの備えをする必要がある。このため、従来の1行政区に1消防署の体制ではなく、1行政区に複数の消防署を設置し、市民の安全と安心を守る必要がある。 |
| 要望 537 | 都田地区管轄の北消防署曳馬野出張所はA区となるため、消防署の管轄部署が減ることが心配である。 |

【市の考え方】 今後の参考

消防力を維持するため、7消防署・18出張所は区の再編後においても継続して設置し、これまでどおりの消防車・救急車を配置します。

区の再編に合わせ一部の消防署の管轄区域の見直しを検討しておりますが、災害出動は直近方式(最短距離に位置する消防隊又は救急隊が出動する方式)としておりますので、災害の活動体制は変わりません。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 538 | <p>案 18 ページの防災体制について、今までは7区の中で消防・救急の受け持ちが割り振られ、その中で対応されていたと思うが、今回の再編により、受け持ちや割り振りが変わることによってマイナス面が生じた場合、人的損害が出る恐れがある。消防車・救急車が出払ってしまって、近隣の車両で対応した場合にどれくらいの時間がかかるのかといったデータを参考に、現在の課題を解決し、良い方向に向かうように検討してほしい。</p> <p>また、指示命令系統が末端まで行きわたるようにしてほしい。一番良い方向に進めたとしても、ここが足りないということが出てくる。そうした場合には、早急に良い方向に向かうよう、しっかりと取り組んでほしい。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

消防力を維持するため、7 消防署・18 出張所は区の再編後においても継続して設置し、これまでどおりの消防車・救急車を配置します。

区の再編に合わせて一部の消防署の管轄区域の見直しを検討しておりますが、災害出動は直近方式（最短距離に位置する消防隊又は救急隊が出動する方式）としておりますので、災害の活動体制は変わりません。

なお、災害活動の指示命令については、指揮者が簡明かつ的確に行うことで、その内容が活動する全ての者にいきわたるよう努めております。

⑤ デジタル化の基本的な方向性 [意見数 16件] 要望 16件

| | |
|-------------------|--|
| 要望 539 | <p>組織をスリム化して事務経費、人件費削減をしていくのが大きな目標の一つであるならば、「⑤デジタル化の基本的方向性」あるいは「デジタル化のポイント」のどちらかに、マイナンバーカードについて次のような内容で明確に加えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを使用して行う行政サービスの拡充 ・ マイナンバーカードでログインする入り口を一本化し、そこで各種行政サービスを選べるようにする。 ・ マイナンバーカードでログインすると各種行政サービスの連携ができるようにする。 <p>マイナンバーカードをもっともっと多くの市民によるこんで使ってもらえるようにすれば、迅速な事務処理が増えて経費削減に効果が大きいはずであるから。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

本市において、令和4(2022)年度末までを手続きのオンライン化推進強化期間に設定し、全庁的に取組を推進しております。また、本人確認手段としてマイナンバーカード（電子署名）を活用することも想定しており、今後も、順次行政手続きのオンライン化に取り組んでまいります。

| | |
|---------------------------------|---|
| 要望 540 ・ 541 | <p>意見としては、区割りに合わせてというより、DXをもっともっと加速してほしいということである。それが一番だと思う。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外1件)</p> |
|---------------------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

令和3(2021)年3月に策定したデジタル・スマートシティ構想に基づき、DXの取組や先端技術、データの活用によるまちづくりを推進します。

| | |
|-----------|---|
| 要望 542 | 早急にデジタル化を進めて全てオンラインで可能とするシステムづくり |
| 要望 543 | デジタル・スマートシティとしての街づくりについて、1年、3年、5年、10年先のあるべき姿の工程表作成、公表する。業務改革の人的効果により人の有効活用策として早急に市民のITレベルを底上げとレベルアップ策を策定し、予算化する。例えば高齢者のパソコン・スマホの普及は、高齢者のいろんな問題点を改善するツールだと思っている。現協働センターへパソコン設置と指導者(職員の養成)により65歳以上を対象に継続的に講座を開設しサポートする。 |
| 要望 547 | 施設が遠くなることを補うデジタル化の事例について、使ってみないとその便利さが分からない。使い方講座等の支援とともに、利用している人の声を拾って広報すると理解が広がると思う。 |

【市の考え方】今後の参考

本市において、令和4(2022)年度末までを手続きのオンライン化推進強化期間に設定し、全庁的に取組を推進しております。今後も、順次行政手続きのオンライン化に取り組んでまいります。また、市民の皆様のICTの利活用支援や利活用の利便性について周知に努めてまいります。

| | |
|-----------|--|
| 要望 544 | 最近、マイナンバーカードの関係で手続きをした方が、時間がかかったということがあり、今は保険でも一カ所サインすれば何十枚書類があってもそれで全部済んでしまうわけで、この辺はぜひ、マイナンバーカードを提示すれば済んでしまうようなスタイルをお願いしたい。総務省の関連があるようだが、デジタル化とマイナンバーがあるから大丈夫と言っている部分についてのお考えをうかがいたい。マイナンバーカードにいろいろな機能を付加するのではなくて、魔法のカードではないので、せめて何枚も書類を書かなくていい、たくさん名前を書かなくていいような運用をお願いしたい。それがデジタルの活用ではないかと思っている。 |
|-----------|--|

【市の考え方】今後の参考

全国的に注目されている、いわゆる「書かない窓口」は、本市が実施しているワンストップの対応に加え、来庁者の必要な手続きを判別するシステムと申請書を職員が端末で作成するとともに、受付データを自動入力するものであり、来庁者は市が作成した申請書への署名のみで手続きを済ませることができます。

こうした取組を参考に、書かない窓口の導入に向け、検討を進めてまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 545 | <p>デジタル化についての要望であるが、人口減と少子高齢化が加速度的に進んでいくことは間違いなく、その中でどのように対応していくかが課題である。国や県はデジタル田園都市国家構想、浜松市ではデジタル・スマートシティ構想ということで、同じ方向性である。仙台、小田原、会津若松も同様の方向を向いており、情報交換しながら進めていってほしい。そうしなければ、今後組織としてやっていけないのではないか。</p> <p>高齢者が混乱するという意見もあると思うが、2008年に発売されたiPhoneは、今では多くの人に普及している。難しいというイメージを解消し、理解を深めてもらって進めていくということをお願いしたい。できれば、全体に広めるのではなく、モデル地区を設け、デジタル化の成功事例を前面に出して進めてほしい。</p> |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

令和3(2021)年3月に策定したデジタル・スマートシティ構想に基づき、DXの取組や先端技術、データの活用によるまちづくりを推進します。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 546 | <p>デジタル化が今後の大きなポイントとなってくると思う。職員の削減による市民サービスの支障は出ないとのことであるが、将来的には職員の数を減らし、デジタル化により役所に行かずに手続きできるという方向に行かざるを得ない。</p> <p>案20ページ、デジタル化の基本的な方向性の主な導入事例を見て、こんなにたくさんあるのかと驚いた。こうしたサービスが始まるという広報が届いていないと思う。避難所等の混雑状況の防災マップ上への表示とあるが、防災マップ自体が何か、どのようにしたら見ることができるのかを丁寧に説明しなければ、知らない市民が大部分ということになってしまう。</p> <p>また、混雑状況を公表するに当たり、この状況をデータ入力している人がいる。デジタル化と言っても、根本は人の力である。マンパワーを確保し、システムがダウンすることがないようにしなければならない。周知徹底と強固なシステムづくりを要望する。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

令和3(2021)年3月に策定したデジタル・スマートシティ構想に基づき、DXの取組や先端技術、データの活用によるまちづくりを推進するとともに、周知に努めてまいります。

| | |
|---------------------------------|--|
| 要望 548 ～ 551 | <p>サービス提供体制は的確な区割り体制に基づき、現状同等以上であると受取れる。加えてデジタル化の推進は必要不可欠であり、苦手な人を取り残さないシステムづくりにも期待する。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外3件)</p> |
|---------------------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

令和3(2021)年3月に策定したデジタル・スマートシティ構想に基づき、DXの取組や先端技術、データの活用によるまちづくりを推進します。また、市民の皆様のICTの利活用支援や利活用の利便性について周知に努めてまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 552 | 案20ページ⑤デジタル化の基本的な方向性の苦手な人が取り残される懸念について、協働センターなどを会場としてスマートフォンの基本的な使い方講座などを開催していますとあるが、もっと細やかな対応が必要だと考える。自治会単位やさらには集落単位など、少ない人数でも希望があれば出張講座を開くぐらいの対応をしてほしい。メーカーによる講座では、そのメーカーの機種を購入しないといけないのではと誤解している人もいる。このようなことについても誤解のないようにしてほしい。 |
| 要望 553 | 案20ページのスマートフォンの基本的な使い方講座の開催について、デジタルが苦手な人にとっては1回や2回の講座では理解できるものではない。コミュニティ担当職員にデジタルに詳しい職員の配置をするか民間ボランティアなどを雇用して各集落等の拠点を定期的に回ってもらうとデジタル難民解消につながるのではないかと。 |

【市の考え方】 今後の参考

市民の皆様の ICT の利活用支援や利活用の利便性について周知に努めてまいります。

| | |
|-------------------|---|
| 要望 554 | デジタル化も便利な部分もあるとは思うが、個人情報の保護・利用できない方への配慮、多くの情報を得る行政や企業への信頼感などが不十分であると思う。各サービスもデジタルデータによって線引きされるような提供だと本当に困っている方の立場に立った様々な支援ができないこともあるのではと心配する。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

個人情報の取扱いについて、法律・条例に基づき適切に対応してまいります。また、市民の皆様の ICT の利活用支援や利活用の利便性について周知に努めてまいります。

⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実 [意見数 18件]

要望 14件・質問 4件

| | |
|-------------------|---|
| 要望 555 | 協働センターのコミュニティ支援は、小学校区単位で協働センターの設置と支援員を置いてほしい。 |
|-------------------|---|

【市の考え方】 その他

本市では概ね中学校区単位で第2種協働センターを設置しています。その第2種協働センターやふれあいセンターに配置するコミュニティ担当職員を正規職員2名体制とし、将来の地域コミュニティの充実に向け、行政との協働の基盤を固めてまいります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 556 | 協働センターに正規職員を配置し、地域からの事業計画の解明、意見、要望の集約、調整及び協議の窓口とする。特に「協議」は明確にしておく。 |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

再編にあわせ、自治会活動などコミュニティ支援を充実することや、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案しています。いただいたご意見は、今後

の検討における参考とさせていただきます。

| | |
|--------------------------|---|
| <p>要望 557</p> | <p>協働センターのコミュニティ支援は、高齢化対応の窓口支援の側面もあるので、正規職員への引継ぎ期間に再任用職員の技術とノウハウを吸収できる教育機会の場として臨まれることを期待する。</p> |
| <p>要望 558</p> | <p>現状の協働センター職員の地域への貢献具合を考慮した際に、コミュニティ担当職員の重要性を認識することができない。コミュニティ担当の正規職員の増員には反対。協働センターに正規職員を3名も配置する必要性はないものとする。むしろ、行財政改革の観点から、各協働センターの利用状況や業務量を細かく精査し、場合によっては正規職員の配置は所長の1名のみとし、その他コミュニティや証明交付等を行う再任用/会計年度任用職員、派遣会社からの職員を残りは充てるという体制を取ることも検討してほしい。いずれにしろ、現状の地域への貢献具合を鑑みると、正規職員の純増に対しては極めて懐疑的。</p> |
| <p>要望 559</p> | <p>機能強化のためセンター等の再任用職員を、正規職員になぜ変えるのか。むしろ再任用職員は若手の正規職員より、従来の知識と経験を活かし職務執行ができ、私たちの意見質問にも明確に答えてくれるのではないかと。なぜ変える必要があるのか理解できない。給与が下がったからは理由にならない。60～65歳は十分に活躍できる年代であり、雇用促進すべきである。但し、従来の職務能力や気力は参考にすべき。</p> |
| <p>要望 561</p> | <p>こういう問題のときには、市民サービスの向上という大義名分があるが、公民館から協働センターになるときも同じことを何回か聞かされた。内容はコミュニティ担当が一人増えた。最初に来た人に、どういう仕事をやるのかと聞いたら、センター長のお手伝いをするだけという返事だった。今度は正規2名でとのことだが、市民サービスの向上をうたうだけでなく本気になってやってほしい。</p> |
| <p>要望 563</p> | <p>協働センターのコミュニティ担当職員の役割について、3区再編の必要性として、少子高齢化のさらなる進行とあるが、把握されるように、地域の高齢化は深刻な問題である。市の試算でも2045年には5人に2人が高齢者になる予測である。都市計画法や社会ニーズの影響で、各地の個人事業主は激減しており、農業経営者の後継者も同様で減少している。そして、働き方も変化して、国の方針は65歳を過ぎて70歳まで働くことを推進している。</p> <p>上記の現象は、地域の自治会運営にも大きな影響を与え、役員選出は困難を極めている。一つの役に3つ4つの役回りが就いてきて、一度役員を受けるとすぐ次の役割がくるのが現状である。そのため役員を受けてくれる方が年々減っている。</p> <p>そんな中で、区再編により、市の正規職員を減らす計画である。コミュニティ担当の職員の役割として、「地域の声やニーズを伺いながら地域と行政をつなぐパイプ役、フットワークの軽い若手職員が自治会などに参加し、地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援」とある。各地区自治会が自治会運営の困難を示す中、どこまでの協力が可能なのか不透明である。逆に自治会への負担が増すようなことがあれば、区再編による、各地区の自治会運営は破綻するだろう。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 要望 564 | <p>協働センターの機能強化は区再編の狙いの1つではあるが、協働センターは、地区自治連・地区社協にとっては、地域福祉・地域防災を議論し、コミュニティとしての結束を高めて事に当たるための大事な拠点となっている。行政として、人員を増やしてサポートするのは結構だが、自主活動という面でも活動をしやすい形にしてほしい。特に住民同士の助け合い活動である生活支援事業、簡単に言うと、福祉は福祉事業所や保健センターで行政がやる部分、医師・看護師やケアトレーナーがやる部分と、個人がボランティアでやる部分と、その中間がある。地域共助という考え方は、助け合うだけではなくてコミュニティを形成する大事な活動であり、そのための拠点として続けてほしい。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

コミュニティ担当職員を正規職員2名の体制とする案は、将来にわたるコミュニティの存続という市の行政課題に対する解決策として提案したもので、次のメリットがあると考えています。

①協働センター等全体で43名のコミュニティ担当職員を増員することで、地域コミュニティの充実に向けた行政との協働の基盤を固めることができます。②多くのコミュニティ担当職員が各々の経験や幅広いネットワークを活用し、それぞれの協働センターにおいて業務に取り組むことができます。③2名のコミュニティ担当職員が連携することで、地域との関係性を継続していくことにもなります。

なお、地域から経験豊富な再任用職員を継続して配置することを望む声がある場合は柔軟に対応してまいります。

市から自治会に依頼する業務については、依頼できる範囲などについてルールを定め、自治会に過度な負担が生じることがないように庁内に呼びかけています。今後も自治会のご意見を伺いながら負担軽減の工夫を図ってまいります。

こうした取組により、地域活動の拠点として、機能を高めてまいります。いただいたご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 560 | <p>案21 ページのコミュニティ担当で、今後重要になるため所長の下に正規職員を2人つけるということだが、運用の仕方ではあるが、正規職員のコミュニティ担当は男女1名ずつではどうか。男性の感覚、女性の感覚は違うと思うのでそうした手段を考えてもらいたい。</p> |
| 要望 562 | <p>案21 ページの協働センターのコミュニティ支援について、正規職員になることはありがたい。現在、ふれあいセンターでは、再任用職員が多くを占めている。決して悪いことではないが、地域活性化の観点から、現在、山村地域には浜松山里いきいき応援隊の若者が2名ずつ配置されており、地域に良い風を吹き込んでくれている。コミュニティ担当職員が2名になった際には、地域間交流を考慮し、地元だけではなく、社会教育の能力を持っている方など、地元以外の地域の方を配置し、地域とのコミュニティづくりの中心になってもらえると良いのではないかと。山里に住んでいる方が別の地域のことを知ること、別の地域の方が山里のことを知って地元に戻ることで、地域間交流が生まれることを期待する。</p> |

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。

| | |
|------------------------------|--|
| 要望 565 ？ 567 | 自治会役員としての要望は、区再編後、自治会への委託業務負担を増やさないでほしい。今でも自治会役員のなり手が不足している状況のため。また、自治会活動に取られる日数・時間が10年前と比較して大幅に増えているため。 |
| | (同様の意見 外2件) |

【市の考え方】 その他

行政運営における協働の最大のパートナーである自治会との関係は、両輪で連携し、互いを尊重し、それぞれの役割を果たしつつ地域住民の生活を支えていくことが望ましいと考えております。

なお、市から自治会に依頼する業務については、依頼できる範囲などについてルールを定め、自治会に過度な負担が生じることがないように市内に呼びかけています。今後も自治会のご意見を伺いながら負担軽減の工夫を図ってまいります。

| | |
|------------------|--|
| 質問 105 | 案21ページで協働センターにおけるコミュニティ担当職員に関する記載がある。「地域と行政をつなぐパイプ役」「地域住民に寄り添って支援」などとあるが、現状、そのような担当正規職員が活躍しているという声は、なかなか地域からも聞こえてこない。こうしたコミュニティ担当職員が近年、「地域に溶け込み」「地域と行政とのパイプ役となった結果」「地域の課題を解決した」例を教えてください。コミュニティ担当職員の重要性を認識している市民はなかなか少ないのではないだろうか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

コミュニティ担当職員は、地域住民と共に知恵を出し、汗をかいて地域づくりに取り組んでいます。

例えば、区協議会での防災意識に対する声を受けて、災害用トイレを使った体験型防災講座を開催したり、地域の多世代交流を図るため、自治会や学校支援コーディネーターなどと連携して、子供食堂を企画するなど、市内の各協働センターにおいて特色ある地域づくりを進めています。

コミュニティ支援の充実は今後ますます重要となり、コミュニティ担当職員の役割が大きくなるため、職員の人材育成を図るとともに認知度向上のため周知を図ってまいります。

| | |
|------------------------------|---|
| 質問 106 ？ 108 | 協働センターのコミュニティ担当職員の役割に、「フットワークの軽い若手職員が自治会の会合などに参加し、地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援」とある。また再編後はコミュニティ担当の正規職員2人体制にすることにもなっているが、その場合は若手と中堅（ベテラン）という組み合わせになるのか。フットワークの軽い若手職員という表現は何を意図しているのか。正規職員ということになれば人事異動もあるのではないか。それとも協働センターへ配置された職員は通常よりも長い期間その職にとどまることを前提にしているのか。寄り添うためには長期的な関係性を築く必要があると思う。協働センターへの正規職員の配置について、より具体的な構想案を示してほしい。 |
| | (同様の意見 外2件) |

【市の考え方】 その他

コミュニティ担当職員を正規職員 2 名の体制とすることで、各々の職場経験や幅広いネットワークを活用し、それぞれの協働センターにおいて業務に取り組むことができます。また、2 名のコミュニティ担当職員が連携することで、地域との関係性を継続していくことにもなります。さらに、人事異動による職員の入れ替えがあっても、地域課題を把握するもう 1 名の正規職員が引き続き協働センターで勤務するため、コミュニティ支援の継続性を組織として担保できます。

なお、地域から経験豊富な再任用職員を継続して配置することを望む声がある場合は柔軟に対応してまいります。

| | |
|--------------------------|---|
| <p>要望 568</p> | <p>気になったのはコミュニティ支援である。現在の第 2 種協働センターのことが記載されているが、支所はどうか。佐久間のふれあいセンターは住民の声と直結していて、これからさらに充実されて、素晴らしいことである。一方、水窪、春野はコミュニティ担当がすぐそばにいない。佐久間や龍山では会合にもコミュニティ担当が来てくれるということを知った。春野町も地域によって事情が違う。全体ではなく、地域それぞれのコミュニティ担当という形を、支所にも作ってほしい。</p> <p>春野にもコミュニティ担当がいるのであれば、役割、地域を決めていくと、本当の地域のコミュニティ担当となるのではないか。</p> |
|--------------------------|---|

【市の考え方】 その他

現在、第 2 種協働センターのコミュニティ職員が 1 人である中で、春野など第 1 種協働センターは 4 人程度配置しています。今回は第 2 種協働センターやふれあいセンターの正規職員を増員していく提案をしていますが、当然、再編後の支所においてもコミュニティ支援に注力しなければならないと認識しています。運用の状況も見極め、引き続きコミュニティ支援を行ってまいります。

⑦ 住民自治（協議会の体制） [意見数 32 件] 要望 28 件・質問 4 件

| | |
|--|---|
| <p>要望 569 ～ 592 ・ 595</p> | <p>協議会が 1 層 2 層に分かれるという話であるが、2 層を作る際は人選について、自治会主体というより、様々な団体があることを考慮して選出してほしい。また、2 層の意見を 1 層でどう吸い上げるかが苦勞するところであると思うが、意見を吸い上げやすい組織づくりをお願いしたい。</p> <p>協議会は最初 2 層だったものを 1 層にして、今度また 2 層にすると。前の 2 層とは全く違うものだという話があったが、全く違うのであればどういう姿なのか、全く見えない。きちんと示して協議してほしい。そうしないと、また作っても機能しない、逆戻りしてしまう可能性がある。慎重に議論してほしい。</p> |
| <p>質問 109 ～ 111</p> | <p>区協議会についても、自治会連合を基盤とすると若い世代の意見が行政に反映されず、地域コミュニティが密でない地域や弱者の意見が反映されにくいいため、人選や組織選定についてもしっかりと検討してほしい。</p> <p>2 層目の枠組みについては継続協議事項となっているが、参加する地域住民については地区の代表はもちろんのこと、公募なども行って、より積極的に地域の声を届ける意欲を持っている人などの参加を求めたいと思う。またデジタルファースト宣言をしているのであれば、区協議会をラ</p> |

イブ中継するなどの仕組み作りを進めるべきだと思う。いずれにしても2層の協議会にした場合でも、誰もが簡単に直ぐにアクセスでき、協議会で何がどのように話し合われているのかを知ることができるようにしてほしい。

協議会の2層について、水窪地区には「まちづくり協議会」という組織がある。これは任意の組織であり、私見として充分機能しているとは思われない。“屋上屋”にならないかと心配している。1層の地域協議会の組織でも充分ではないかと考える。そのためにも、委員は地域の現状をしっかりと見つけ、色々な方々の意見を聴いて、行政に反映する努力が必要である。協議会の体制について、1層目の委員は2層目の意見を集約して市の担当部署に中継するのか。1層目の委員は自身の意見を述べることに加え、2層目の意見を集約するという2重の義務を負うことになるのではないかと。

水窪地区のまちづくり協議会は、各種団体の長が委員となる任意組織である。会合は年1回あるかどうかで、議題もNPOの活動発表などであり、地域の課題を議論した記憶はなく、機能しているとは思えない。こうした状況を見ると、2層目の組織は屋上屋のような気がしてならない。地域の声を広く拾うという考え方は間違っていないが、2層目をつくる場合は、任意ではなく、市が積極的に関与し、回数や人選、議題など詰める要素がたくさんある。資料22、23ページだけでは、中身が詰まっていない。地域の声を聞いてもらえるのはありがたいが、ガス抜きにならないように、本当に地域の声が行政サイドに届くようなものとしてほしい。

また、協議会で出た意見に対する行政のフィードバックを考慮してほしい。言いつばなしで返信が来ないことも考えられる。回答の期限を切るなど、一方通行ではなく相互通行となる組織が求められる。

(同様の意見 外23件)

【市の考え方】今後の参考

再編後は区の範囲が現在よりも広がることから、地域内の課題や取組について議論する場である協議会の体制を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案させていただきました。今後、いただいたご意見を参考に、市議会特別委員会において、協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等を検討してまいります。また、運用面においても地域の声を伺いながら工夫してまいります。

要望
593

柔軟かつ高度、即応できる組織に変えてほしい。この分野こそ「公助」の出番ではないかと思うのだが。共助、自助に行政が甘えないでほしい。これができない区再編では何の意味があるのか。行政、自治会、市議会議員の目詰まり感解消及び市民直接監視のシステムを構築する最大のチャンスと考えている。行政、自治会、市議会議員のほかに一般市民の声がリアルに反映、監視されるシステムづくりをお願いする。期待している。

【市の考え方】その他

ご意見として承ります。

| | |
|-------------------|--|
| 要望 594 | <p>私は他の区の協議会を傍聴したが、天竜区の協議会ほど活発な意見が出て、市の担当職員とやり取りができていないところはない。協議会の体制については、本庁で決まったことに天竜区の独自性をプラスすることにより、広大な天竜区の地域の声を通じるようになるのではないかと。</p> |
| 要望 596 | <p>協議会を2層にするなら、水窪地域まちづくり協議会をそのままあてていいか。地域が広がるから2層としたとの説明があるが、天竜区は状況が変わっていない。特に天竜区を2層という形にしなくてもいいのでは。市全体を画一的にそろえるのではなく、状況にあった体制でいいと思う。</p> <p>水窪地域まちづくり協議会も元々は地元で協議し、問題点を区の協議会に上げた。今の天竜区内の現状は協議会が廃止になったり、ほとんど活動していない。天竜区内は今でも十分機能が果たせると思う。</p> <p>まちづくり協議会が現実には消滅、あるいは活動していない。今の区協議会でも十分機能を果たしているのではないかと。地域には自治会など団体があり、そこで問題点は取り上げられる。地区にあったまちづくり協議会がなくなったということは、必要ないということだと思ふ。形の変わっていない天竜区に関してはあえて2層目を考えなくても、区協議会だけでもいいのではないかと。</p> |

【市の考え方】 今後の参考

再編後は区の範囲が現在よりも広がることから、地域内の課題や取組について議論する場である協議会の体制を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案させていただきました。今後、いただいたご意見を参考に、市議会特別委員会において、協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等を検討してまいります。また、運用面においても地域の声を伺いながら工夫してまいります。

なお、協議会の体制は、地域によって成り立ちや事情、人口なども異なることから、全市画一に捉われない最適な仕組みを構築する必要があると考えます。

| | |
|-------------------|--|
| 質問 112 | <p>市内には50の地区自治会連合会があるが、特別委員会に出された意見の中に1層2層という協議会の形について、複数の意見があるということだが、実際の市内は11の連合自治会に分かれており、その代表でまとめるということは考えたのか。</p> |
|-------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

今出ている16というのは、旧11市町村と旧浜松市内の現行の5区でのまとまりを意識し、16という数字を提案したものです。

再編後は区の範囲が現在よりも広がることから、地域内の課題や取組について議論する場である協議会の体制を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築することを提案させていただきました。今後、いただいたご意見を参考に、市議会特別委員会において、協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等を検討してまいります。また、運用面においても地域の声を伺いながら工夫してまいります。

その他（意見数 47件）

○区政担当副市長 [意見数 14件] 要望11件・質問3件

| | |
|--|---|
| 要望 597 と 603 質問 113 | <p>9月の中間報告の資料には、担当副市長とあわせて天竜区が単独区とすることが合理的であるという記載があったが、資料、説明にはない。副市長の取扱いはどうなっているか。</p> <p>副市長については昨年5月の要望書の中に単独区とすることと同様に副市長設置が必須条件と考えている。配置を前提の要望だが、天竜区に課題解決のために副市長がおかれると認識しているので、ぜひとも市民が気軽に話や、意見要望ができる体制とし、できるだけ天竜区に在駐してほしい。副市長の下に中山間地域のためのグループを新たに設置するなど、取組を明確にしてもらえると市民も安心する。</p> <p>重ねての要望になるが、天竜区に置くことが一番重いところなので、ぜひ配慮してほしい。</p> |
| | <p>引佐町には中山間地域があり、天竜区と同様の課題がある。いろいろな規制の中で、仮に距離で10kmと定めた場合、浜松市街の10kmと中山間地域の10kmはだいぶ異なる。一律に考えられると困る部分があるため、現場に密着した政策を打ってほしい。担当副市長には、天竜区と同様に引佐にも中山間地域があることを頭の隅に入れておいてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 外6件)</p> |

【市の考え方】 その他

区政担当副市長については、令和4(2022)年2月18日の市議会特別委員会において、現在の天竜区役所に区政担当副市長を配置すること、中山間地域等の振興を特命事項とすることなどが決定しました。

| | |
|-----------|---|
| 要望 604 | <p>12月の特別委員会で中山間地域等の振興を特命担当とする副市長を設置することが承認されたとのことであるが、私は、中山間地域というのは、森林組合がある地域のことであると考えており、浜松市の中山間地域は、天竜区の全域と引佐町という認識でいた。議会と当局の認識の差があるようだが、中山間地域の定義づけが必要である。グレーゾーンがあると混乱するため、すみ分けを決めておいた方がよい。</p> |
| 要望 605 | <p>中山間地域等の振興を特命担当とする副市長の設置が協議されているが、市の条例に中山間地域の定義がされており、それとは別となると戸惑いが生じる。条例でうたわれていることだけに、すり合わせをしっかりとお願いしたい。</p> |

【市の考え方】 その他

令和4(2022)年2月18日の市議会特別委員会において、区政担当副市長の特命事項である中山間地域等の振興のエリアの定義について、柔軟に対応していくことが決定しました。

| | |
|-----------|---|
| 質問 114 | <p>担当副市長の管轄を、3区にするのか、2区にするのか、天竜区単独にするのか、ということと、中山間地域に関する業務だけをするのではなくて、他の業務も考えていると話を聞いた。その辺が分かれば教えてほ</p> |
|-----------|---|

| | |
|--|--|
| | しい。一番初めは、天竜区単独の副市長と聞いた。他の区は関係ないと思っていた。 |
|--|--|

【市の考え方】 その他

単独の副市長を置くことを検討する中で、各区におけるバランスの取れた最適な区政運営を担うため、区政全体を担当することといたしました。A、B、C区それぞれに置くものではありません。

| | |
|-------------------|---|
| 質問 115 | 8月31日に天竜区を単独区とし、副市長を置くことが決定している。3区だと、副市長がいない区と副市長がいる区ができないか。副市長は区長と兼務することができないということは地方自治法で決められている。また、副市長を設置することは天竜区を単独区とするための前提条件ではないという一文もある。この天竜区は現在2万6000人の人口だが、7年後には2万人を切るということが予想される。このように人口減少の地域であること。それから、職員数の削減がこの区の再編の根底にあること。静岡の3区にも副市長は置いていないこと。これらを考えると、副市長を置くことは恒久的ではなく、暫定的な措置が望ましいと考えるが、見解はどうか。 |
| 要望 606 | 令和3年8月31日に天竜区を単独区とし、副市長を置くことを決定したが、令和10年には人口が2万人を切る事が予想される。人口減少地域であること、管理職の削減が区の再編の根底にあること、静岡市にも置いていないこと等を考えると、副市長を置く必要性は希薄である。再考されたい。 |
| 要望 607 | 今後の天竜区が心配である。天竜区に副市長を配置すると聞いたことがあるが、専属の副市長ではないと理解している。浜松市の真ん中に位置する天竜区に市長がいてもらえば良いと考える。不便だろうか。 |

【市の考え方】 その他

令和3(2021)年8月31日の市議会特別委員会において、過疎化や高齢化が進む天竜区は、社会インフラや医療基盤が脆弱であり、災害の発生確率も高いことから、行政による特別な支援が必要と判断し、単独区とすることが決定されました。

副市長に関しては、複雑化・多様化する地域課題の解決や住民自治の強化を図るため、区長より高いレベルで判断できる区政専任の担当副市長を現在の天竜区役所に配置することで、現場に近い場所で迅速に行政課題の解決や行政サービスの提供に取り組むとともに、天竜区のみならず全ての区を統括し、各区の共通課題や特性に応じた事業執行など最適な区政運営を担う必要があることから、特別委員会に区政担当副市長の設置を提案し、令和4(2022)年2月18日の特別委員会において、現在の天竜区役所に区政担当副市長を配置することが決定しました。

○情報発信等 [意見数 12件] 要望11件・質問1件

| | | |
|---------------------------------|-------------------|---|
| 要望 608 ? 614 | 質問 116 | この区再編を浜松市の継続的な発展を考える良い機会と捉えられるように、広報はままつ、LINE、ホームページ等を活用した情報配信をお願いします。 (同様の意見 外7件) |
|---------------------------------|-------------------|---|

| | |
|-----------------------------------|---|
| 要望 615 ・ 617 ・ 618 | 今回三ヶ日で行われた説明会のように、また説明会を開いてほしい。 (同様の意見 外2件) |
| 要望 616 | 他の政令指定都市・行政区との比較表は、区再編資料や過去の広報はままつに掲載がなかったため、市民の判断材料にするために、広報はままつで提示すべきである。 |

【市の考え方】今後の参考

市議会特別委員会における協議の状況については、市ホームページに資料を掲載するとともに、協議の様子がライブ中継されています。また、協議の節目となる際には、特別委員会と当局とで、区自治会連合会や区協議会を対象に説明を行い、地域住民の皆様の意向を確認しながら協議を進めました。パブリック・コメントの実施に当たっては、区再編（案）の説明動画を作成し、意見募集開始日に浜松市公式LINEにてご案内するなど、周知を行ってまいりました。引き続き様々な媒体を通じて周知を行ってまいります。

〇パブリック・コメント [意見数 11件] 要望8件・質問3件

| | |
|-----------------------|--|
| 要望 619 ・ 626 | 新聞発表で、意見は求めても計画に変更は無い、とあったが、これは市民の意見を聞く耳を持っていません、と宣言されたように思う。 |
| 質問 117 ・ 118 | パブリックコメントにしても期間が短く広報や新聞・ニュースだけの情報では意見を書くことも難しい。 (同様の意見 外8件) |

【市の考え方】その他

パブリック・コメント制度は、市民生活や事業活動に大きな影響を与えるような計画・条例などを市が策定するときに、案の段階で公表し、市民の皆様からのご意見を伺い、寄せられたご意見に対する市の考え方を公表するとともに、寄せられたご意見を考慮して最終案をまとめていく一連の手続きであり、令和3(2021)年12月の特別委員会において区割り案が内定されたことから、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿とあわせ、区再編（案）としてパブリック・コメント制度に基づき、皆様からご意見を募集することとしたものです。なお、実施に当たっては、区再編（案）の説明動画等も活用し、周知を行ってまいりました。

パブリック・コメントでいただいたご意見等を踏まえ、市議会特別委員会での協議により再編案を決定します。

| | |
|-----------|---|
| 質問 119 | パブコメの市の考え方の公表の際、広報はままつに資料を挟み込むなどの対応ができるか。 |
|-----------|---|

【市の考え方】その他

市の考え方の公表について、パブリック・コメント制度においては、広報はままつへご意見に対する市の考え方の内容を記載する取扱いではなく、公表日予定日・閲覧方法・配布場所を記載し、お知らせしています。募集結果及び市の考え方は、市ホームページ、区再編推進事業本部、区役所区振興課、協働センター、ふれあいセンター等で閲覧できます。

○議員定数 [意見数 10件] 要望7件・質問3件

| | |
|-----------------------|--|
| 要望 627 ～ 632 | 不安点としては、やはり旧浜松市にあたるA区ばかりに力が注がれてしまうのではないかという心配は尽きない。選挙における代議士や市議の比率は慎重に決めてほしいと思う。 |
| 質問 120 ～ 122 | 市議会も見直ししないのかも精査してほしい。 (同様の意見 外7件) |

【市の考え方】 その他

区割り案内定を受け、市議会の議員定数及び選挙区については、昨年末から市議会において議論を行っております。

| | |
|-----------|---|
| 要望 633 | 選挙活動について、選挙区が広がるため、どのようにカバーしていくかが課題である。 |
|-----------|---|

【市の考え方】 その他

選挙区が広がることについての対応は、これまでと同様、候補者それぞれの考えに基づくものと考えております。

浜松市区再編（案）

今後直面する人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において、区の再編の協議を進めてきました。

令和3年12月の特別委員会において区割り案が内定されたことから、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿とあわせ、区再編（案）として令和4年1月から2月にかけてパブリック・コメントにより皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただきましたご意見を考慮して、区割り案を決定し、令和5年2月に区設置等条例の議決を得て、令和6年〇月からの実施を予定しています。今後とも、区再編に対するご理解とご協力をお願いいたします。

※特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などは、参考資料をご覧ください。

◆ 浜松市区再編（案） 目次 ◆

| | |
|-----------------------|-------|
| 1 区割り案 | ・・・2 |
| 2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿 | ・・・11 |
| ① 地域拠点の名称、位置、業務内容等 | |
| ② 主要組織（福祉）の基本的な方向性 | |
| ③ 主要組織（土木）の基本的な方向性 | |
| ④ 主要組織（防災）の基本的な方向性 | |
| ⑤ デジタル化の基本的な方向性 | |
| ⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実 | |
| ⑦ 住民自治（協議会の体制） | |

令和4年5月
浜松市

1 区割り案

◆区割り案の概要

| 区の数 | 3区 | | |
|------------------------|---|---|--------------------|
| 区の名称(仮称) (※1) | A区 | B区 | C区 |
| 区割り | 中区 東区 西区 南区 北区 (三方原地区)(※2) | 北区 (都田・新都田・ 細江・引佐・ 三ヶ日地区) 浜北区 | 天竜区 |
| 人口 | 614,579人 | 158,088人 | 27,450人 |
| 面積 | 268km ² | 346km ² | 944km ² |
| 有権者数 | 500,195人 | 129,055人 | 24,427人 |
| 学校区の分割 | 無 | | |
| 区自治会連合会の分割 | 有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割) | | |
| 地区自治会連合会の分割 | 無 | | |
| 削減職員数(人件費年間削減効果額) (※3) | 81人(645,570千円) | | |
| 事務経費削減効果額 (※4) | 6,537千円 | | |
| 必要経費 (※5) | 556,620千円 | | |

※1 各区の名称は、区割り案決定後、区名募集を実施するスケジュールであるため、本資料では南側からA区、B区、C区と表記

※2 三方原地区：初生町、根洗町、三方原町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町

※3 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。削減効果額の全体的な用途は、再編後の予算編成等の中で検討するものであり、一つの提案としてお示しするもの。従って削減効果額から差し引きした形では記載していない。

※4 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

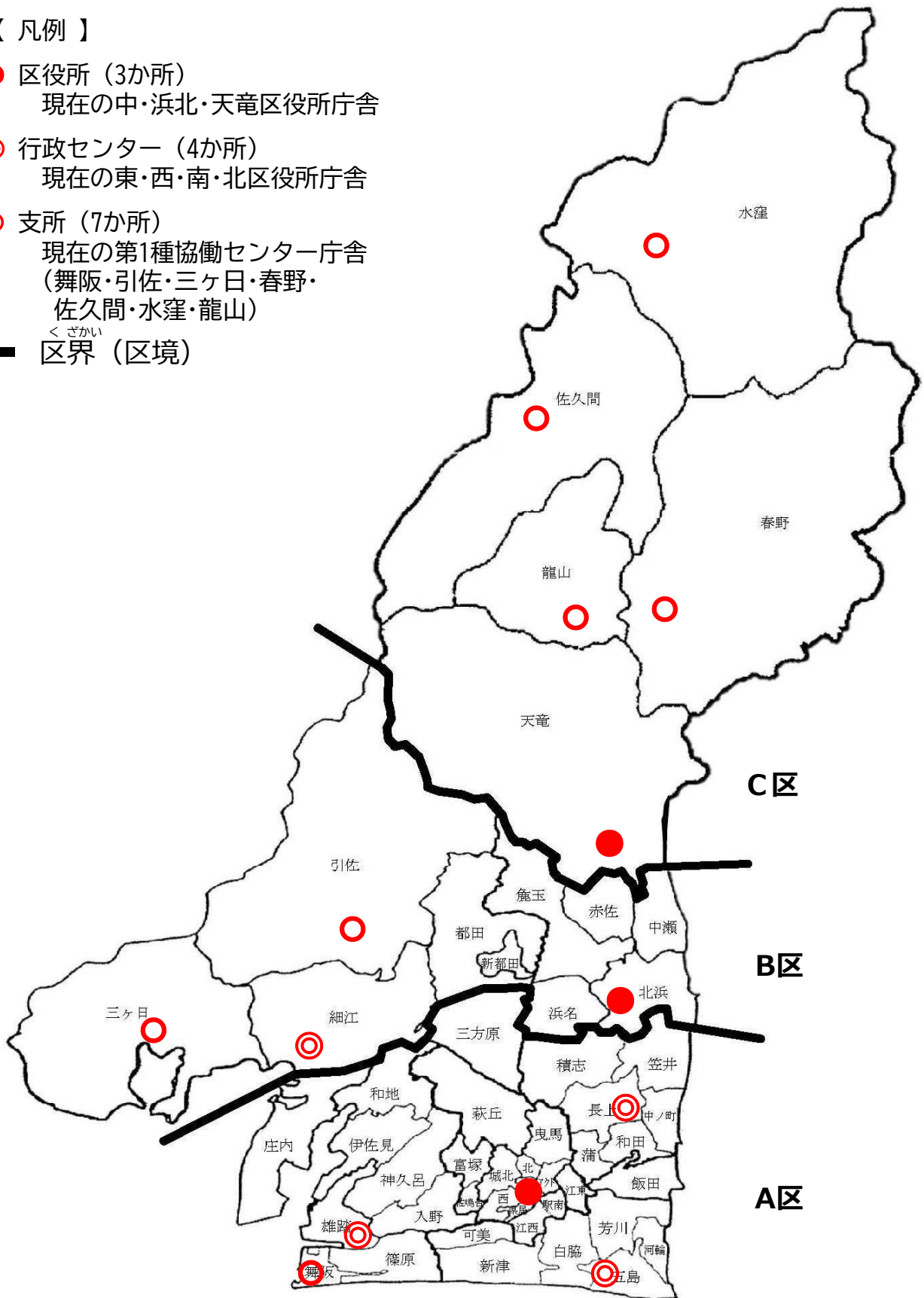
※5 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。今後、再編案の決定を踏まえ試算。

【出典】 人口 : 浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)
面積 : 令和元年版浜松市統計書「土地・気象 町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下四捨五入)
有権者数 : 令和3年3月定時登録名簿登録者数

◆区役所・行政センター・支所の位置

【 凡例 】

- 区役所（3か所）
現在の中・浜北・天竜区役所庁舎
- ◎ 行政センター（4か所）
現在の東・西・南・北区役所庁舎
- 支所（7か所）
現在の第1種協働センター庁舎
（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・
佐久間・水窪・龍山）
- 区界（区境）



◆位置の考え方

- 区役所 : 都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする
- 行政センター : 再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- 支所 : 現在の第1種協働センター（名称を「支所」に変更）

| 区 | 区分 | 現在の庁舎名（所在地） |
|----|--------|---|
| A区 | 区役所 | 中区役所（中区元城町103-2） |
| | 行政センター | 東区役所（東区流通元町20-3） 西区役所（西区雄踏一丁目31-1） 南区役所（南区江之島町600-1） |
| | 支所 | 舞阪協働センター（西区舞阪町舞阪2701-9） |
| B区 | 区役所 | 浜北区役所（浜北区貴布祢3000） |
| | 行政センター | 北区役所（北区細江町気賀305） |
| | 支所 | 引佐協働センター（北区引佐町井伊谷616-5） 三ヶ日協働センター（北区三ヶ日町三ヶ日500-1） |
| C区 | 区役所 | 天竜区役所（天竜区二俣町二俣481） |
| | 支所 | 春野協働センター（天竜区春野町宮川1467-2） 佐久間協働センター（天竜区佐久間町中部18-11） 水窪協働センター（天竜区水窪町奥領家2980-1） 龍山協働センター（天竜区龍山町大嶺570-1） |

※現在の第2種協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの位置・数は現在と変更なし

修正（資料1-1 P.10）

【人口・面積のバランスについてのポイント】

- ◆ 同じ市の中に、全国の政令指定都市の区の中で人口が最多の区（A区）と面積が2番目（B区）、6番目の区（C区）ができることになるが、政令指定都市の行政区として適正な規模なのか？適正な行政サービスができるのか？

（市の考え方）

- ・各区の人口・面積のバランスについて、市政運営においては、本市は12市町村合併以降、行財政改革に取り組み、財源を捻出しながら道路の新設改良や維持修繕、防災・減災事業など、様々な投資的事業を行政区や合併前の市町村にとられることなく実施してまいりました。再編後も、こうした事業を実施していくことに変わりはありません。
- ・また、行政サービスにおいては、人口や面積のバランスに応じて行うものではなく、現在も本庁、区役所、出先機関等の連携を通じ、同一性・均一性のある行政サービスを提供しています。再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

◆区再編の必要性

なぜ？
行政区再編が
必要なのか

- ①人口減少、少子高齢化のさらなる進行
- ②激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応
- ③デジタル化の急速な進展

将来を見据え、持続可能な行政サービスの
維持・強化策について検討

区
再
編

- 法律により設置が義務付けられている区役所の数を削減
- 市の裁量で設置できる行政センターにおいて区役所と同等のサービスを提供
- 臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築

時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と
住民サービスの向上

修正（資料1-1 P.36）

【区再編の必要性についてのポイント】

- ◆ 市の現状・課題（人口減少、財政面、社会保障費、道路等インフラ維持費額等）に関する今後の見通しと対応状況は？また、これらが区再編の必要性とどのようにつながるのか？

（市の考え方）

①人口減少・少子高齢化の見通し・対応について

- ・浜松市の人口構造は、平成27(2015)年の年少人口（0歳以上 14歳以下）は10万7千人、総人口に対する年少人口構成比は13.6%であり、30年前の1985年と比較して5万4千人の減少、率にして8.6ポイントの低下、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は47万3千人、生産年齢人口構成比は60.0%であり、1万7千人の減少、率にして7.4ポイントの低下となっています。
- ・一方、老年人口（65歳以上）は20万8千人、老年人口構成比は26.4%であり、13万3千人の増加、率にして16.0ポイントの上昇となっています。平成12(2000)年以降では、年少人口の減少に加え、生産年齢人口も減少傾向となる一方、老年人口の増加が続いています。この結果、老年従属人口指数（生産年齢人口に対する老年人口の割合）は、昭和60(1985)年の15.4から平成27(2015)年の44.0へと上昇が続いており、人口減少及び高齢化が進行しています。現在の出生率や移動率が続くと仮定すると、令和42(2060)年の人口は60万人を下回り、このまま人口減少が進むと、就業者の減少・地域経済の縮小や現役世代の負担増大などが懸念されます。

- ・浜松市の人口減少は、出生率の低下や、若者層を中心とした人口の市外への流出、とりわけ東京圏への流出に起因する部分が大きく、出生率の上昇や転出抑制を図ることによって、人口の減少スピードを抑制するとともに、長期的には人口構成を最適化することが可能であると考えており、合計特殊出生率の上昇と東京圏との社会移動の均衡を図ることで、令和42(2060)年に68万1千人の人口を維持し、将来的に63万人程度で安定させる将来展望人口の実現に向けた戦略的な対策を講じています。
- ・主な対策としては、ベンチャー支援等による雇用の創出や、子育て支援等による安心して子どもを産み育てることができる環境整備、移住の促進等に取り組んでいます。

浜松市“やらまいか”人口ビジョン



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/vision.html>)

浜松市“やらまいか”総合戦略



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/sogosenryaku.html>)

- ・こうした対策に掛かる費用に充てるため、様々な形で経費削減や行財政改革の取組を実践する必要があります、区の再編もその方策の一つとして提案するものです。

②インフラ改修・更新経費の見直し・対応について

- ・タテモノ資産（長寿命化後）に係る改修・更新経費は、今後50年間で9,004億円、1年当たり180億円と試算しており、令和40(2058)年頃に建替による財政需要が大きく増え、年間400億円以上が必要と試算しています。インフラ資産（リスクベースメンテナンス後）に係る改修・更新経費は、今後50年間で1兆3,512億円、1年当たり270億円と試算しています。（令和3(2021)年度浜松市の資産のすがた）
- ・本市では、タテモノ資産（公共建築物）の見直しや維持管理コストの適正化、長寿命化など様々な取組を行ってきました。しかし、人口減少に起因する資産の遊休化、稼働率の低下、税収の減少の懸念と老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大、更には近年の本市における投資実績を踏まえると、これまでの取組はまだ充分とは言えず、すべての資産を従来どおりの形態で将来にわたって維持管理していくことは不可能な状況と考えられます。
- ・このため、市が保有するすべての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成27(2015)年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として、平成28(2016)年3月に「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定（令和3(2021)年4月改訂）しました。
- ・公共施設の運営を通じた安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立するため、従来の考え方にとらわれることなく、各々の資産の必要性や目的を明確にしたうえで、民間活力の積極的な活用や、遊休資産の貸付、まちづくりとの連携など創意工夫により資産を最大限に活かす取組を推進しています。

浜松市の資産のすがた



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/sugata/index.html>)

浜松市公共施設等総合管理計画



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/index.html#kanrikeikaku>)

③社会保障費の見通し・対応について

- ・本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画であるはままつ友愛の高齢者プランを策定し、各種事業を推進しています。
- ・介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあり、令和元(2019)年度実績値649.9億円が令和22(2040)年度には991億円となると推計しています。
- ・こうした状況を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、地域社会とのつながりを大切にしつつ、自立して日常生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止に係る事業を実施し、さらなる健康寿命の延伸を目指しています。

はままつ友愛の高齢者プラン (2021-2023)

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/keikaku/plantop.html>)



④財政の見通し・対応について

- ・上記のインフラ改修・更新経費、社会保障費の見通しなどを考えると、今後も財政運営が厳しいことは確実であると認識しています。
- ・また、歳入についても人口の減少に伴う個人住民税など所得課税の減少、総人口の減少に伴う消費活動の総量低下により、消費税をはじめとした消費課税の減少が懸念されます。
- ・本市の財政が比較的健全な状態にある今こそ、現状に甘んじて課題解決を先送りすることなく、将来を見据え、区の再編を行うべきだと考えています。

中期財政計画

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/middle/index.html>)



区の再編は、人口減少・高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化等の課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。

その効果として、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。

再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

区再編に加え、今後も様々な行財政改革によって継続的に行政運営の効率化に取り組み、社会・経済状況の変化や新たな需要に対応してまいります。

【7区を維持した組織の見直しについてのポイント】

- ◆ 現在のサービス提供体制を維持するのに、なぜ再編が必要なのか？
現在の7区のまま組織を見直すことで、再編と同様の効果は得られないのか？

（市の考え方）

- ・ 地方自治法252条の20には、指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときは出張所を置くものとする。そして、区の事務所又は出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。
- ・ この規定により、区役所は条例において所管区域を定めて設置しなければならず、戸籍・住民基本台帳や選挙管理委員会に関する事務などは、法律で区を単位とすることが規定されています。このため、同一・均一的な事務であるにもかかわらず、所管区域ごとに固定的な業務が生まれ、それに携わる職員の配置が必要となります。
- ・ こうした地方自治法の規定で固定化されてしまう区役所の数を減らし、区役所でなくなる区役所庁舎には市が所管区域にとらわれることなく、自らの裁量で数や規模を自由に決められる行政センター等の組織を軸にすることで、サービスの質を落とさず、提供体制や職員配置の最適化が可能となると考えています。
- ・ 短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。
- ・ 再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

【住民投票の結果等についてのポイント】

- ◆ 住民投票では、反対が多数だったと記憶しているが、なぜ再編ありきで議論が進められているのか？

（市の考え方）

- ・平成31(2019)年4月7日に実施された浜松市区の再編に関する住民投票では、設問1で「3区案（天竜区・浜北区・その他の5区）での区の再編を令和3(2021)年1月1日までにを行うこと」についての賛否を問い、設問1で「反対」の場合、設問2で「区の再編を令和3年1月1日までにを行うこと」についての賛否を確認しました。
- ・投票結果については、設問1で「賛成」と答えた人の割合が41%（13万2,249票）、「反対」と答えた人の割合が59%（19万351票）となり、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が多数となりました。設問2は、賛成16%（3万1,722票）、反対83.3%（15万8,629票）となり、設問1、2を通じて、令和3年1月1日までに区の再編を行うことについては、設問1で賛成した票（13万2,249票）と設問1に反対で設問2に賛成した票（3万1,722票）の合計が50.8%（16万3,971票）となり、賛成が反対をわずかに上回ったものの、賛否は拮抗しました。
- ・この結果を踏まえ、市議会特別委員会において、区再編の議論を再開し、令和2(2020)年9月の市議会全員協議会において、区再編の必要性について、全議員による投票を実施し、再編することが決定されました。
- ・また、内定案については、住民投票で合区による3区案への反対が多数であったことも踏まえ、合区や区の線引きにこだわらず、本市にとってよりよい再編案を検討した結果、選定されたものであり、区割り案のたたき台とした13案の中に住民投票で否決された天竜区、浜北区、その他5区案は含まれていません。

◆区再編のメリット・デメリット

【メリット】

◆専門職の配置

- 現在の体制では、保健師などの特に高い専門性が求められる職員が区ごとに分かれて配置されているため、困難な事例への対処や、産休や育休の取得による欠員の対応にも区ごとで対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題を抱えています。
- 区の再編にあわせて、専門職の所属を区の組織ではなく本庁組織とすることで、今以上に専門職のチームとして対応することができるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となります。

◆市民サービス提供体制

- 福祉分野の組織配置については、現在、各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、現場の意見を直接本庁の政策形成に反映しやすくなるとともに、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化され、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化が図られます。
- 具体的なサービス提供体制については、①協働センターにおけるコミュニティ支援の充実、②現在の区役所庁舎など、身近な場所でのサービスを引き続き提供すること、③福祉分野での相談、申請などに係るアウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）、④保健分野での子供から高齢者までを対象とする訪問サービスを提供することなどを検討しています。
- 再編による組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットにより捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

※市民の皆様に対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。

【デメリット】

- 区の名称が変更となる地域の皆様には住所録などの変更、企業の皆様には区名入りの印刷物の差し替えや看板の書き換えなどが一時的に必要となりますが、自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整していきます。
- ※具体的な内容については、区の再編に係る条例の制定後、市民の皆様に必要な情報発信を行っていきます。

2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿

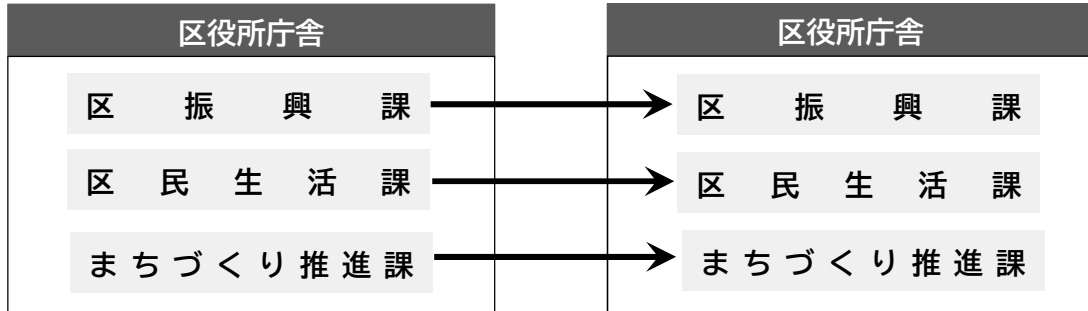
① 地域拠点の名称、位置、業務内容等

区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持

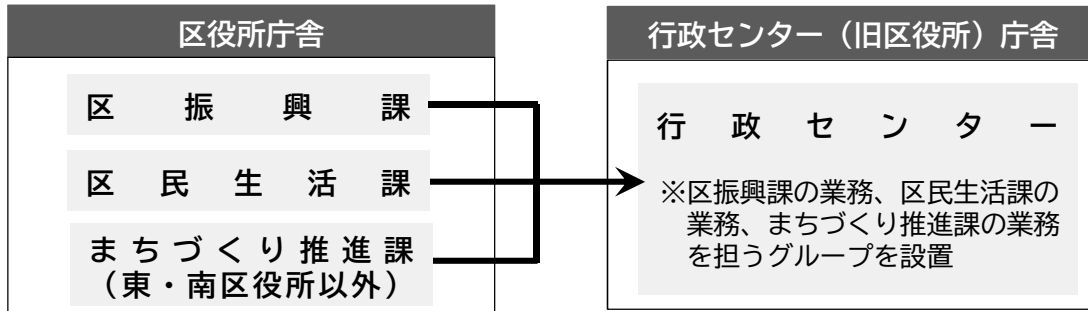
◆区役所・行政センターの組織

- 区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、**区役所と同じサービスを提供**します。

引き続き区役所とする場合（現在の中区・浜北区・天竜区役所庁舎）



区役所から行政センターに変わる場合（現在の東区・西区・南区・北区役所庁舎）



各課の主な業務内容

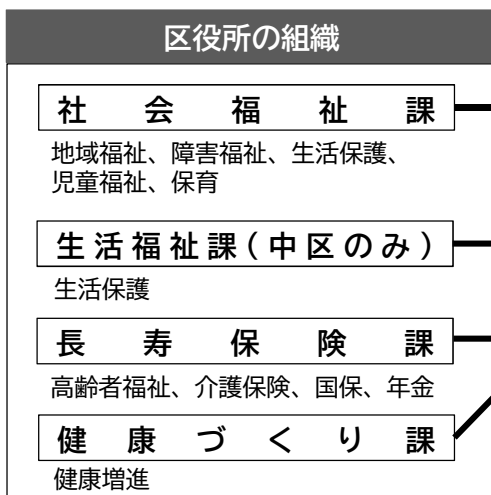
区振興課：防災、要望受付、コミュニティ支援等

区民生活課：戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務等

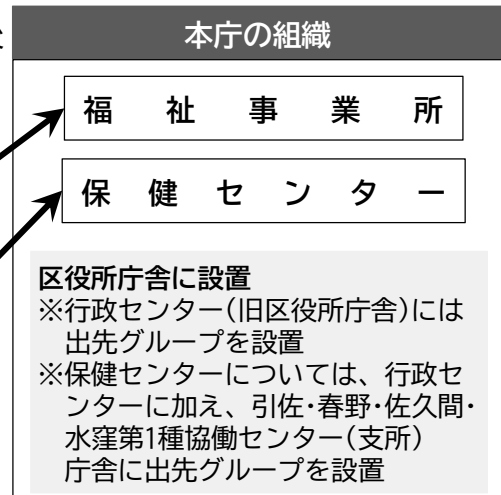
まちづくり推進課：地域振興、スポーツ振興、生涯学習等 ※東・南区役所では区民生活課で実施

- 区役所の社会福祉課、長寿保険課などは本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課は「保健センター」に再編し、**引き続き区役所や行政センターなどで現在と同様のサービスを提供**します。

現在



再編後



- 現在、「協働センター」には同一の名称で「第1種」と「第2種」の2つの区分があり、取り扱う業務の範囲が異なっています。分かりにくさを解消するため、**第1種協働センターの名称を「支所」に変更**します。
- 支所についても、現在の第1種協働センター庁舎でこれまでどおりの業務を取り扱います。
- 協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの機能や取扱業務はこれまでと同じで、変更はありません。

| 現在 名称 | 再編後 | |
|--|---|--|
| | 名称 | 業務内容 |
| 第1種協働センター (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山) ◆合併前の旧町村役場で、防災機能を始め、第2種協働センターより幅広いサービスを提供 | 支所 (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山) | 現在と変更なし |
| 第2種協働センター (35か所) ◆生涯学習、地域づくり、窓口サービス(一部除く)を実施 | 協働センター(34か所) ※天竜区内の二俣協働センターは、再編にあわせ「二俣ふれあいセンター」に改称 | 現在と変更なし ※現在窓口業務を行っているところは、市民サービスセンターを併設 |
| ふれあいセンター (天竜区内8か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明) ◆生涯学習、中山間地域振興、窓口サービス(一部除く)を実施 | ふれあいセンター (天竜区内9か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明・二俣) | |
| 市民サービスセンター(9か所) ◆窓口サービスを実施 | 市民サービスセンター(9か所) | 現在と変更なし |

【地域拠点の業務内容についてのポイント】

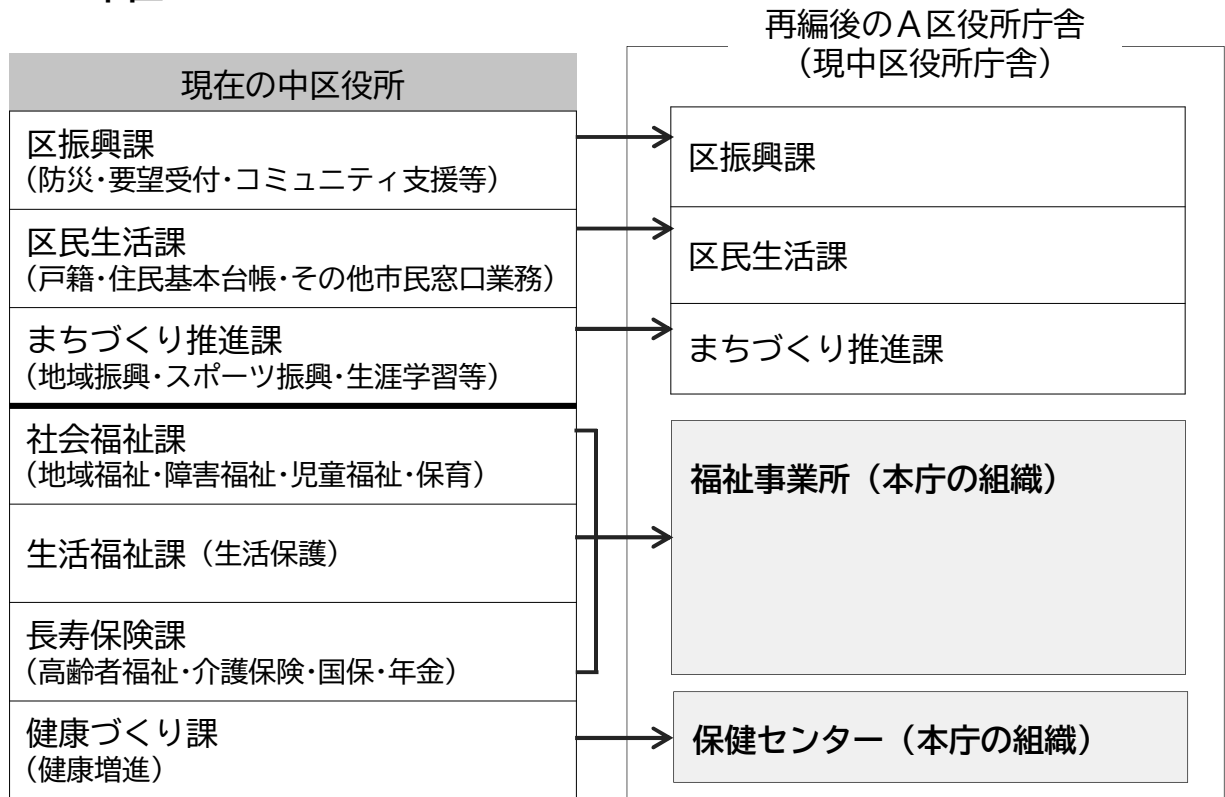
- ◆ 行政センターで全ての業務が行えるのか？区役所に行かなければならないものはないか？

(市の考え方)

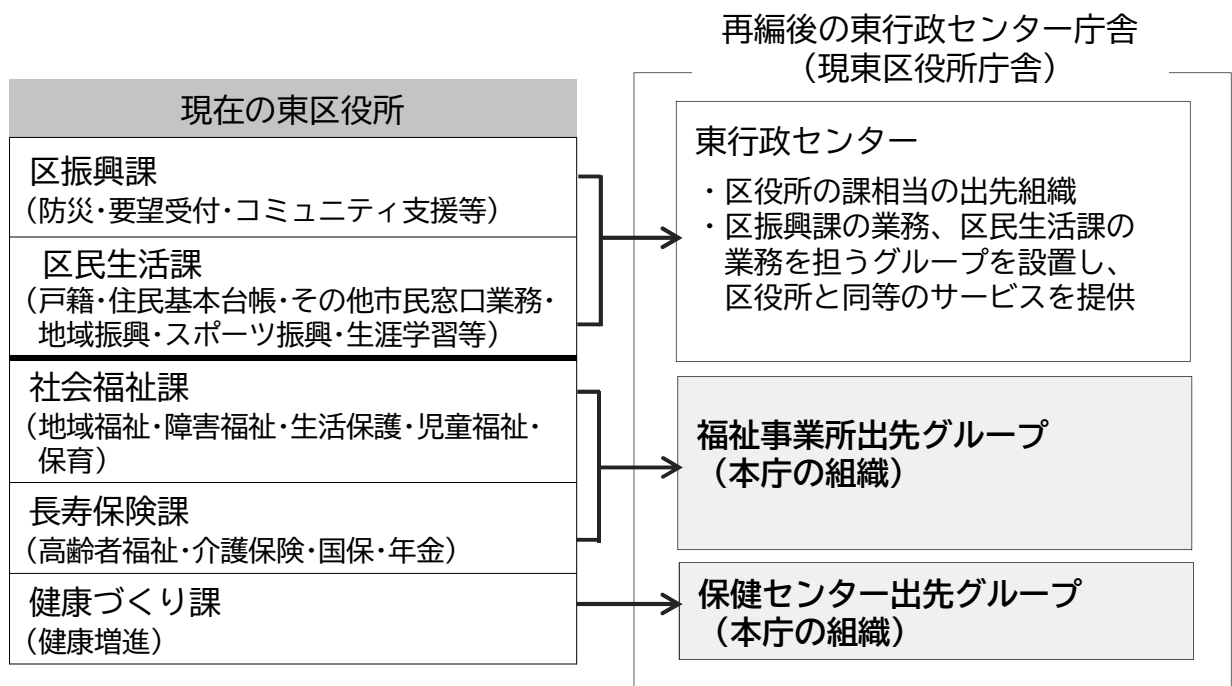
- ・ 区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望（要望書の提出など）、区役所で開催される会議への出席（区協議会への出席、傍聴など）、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定されます。
- ・ 区長との面談や区役所の職員との打ち合わせについては、オンラインでの実施や、会議の開催場所を区役所に固定せず、行政センター等で巡回開催するなど、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。
- ・ また、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したりリモート（遠隔）の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）の手法についても検討していきます。

【再編後のサービス提供体制】

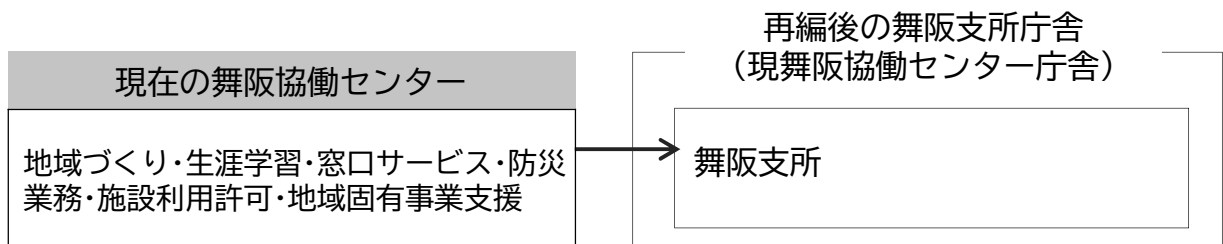
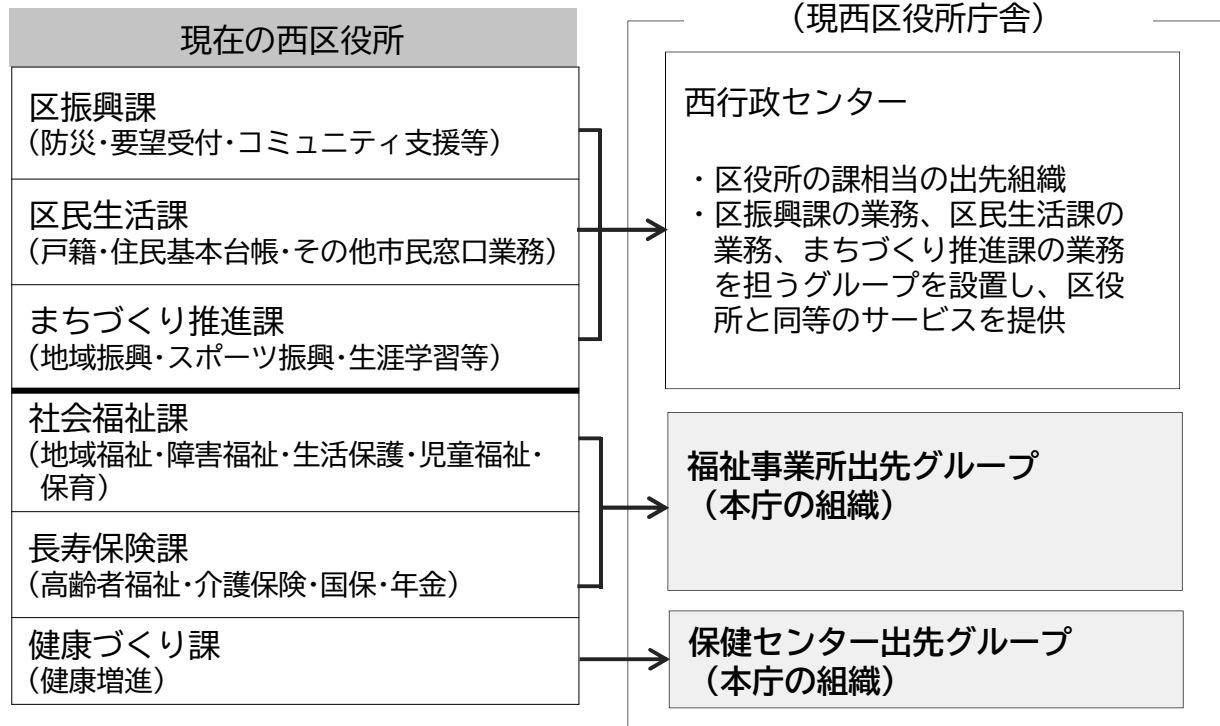
➤ 中区



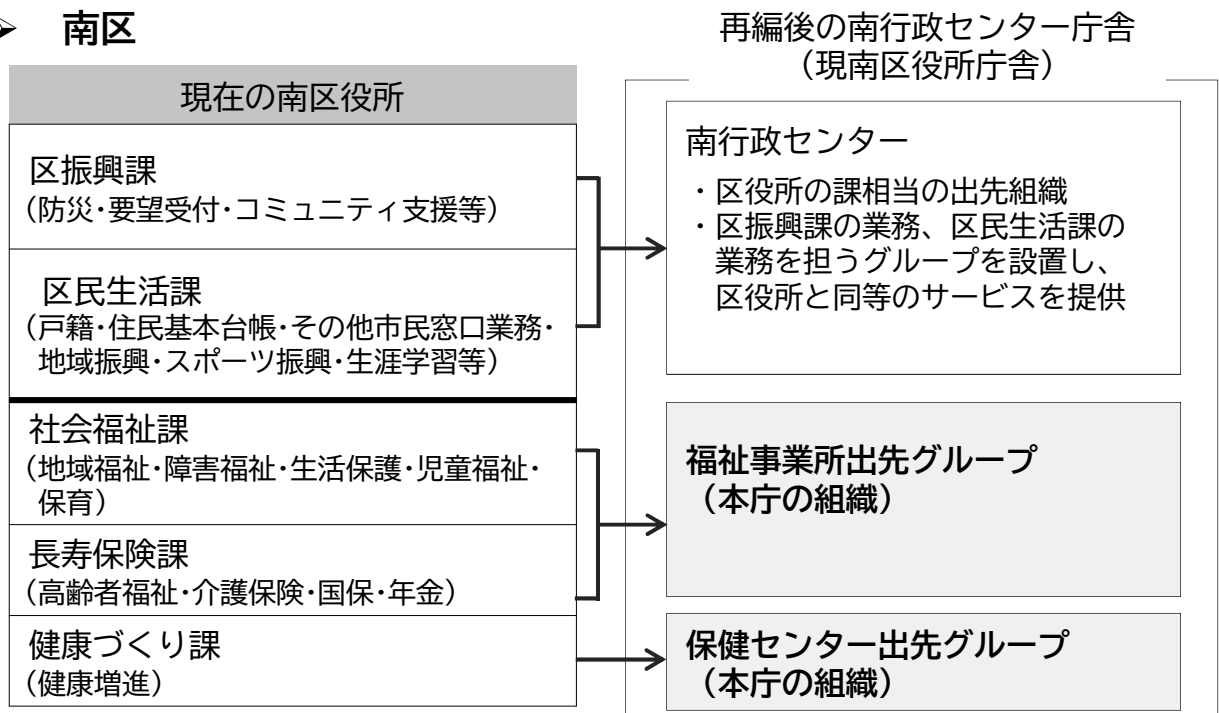
➤ 東区



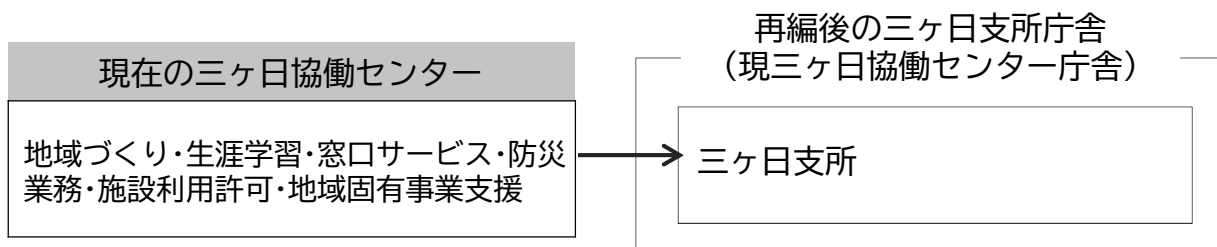
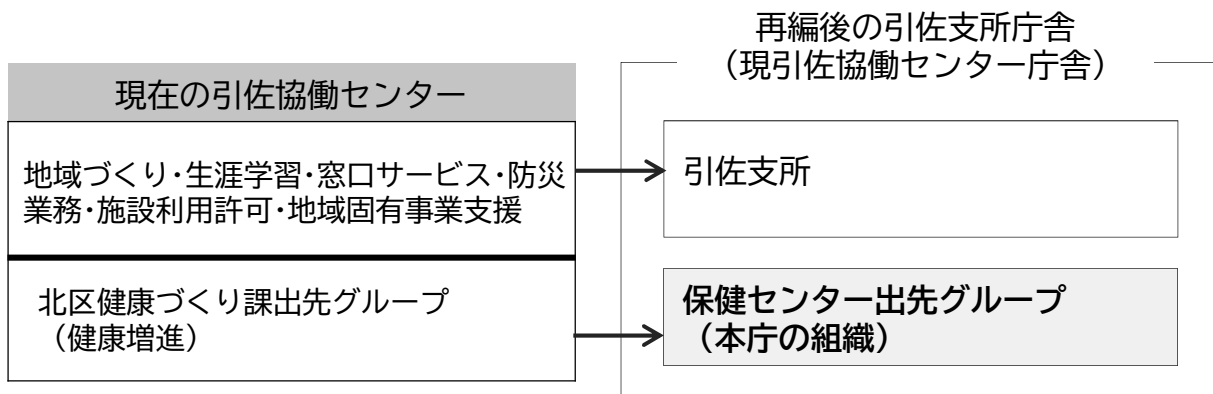
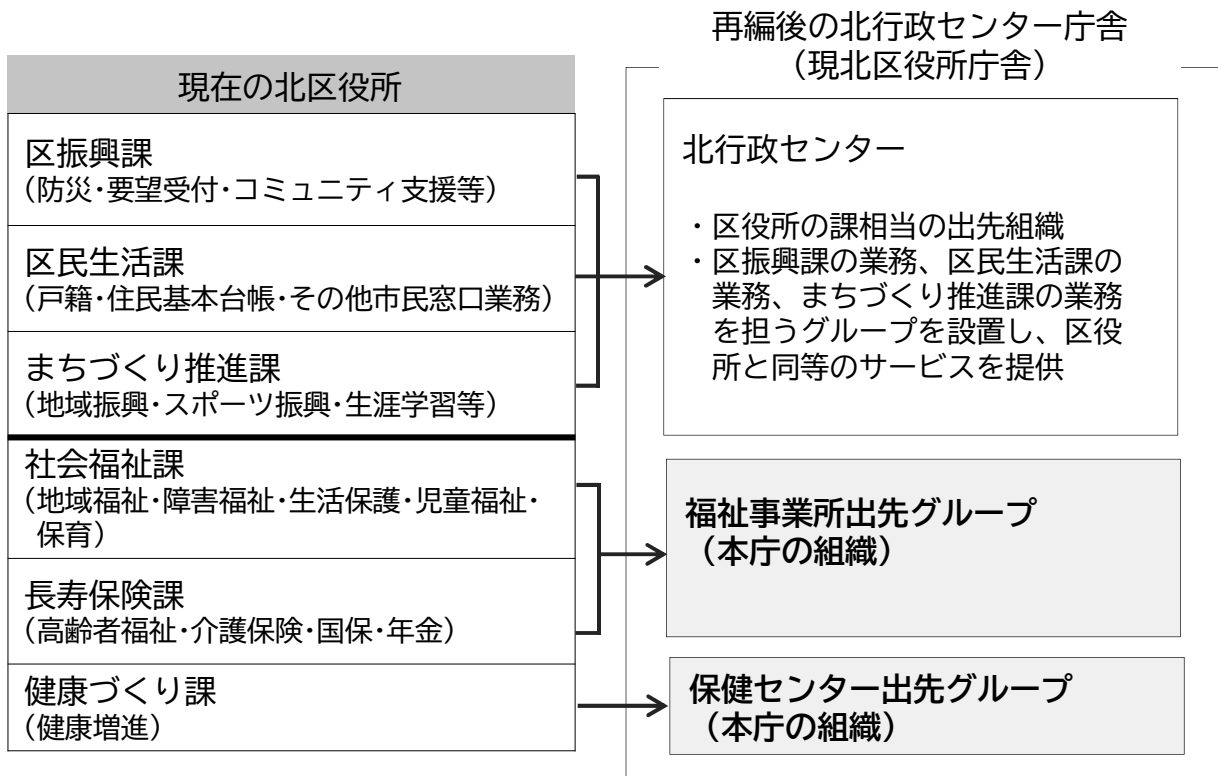
➤ **西区**



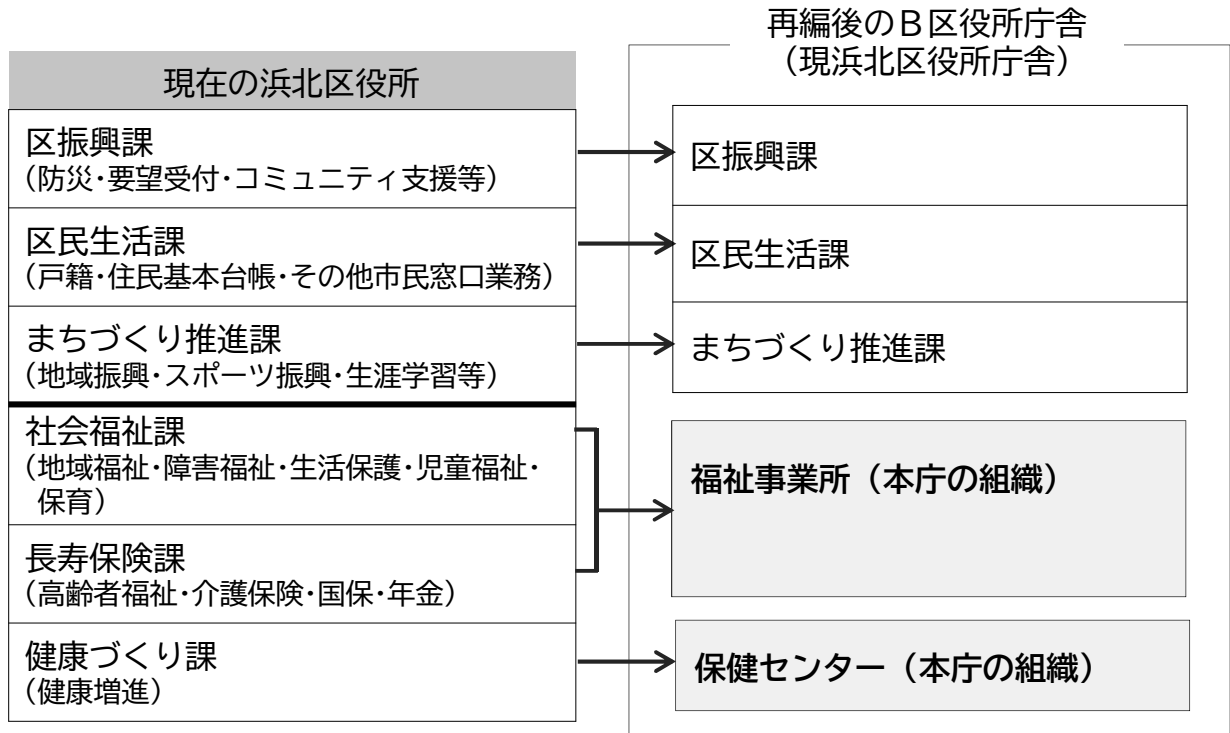
➤ **南区**



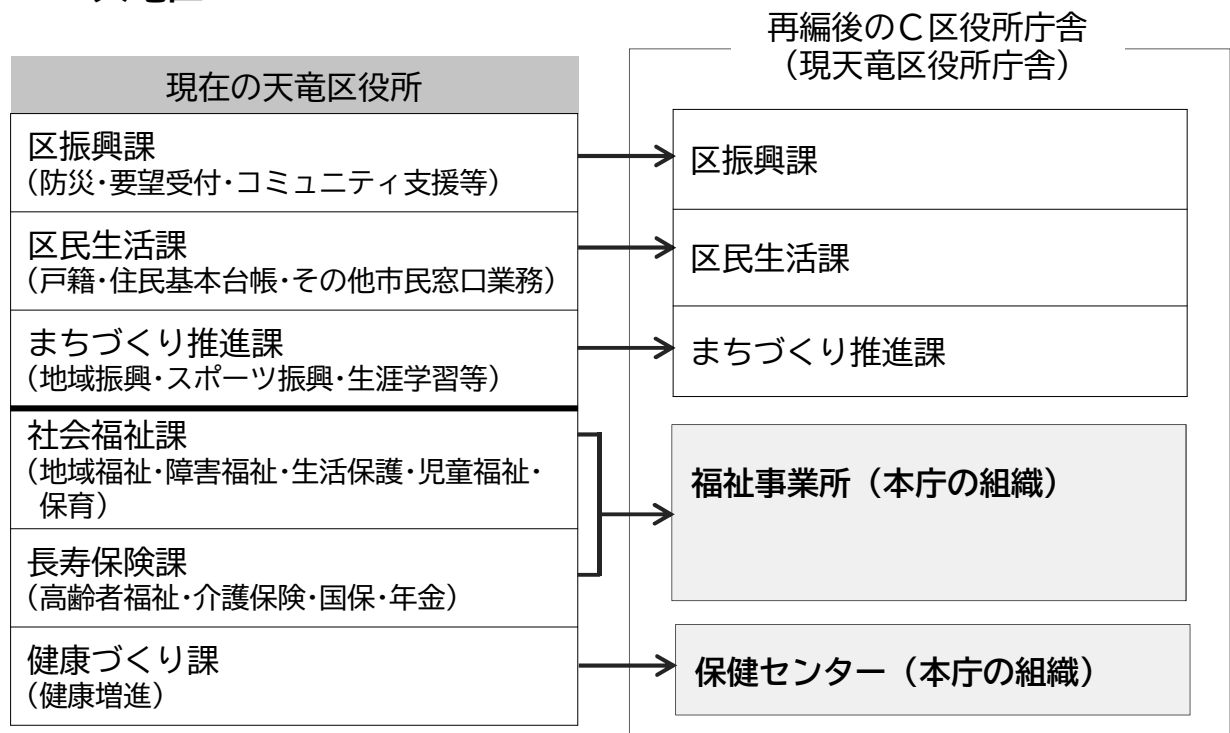
➤ 北区

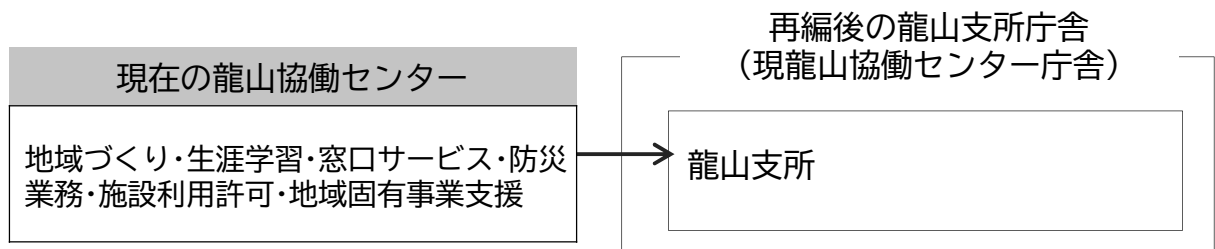
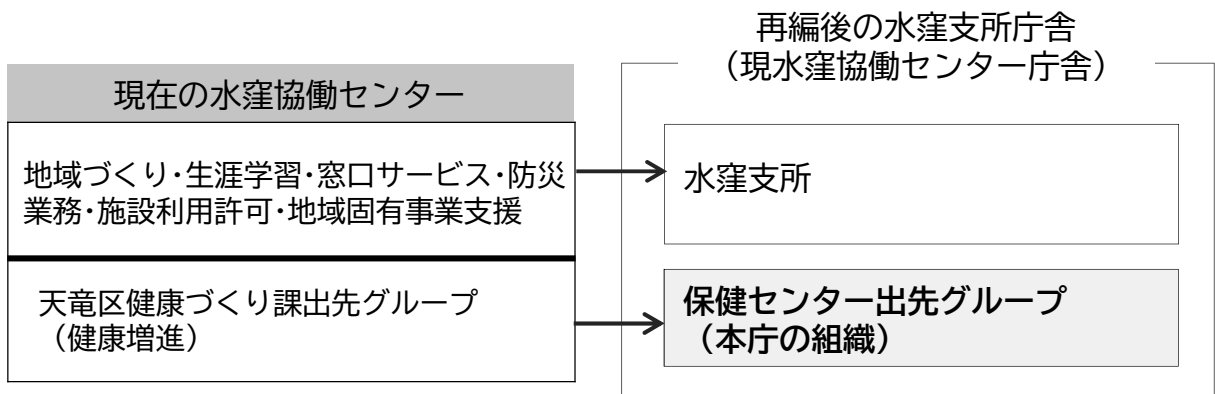
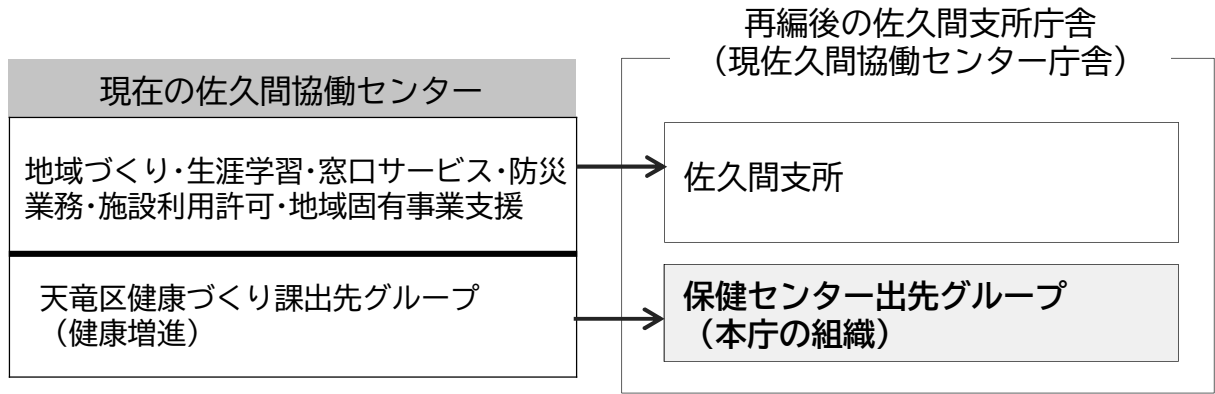
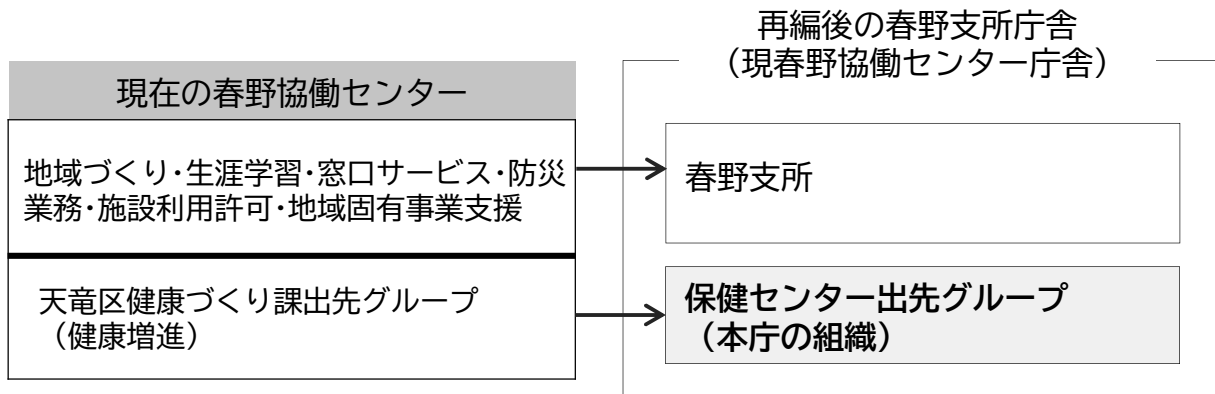


➤ 浜北区



➤ 天竜区





② 主要組織（福祉）の基本的な方向性

福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所などを本庁の組織とし、サービス提供体制を整備

【福祉・保健の組織についてのポイント】

◆ 身近な区役所の組織に福祉や保健の事務所があったほうがよいのでは？ なぜ組織を変える必要があるのか？

（市の考え方）

- ・福祉や保健関係の業務は、現在、各区の区長が統括し、社会福祉課、生活福祉課（中区のみ）、長寿保険課、健康づくり課の職員は区の職員として業務に当たっています。
- ・福祉や保健の業務は、保健師や栄養士などの資格専門職が重要な役割を担っていますが、現在は1つの区で職員が手薄になった場合に、別の組織である他の区から応援してもらうことが難しい状況や、困難な事例にも区ごとに対応しなければならない状況があります。 修正（資料1-1 P. 81）

・これを本庁の組織とし、一つの組織として区を超えて柔軟に業務の応援ができるようにするとともに、困難事例などにもチームとしての対応が容易にできるようにすることでスキルの向上につなげ、サービスの向上を図ります。

- ・資格職などの職員の配置場所については、区役所が行政センターになった場合でも、相談業務や地区担当の保健師業務など最前線で市民に関わっていく職員は引き続き区役所や行政センター庁舎に配置します。

◆ 区役所と本庁組織が分かれることで、区役所の課と本庁の福祉部門との連携がとれにくくなるのでは？

（市の考え方）

- ・現在は、区役所と本庁の健康福祉部に組織が分かれ、指示命令系統が区長と健康福祉部長の2系統となっています。
- ・再編に伴い、これを本庁の健康福祉部の組織に一本化することで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、政策立案機能を強化するとともに、各窓口までの指揮命令系統が一元化され、福祉サービスの質の確保が図られます。
- ・また、本庁の組織を区役所庁舎や行政センター庁舎に置き、これまでどおり区役所の課と連携して対応していきます。

福祉事業所、保健センターの配置及び所管エリア

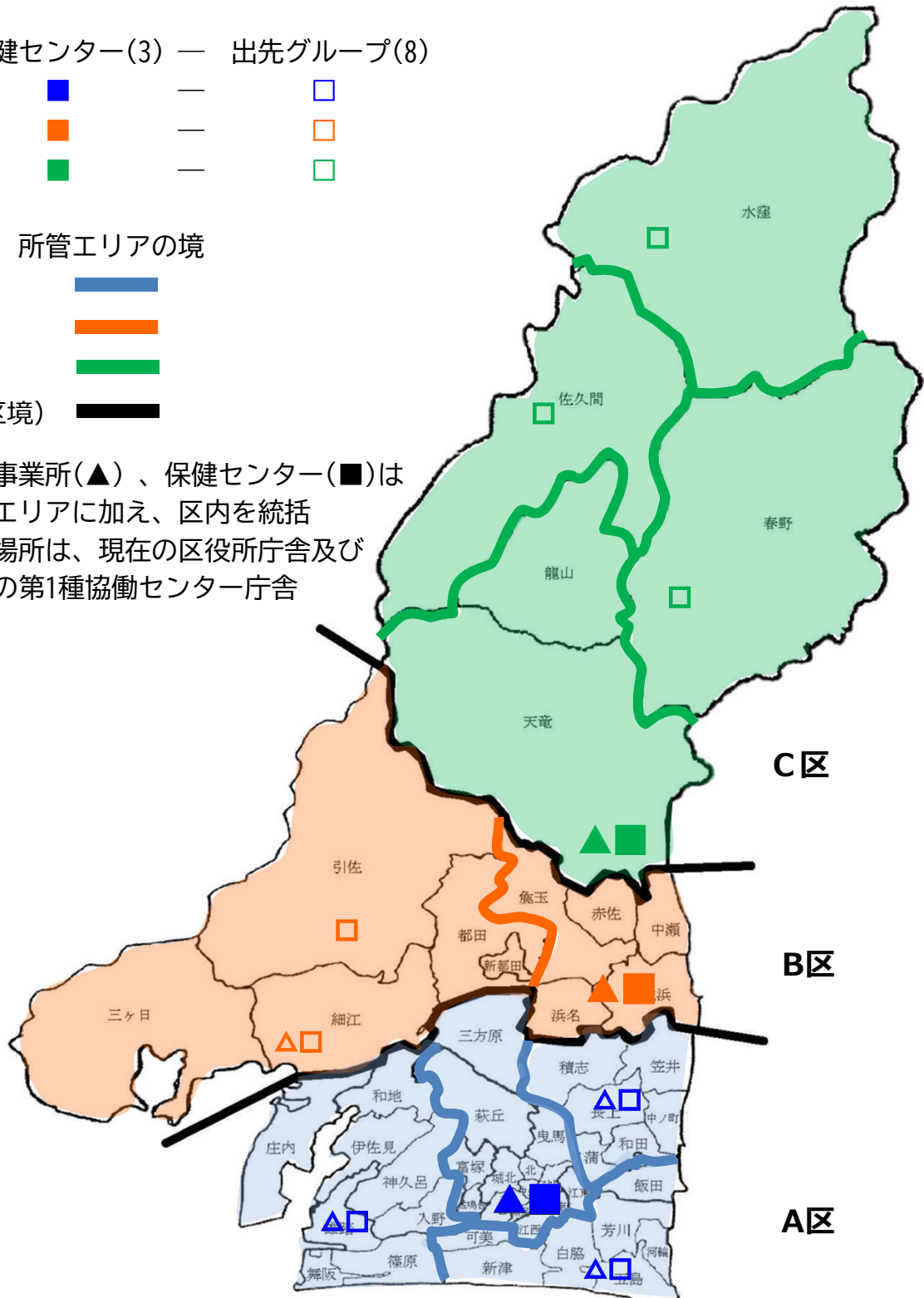
【 凡例 】

| | | | | |
|----------|---|-----------------|-----------|--|
| 福祉事業所(3) | | — | 出先グループ(4) | |
| A区 | ▲ | — | △ | |
| B区 | ▲ | — | △ | |
| C区 | ▲ | (福祉事業所がC区全域を所管) | | |

| | | | | |
|-----------|---|---|-----------|--|
| 保健センター(3) | | — | 出先グループ(8) | |
| A区 | ■ | — | □ | |
| B区 | ■ | — | □ | |
| C区 | ■ | — | □ | |

| | |
|------------------|---|
| 所管エリアの境 | |
| A区 | — |
| B区 | — |
| C区 | — |
| くざいかい 区界 (区境) | — |

※福祉事業所(▲)、保健センター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



③ 主要組織（土木）の基本的な方向性

土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、区との密接な連携体制を確保し、災害対応の即応性を高めることができる組織体制とする

【数・位置・人員配置の考え方】

- ▶ 土木整備事務所は区の数に合わせる
- ▶ 現在の4つの土木整備事務所、6つの出先グループの体制を3つの土木整備事務所（現北区役所庁舎内にある細江の出先グループを土木整備事務所とし、現北土木整備事務所と東・浜北土木整備事務所を出先グループとする）と8つの出先グループ体制（現三ヶ日協働センター庁舎に出先グループを新設）に再編

▶ 再編後も現在と同数の人員配置とする 修正（資料1-1 P. 90）

| 現在 ★土木整備事務所4か所 出先グループ6か所 | 再編後 ★土木整備事務所3か所 出先グループ8か所 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| ★南土木整備事務所（北寺島町） | ★南土木整備事務所（北寺島町） |
| 東区役所庁舎内出先グループ | 東行政センター庁舎内出先グループ |
| 西区役所庁舎内出先グループ | 西行政センター庁舎内出先グループ |
| ★北土木整備事務所（東三方町） | ★北行政センター庁舎内に土木整備事務所として移転（細江町） |
| 北区役所庁舎内出先グループ | 現北土木整備事務所を出先グループに変更（東三方町） |
| | 三ヶ日支所庁舎内出先グループ【新設】 |
| ★東・浜北土木整備事務所（浜北区役所庁舎内） | 現浜北区役所庁舎内に出先グループとして配置 |
| ★天竜土木整備事務所（天竜区役所南館） | ★天竜土木整備事務所（C区役所南館） |
| 春野協働センター庁舎内出先グループ | 春野支所庁舎内出先グループ |
| 佐久間協働センター庁舎内出先グループ | 佐久間支所庁舎内出先グループ |
| 水窪協働センター庁舎内出先グループ | 水窪支所庁舎内出先グループ |

土木整備事務所の配置及び所管エリア

【 凡例 】

土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)

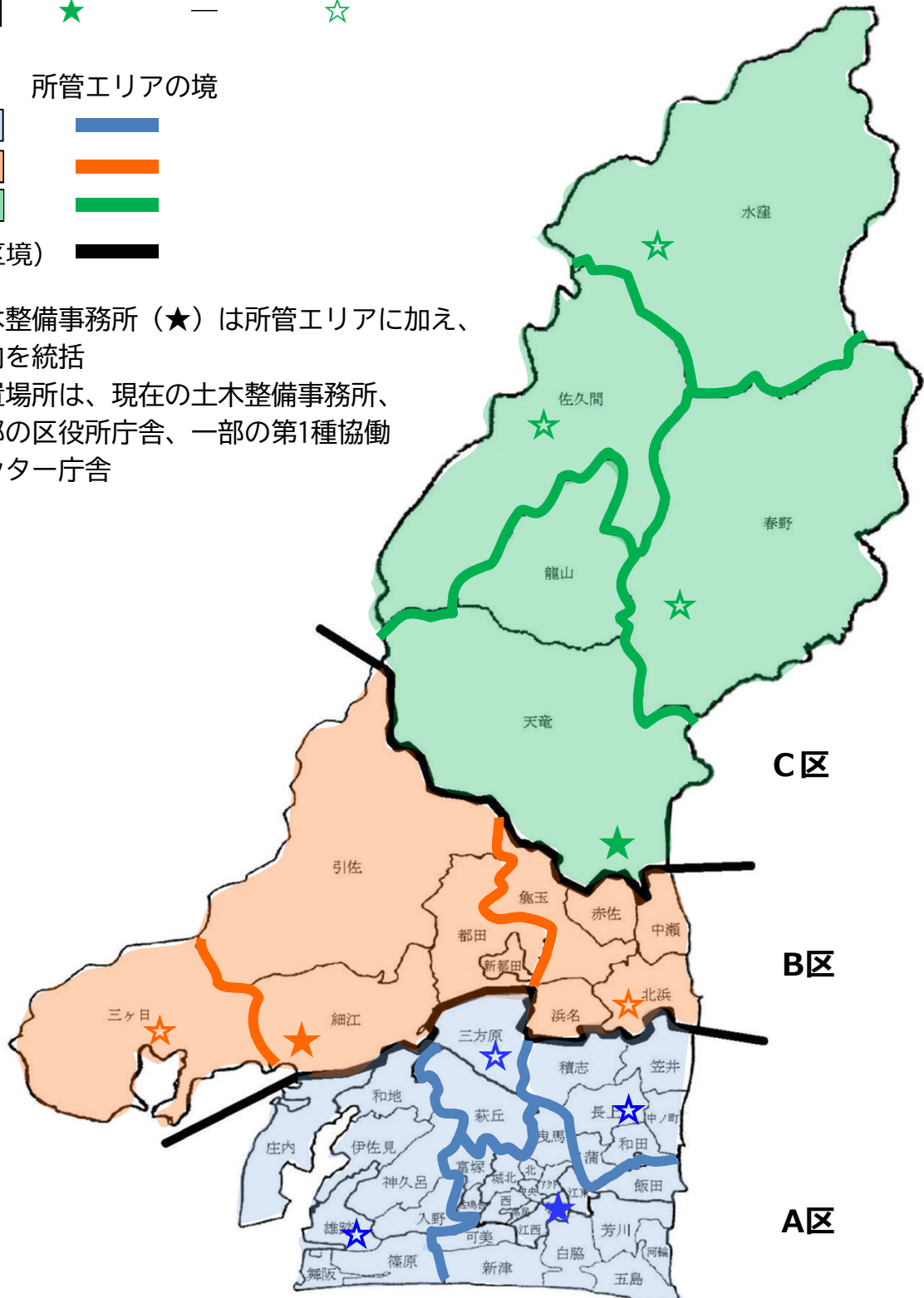
| | | | |
|----|---|---|---|
| A区 | ★ | — | ☆ |
| B区 | ★ | — | ☆ |
| C区 | ★ | — | ☆ |

所管エリアの境

| | |
|----|---|
| A区 | — |
| B区 | — |
| C区 | — |

くざかい
区界(区境) —

- ※土木整備事務所(★)は所管エリアに加え、区内を統括
- ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



④ 主要組織（防災）の基本的な方向性

再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持

- 行政センターは、地域本部として再編後もエリア内の避難所を所掌し、災害情報の収集及び伝達を行います。
- 区本部（区役所）、行政センター、支所（地域本部）に配置する職員（応急対策要員）は、エリア内の避難所数や過去の災害実績などを考慮して振り分けますが、現行の配置人数を確保します。
- 避難所の位置や数も現在と変わりませんので、避難所に配置する職員（地区防災班員）も現行と同規模とします。

| 現在 | 再編後 |
|--|---|
| 【災害対策本部】1か所 ◆本庁 | 【災害対策本部】1か所 ◆本庁 |
| 【区本部】7か所 ◆中・東・西・南・北・浜北・天竜区役所 | 【区本部】3か所 ◆区役所 |
| 【地域本部】7か所 ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター | 【地域本部】11か所 ◆東・西・南・北行政センター ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所 |

【防災の組織についてのポイント】

- ◆ 避難所の位置や配置職員数は変わらないとしても、多くの避難所をエリア内に持つ行政センターの職員数は、区役所であった時と比べ減少する。
区本部などから職員が派遣されるのか？情報集約などに時間を要し、区本部への伝達が滞ることにならないか？

（市の考え方）

- ・ 避難所に配置する地区防災班員は、現在も区役所職員だけでなく、本庁職員も含め、職員の居住地を考慮して選定しており、再編後においても同様の方針のもと、現在の人数と同等の人数を配置します。
- ・ 区役所や行政センターにおいて災害対応に当たる応急対策要員についても、再編後のエリアの広さや避難所の数に応じて職員を確保してまいります。
- ・ また、区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的にとらえることができ、これまでどおり迅速な対応が可能です。

- ◆ 消防局の組織や消防署の数、消防団の命令系統などは再編による変更があるのか？

（市の考え方）

- ・ 消防局の組織や消防署の数、消防団については、再編が行われても基本的に変更はありませんが、再編後のエリアをどのような単位として紐づけ、指揮命令系統を構成するかについては、ご意見をいただきながら検討していきます。

災害対策本部（区本部、地域本部）の配置及び所管エリア

【 凡例 】

| | | | | | |
|----|-----------------|---|-------------------------------|---|---|
| | 区本部(3) (区役所) | | 地域本部(11) (行政センター④) ・ (支所⑦) | | |
| A区 | ● | — | ◆ | ● | ○ |
| B区 | ● | — | ◆ | ● | ○ |
| C区 | ● | — | — | ● | ○ |

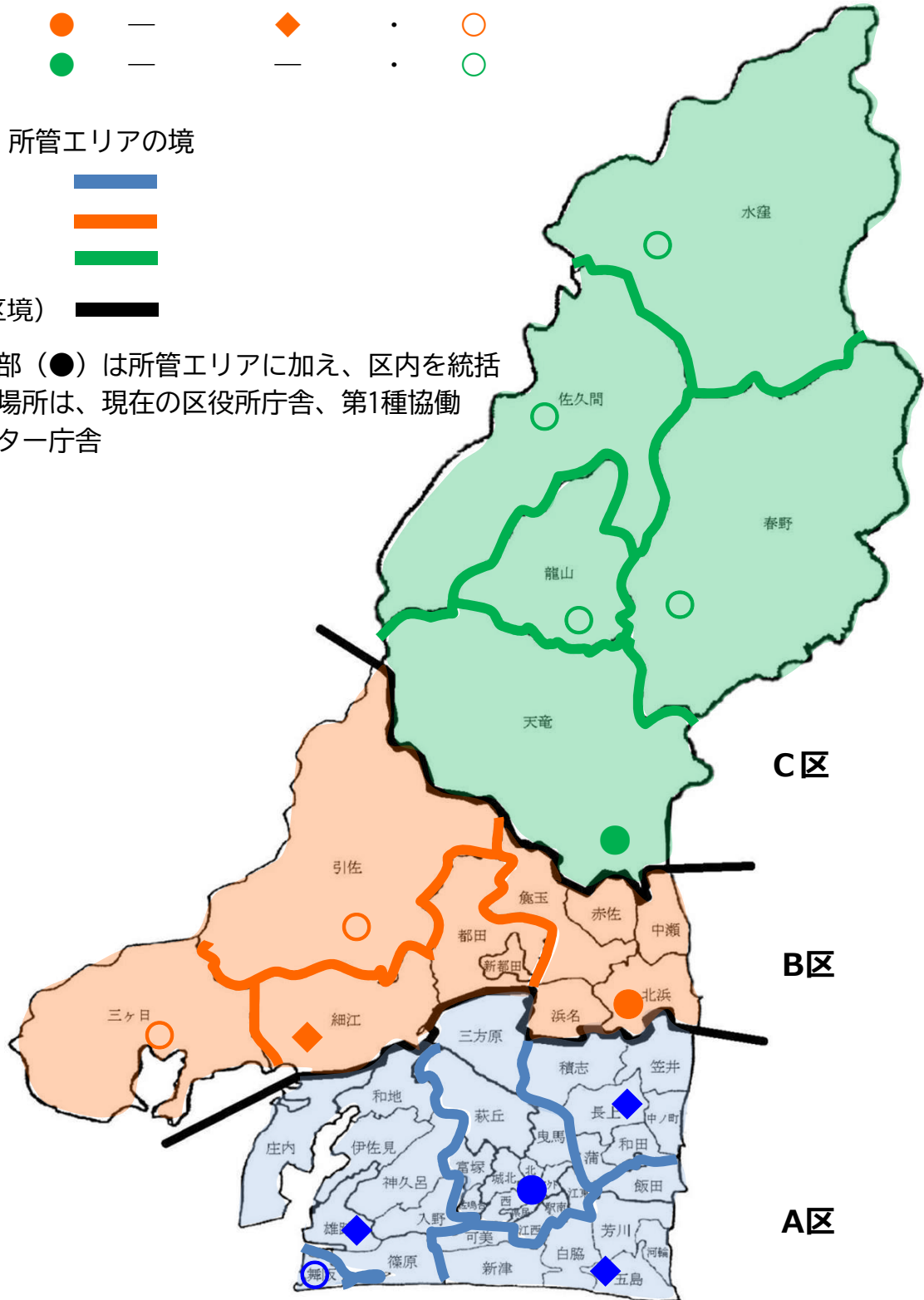
所管エリアの境

| | |
|----|-----|
| A区 | ——— |
| B区 | ——— |
| C区 | ——— |

くざかい
区界（区境）

| | |
|--|-----|
| | ——— |
|--|-----|

※区本部（●）は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の区役所庁舎、第1種協働センター庁舎



⑤ デジタル化の基本的な方向性

地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

【デジタル化についてのポイント】

- ◆ 区再編までにデジタル化で導入できるサービスが計画されているか？
区役所に足を運ぶことなく、協働センターなどでサービスが受けられるなど、業務をデジタル化し効率化を図っているか？

(市の考え方)

- ・区再編に関わらず、市民ニーズの多様化へ対応し、あわせて業務の効率化を進めるため、**令和5年3月までを行政手続きオンライン化強化期間とし、取り組みを進めています。**

<主な導入事例>

| 運用開始時期 | 件名 | 内容 |
|----------|---------------------|--|
| 平成27年4月～ | 土木スマホ通報システム「いっちょお！」 | 道路の舗装、側溝などの危険で修繕が必要な箇所を発見した際に、スマートフォンから写真付きで浜松市へ通報できるシステム |
| 令和2年1月～ | はままつ電子図書サービス | 個人のパソコン、スマートフォン、タブレット等を使って電子図書を24時間貸出 |
| 令和2年4月～ | スマートフォンでの市税納付 | スマートフォンを利用して、クレジットカードやインターネットバンキングで市税の納付が可能(令和3年4月～決済アプリを使用した電子マネー(PayPay、LINE Pay)による納付が可能) |
| 令和3年1月～ | LINE手続きQ&A | コールセンターへの問い合わせが多い手続き関係の質問にLINEトーク内で自動回答 |
| 令和3年3月～ | LINE連絡ごみの申し込みサービス | LINEで連絡ごみの回収申し込みを受け付けるサービスを実施。手数料はLINE Payでの支払いも可能 |
| 令和3年6月～ | 避難所等の混雑状況公表 | 災害発生時に開設中の緊急避難場所・避難所の混雑状況を防災マップ上に表示 |
| 令和4年4月～ | 保育関連のオンライン相談 | 自宅又は最寄りの区役所と接続したビデオ通話によるオンライン相談体制を整備 |

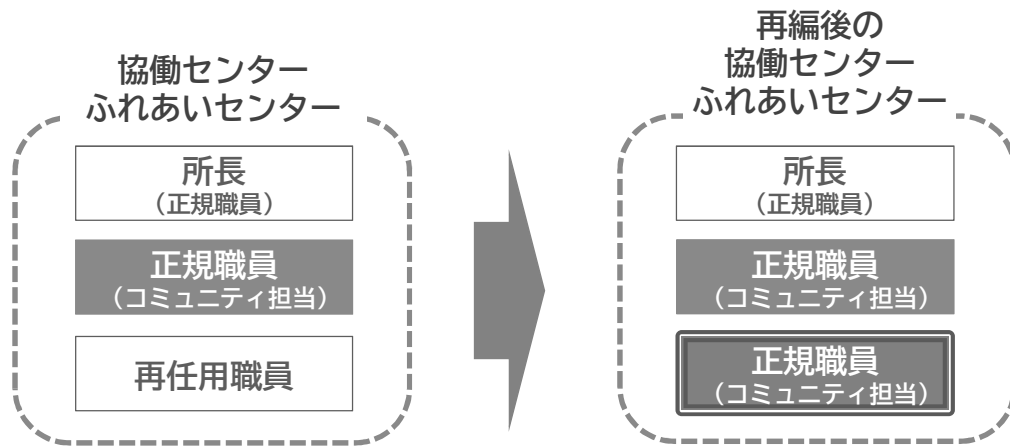
- ◆ デジタル化が進む中でデジタルが苦手な人が取り残される懸念があるが、そうした人への対応をどのように考えているか？

(市の考え方)

- ・令和3年3月に策定した浜松市デジタル・スマートシティ構想では、**デジタル化を人に強いるのではなく、デジタルを社会活動などを支援する道具として活用**するとしています。各種手続きにおいては、**従来の窓口での申請書による方法も残しつつ、デジタル活用による市民の選択肢を増やします。**
- ・インターネットやSNSなどデジタル利用に興味、関心がある方を支援するため、協働センターなどを会場として、**スマートフォンの基本的な使い方講座などを開催**しています。

⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実

住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実



- 現在、第2種協働センターとふれあいセンターには、正規職員2名と再任用職員1名を配置し、そのうち正規職員1名をコミュニティ担当の職員として配置しています。
- 再編にあわせ、再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を2名に増員し、これまで以上にコミュニティ支援に軸足を置いて、地域の声を広く拾い上げます。

▶ 協働センターのコミュニティ担当職員の役割

- ・『地域住民の皆さんの最も身近な相談窓口』として、地域の声やニーズを伺いながら地域と行政をつなぐパイプ役
- ・フットワークの軽い若手職員が自治会の会合などに参加し、地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援



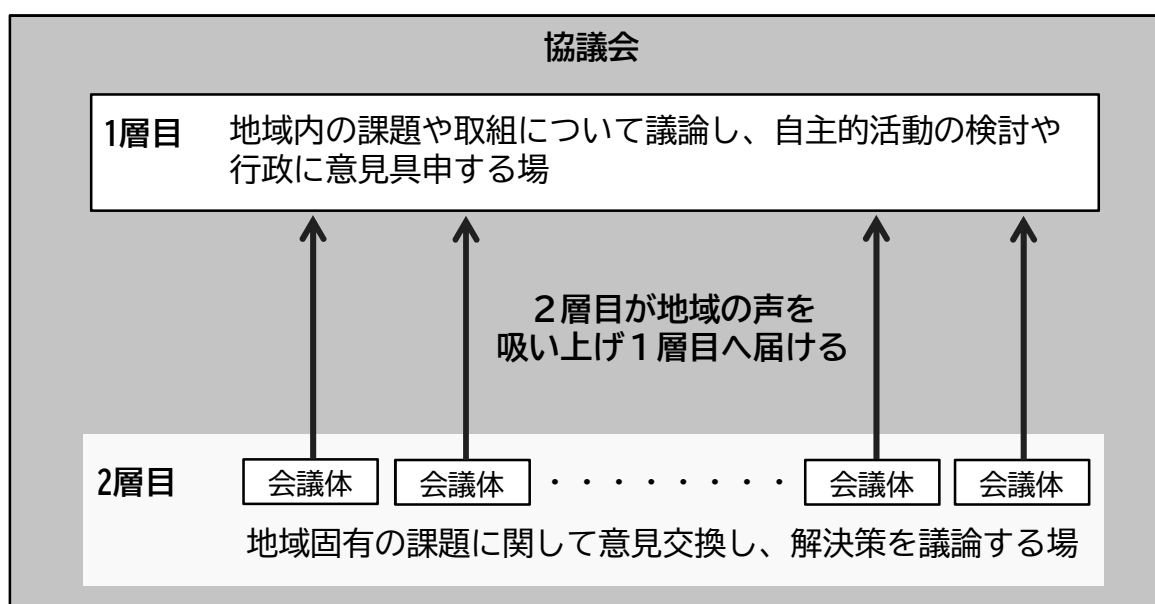
- 正規職員への配置換えは、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。
なお、正規職員化する場合には43人の人員が必要となり、これにかかる人件費は年間約3億4千万円です。

※協働センターの機能強化としての正規職員化は、将来にわたるコミュニティの存続という重要課題に対する一つの解決策として、区の再編によって生み出される削減効果額の一部を充てることを提案しています。

⑦ 住民自治（協議会の体制）

2層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

- 浜松市では、政令指定都市移行に伴い、平成19年4月に、全ての区に「区協議会」を設置しました。
 - 区協議会は、市民協働活動の要として、地域からの意見を集約・調整したり、地域課題についてその解決策を検討したりしています。また、市が提案する議題に対し意見を述べる役割を担っています。
 - 区の再編により区の範囲が現在よりも広がることから、特別委員会では、再編後の協議会の体制を協議し、地域の皆様の意見をボトムアップできるような形とすることで、共通する課題を話し合う枠組みとすることで、できるだけ細かな範囲とすることなどの意見が出され、2層体制の協議会とすることが決定しました。
- ※協議会の数や委員数は継続協議事項となっています。



継続協議事項：◇協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等
市民の皆様のご意見等を踏まえ、条例制定までに決定

【協議会の体制についてのポイント】

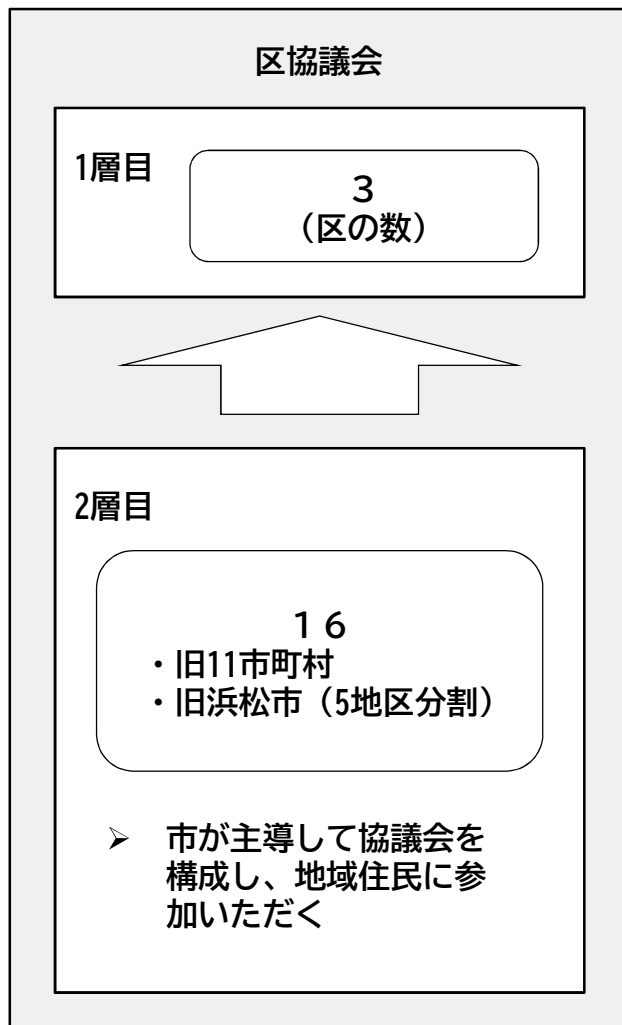
- ◆ 協議会を2層とすることで、より地域の声が届くような気もするが、機能や役割が重複するのではないか？現状との違いは？

（市の考え方）

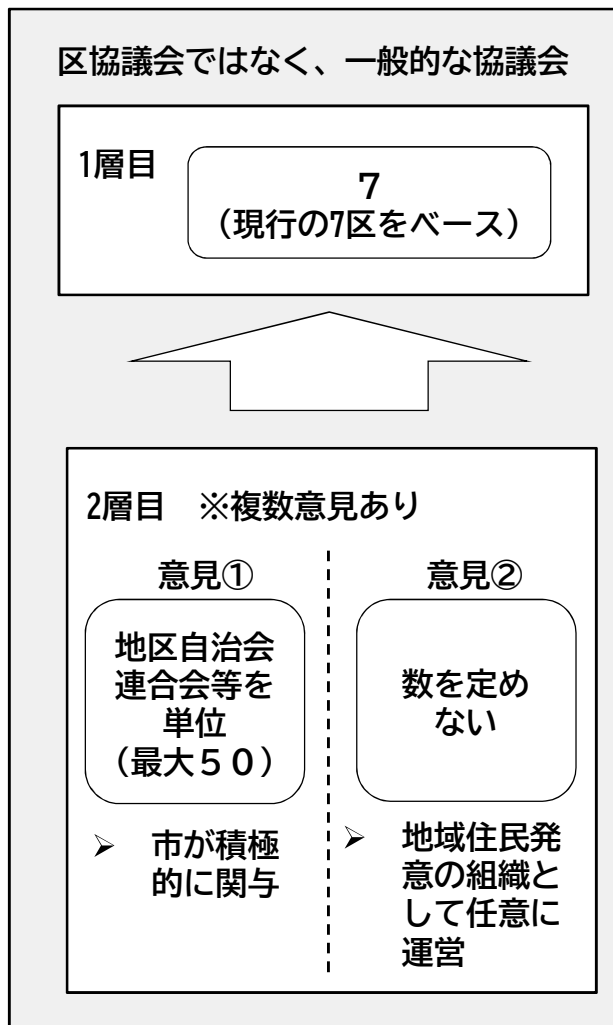
- ・ 今回の提案は、協議会の内部を2層化し、1つの大きな協議会の中に、より地域に密着する小さい単位の協議体（2層目）と、その意見を集約し、全体的に総括し市に届ける協議会（1層目）を設ける2層構造としています。
- ・ 再編にあわせ、より一層、地域の声を行政に反映するために、地域の声を集約し、ボトムアップで意見を市政に反映させる構造が必要であると考えています。
- ・ 協議会の各層の数（次ページ参照）、委員の選出方法や諮問の方法、意見を集約する仕組みなどについては、今後の継続協議事項となっており、機能的な組織となるよう検討していきます。

<協議会の各層の数（地区等の枠組）>

◆ 当局案



◆ 特別委員会で出された意見



- 協議会の各層については、当局の案に対し特別委員会としての意見が出されました。
- 上の図のとおり、当局案では、1層目を区の数に合わせて3つの区協議会を設置し、2層目を16（旧11市町村と5地区に分割した旧浜松市の合計数）とし、事務局を市が担い、市民の皆様にご参加いただくことを想定しています。
- 特別委員会で出された意見では、1層目を再編後の区の数ではなく、現行の7区をベースに7つの協議会（区を単位とする区協議会ではなく、一般的な協議会）を設置し、2層目は地区自治会連合会等を単位とした最大で50の協議会とし、市が運営に積極的に関与するという意見（意見①）や、協議会の数は定めず、運営についても住民の発意で行うという意見（意見②）などが出されました。

【協議会の体制についてのポイント】

◆ 委員数の想定は？

（市の考え方）

- ・具体的な内容は継続協議中になりますが、現在の7つの区の協議会は、20人ないし25人の委員で構成されており、再編後の協議会も同程度の人数を想定しています。また、意見をボトムアップしていくためには、2層目の委員の代表者が1層目の委員となることも必要ではないかと考えています。

浜松市区再編（案）参考資料

特別委員会における協議内容について

特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などの参考資料を以下のとおりまとめました。
パブリック・コメント案とあわせてご覧ください。

参考資料

- (1) 特別委員会の主な協議経過 . . . 2
- (2) 区割り案内定までの工程 . . . 3
- (3) 区割り案の選定理由 . . . 7

(1)行財政改革・大都市制度調査特別委員会（特別委員会）の主な協議経過

| 年度 | 時期 | 内 容 |
|---------------------|--------|---|
| 令和元 (2019) 年度 | 5月30日 | 平成31年4月7日の「浜松市 区の再編に関する住民投票」の結果を踏まえ、区再編に関する議論を再開 |
| | 12月18日 | 当局から天竜区を単独区とする2区案の提示 |
| | 2月14日 | 自由民主党浜松から今後の協議に向けた行政区再編協議の行程（案）の提案があり、委員会としてそれを認め、委員間討議による協議をスタート |
| 令和2 (2020) 年度 | 9月28日 | 市議会全員協議会において、行政区再編の必要性について、全議員による無記名投票を実施し、再編することを決定 【投票結果】再編が必要：38票 不必要：4票 ※棄権4人 |
| | 10～11月 | 7区自治会連合会・7区協議会へ住民投票以降の協議の主な経緯を説明 |
| | 2月26日 | 各会派から区割り案のたたき台として2区案から5区案までの13案が示され次回の委員会でたたき台を選択することを決定 |
| | 3月19日 | 区割り案のたたき台として、天竜区を単独とする2～4区案と天竜区を他区と複合する2～4区案の計6案を決定 |
| 令和3 (2021) 年度 | 4月 | 7区自治会連合会・7区協議会へ令和2年11月以降の協議の主な経緯を説明 |
| | 5月 | 協議スケジュールを決定 |
| | 6～8月 | たたき台6案の比較検討 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等を決定 |
| | 8月31日 | 過疎化や高齢化が進む天竜区は、社会インフラや医療基盤が脆弱であり、災害の発生確率も高いことから、行政による特別な支援が必要と判断し、単独区とすることを決定。 区割り案のたたき台が6案から3案に |
| | 9～10月 | 7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告 |
| | 12月7日 | 区割り案（最終案・1案）を内定 |

特別委員会での協議内容の詳細は、市議会ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gikai/gyouseikusaihen.html>



(2) 区割り案内定までの工程

特別委員会において、以下のとおり協議の前提条件を定め、4つの認定項目を設けて認定作業を進め、5つの比較項目に基づく25の条件項目について評価作業を行いながら協議を進めてきました。

◆協議の前提条件

- 1 区の線引きに関すること
 - ・合区及び区の線引きにはこだわらない
 - ・人口規模と面積を考慮する
- 2 区の数に関すること
 - ・現行区より少ない区数とする
- 3 学校区・自治会に関すること
 - ・原則として、学校区、地区自治会連合会は分割しない
- 4 市民サービスに関すること
 - ・市民サービスは低下させない
- 5 地域特性に関すること
 - ・地域の事情（特性）を考慮する
- 6 行財政運営に関すること
 - ・人口減少、出生率の低下を考慮した行政経営、財政運営を協議する

◆4つの認定項目（基本的な方向性）

①地域拠点

- ・区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持
- ・庁舎は現在の庁舎を使用（新たな施設は作らない）
- ・再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、市民サービスの向上や社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用
- ・住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、自治会活動などコミュニティ支援を充実

②主要組織の方針とデジタルの活用

- ・福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所等を本庁の組織とし、サービス提供体制を整備
- ・土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となる組織体制とする
- ・再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持
- ・地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

③地域自治

- ・2層の協議会(市の附属機関)とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

④地域づくり

- ・自治会や青少年健全育成会の活動、過疎化、超高齢社会におけるまちづくりのあり方を考慮

◆5つの比較項目と25の条件項目

1 行財政改革の推進

- ① 行政サービス*の質の維持
- ② 行政サービスの拡充
- ③ 行政コスト*の削減
- ④ 行政事務の効率化
- ⑤ 基礎自治体としての持続可能性と成長

*行政サービス：自治体が住民に提供する各種サービス

*行政コスト：行政サービスを提供するために消費した費用

2 地域拠点と主要組織の方針

- ⑥ 市民生活への支障や影響*
- ⑦ 地域住民の思い（要望等含む）
- ⑧ 危機管理業務の支障や影響
- ⑨ 土木業務の支障や影響
- ⑩ 福祉・医療業務の支障や影響

*支障や影響：行政サービスだけでなく、市民生活全般に関すること

3 地域自治

- ⑪ 地域の声の反映*
- ⑫ 地域課題*の解決
- ⑬ 区の一体感*の創生
- ⑭ 区長権限の発揮
- ⑮ 都市内分権*の推進

*反映：地域住民等からの身近な声や意見が行政に届くこと

*地域課題：中学校区の分割、管轄区の異なる公共施設など

*区の一体感：新たな区の中で連帯意識をもって融合する

*都市内分権：地域の声を的確に行政に反映させることができ、様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することができる

4 地域づくり

- ⑯ 自治会活動*の維持
- ⑰ 市民活動*の維持
- ⑱ 地域間交流の活発化
- ⑲ 市民の一体感の醸成*
- ⑳ 市民協働*によるまちづくり

*自治会活動：地域住民相互の親睦を図り、住民一人ひとりの人権が尊重され、連携意識の中で心のふれあう豊かで明るく住みよい地域社会づくり及び協同して地域の課題解決に向けて行う活動

*市民活動：不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動

*一体感の醸成：オール浜松として市民一人ひとりが一体感をもつこと

*市民協働：市、市民、事業者などが公共の利益という共通の目的に向かって共に考え行動すること

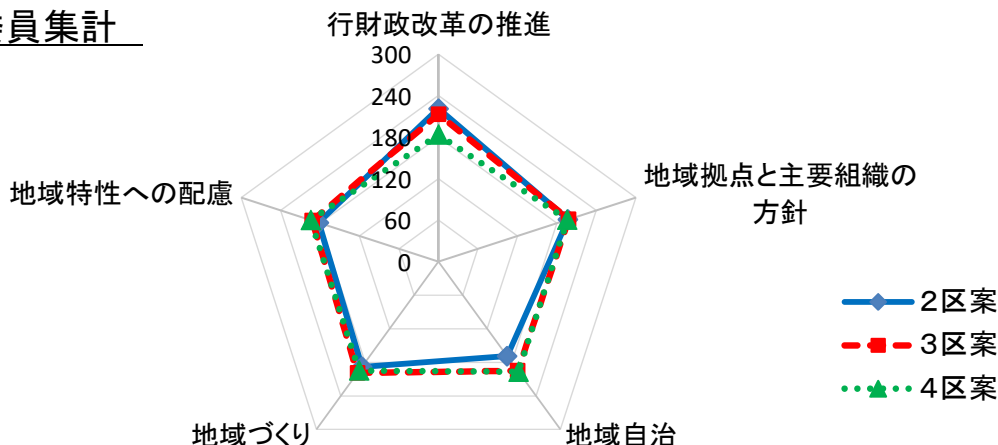
5 地域特性への配慮

- ㉑ 地域資源（イベント・地域ブランド等）の保護・継承
- ㉒ 地域に残る歴史・文化・風土・風習の伝承
- ㉓ 地域較差*の解消
- ㉔ 地域の産業振興
- ㉕ 生活基盤となるインフラ等の維持

*地域較差：住民生活の拠点は、都市部、周辺部、山間部でそれぞれ異なるが、暮らしの中で道路など生活の基盤となる施設、インフラ等の面で感じている較差

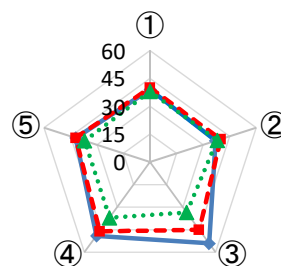
3案の比較検討（評価作業） —レーダーチャート（全体）—

○全委員集計



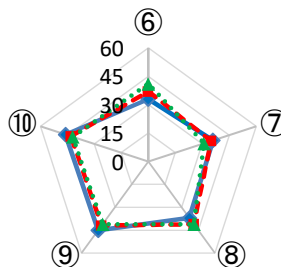
■ 行財政改革の推進

| 条件項目(評価内容) | 2区案 | 3区案 | 4区案 |
|---------------------|-----|-----|-------|
| ① 行政サービスの質の維持 | 39 | 40 | 38 |
| ② 行政サービスの拡充 | 37 | 40 | 38 |
| ③ 行政コストの削減 | 54 | 45 | 33.5 |
| ④ 行政事務の効率化 | 49 | 46 | 37 |
| ⑤ 基礎自治体としての持続可能性と成長 | 42 | 42 | 37 |
| 計 | 221 | 213 | 183.5 |



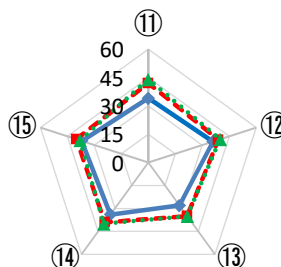
■ 地域拠点と主要組織の方針

| 条件項目(評価内容) | 2区案 | 3区案 | 4区案 |
|------------------|-----|-----|-----|
| ⑥ 市民生活への支障や影響 | 33 | 37 | 41 |
| ⑦ 地域住民の思い(要望等含む) | 36 | 35 | 31 |
| ⑧ 危機管理業務の支障や影響 | 37 | 41 | 41 |
| ⑨ 土木業務の支障や影響 | 45 | 42 | 41 |
| ⑩ 福祉・医療業務の支障や影響 | 46 | 43 | 42 |
| 計 | 197 | 198 | 196 |



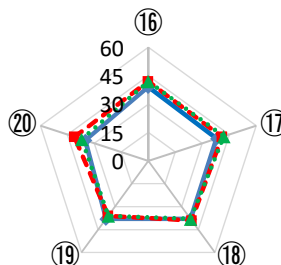
■ 地域自治

| 条件項目(評価内容) | 2区案 | 3区案 | 4区案 |
|------------|-----|-----|-----|
| ⑪ 地域の声の反映 | 34 | 42 | 44 |
| ⑫ 地域課題の解決 | 36 | 39 | 40 |
| ⑬ 区の一体感の創生 | 28 | 35 | 35 |
| ⑭ 区長権限の発揮 | 34 | 39 | 40 |
| ⑮ 都市内分権の推進 | 37 | 40 | 38 |
| 計 | 169 | 195 | 197 |



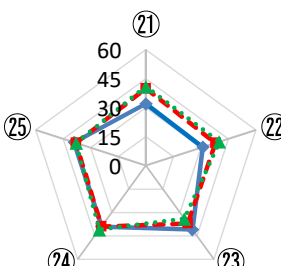
■ 地域づくり

| 条件項目(評価内容) | 2区案 | 3区案 | 4区案 |
|----------------|-----|-----|-----|
| ⑯ 自治会活動の維持 | 39 | 42 | 42 |
| ⑰ 市民活動の維持 | 38 | 41 | 42 |
| ⑱ 地域間交流の活発化 | 38 | 39 | 38 |
| ⑲ 市民の一体感の醸成 | 38 | 36 | 36 |
| ⑳ 市民協働によるまちづくり | 35 | 41 | 37 |
| 計 | 188 | 199 | 195 |



■ 地域特性への配慮

| 条件項目(評価内容) | 2区案 | 3区案 | 4区案 |
|----------------------------|-----|-----|-----|
| ㉑ 地域資源(イベント・地域ブランド等)の保護・継承 | 32 | 40 | 41 |
| ㉒ 地域に残る歴史・文化・風土・風習の伝承 | 31 | 38 | 40 |
| ㉓ 地域較差の解消 | 41 | 37 | 34 |
| ㉔ 地域の産業振興 | 39 | 39 | 41 |
| ㉕ 生活基盤となるインフラ等の維持 | 39 | 38 | 38 |
| 計 | 182 | 192 | 194 |



| | | | |
|----|-----|-----|-------|
| 合計 | 957 | 997 | 965.5 |
|----|-----|-----|-------|

(3) 区割り案の選定理由

特別委員会の協議では、天竜区を単独とすべきという意見と、他区と複合すべきという意見が出され、協議の結果、以下の理由により、天竜区を単独区とすることが決定されました。

◆天竜区を単独区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 高齢化や過疎化が急速に進行する中で、雇用環境の充実強化や医療体制の整備、頻発する災害への対応など、天竜区の抱える地域課題に応じた地域政策が必要であり、他区と複合してもこうした問題は解決しない。
- 天竜区における諸課題の解決に向けては、将来ビジョンを掲げ、生活、産業、地域コミュニティ、文化・伝統等をキーワードに地域住民と行政が一体となって課題解決に取り組む必要がある。
- 複合化により選挙区が広がると地域選出の議員の減少が危惧される。
- 広大な森林面積を有し、地球温暖化対策や水源涵養など多面的な役割を担う天竜区の重要性を考えれば、区役所という行政拠点を置く必要がある。
- 天竜区を単独の区とすることを契機とし、多面的な機能を有する天竜区の重要性を改めて市民の皆様にご認識していただき、これまで同様、オール浜松体制、ひとつの浜松として天竜区のことを考えていくことが大切である。
- 旧5市町村からなる天竜区は、それぞれが特性をもった広域の複合体であり、区内における地域特性にも配慮する必要がある。

(参考) 天竜区を他区と複合すべきとする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- ・ 人口減少が進む中で広大な天竜区を今の住民の皆様だけで維持できるかが懸念される。
- ・ 新しい区での交流や意見交換により、住民主体の住民自治の中でアイデアを持ち寄り、人口が減っても発展させていこうという市民の意識改革ができる。
- ・ 人口減少により、また区の再編を検討せざるを得ない状況になることが想像できる。

特別委員会において、協議の結果、以下の理由により、区割り案が内定されました。

◆3区とする主な理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区再編は少子超高齢化の進展や社会保障費の増大、インフラの老朽化などが懸念される中、持続可能な本市の将来にとって、必要不可欠な行財政改革の手段である。
- シンプルな区数、区割りで行財政改革を意識しつつ、合併当時12市町村で合意した基本理念であるクラスター型の政令指定都市を大切にすることで、地域の多様な産業資源、歴史的遺産、風土風習を生かした都市づくりを目指すことが必要である。
- 行財政改革の視点では、行政コストの削減効果は2区案が最大であるが、第30次地方制度調査会答申にある、都市内分権による住民自治の強化、区の役割の拡充、区長権限の強化及び合併当時の基本理念であるクラスター型政令指定都市とは異なる方向性を持っている。広大な市域を持つ本市では、地域特性が埋没する可能性があり、効果的かつ的確な行政運営ができるか疑問が残る。
- 4区案については地域の多様性を生かすことは期待できるが、行政コストの削減効果が一番期待できない。
- 以上のことから、行財政改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮、評価結果などを総合的に判断し、区の数を3とする。

◆区の線引きの主な選定理由

(特別委員会における委員発言より)

- 区割り案のたたき台を13案から6案、天竜区単独決定から3案と絞り込みを行ってきた過程で、これらの中から1案を選択するものではないことを確認してきた。6案を比較検討する過程で、3区案と4区案の区役所や土木整備事務所等の位置について、当局案への対案が示され、中間報告では、各地区から意見や心配の声が上がった。こうした状況の中、本市にとってより良い再編案を検討した。
- 4つの視点から、北区の一部地域と浜北区を一つの区とした。
 - ①地勢について
北区の三ヶ日町、引佐町の北部は中山間地域であり、浜北区や都田地区北部にも類似する地域がある。南側都心部の外環部にあたり、副都心を核とした浜北区と地域拠点に位置付けられた気賀駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷、三ヶ日地区が連携してひとつの浜松として都心部を補完する地域である。
 - ②歴史・文化について
北区と浜北区は古代から続く歴史遺産、神社仏閣などの文化遺産を多く有している。この地域に脈々とつながる文化芸能、地域遺産の保護、継承、活用など行政区としての特性が明確である。
 - ③農業について
この地域はみかん、柿、ぶどうなど全国に誇る名産品を産出する農業生産地域を抱え、良好な農業環境を生かした観光農業も盛んである。
 - ④交通まちづくりについて
新東名高速道路、三遠南信自動車道、国道362号、257号、天竜浜名湖鉄道、遠州鉄道などの道路鉄道網があり、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点に位置付けられた新東名高速道路浜松浜北インター、浜松いなさインター、浜松SAスマートインター周辺、地域拠点に位置付けられた気賀駅、西鹿島駅周辺、生活拠点に位置付けられた井伊谷地区、三ヶ日地区を結んでいる。
- 地勢、歴史・文化、農業、交通まちづくりに共通項が多い北区と浜北区を1つの区にすることで、地域課題への対応や地域資源を生かした施策の推進が期待できる。
- 行政拠点について、都市計画マスタープランで副都心に位置付けられた浜北に区役所、細江に行政センターを配置するとともに、北区内にインフラの整備と維持管理を所管する土木整備事務所を行政センター内に設置することで行政センターと土木部が連携した行政運営が期待できる。
- 都市部を核とした南側の区は中区役所とし、東、西、南区役所は行政センターとする。また、南土木整備事務所は区内のインフラ整備を所管し、東、西行政センター内と現北土木整備事務所に配置する出先グループを強化する。
- 旧浜松市エリアには第2種協働センターと市民サービスセンターが配置されており、再編後も引き続き地域拠点として維持される。また、協働センター機能を強化することで、それぞれの地域事情にあった住民自治を発展させることが期待できる。

◆配慮すべき課題

(特別委員会における委員発言より)

- 本市にとってよりよい再編案を検討した結果、区の数は一府三市改革及び住民に身近な行政区の強化や地域特性への配慮等を総合的に判断して3区とし、区割りは、浜松駅を核とする都心部が広がる沿岸を含む地域、浜北駅を中心とする副都心を基軸とする産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を活かし定住できる天竜区の3区による、多様性を都市の活力や成長の源泉とした都市経営が展望できる案としたが、配慮すべき課題もある。
- 北区と浜北区の線引きによって旧浜松市と合併市町という色合いが濃くなること懸念されるため、そこに溝ができないよう、周辺市町の発展や融和などの施策を推進していくことで、特に配慮する必要がある。
- 新しい区割りの面積や人口は、バランスが取れた状態ではない。市民代表として選ばれる代議員の数もアンバランスになることが想定される。こうした数による発言力の格差が見込まれるため、それに対する配慮、仕組みが必要である。

区再編（案）における市民サービス、住民自治の 基本的な考え方について

1 市民サービス・組織 別紙 1 別紙 2

(1) 区役所

- ・ 位置：都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする

(2) 行政センター

- ・ 位置：再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- ・ 業務：区役所と同等のサービスを提供

(3) 第 1 種協働センター

- ・ 位置：現在と変更なし（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、地域固有事務、窓口業務）
- ・ 再編後の名称：「支所」に改称

(4) 第 2 種協働センター、ふれあいセンター

- ・ 位置：現在と変更なし
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、窓口業務*）
*現在窓口業務を行っているところは市民サービスセンターを併設
- ・ 再編後の名称：天竜区の二俣協働センターは「二俣ふれあいセンター」に改称。
それ以外は現在と変更なし
- ・ 人員：再任用職員 1 人を正規職員 1 人に切り替え地域づくり機能を強化

(5) 市民サービスセンター

- ・ 位置：現在と変更なし。第 2 種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設。
- ・ 業務：現在と変更なし（窓口業務・103 業務又は 17 業務）
- ・ 再編後の名称：現在と変更なし

(6) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について

- ・ 組織図 別紙 3
- ・ 区政担当副市长 別紙 4
- ・ 職員数（組織別・庁舎別） 別紙 5-1 別紙 5-2
- ・ 主要市民サービス一覧 別紙 6
- ・ 土木整備事務所 別紙 7
- ・ 福祉事業所・保健センター 別紙 8
- ・ 災害対策本部（区本部・地域本部） 別紙 9

2 住民自治 別紙 10

- ・ 協議会は 2 層の体制とし、1 層目は 3 つの区協議会を設置。2 層目（地区等の枠組み）は 6 から 16 程度の設置を基本とする。
- ・ 協議会の名称、委員数、任期、権限、2 層目の協議会の数等は条例制定までに決定する。

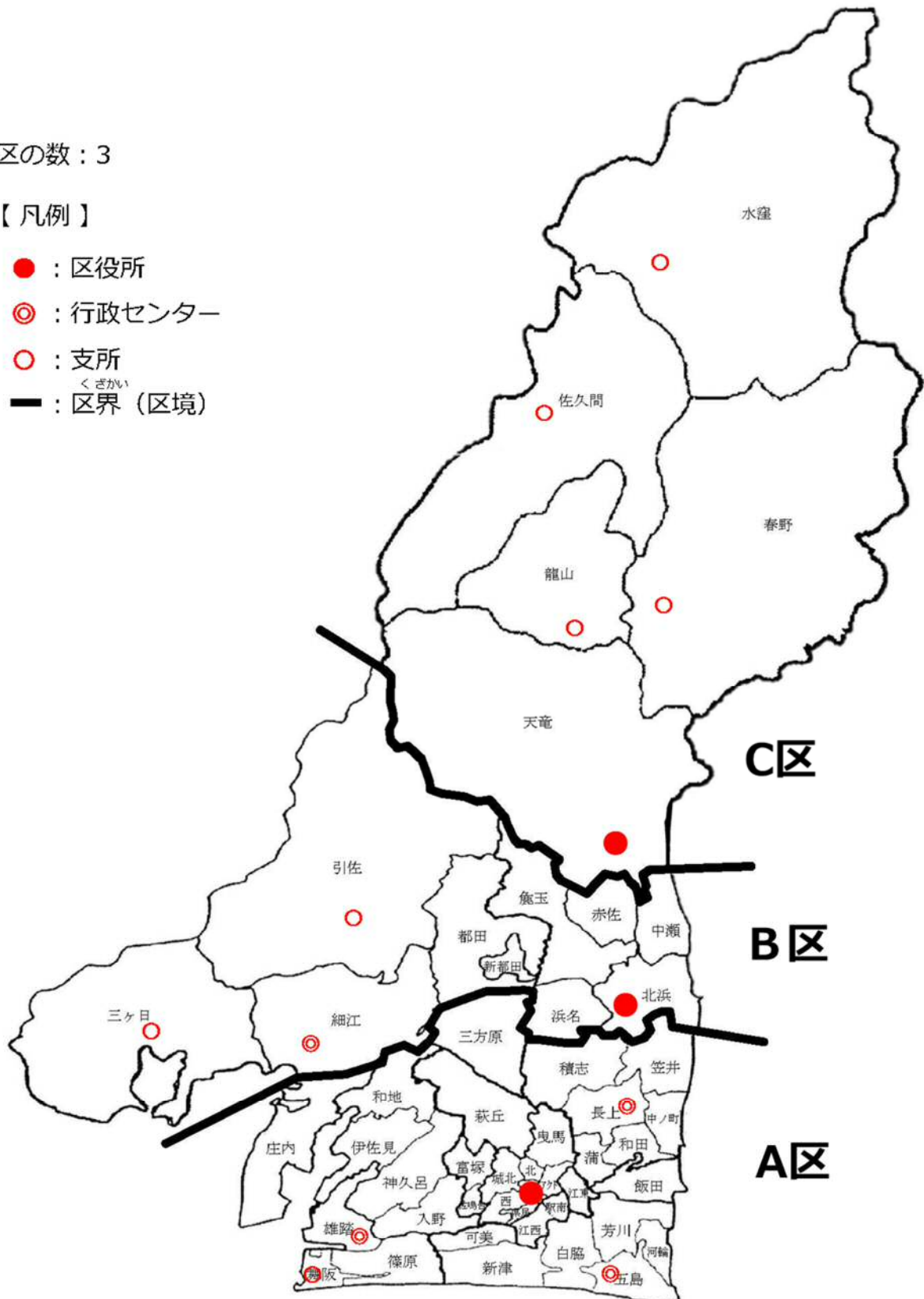
3 施行日 令和 6 年〇月〇日

区役所、行政センター、支所の配置地図

区の数：3

【凡例】

- ：区役所
- ◎：行政センター
- ：支所
- ：区界（区境）



※各区の名称は、区割り案決定後、区名募集を実施するスケジュールであるため、本資料では南側からA区、B区、C区と表記

区割り案の概要

| 区の数 | 3区 | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|---|-----------|-----|
| 区割り | A区 ・中 ・東 ・西 ・南 ・北(三方原) | B区 ・北 (都田、新都田、 細江、引佐、 三ヶ日) ・浜北 | C区 ・天竜 | |
| 人口(人) | 614,579 | 158,088 | 27,450 | |
| 面積(km ²) | 268.21 | 345.83 | 944.00 | |
| 有権者数(人) | 500,195 | 129,055 | 24,427 | |
| 学校区の分割 | 無 | | | |
| 区自治会連合会の分割 | 有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割) | | | |
| 地区自治会連合会の分割 | 無 | | | |
| 正規 職員数 | 1,051 | | | |
| | | 593 | 244 | 214 |
| | 区の組織 | 220 | 100 | 111 |
| | 福祉事業所 | 221 | 53 | 28 |
| | 保健センター | 81 | 41 | 22 |
| | 土木整備事務所 | 71 | 50 | 53 |
| 区役所の配置 | 中 | 浜北 | 天竜 | |
| 行政センターの配置 | 東、西、南 | 北 | なし | |
| 削減職員数(人件費年間削減効果額(千円)) (※1) | 81(645,570) | | | |
| 事務経費削減効果額(千円) (※2) | 6,537 | | | |
| 必要経費(千円) (※3) | 556,620 | | | |

※1 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は、令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。

※2 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

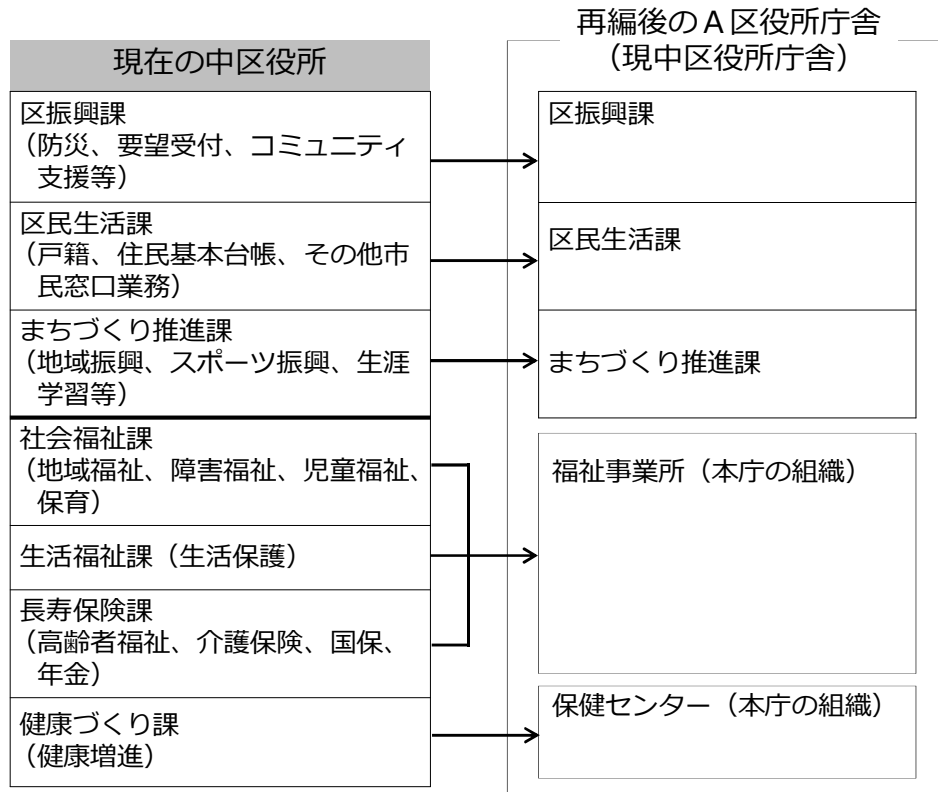
※3 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。今後、再編案の決定を踏まえ試算。

【出典】 人口: 浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)

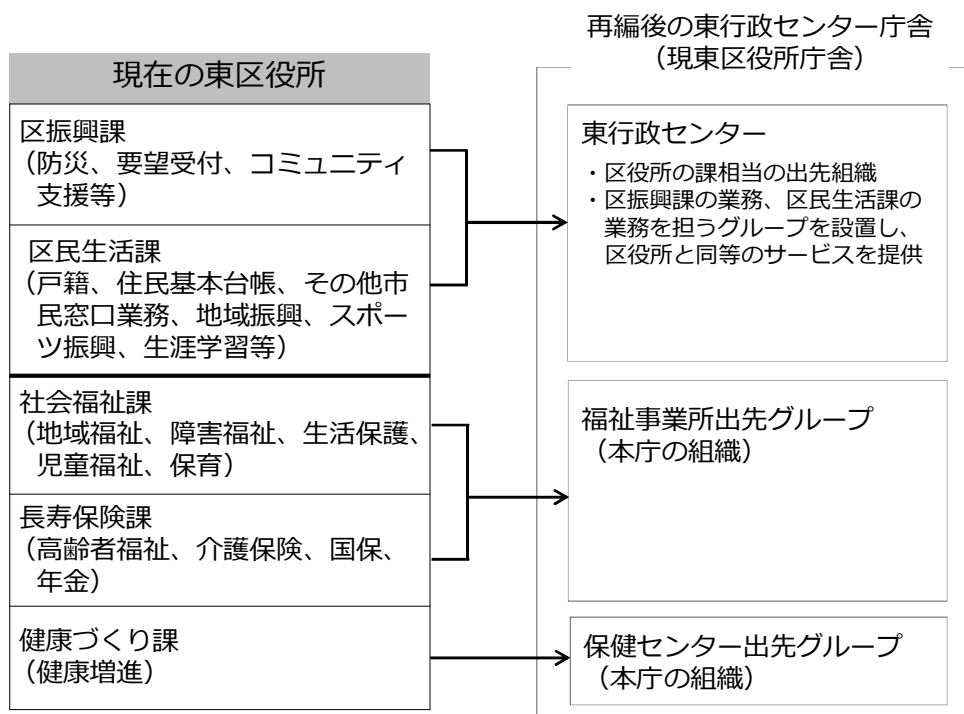
面積: 令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入)

有権者数: 令和3年3月定時登録名簿登録者数

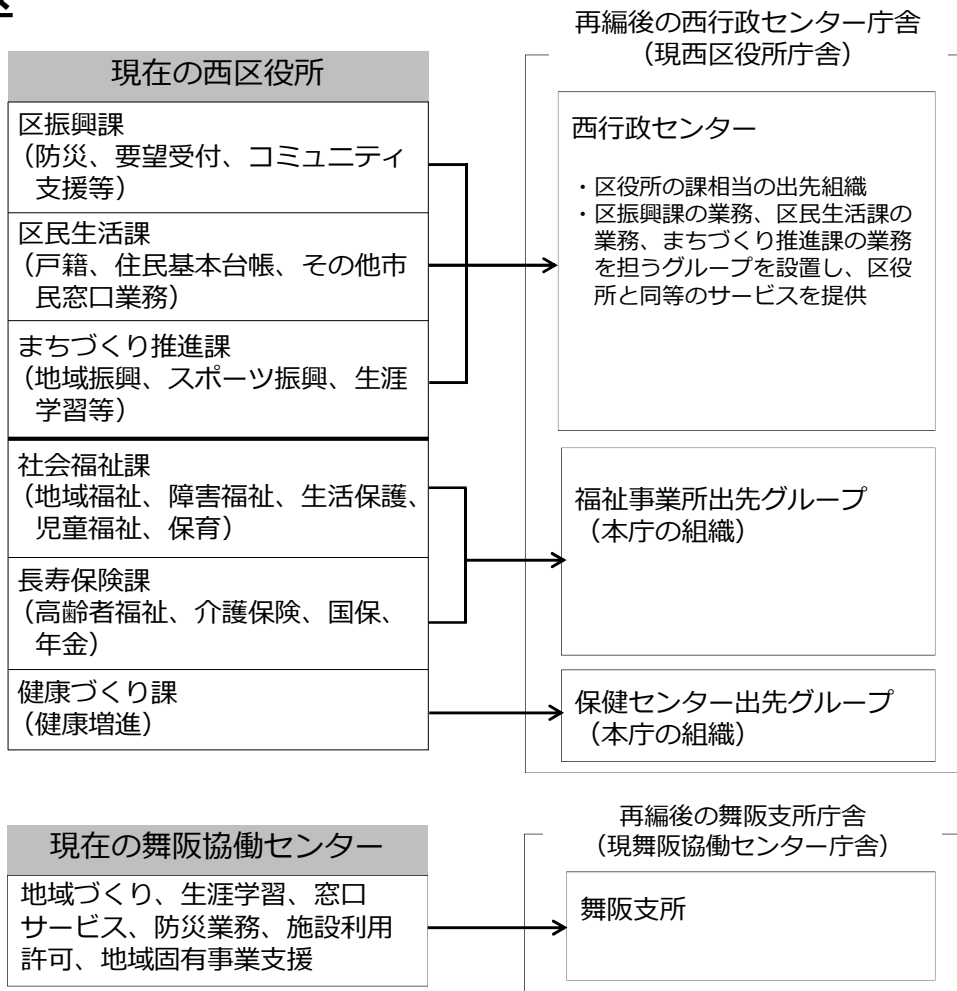
➤ 中区



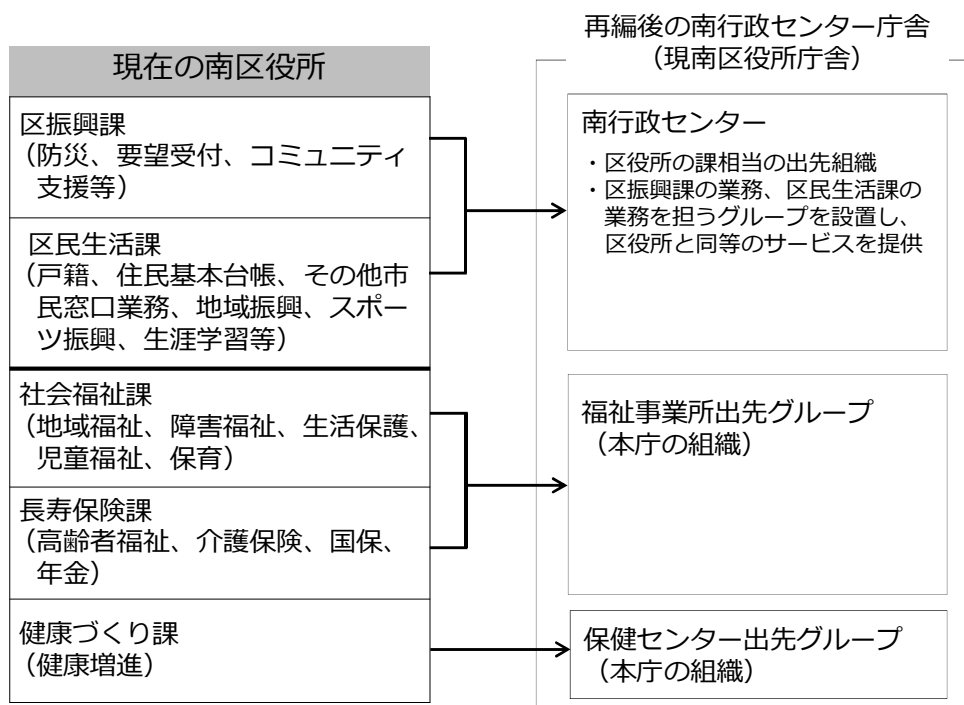
➤ 東区



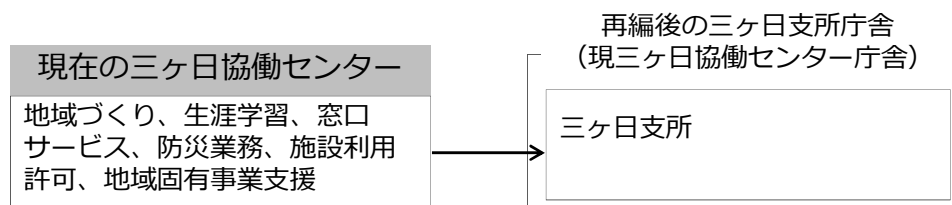
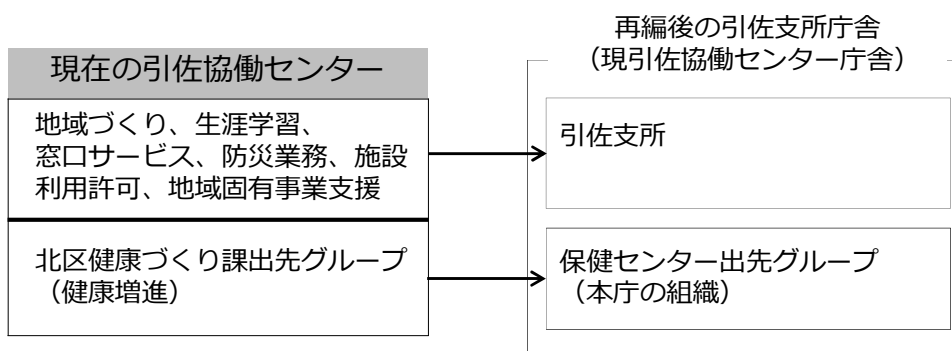
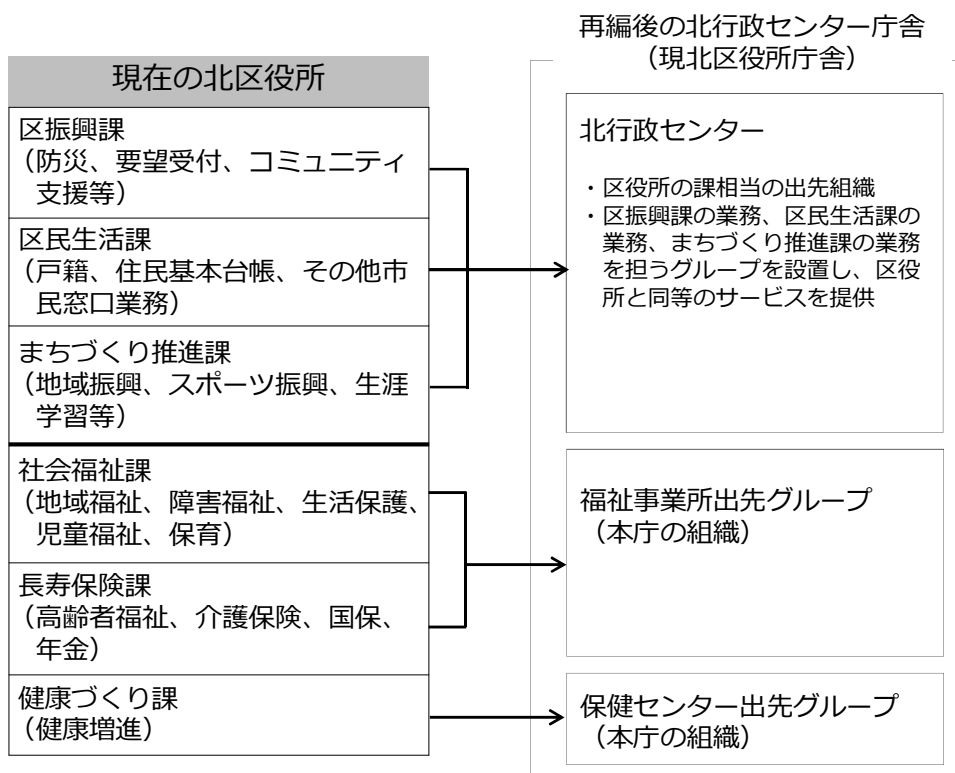
➤ 西区



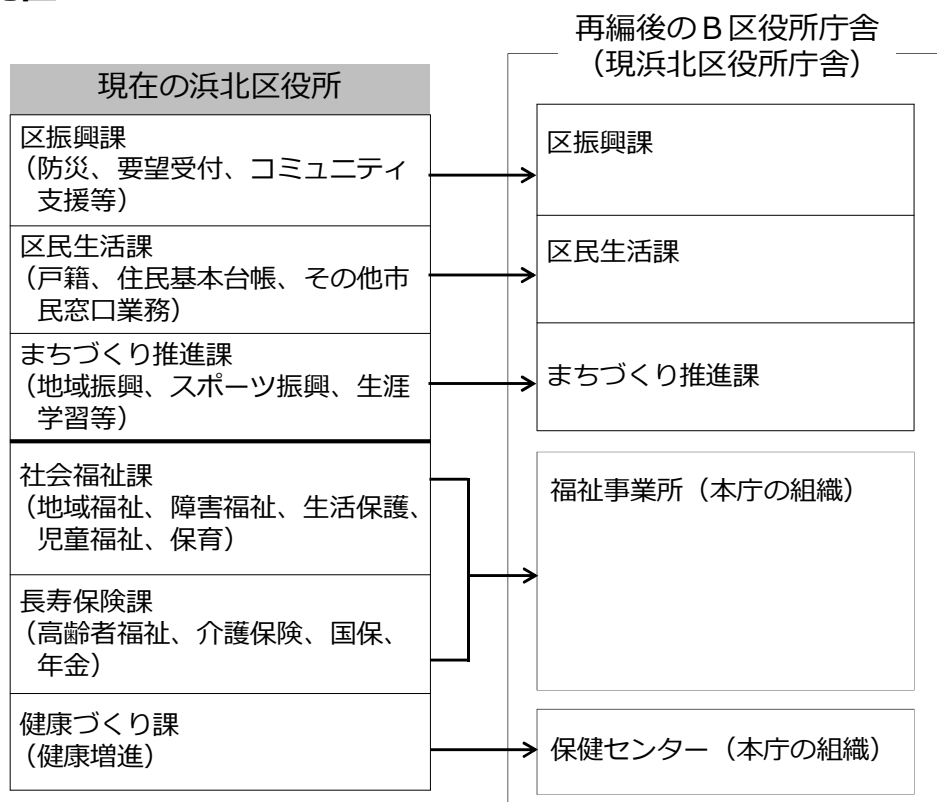
➤ 南区



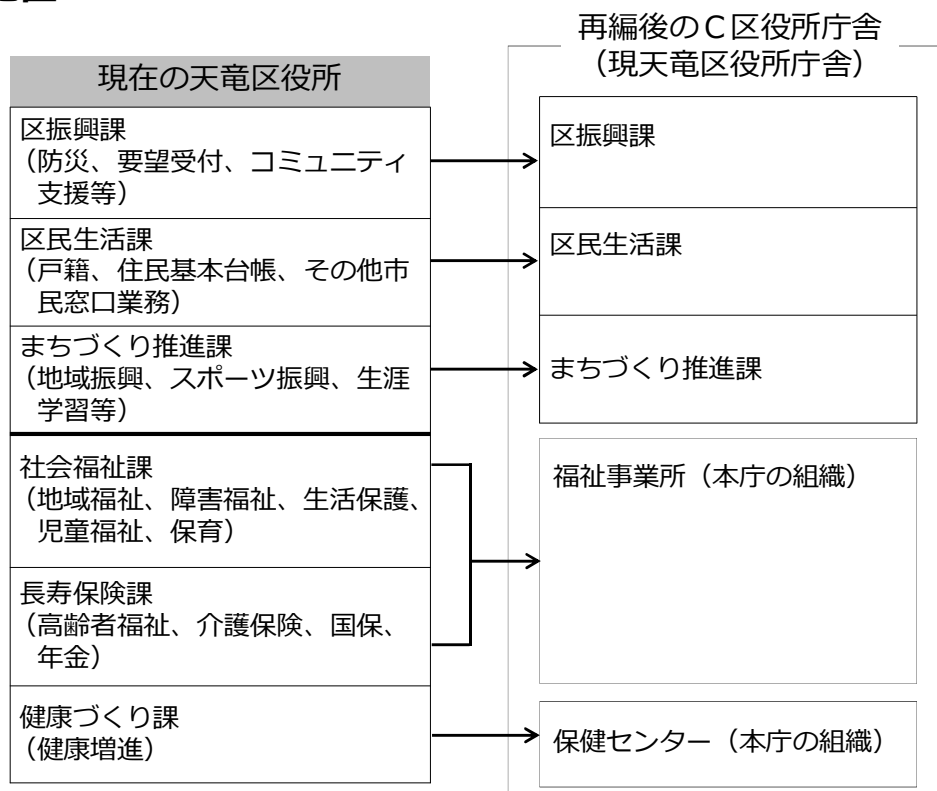
➤ 北区

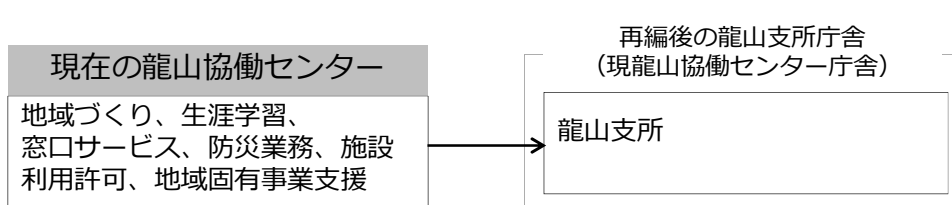
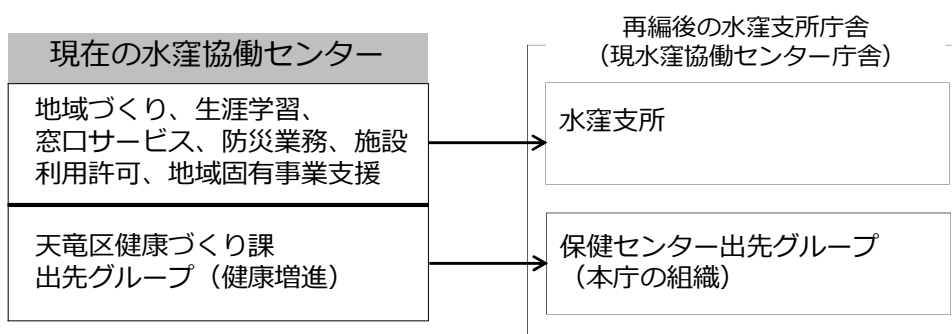
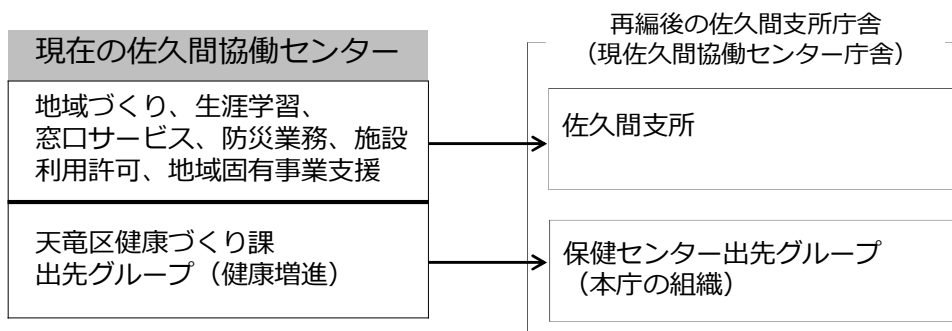
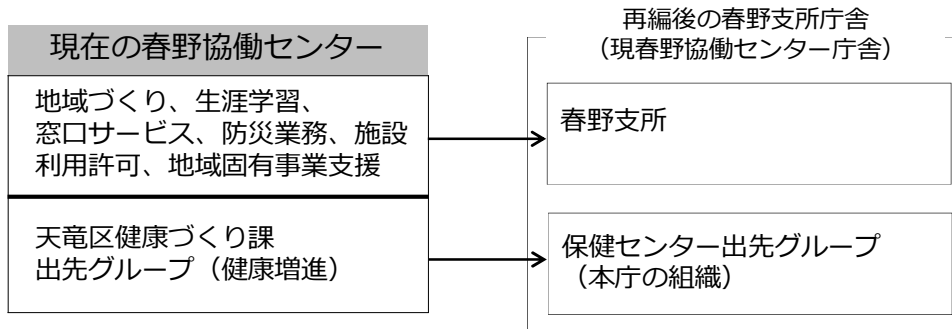


➤ 浜北区

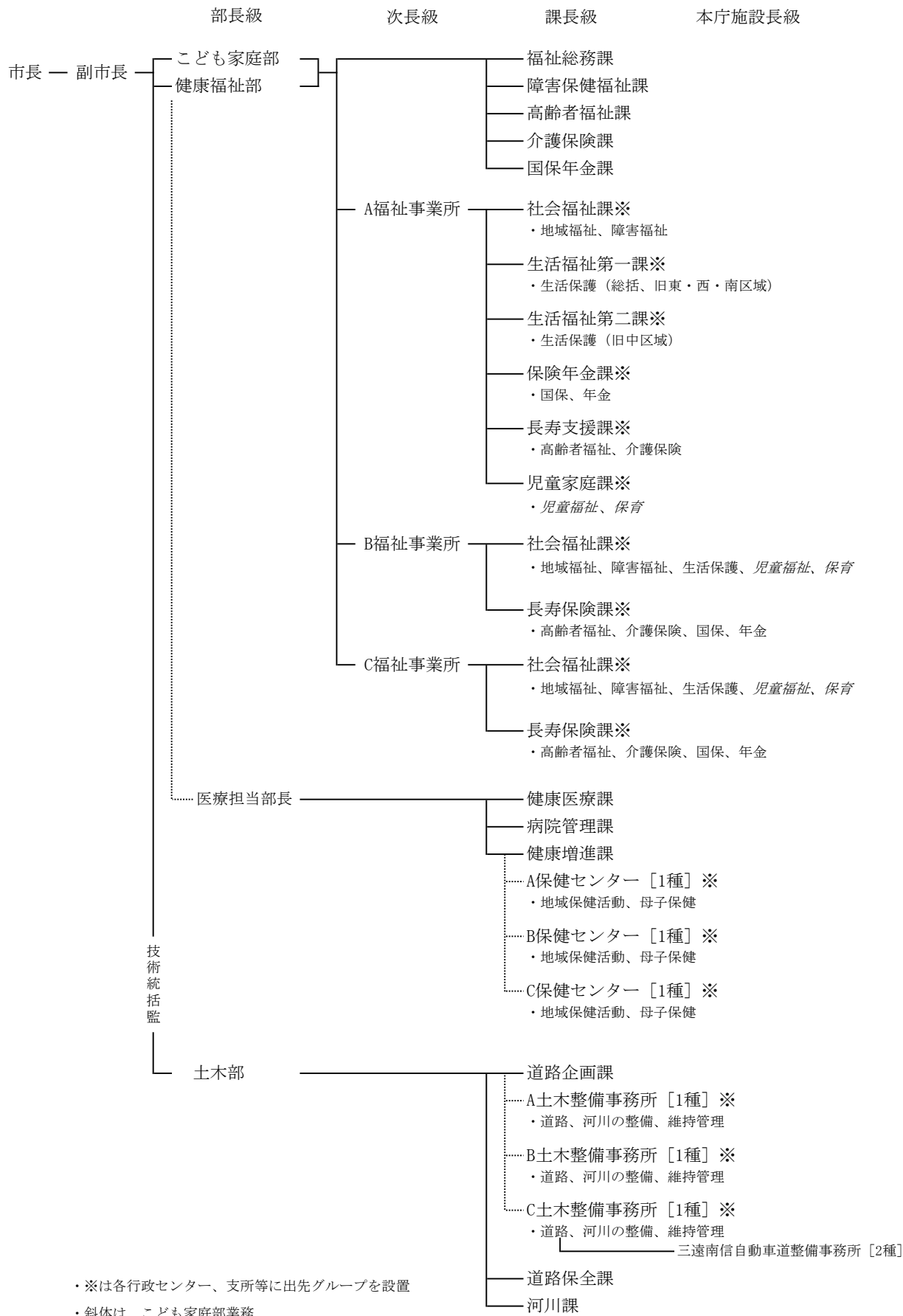


➤ 天竜区

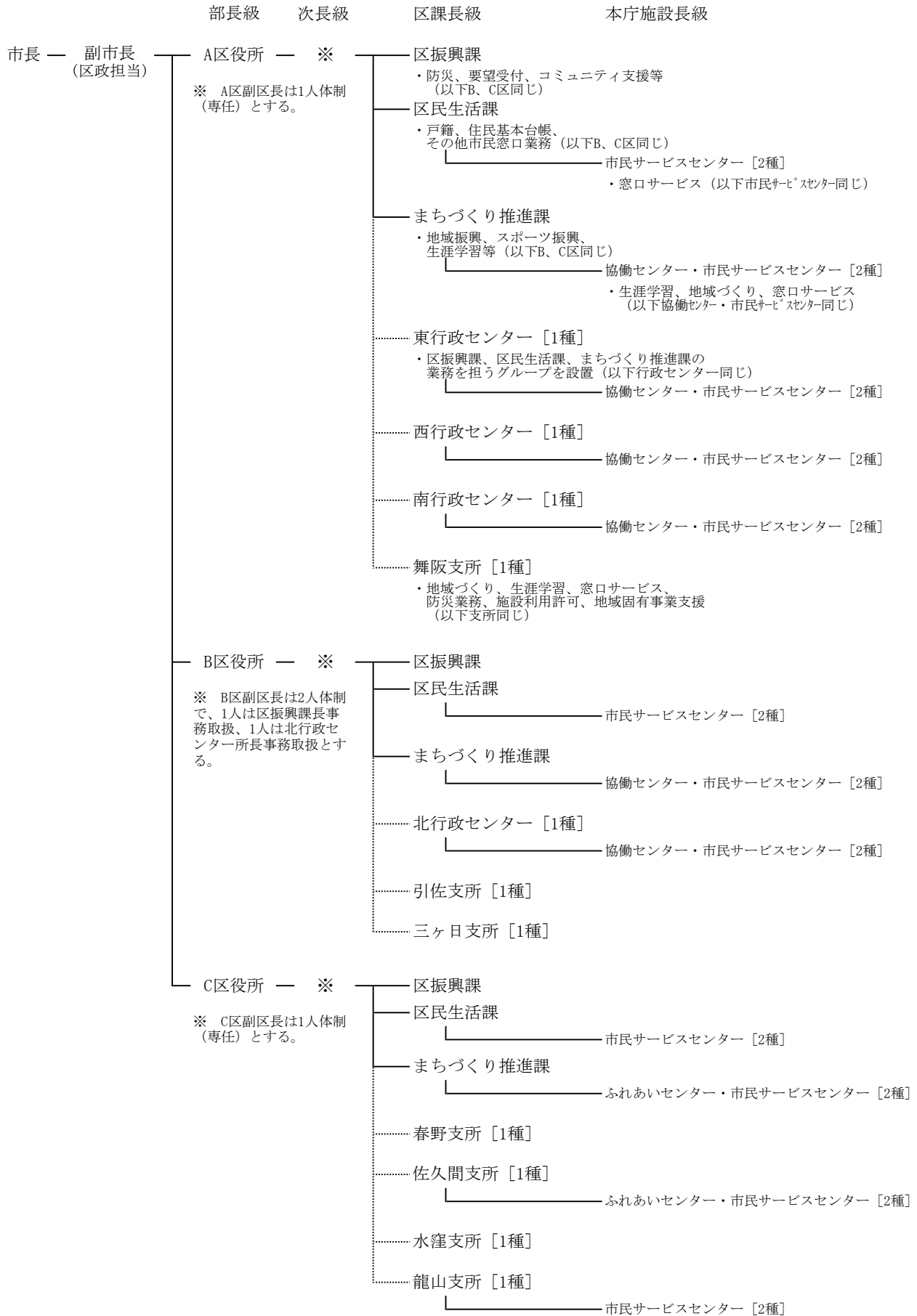




組織図【本庁（関係部局）】

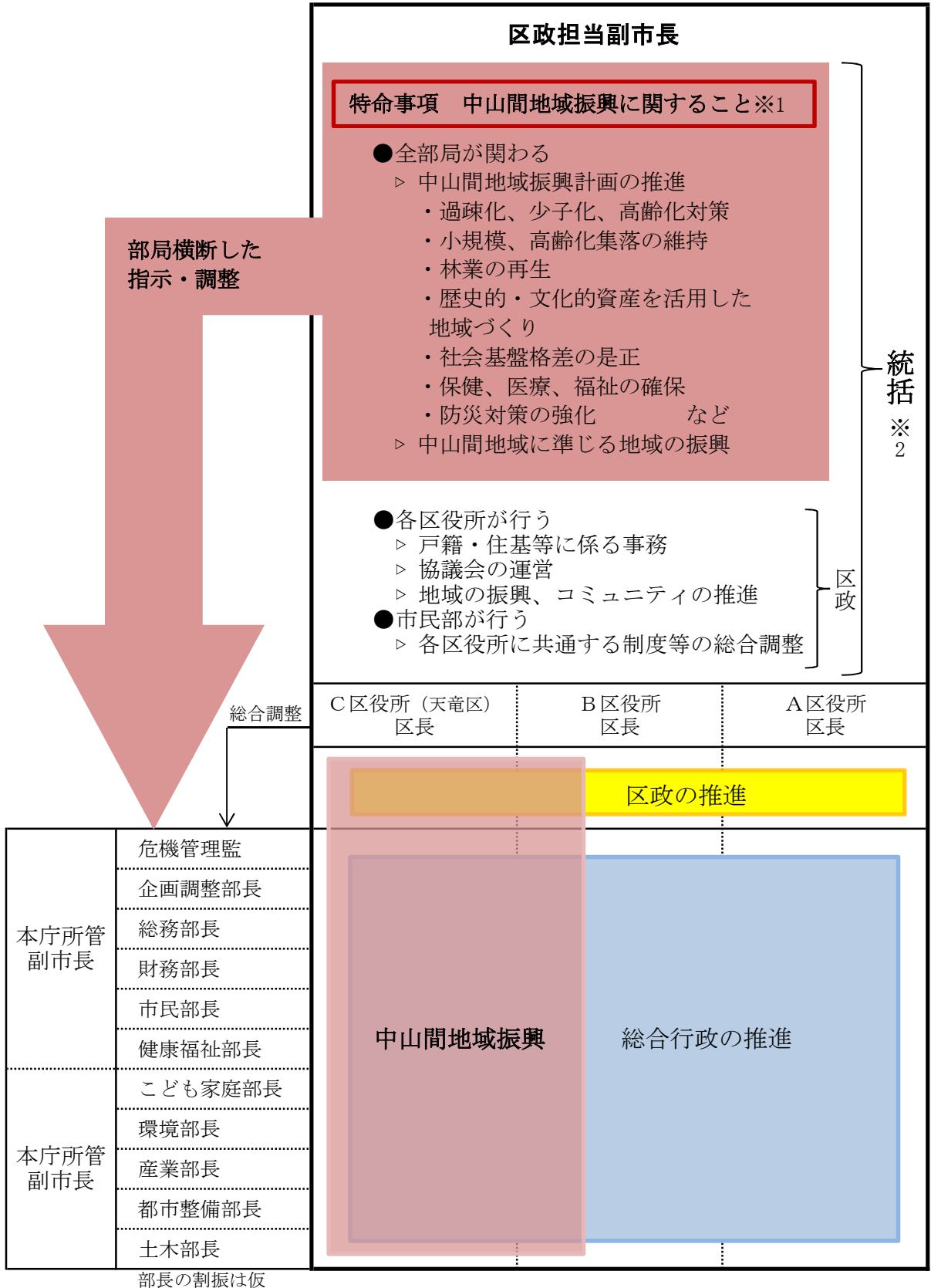


組織図【区役所】



区政担当副市長

- ・特命事項として、中山間地域振興に関することについて、部局横断した指示・調整を行う。あわせて、全域が中山間地域となる、C区（天竜区）に配置する。※1
- ・全ての区を統括することで、各区の共通課題や特性に応じた事業執行など、最適な区政運営を担う。※2



組織別職員数

1 区役所、福祉事業所、保健センター

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|-----------|------|-------|------|----------|-------|----------|----------|--------|-----------|--------|--------|--------|------|------|------|-----|----|------|-----|------|------|----|-----|
| 区分 | 区 | 課名 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 | 区分 | 区 | 課名 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 | | | | | | | | |
| 区役所組織 | 中区 | 区振興課 | 19 | 2 | 6 | 27 | 区役所組織 | A区 | 区振興課 | 25 | 5 | 10 | 40 | △ 27 | 1 | 7 | △ 19 | | | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 45 | 3 | 75 | 123 | | | 区民生活課 | 56 | 5 | 94 | 155 | | | | | | | | | | | | |
| | | まちづくり推進課 | 29 | 7 | 61 | 97 | | | まちづくり推進課 | 32 | 8 | 68 | 108 | | | | | | | | | | | | |
| | 東区 | 区振興課 | 14 | 5 | 6 | 25 | | | 東 | 行政センター | 30 | 9 | 45 | | | | | 84 | | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 32 | 5 | 48 | 85 | | | | 西 | 行政センター | 37 | 13 | | | | | 45 | 95 | | | | | | |
| | 西区 | 区振興課 | 17 | 7 | 5 | 29 | | | 舞阪支所 | | 5 | 4 | 3 | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 13 | 1 | 4 | 18 | | | 南 | | 行政センター | 29 | 8 | | | | | 42 | 79 | | | | | | |
| | | まちづくり推進課 | 23 | 9 | 39 | 71 | | | | 小計 | 214 | 52 | 307 | | | | | 573 | | | | | | | |
| | 南区 | 区振興課 | 13 | 2 | 8 | 23 | | | B区 | 北 | 行政センター | 28 | 8 | | | | | 22 | 58 | △ 22 | △ 1 | △ 7 | △ 30 | | |
| | | 区民生活課 | 31 | 6 | 45 | 82 | | | | | 引佐支所 | 10 | 4 | | | | | 3 | 17 | | | | | | |
| | | 小計 | 241 | 51 | 300 | 592 | | | | | 三ヶ日支所 | 10 | 1 | | | | | 6 | 17 | | | | | | |
| | 北区 | 区振興課 | 17 | 3 | 3 | 23 | | | | | 区振興課 | 21 | 6 | | | | | 7 | 34 | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 17 | 5 | 6 | 28 | | 区民生活課 | | | 12 | 2 | 19 | 33 | | | | | | | | | | | |
| | | まちづくり推進課 | 17 | 2 | 25 | 44 | | まちづくり推進課 | | 24 | 4 | 17 | 45 | | | | | | | | | | | | |
| | | 引佐協働センター | 10 | 4 | 3 | 17 | | 小計 | | 105 | 25 | 74 | 204 | | | | | | | | | | | | |
| | 浜北区 | 区振興課 | 20 | 5 | 4 | 29 | | C区 | | 東 | 区振興課 | 21 | 3 | 3 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 12 | 2 | 16 | 30 | | | | | 区民生活課 | 8 | 1 | 5 | 14 | | | | | | | | | | |
| | | まちづくり推進課 | 24 | 4 | 18 | 46 | | | | | まちづくり推進課 | 26 | 10 | 6 | 42 | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 127 | 26 | 81 | 234 | 春野協働センター | | | | | 15 | 6 | 1 | 22 | | | | | | | | | | | |
| | 天竜区 | 区振興課 | 21 | 3 | 3 | 27 | | | | | 佐久間協働センター | 20 | 9 | 2 | 31 | | | | | | | | | | |
| | | 区民生活課 | 8 | 1 | 5 | 14 | | | 水窪協働センター | | 13 | 3 | 3 | 19 | | | | | | | | | | | |
| | | まちづくり推進課 | 26 | 10 | 6 | 42 | | | 龍山協働センター | | 9 | 3 | 3 | 15 | | | | | | | | | | | |
| | | 春野協働センター | 15 | 6 | 1 | 22 | | | 小計 | | 112 | 35 | 23 | 170 | | | | | | | | | | | |
| | | 佐久間協働センター | 20 | 9 | 2 | 31 | | | 計 | 480 | 112 | 404 | 996 | | | | | | | | | | | | |
| | | 水窪協働センター | 13 | 3 | 3 | 19 | | | 福祉事業所 | A区設置 | 社会福祉課 | 33 | 3 | 33 | 69 | | | | | △ 4 | 0 | 0 | △ 4 | | |
| | | 龍山協働センター | 9 | 3 | 3 | 15 | | | | | 生活福祉課 | 41 | 3 | 12 | 56 | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 112 | 35 | 23 | 170 | 生活福祉第二課 | | | | | 42 | 1 | 6 | 49 | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 480 | 112 | 404 | 996 | 保険年金課 | | 31 | | | 2 | 22 | 55 | | | | | | | | | | | | |
| | 中区 | 社会福祉課 | 31 | 10 | 34 | 75 | | B区設置 | | | 長寿支援課 | 長寿支援課 | 41 | 6 | 77 | 124 | 55 | 2 | 28 | | | | | 55 | |
| | | 生活福祉課 | 48 | 1 | 12 | 61 | | | | | | 小計 | 社会福祉課 | 30 | 2 | 22 | | | | | | | | | 54 |
| | | 長寿保険課 | 30 | 2 | 48 | 80 | | | | | | | 長寿保険課 | 25 | 2 | 28 | | | | | | | | | 55 |
| | 東区 | 社会福祉課 | 23 | 2 | 10 | 35 | | | | | 小計 | | 55 | 4 | 50 | 109 | | | | | | | | | |
| | | 長寿保険課 | 17 | 2 | 20 | 39 | | | | | 計 | 302 | 32 | 241 | 575 | | | | | | | | | | |
| | 西区 | 社会福祉課 | 20 | 2 | 12 | 34 | | | | | 保健センター | A区設置 | 保健センター | 84 | 2 | 29 | | | | | | | | | 115 |
| | | 長寿保険課 | 14 | 3 | 14 | 31 | | B区設置 | | | | | 保健センター | 38 | 5 | 7 | 50 | | | | | | | | |
| | 南区 | 社会福祉課 | 25 | 2 | 10 | 37 | | | | | | | 小計 | 保健センター | 38 | 5 | 7 | 50 | | | | | | | |
| | | 長寿保険課 | 15 | 1 | 16 | 32 | | | | 小計 | | 38 | | 5 | 7 | 50 | | | | | | | | | |
| | 小計 | 223 | 25 | 176 | 424 | C区設置 | | 保健センター | | 22 | | 0 | | 5 | 27 | | | | | | | | | | |
| | 北区 | 社会福祉課 | 19 | 1 | 9 | 29 | | 小計 | | 22 | | 0 | 5 | 27 | | | | | | | | | | | |
| | | 長寿保険課 | 17 | 0 | 17 | 34 | | 小計 | | 22 | | 0 | 5 | 27 | | | | | | | | | | | |
| | 浜北区 | 社会福祉課 | 19 | 1 | 13 | 33 | | 小計 | | 144 | | 7 | 41 | 192 | | | | | | | | | | | |
| | | 長寿保険課 | 15 | 2 | 11 | 28 | | 小計 | | 144 | | 7 | 41 | 192 | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 70 | 4 | 50 | 124 | 計 | | 958 | | 151 | | 686 | 1,795 | | | | | | | | | | | | |
| | 天竜区 | 社会福祉課 | 15 | 2 | 7 | 24 | | 保健センター | | A区設置 | | 保健センター | 84 | 2 | 29 | 115 | △ 13 | 0 | 0 | △ 13 | | | | | |
| | | 長寿保険課 | 13 | 1 | 8 | 22 | | | | | | B区設置 | 保健センター | 38 | 5 | 7 | | | | | 50 | | | | |
| 小計 | 28 | 3 | 15 | 46 | 小計 | 保健センター | 38 | | | | 5 | | 7 | 50 | | | | | | | | | | | |
| 中区 | 健康づくり課 | 33 | 0 | 14 | | 47 | C区設置 | | | 保健センター | 22 | | 0 | 5 | 27 | | | | | | | | | | |
| | 健康づくり課 | 17 | 0 | 5 | | 22 | 小計 | | | 22 | 0 | 5 | 27 | | | | | | | | | | | | |
| | 健康づくり課 | 22 | 2 | 2 | 26 | 小計 | 144 | | | 7 | 41 | 192 | | | | | | | | | | | | | |
| 南区 | 健康づくり課 | 18 | 0 | 8 | 26 | 小計 | 144 | | | 7 | 41 | 192 | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | 90 | 2 | 29 | 121 | 計 | 877 | | | 151 | 686 | 1,714 | | | | | | | | | | | | | |
| 北区 | 健康づくり課 | 26 | 3 | 4 | 33 | 保健センター | A区設置 | | | 保健センター | 84 | 2 | 29 | 115 | △ 81 | 0 | | | | | 0 | △ 81 | | | |
| | 健康づくり課 | 19 | 2 | 3 | 24 | | | | | B区設置 | 保健センター | 38 | 5 | 7 | | | | | | | | | 50 | | |
| 小計 | 45 | 5 | 7 | 57 | 小計 | | | | | | 保健センター | 38 | 5 | 7 | | | | | | | | | 50 | | |
| 天竜区 | 健康づくり課 | 22 | 0 | 5 | | | 27 | | | | C区設置 | 保健センター | 22 | 0 | | | | | | | | | 5 | 27 | |
| | 小計 | 22 | 0 | 5 | | | 27 | 小計 | | 22 | 0 | 5 | 27 | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 157 | 7 | 41 | 205 | 小計 | | 144 | 7 | | 41 | 192 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 157 | 7 | 41 | 205 | 小計 | | 144 | 7 | | 41 | 192 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 958 | 151 | 686 | 1,795 | 計 | | 877 | 151 | | 686 | 1,714 | | | | | | | | | | | | | | |

2 土木整備事務所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|-----|-------------|------|-----|------|-----|------|-----|----------|------|-----|------|-----|------|-----|------|---|
| 区分 | 部 | 課名 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 | 区分 | 部 | 課名 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 | 正規職員 | 再任用 | 会計年度 | 計 |
| 本庁組織 | 土木部 | 南土木整備事務所 | 58 | 6 | 15 | 79 | 本庁組織 | 土木部 | A土木整備事務所 | 70 | 9 | 18 | 97 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 北土木整備事務所 | 26 | 7 | 4 | 37 | | | B土木整備事務所 | 51 | 10 | 8 | 69 | | | | |
| | | 東・浜北土木整備事務所 | 39 | 6 | 7 | 52 | | | C土木整備事務所 | 53 | 2 | 5 | 60 | | | | |
| | | 天竜土木整備事務所 | 51 | 2 | 5 | 58 | | | 計 | 174 | 21 | 31 | 226 | | | | |
| | | 計 | 174 | 21 | 31 | 226 | | | 計 | 174 | 21 | 31 | 226 | | | | |

庁舎別職員数

① 再編前:中区役所 再編後:A区役所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|----------------|--------------------------------|------|-------|----------|-----|---------------------------|----------|---------------------------|------|-------|----------|-----|------|-------|----------|----|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 19 | 2 | 6 | 27 | 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 25 | 5 | 10 | 40 | 6 | 3 | 4 | 13 |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 42 | 1 | 60 | 103 | | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 53 | 3 | 79 | 135 | 11 | 2 | 19 | 32 |
| | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 10 | 2 | 4 | 16 | | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 11 | 2 | 4 | 17 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小計 | | 71 | 5 | 70 | 146 | | 小計 | | 89 | 10 | 93 | 192 | 18 | 5 | 23 | 46 |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 31 | 10 | 34 | 75 | 本庁 A福祉事業所 | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 | 24 | 2 | 24 | 50 | 10 | 0 | 3 | 13 |
| | 生活福祉課 | ・生活保護 | 48 | 1 | 12 | 61 | | 児童家庭課 | ・児童福祉 ・保育 | 17 | 8 | 13 | 38 | 3 | 0 | △1 | 2 |
| | | | | | | | | 生活福祉第一課 | ・生活保護 | 9 | 0 | 5 | 14 | | | | |
| | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 30 | 2 | 48 | 80 | | 生活福祉第二課 | ・生活保護 | 42 | 1 | 6 | 49 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| | | | | | | | | 長寿支援課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 | 19 | 2 | 33 | 54 | | | | |
| | 小計 | | 109 | 13 | 94 | 216 | | 保険年金課 | ・国保、年金 | 14 | 0 | 16 | 30 | 16 | 0 | 3 | 19 |
| 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 33 | 0 | 14 | 47 | 小計 | | 125 | 13 | 97 | 235 | 4 | 0 | 0 | 4 | | |
| 計 | | 213 | 18 | 178 | 409 | 保健 | A保健センター ・地域保健 ・母子保健 | 37 | 0 | 14 | 51 | 38 | 5 | 26 | 69 | | |
| 計 | | 213 | 18 | 178 | 409 | 計 | | 251 | 23 | 204 | 478 | 38 | 5 | 26 | 69 | | |

※健康づくり課の中央保健福祉センター勤務職員分は区役所庁舎内職員としてカウント

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|----|---|----|----|-------|---------------------|----------------------------|----|---|----|----|----|---|----|----|
| 本庁 | 南土木整備事務所 | ・道路河川の整備、維持管理 | 52 | 6 | 14 | 72 | 本庁 | A土木整備事務所(北寺島) | ・道路河川の整備、維持管理 | 46 | 6 | 13 | 65 | △6 | 0 | △1 | △7 |
| | | | | | | | 本庁出先G | A土木整備事務所G(東三方) | ・道路河川の整備、維持管理 | 4 | 1 | 1 | 6 | 4 | 1 | 1 | 6 |
| 区役所 | 【区民生活課】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 3 | 2 | 15 | 20 | 区役所 | 【区民生活課】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 3 | 2 | 15 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 【まちづくり推進課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 19 | 5 | 57 | 81 | | 【まちづくり推進課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 21 | 6 | 64 | 91 | 2 | 1 | 7 | 10 |

※第2種協働センターの増は三方原協働センター分

庁舎別職員数

② 再編前:東区役所 再編後:東行政センター

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------|----------|-----|--------|--|-----------|--|-------|----------|------|------|-------|----------|-----|-----|---------------|----------------|------|-----|-----|------|-----|------|------|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 14 | 5 | 6 | 25 | 行政センター | 行政センター ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 20 | 5 | 18 | 43 | △ 16 | △ 1 | △ 9 | △ 26 | | | | | | | | | | | |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 22 | 1 | 21 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 36 | 6 | 27 | 69 | | | | | | | | | | | 20 | 5 | 18 | 43 | △ 16 | △ 1 | △ 9 | △ 26 | | | |
| | 社会福祉課 | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 23 | 2 | 10 | 35 | A福祉事業所 | 社会福祉課G | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 3 | 0 | 5 | 8 | △ 4 | 0 | △ 1 | △ 5 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 児童家庭課G | | | | | | | | | | 5 | 1 | 3 | 9 | | | | | |
| | | | | | | | | | 生活福祉第一課G | | | | | | | | | | 11 | 1 | 1 | 13 | | | | | |
| | | | | | | | | | 長寿支援課G | | | | | | | | | | 8 | 2 | 17 | 27 | | | | | |
| | | | | | | | | | 保険年金課G | | | | | | | | | | 7 | 0 | 3 | 10 | | | | | |
| | 小計 | | 40 | 4 | 30 | 74 | 34 | | 4 | | | | | | | | | | 29 | 67 | △ 6 | 0 | △ 1 | △ 7 | | | |
| | 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 17 | 0 | 5 | 22 | 本庁出先G | | 保健 | | | | | | | | | | A保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 14 | 0 | 5 | 19 | △ 3 | 0 | 0 |
| 東・浜北土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 8 | 1 | 3 | 12 | 土木 | | | A土木整備事務所G | | | | | | | | | | ・道路河川の整備、維持管理 | 10 | 1 | 2 | 13 | 2 | 0 | △ 1 | 1 |
| 計 | | | 101 | 11 | 65 | 177 | 計 | | | | | | | | | | | | | 78 | 10 | 54 | 142 | △ 23 | △ 1 | △ 11 | △ 35 |

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------|----------------------------|----|---|----|----|--------|-------------------|----------------------------|----|---|----|----|---|---|---|---|
| 区役所 | 【区民生活課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 10 | 4 | 27 | 41 | 行政センター | 【行政センター】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 10 | 4 | 27 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-----|------------------|----------------------------|----|---|----|----|--------|-------------------|----------------------------|----|---|----|----|---|---|---|---|

庁舎別職員数

③ 再編前:西区役所 再編後:西行政センター

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | |
|----------|----------------|--------------------------------|------|-------|----------|----|--------|--|----------------|---------------|-------|----------|------|------|-------|----------|------|-----|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 17 | 7 | 5 | 29 | 行政センター | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 26 | 6 | 20 | 52 | △ 16 | △ 4 | △ 3 | △ 23 | | |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 13 | 1 | 4 | 18 | | | | | | | | | | | | |
| | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 12 | 2 | 14 | 28 | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 42 | 10 | 23 | 75 | | | | | | | | | | | △ 16 | △ 4 |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 20 | 2 | 12 | 34 | 本庁出先G | A福祉事業所 | 社会福祉課G | ・地域福祉 | 3 | 0 | 2 | 5 | △ 5 | 0 | △ 1 | △ 6 |
| | | | | | | | | 児童家庭課G | ・障害福祉 ・児童福祉 | 4 | 1 | 6 | 11 | | | | | |
| | | | | | | | | 生活福祉第一課G | ・保育 ・高齢者福祉 | 8 | 1 | 3 | 12 | | | | | |
| | | | | | | | | 長寿支援課G | ・介護保険 ・国保年金 | 7 | 1 | 14 | 22 | | | | | |
| | | | | | | | | 保険年金課G | | 5 | 2 | 0 | 7 | | | | | |
| | 小計 | | 34 | 5 | 26 | 65 | | △ 7 | 0 | △ 1 | △ 8 | | | | | | | |
| 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 22 | 2 | 2 | 26 | 保健 | | A保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 19 | 2 | 2 | 23 | △ 3 | 0 | 0 | △ 3 | |
| 本庁出先G | 南土木整備事務所・出先G | ・道路河川の整備、維持管理 | 6 | 0 | 1 | 7 | | 土木 | A土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 10 | 1 | 2 | 13 | 4 | 1 | 1 | 6 |
| 計 | | 104 | 17 | 52 | 173 | 計 | | | 82 | 14 | 49 | 145 | △ 22 | △ 3 | △ 3 | △ 28 | | |

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------|----------------------------|----|---|----|----|--------|-----------------------|----------------------------|----|---|----|----|---|---|---|---|
| 区役所 | 【まちづくり推進課】 第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 11 | 7 | 25 | 43 | 行政センター | 【行政センター】 第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 11 | 7 | 25 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-----|-------------------------|----------------------------|----|---|----|----|--------|-----------------------|----------------------------|----|---|----|----|---|---|---|---|

③-1 再編前:舞阪協働センター 再編後:舞阪支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|----------|--|------|-------|----------|----|-------|-------|--|------|-------|----------|----|------|-------|----------|---|
| 区分 | 課名等 | | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 |
| 協働C | 舞阪協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 | 5 | 4 | 3 | 12 | 支所 | 舞阪支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 | 5 | 4 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁出先G | 農業水産課 | ・水産振興 | 2 | 1 | 0 | 3 | 本庁出先G | 農業水産課 | ・水産振興 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | | 7 | 5 | 3 | 15 | 計 | | | 7 | 5 | 3 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |

庁舎別職員数

④ 再編前:南区役所 再編後:南行政センター

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | | | | |
|----------|----------------|---------------------------------------|------|-------|----------|-----|--------|--|----------------|------|-------|----------|------|------|-------|----------|-------------------------|----|----|----|------|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | | | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 13 | 2 | 8 | 23 | 行政センター | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 16 | 4 | 17 | 37 | △ 15 | 0 | △ 11 | △ 26 | | | | | |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 18 | 2 | 20 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 31 | 4 | 28 | 63 | | | | | | | | | | | 16 | 4 | 17 | 37 | △ 15 |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 25 | 2 | 10 | 37 | A福祉事業所 | 社会福祉課G | 3 | 1 | 2 | 6 | △ 4 | 0 | △ 1 | △ 5 | | | | | |
| | | | | | | | | 児童家庭課G | | | | | | | | | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 | 5 | 0 | 4 | 9 |
| | | | | | | | | 生活福祉第一課G | | | | | | | | | ・保育 ・高齢者福祉 | 13 | 1 | 3 | 17 |
| | | | | | | | | 長寿支援課G | | | | | | | | | ・介護保険 ・国保年金 | 7 | 1 | 13 | 21 |
| | | | | | | | | 保険年金課G | | | | | | | | | 5 | 0 | 3 | 8 | |
| | | | | | | | | 小計 | | | | | | | | | | 40 | 3 | 26 | 69 |
| | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 15 | 1 | 16 | 32 | 本庁出先G | A保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 14 | 0 | 8 | 22 | △ 4 | 0 | 0 | △ 4 | | | | |
| 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 18 | 0 | 8 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | 89 | 7 | 62 | 158 | 計 | | 63 | 7 | 50 | 120 | △ 26 | 0 | △ 12 | △ 38 | | | | | |

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------|----------------------------|----|---|----|----|-----|-----------------------|----------------------------|----|---|----|----|---|---|---|---|
| 区役所 | 【区民生活課】 市民サービスセンター | ・窓口サービス | 2 | 0 | 6 | 8 | 区役所 | 【区民生活課】 市民サービスセンター | ・窓口サービス | 2 | 0 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 【区民生活課】 第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 11 | 4 | 19 | 34 | | 【区民生活課】 第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 11 | 4 | 19 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 |

庁舎別職員数

⑤ 再編前:北区役所 再編後:北行政センター

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------|--------------------------------|------|-------|----------|----------|-----------|--|--|------|-------|----------|------|------|-------|----------|------|-----------------|--------------------------|----|------|-----|-----|--------|--------------------------|----|-----------------|----|----|-----|---|-----|-----|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 17 | 3 | 3 | 23 | 行政センター | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 25 | 7 | 15 | 47 | △ 21 | △ 1 | △ 5 | △ 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 16 | 5 | 3 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 13 | 0 | 14 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 小計 | | 46 | 8 | 20 | 74 | | | | | | | | | | | 25 | 7 | 15 | 47 | △ 21 | △ 1 | △ 5 | △ 27 | | | | | | | | | |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 19 | 1 | 9 | 29 | 本庁出先G | B福祉事業所 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 9 | 1 | 7 | 17 | △ 10 | 0 | △ 2 | △ 12 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 17 | 0 | 17 | 34 | 長寿保険課G | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 10 | 1 | 16 | 27 | △ 7 | 1 | △ 1 | △ 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 小計 | | 36 | 1 | 26 | 63 | | | | | | | | | | |
| 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 14 | 1 | 2 | 17 | B保健センターG | | ・地域保健 ・母子保健 | 10 | 1 | 2 | 13 | △ 4 | 0 | 0 | △ 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本庁出先G | 資産税課G | ・固定資産税 | 7 | 3 | 3 | 13 | | その他 | 資産税課G ・固定資産税 | 7 | 3 | 3 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業振興課G | ・農業振興 | 5 | 1 | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | 農業振興課G ・農業振興 | 5 | 1 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| | 農地利用課G | ・農地関係 | 5 | 0 | 2 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 農地利用課G ・農地関係 | 5 | 0 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | 北土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 7 | 3 | 3 | 13 | B土木整備事務所G | | | | | | | | | | | ・道路河川の整備、維持管理 | 30 | 6 | 4 | 40 | 23 | 3 | 1 | 27 | | | | | | | |
| 計 | | 120 | 17 | 57 | 194 | 計 | | 101 | 20 | 50 | 171 | △ 19 | 3 | △ 7 | △ 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|----|---|----|----|--------|--------------------|----------------------------|---|---|---|---|-----|-----|-----|------|
| 本庁 | 北土木整備事務所(東三方) | | 19 | 4 | 1 | 24 | | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 【区民生活課】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 1 | 0 | 3 | 4 | 行政センター | 【行政センター】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 1 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 【まちづくり推進課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 4 | 2 | 11 | 17 | | 【行政センター】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 2 | 1 | 4 | 7 | △ 2 | △ 1 | △ 7 | △ 10 |

※第2種協働センターの減は三方原協働センター分

⑤-1 再編前:引佐協働センター 再編後:引佐支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|---------------|----------|--|----------|-----------|--------------|----|---------------|--------------|---|----------|-----------|--------------|----|----------|-----------|--------------|-----|
| 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 |
| 協働 C | 引佐協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 | 10 | 4 | 3 | 17 | 支所 | 引佐支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振興 | 10 | 4 | 3 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁 出先 G | 文化財課G | ・埋蔵文化財 | 3 | 1 | 8 | 12 | 本庁 出先 G | 文化財課G | ・埋蔵文化財 | 3 | 1 | 8 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区 役 所 | 健康づくり課G | ・地域保健 ・母子保健 | 12 | 2 | 2 | 16 | | B保健センター G | ・地域保健 ・母子保健 | 9 | 2 | 2 | 13 | △ 3 | 0 | 0 | △ 3 |
| 計 | | | 25 | 7 | 13 | 45 | 計 | | | 22 | 7 | 13 | 42 | △ 3 | 0 | 0 | △ 3 |

⑤-2 再編前:三ヶ日協働センター 再編後:三ヶ日支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|-----------|--|----------|-----------|--------------|----|-----|------------------|--|----------|-----------|--------------|----|----------|-----------|--------------|---|
| 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 |
| 協働 C | 三ヶ日協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 | 10 | 1 | 6 | 17 | 支所 | 三ヶ日支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 | 10 | 1 | 6 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 本庁 | B土木整備事務所・ 出先G | ・道路河川の 整備、維持管理 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | | | 10 | 1 | 6 | 17 | 計 | | | 14 | 1 | 6 | 21 | 4 | 0 | 0 | 4 |

庁舎別職員数

⑥ 再編前:浜北区役所 再編後:B区役所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|---------------------|--------------------------------|------|-------|----------|----|---------|---------------------|--------------------------------|------|-------|----------|----|------|-------|----------|-----|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 20 | 5 | 4 | 29 | 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 21 | 6 | 7 | 34 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 12 | 2 | 16 | 30 | | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 | 12 | 2 | 19 | 33 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 16 | 2 | 6 | 24 | | まちづくり推進課 | ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 | 16 | 2 | 5 | 23 | 0 | 0 | △1 | △1 |
| | 小計 | | 48 | 9 | 26 | 83 | | 小計 | | 49 | 10 | 31 | 90 | 1 | 1 | 5 | 7 |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 19 | 1 | 13 | 33 | 本庁 | B福祉事業所 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 21 | 1 | 15 | 37 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 15 | 2 | 11 | 28 | | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 15 | 1 | 12 | 28 | 0 | △1 | 1 | 0 |
| | 小計 | | 34 | 3 | 24 | 61 | | 小計 | | 36 | 2 | 27 | 65 | 2 | △1 | 3 | 4 |
| 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 19 | 2 | 3 | 24 | 保健 | B保健センター | ・地域保健 ・母子保健 | 19 | 2 | 3 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 本庁 | 保健所 浜北支所 | ・医事業務 ・感染症対策 ・生活衛生 | 13 | 1 | 2 | 16 | 本庁出先G | 保健所 浜北支所 | ・医事業務 ・感染症対策 ・生活衛生 | 13 | 1 | 2 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 北部都市整備 事務所 | ・都市計画 ・建築 | 10 | 1 | 3 | 14 | | 北部都市整備 事務所 | ・都市計画 ・建築 | 10 | 1 | 3 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁出先G | 東・浜北土木 整備事務所 | ・道路河川の整備、維持管理 | 31 | 5 | 4 | 40 | | B土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 17 | 4 | 4 | 25 | △14 | △1 | 0 | △15 |
| | 北部住宅管理 事務所 | ・市営住宅 | 2 | 1 | 1 | 4 | | 北部住宅管理 事務所 | ・市営住宅 | 2 | 1 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農業振興課G | ・農業振興 | 2 | 0 | 1 | 3 | | 農業振興課G | ・農業振興 | 2 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農地利用課G | ・農地関係 | 5 | 2 | 0 | 7 | | 農地利用課G | ・農地関係 | 5 | 2 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 164 | 24 | 64 | 252 | 計 | | 153 | 23 | 72 | 248 | △11 | △1 | 8 | △4 | | |
| 庁舎外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区役所 | 【まちづくり推進課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 8 | 2 | 12 | 22 | 区役所 | 【まちづくり推進課】第2種協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 8 | 2 | 12 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 |

庁舎別職員数

⑦ 再編前:天竜区役所 再編後:C区役所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | | |
|----------|----------|--------------------------------|---------------|-------|----------|-----|---------|----------|--------------------------------|---------------|-------|----------|-----|------|-------|----------|----|----|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | |
| 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 21 | 3 | 3 | 27 | 区役所 | 区振興課 | ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 | 21 | 3 | 3 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 | 8 | 1 | 3 | 12 | | 区民生活課 | ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 | 8 | 1 | 3 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | まちづくり推進課 | ・スポーツ・生涯学習 | 19 | 1 | 3 | 23 | | まちづくり推進課 | ・スポーツ・生涯学習 | 19 | 1 | 3 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小計 | | 48 | 5 | 9 | 62 | | 小計 | | 48 | 5 | 9 | 62 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 社会福祉課 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 15 | 2 | 7 | 24 | 本庁 | 福祉事業所 | ・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育 | 15 | 2 | 7 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 13 | 1 | 8 | 22 | | 長寿保険課 | ・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金 | 13 | 1 | 8 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小計 | | 28 | 3 | 15 | 46 | | 小計 | | 28 | 3 | 15 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 健康づくり課 | ・地域保健 ・母子保健 | 16 | 0 | 3 | 19 | | 保健 | 保健センター ・地域保健 ・母子保健 | 16 | 0 | 3 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 本庁 | 天竜土木整備事務所 | ・道路河川の整備、維持管理 | 34 | 2 | 5 | 41 | 土木 | C土木整備事務所 | ・道路河川の整備、維持管理 | 33 | 2 | 5 | 40 | △1 | 0 | 0 | △1 |
| | 本庁出先G | 資産税課G | ・固定資産税 | 4 | 1 | 2 | 7 | 本庁出先G | 資産税課G | ・固定資産税 | 4 | 1 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業振興課G | | ・農業振興 | 2 | 1 | 0 | 3 | 農業振興課G | | ・農業振興 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 天竜森林事務所 | | ・森林の整備、治山 ・林業振興 | 8 | 2 | 1 | 11 | 天竜森林事務所 | | ・森林の整備、治山 ・林業振興 | 8 | 2 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | | 140 | 14 | 35 | 189 | 計 | | | 139 | 14 | 35 | 188 | △1 | 0 | 0 | △1 | |

※庁舎内の組織には上下水道部を除く

庁舎外

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------------|----------------------------|---|---|---|----|-----|------------------------------|----------------------------|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 区役所 | 【区民生活課】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 0 | 0 | 2 | 2 | 区役所 | 【区民生活課】市民サービスセンター | ・窓口サービス | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 【まちづくり推進課】第2種協働センター・ふれあいセンター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 7 | 9 | 3 | 19 | | 【まちづくり推進課】第2種協働センター・ふれあいセンター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 7 | 9 | 3 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦-1 再編前:春野協働センター 再編後:春野支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|------------|--|------|-------|----------|----|-------|-----------|--|------|-------|----------|----|------|-------|----------|---|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 |
| 協働C | 春野協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 15 | 6 | 1 | 22 | 支所 | 春野支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 15 | 6 | 1 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区役所G | 健康づくり課出先G | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 2 | 4 | 本庁出先G | 保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁出先G | 天竜土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 3 | 0 | 0 | 3 | | C土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 4 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | | | 20 | 6 | 3 | 29 | 総計 | | | 21 | 6 | 3 | 30 | 1 | 0 | 0 | 1 |

⑦-2 再編前:佐久間協働センター 再編後:佐久間支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|------------|--|------|-------|----------|----|-------|-----------|--|------|-------|----------|----|------|-------|----------|---|
| 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | | | | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 | 正規職員 | 再任用職員 | 会計年度任用職員 | 計 |
| 協働C | 佐久間協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 17 | 3 | 2 | 22 | 支所 | 佐久間支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 17 | 3 | 2 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区役所G | 健康づくり課出先G | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 0 | 2 | 本庁出先G | 保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁出先G | 天竜土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 3 | 0 | 0 | 3 | | C土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 4 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | | | 22 | 3 | 2 | 27 | 総計 | | | 23 | 3 | 2 | 28 | 1 | 0 | 0 | 1 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|---|---|---|---|-----|-----------------|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 庁舎外 | 【佐久間協働センター】ふれあいセンター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 3 | 6 | 0 | 9 | 庁舎外 | 【佐久間支所】ふれあいセンター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス | 3 | 6 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-----|---------------------|----------------------------|---|---|---|---|-----|-----------------|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|

⑦-3 再編前:水窪協働センター 再編後:水窪支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|-----------|---------------|--|----------|-----------|--------------|----|-----------|---------------|--|----------|-----------|--------------|----|----------|-----------|--------------|---|
| 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 |
| 協働C | 水窪協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 13 | 3 | 3 | 19 | 支所 | 水窪支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 13 | 3 | 3 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区役所G | 健康づくり課 出先G | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 0 | 2 | 本庁 出先G | 保健センターG | ・地域保健 ・母子保健 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本庁 出先G | 天竜土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 3 | 0 | 0 | 3 | | C土木整備事務所G | ・道路河川の整備、維持管理 | 4 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 本庁 出先G | 三遠南信自動車道整備事務所 | ・三遠南信自動車道整備 | 8 | 0 | 0 | 8 | | 三遠南信自動車道整備事務所 | ・三遠南信自動車道整備 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | | | 26 | 3 | 3 | 32 | 総計 | | | 27 | 3 | 3 | 33 | 1 | 0 | 0 | 1 |

⑦-4 再編前:龍山協働センター 再編後:龍山支所

| R2.4.1現在 | | | | | | | 再編後 | | | | | | | 増減 | | | |
|----------|----------|--|----------|-----------|--------------|----|-----|------|--|----------|-----------|--------------|----|----------|-----------|--------------|---|
| 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 区分 | 課名等 | 主な 所掌事務 | 職員数 | | | | 職員数 | | | |
| | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | | | | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 | 正規 職員 | 再任用 職員 | 会計年度 任用職員 | 計 |
| 協働C | 龍山協働センター | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 9 | 3 | 3 | 15 | 支所 | 龍山支所 | ・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業支援 ・農林道維持管理 ・中山間地域振興 | 9 | 3 | 3 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | | | 9 | 3 | 3 | 15 | 総計 | | | 9 | 3 | 3 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |

主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

| 分野 | サービス内容 | 庁舎 | A区 | | | | B区 | | C区 | |
|---------------|-------------------------------|----|------------------|---------|---------|---------|------|---------|------|--|
| | | | A区役所 | 東行政センター | 西行政センター | 南行政センター | B区役所 | 北行政センター | C区役所 | |
| 戸籍 | 戸籍関係証明書の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 戸籍に関する届出 (出生、死亡、婚姻、離婚、転籍等) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 住民票 | 住民票の写しなどの交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 住民票の異動 (転入、転出、転居) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 外国人申請 | 特別永住者証明書申請 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| 印鑑登録 | 印鑑登録の申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 印鑑登録証明書の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| マイナンバーカード | マイナンバーカードの受領 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | その他マイナンバーカード届出 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 旅券 (パスポート) | 一般旅券発給申請 | | ○ | － | － | － | ○ | ○ | － | |
| 市税 | 税証明書の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 原付等ナンバーの交付・返納 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 個人市民税の申告 | | 各区・行政センター指定場所を実施 | | | | | | | |
| | 個人市民税の申告 (所得がない場合の申告) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 国民健康保険 | 国民健康保険への加入・脱退の届出 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高額療養費等の支給申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 国民年金 | 国民年金の資格の取得・喪失などの届出 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 国民年金の相談 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 後期高齢者医療 | 後期高齢者医療の受給資格取得・喪失などの届出 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 高額医療費の支給申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 介護保険 | 介護保険(要介護認定・要支援認定)の申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 高齢者福祉 | 高齢者福祉に関する相談 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

主要市民サービス一覧

- ◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）
 ○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）
 ー：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

| 分野 | サービス内容 | 庁舎 | A区 | | | | B区 | | C区 |
|--------|-------------------------|-----------------|------------------|---------|---------|---------|---------------|---------------|---------------|
| | | | A区役所 | 東行政センター | 西行政センター | 南行政センター | B区役所 | 北行政センター | C区役所 |
| 障害者福祉 | 障がいのある方の相談 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 障害者手帳の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 障害福祉サービスに関する申請・相談 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 子育て・教育 | 母子健康手帳の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 児童手当の申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 乳幼児医療費受給者証の交付申請 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 乳幼児・幼児健康診査 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 保育所入所申請 | | 郵送受付のみ | | | | | | |
| | 幼稚園入園申込 | | 各幼稚園で実施 | | | | | | |
| | 転・入学手続き(在学証明の届出) | | 新旧学校へ届出 | | | | | | |
| | 転・入学手続き(転入学通知の受領) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防災 | 自主防災組織の指導、育成 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 自治会 | 防犯灯に関する補助金の申請 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 地域づくり | 地域力向上事業の補助金の申請 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ごみ | ごみの出し方の相談 | | 清掃・環境事業所で実施 | | | | | | |
| | 連絡ごみの申込 | | 連絡ごみ受付センターで実施 | | | | | | |
| 市民相談 | 民事、交通事故、法律相談の受付及び簡易相談 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 民事、交通事故、法律相談 | | 市民生活課くらしのセンターで実施 | | | | ○ 定例相談日に実施 | ○ 定例相談日に実施 | ○ 定例相談日に実施 |
| 産業 | 臨時運行許可業務 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路・河川 | 道路・河川の占用等の許可申請 | A土木整備事務所 で実施 | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 道路・河川の整備、修繕及び除草等の要望 | | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 公園 | 公園の占用等の許可申請 | | 公園管理事務所で実施 | | | | | | |
| 住宅 | 市営住宅の窓口案内、申込受付、一連の入居手続き | | 指定管理者で実施 | | | | | | |

土木整備事務所の配置及び所管エリア

【 凡例 】

土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)

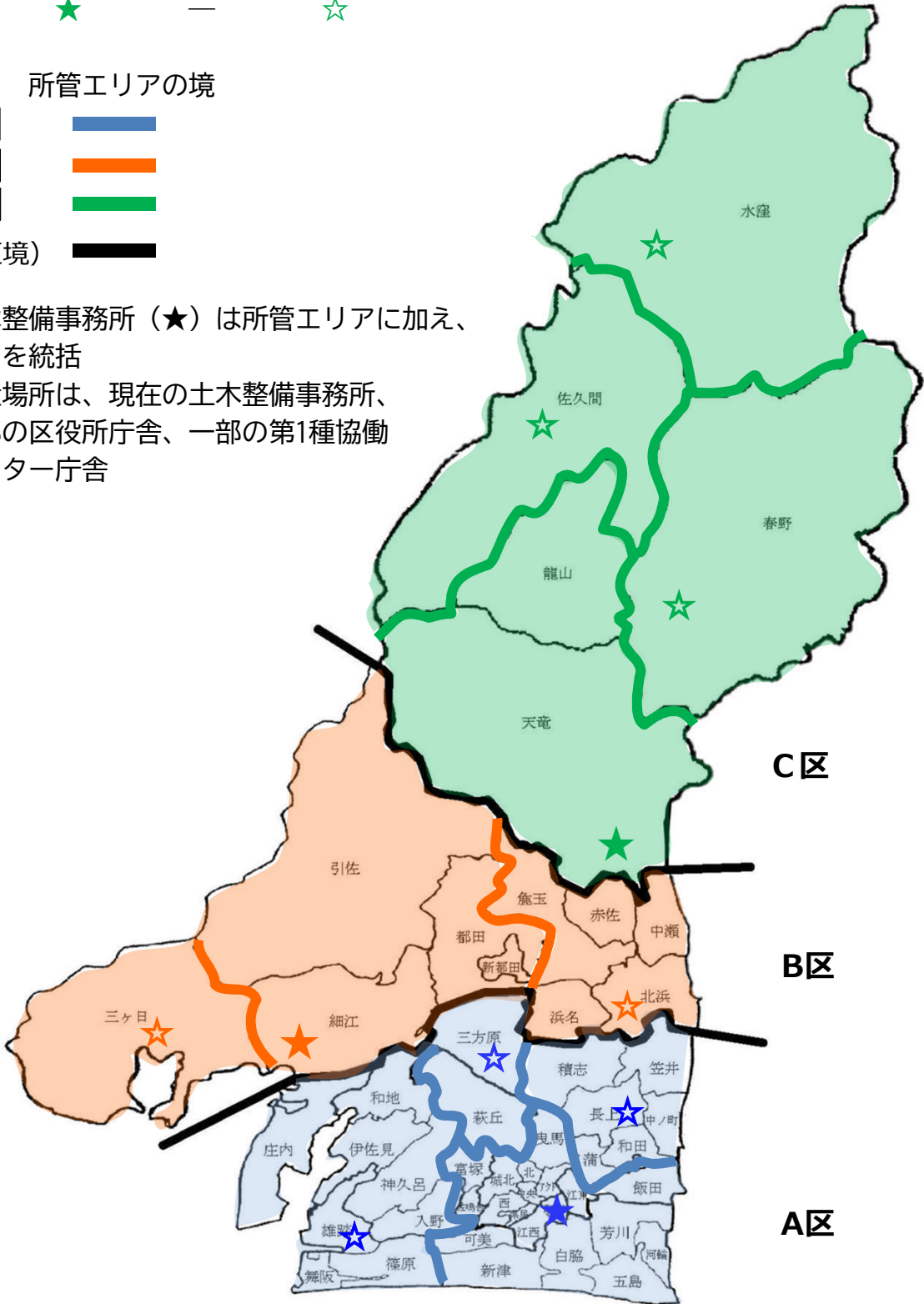
| | | | |
|----|---|---|---|
| A区 | ★ | — | ☆ |
| B区 | ★ | — | ☆ |
| C区 | ★ | — | ☆ |

所管エリアの境

| | |
|----|------------|
| A区 | — (Blue) |
| B区 | — (Orange) |
| C区 | — (Green) |

くざかい
区界 (区境) — (Black)

※土木整備事務所 (★) は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



土木整備事務所・出先グループの担当業務

◎：再編後、現在の庁舎で追加して担当する業務

○：現在の庁舎で担当している業務で、再編後も担当する業務

| 区分 | | 管理 | | 工事 | | | | | |
|--------------------|---------------|-------------|-----|------|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---------------|------------|
| 土木整備事務所 ・出先グループ | 位置 (現在の庁舎) | 地域要望 ・相談 | 許認可 | 小破修繕 | 小額工事 ※1 (2,500千円 以下) | 地域要望事業 | | | 施策事業 ※2 |
| | | | | | | 2,500千円超 25,000千円 以下 用地なし | 2,500千円超 25,000千円 以下 用地あり | 25,000千円 超 | |
| A土木整備事務所 | 南土木整備事務所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| A-1出先グループ | 東区役所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | | | |
| A-2出先グループ | 北土木整備事務所 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | |
| A-3出先グループ | 西区役所 | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | |
| B土木整備事務所 | 北区役所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| B-1出先グループ | 三ヶ日協働センター | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | |
| B-2出先グループ | 浜北区役所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| C土木整備事務所 | 天竜区役所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| C-1出先グループ | 春野協働センター | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | |
| C-2出先グループ | 佐久間協働センター | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | |
| C-3出先グループ | 水窪協働センター | ○ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | | | |

※1「小額工事」とは、設計金額2,500千円以下の工事であって、詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるものについて、随意契約により施行する工事をいう。(調達課要領「特殊施行工事事務取扱について」)

※2「施策事業」とは、浜松市総合計画をはじめとする関連計画や社会情勢等を踏まえ、目指す社会の実現に資する土木部が行う主要な事業をいう。

【土木整備事務所の主な業務】

- ・ 行政区エリアに係る地域要望のとりまとめ
- ・ 〃 許認可申請に対する許可
- ・ 〃 地域要望事業の実施（出先グループが実施するものを除く）
- ・ 〃 施策事業
- ・ 所管エリアに係る地域要望の相談、受付
- ・ 〃 許認可申請の相談、受付
- ・ 〃 小破修繕、維持修繕、改良整備

【出先グループの主な業務】

- ・ 所管エリアに係る地域要望の相談、受付
- ・ 〃 許認可申請の相談、受付
- ・ 〃 小破修繕、維持修繕、改良整備
- ・ 〃 地域要望事業の実施（事業が概ね25,000千円以下で、用地取得・補償が伴わないもの）
- ・ 〃 施策事業（現在の浜北区に置く出先グループに限る）

福祉事業所、保健センターの配置及び所管エリア

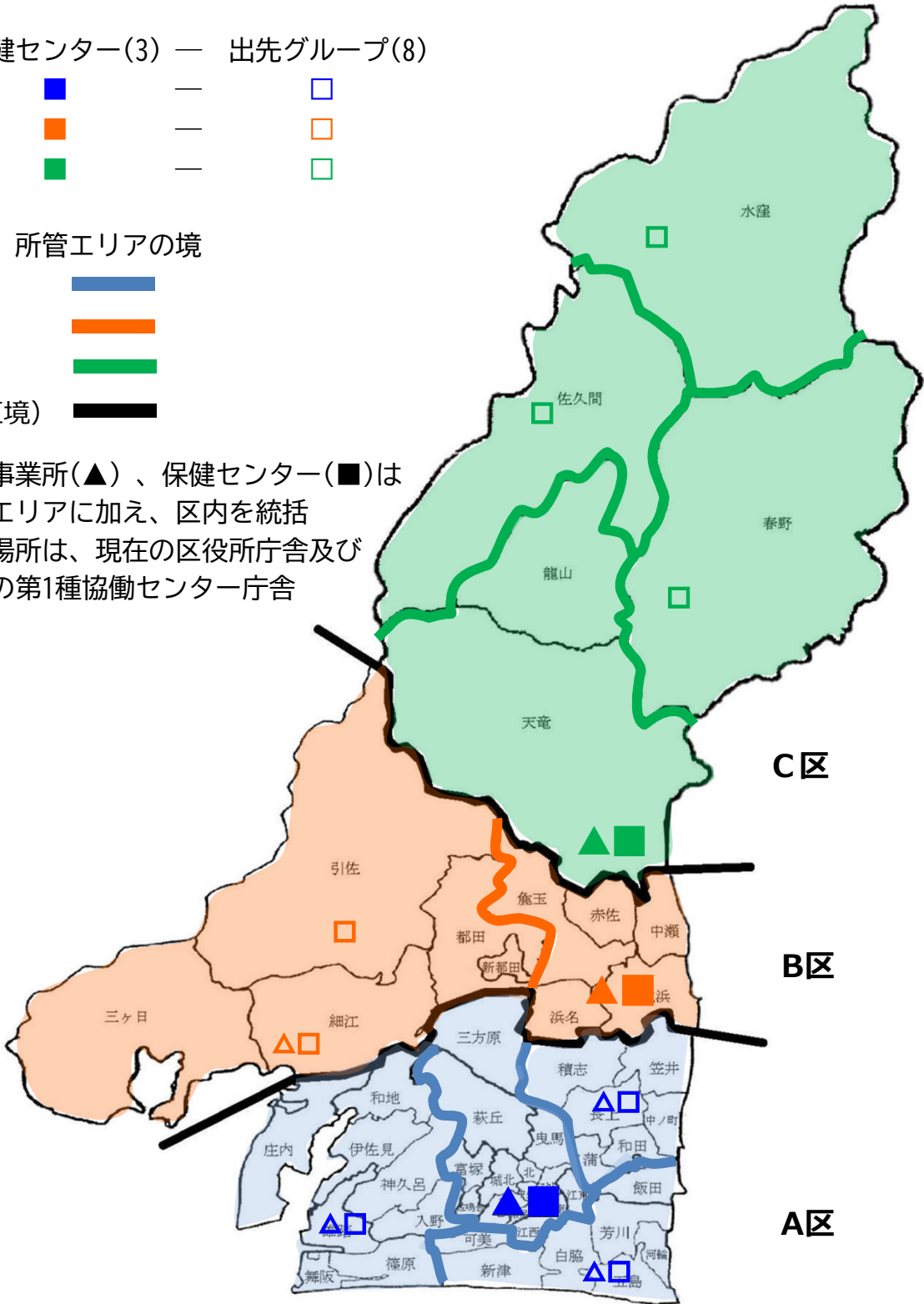
【 凡例 】

| | | | | |
|----|---|-----------------|---|-----------|
| | | 福祉事業所(3) | — | 出先グループ(4) |
| A区 | ▲ | — | △ | |
| B区 | ▲ | — | △ | |
| C区 | ▲ | (福祉事業所がC区全域を所管) | | |

| | | | | |
|----|---|-----------|---|-----------|
| | | 保健センター(3) | — | 出先グループ(8) |
| A区 | ■ | — | □ | |
| B区 | ■ | — | □ | |
| C区 | ■ | — | □ | |

| | | |
|---------|---|---------|
| | | 所管エリアの境 |
| A区 | — | — |
| B区 | — | — |
| C区 | — | — |
| くざかい | — | — |
| 区界 (区境) | — | — |

※福祉事業所(▲)、保健センター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



災害対策本部（区本部、地域本部）の配置及び所管エリア

【 凡例 】

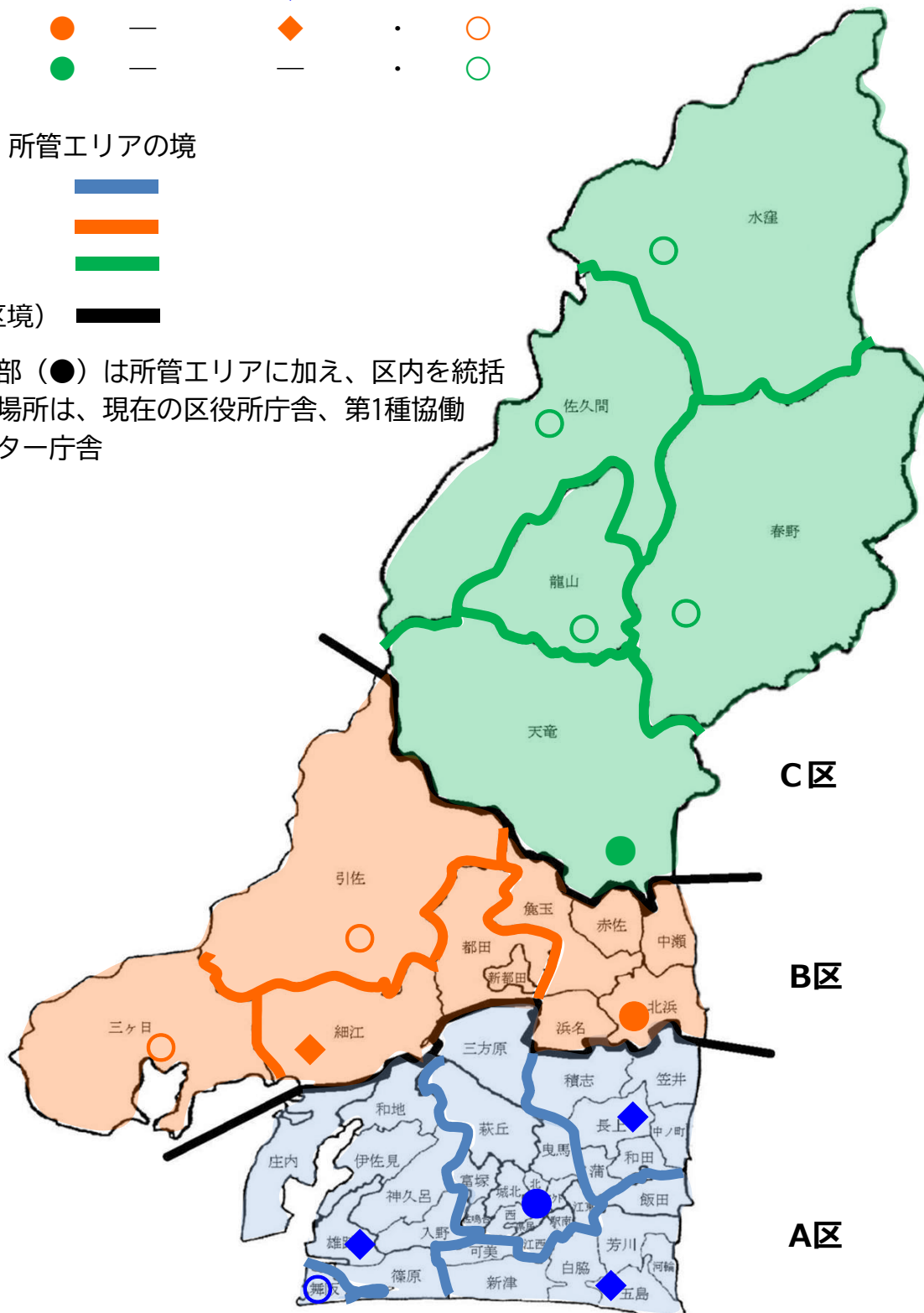
| | | | |
|----|-----------------|---|-------------------------------|
| | 区本部(3) (区役所) | | 地域本部(11) (行政センター④) ・ (支所⑦) |
| A区 | ● — | ◆ | ・ ○ |
| B区 | ● — | ◆ | ・ ○ |
| C区 | ● — | — | ・ ○ |

所管エリアの境

| | |
|----|---|
| A区 | — |
| B区 | — |
| C区 | — |

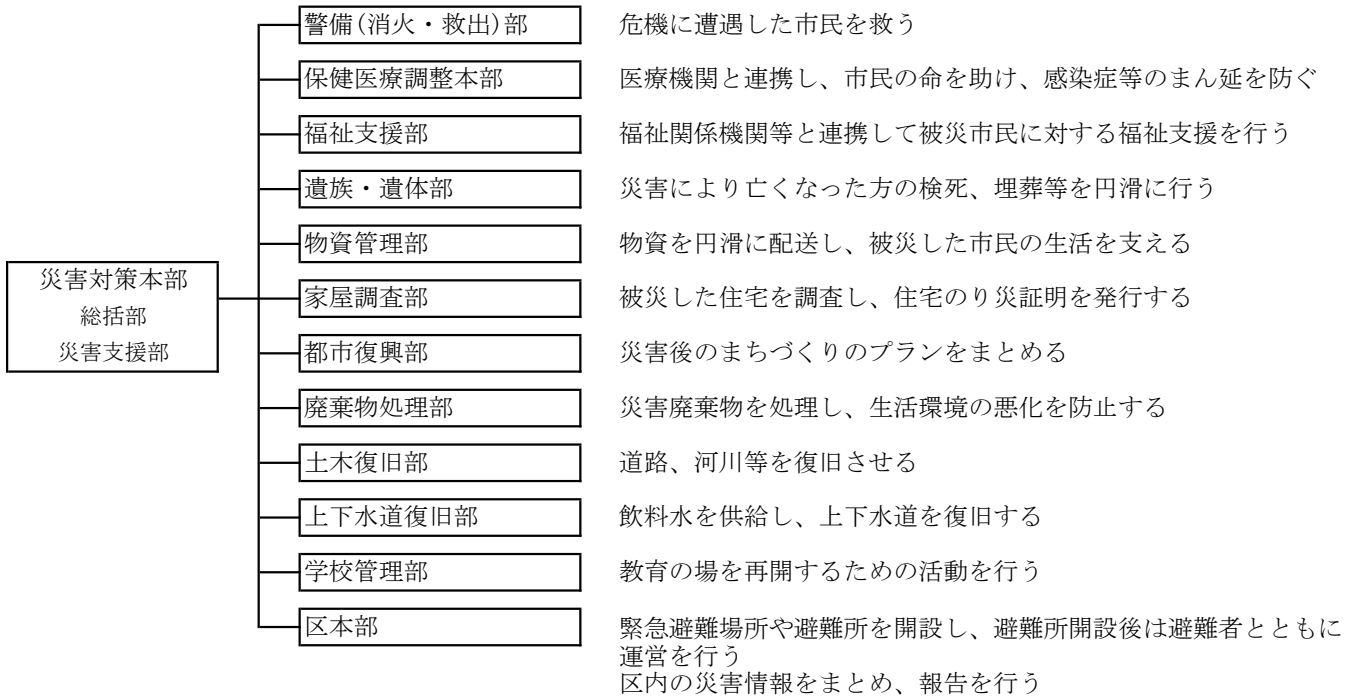
くざかい
区界 (区境) —

※区本部 (●) は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の区役所庁舎、第1種協働センター庁舎



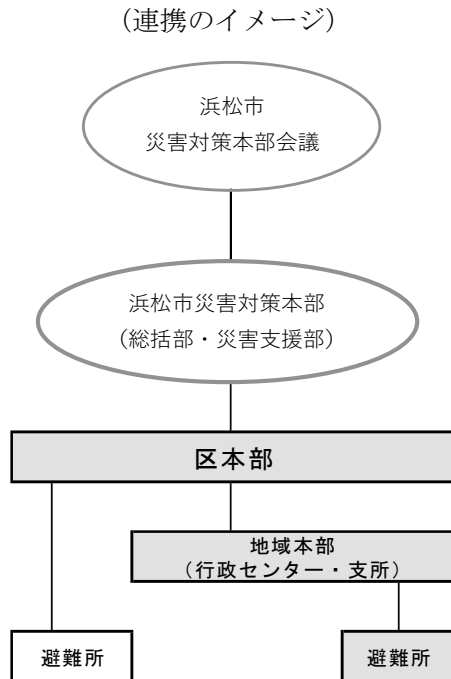
防災体制

1 災害対策本部体制



2 防災、災害時の行政センターの役割

区役所と連携しエリア内の防災、災害対応を行う。



【区本部の例示事務】

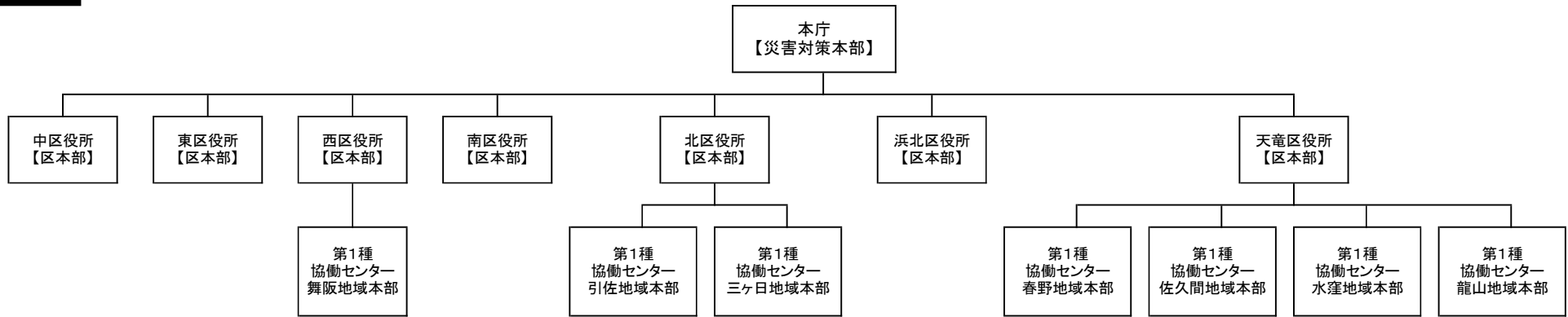
- ・ 区内の被害状況等の把握。市本部への報告
- ・ 区内の避難所の設置・運営状況の把握
- ・ 本庁各部が実施する災害応急対策への連携・協力
- ・ 地域本部の災害応急対策への支援

【地域本部の例示事務】

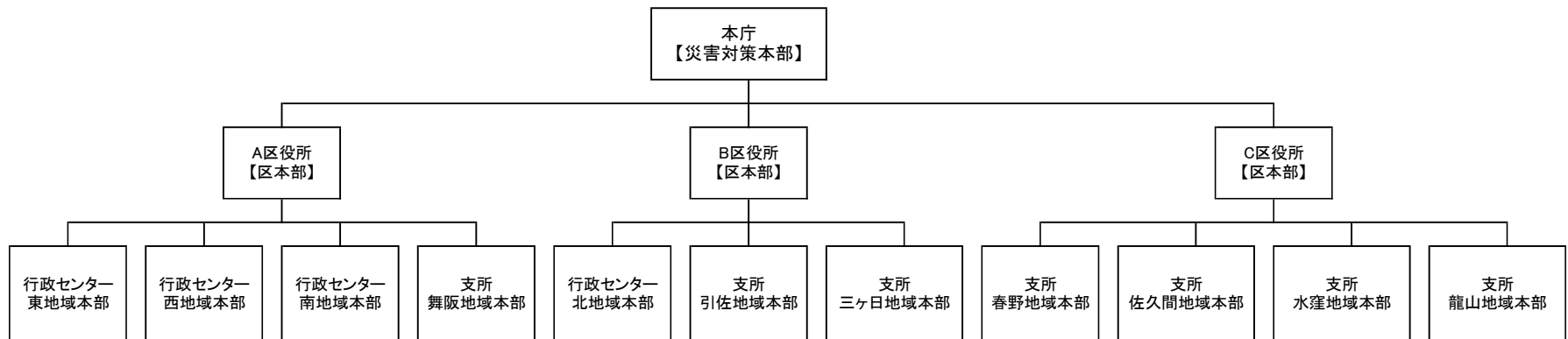
- ・ 地域内の被害状況等の把握。区本部への報告
- ・ 地域内の避難所の設置・運営状況の把握
- ・ 本庁各部又は区本部が実施する災害応急対策への連携・協力

区再編後の防災体制

現行



区再編後

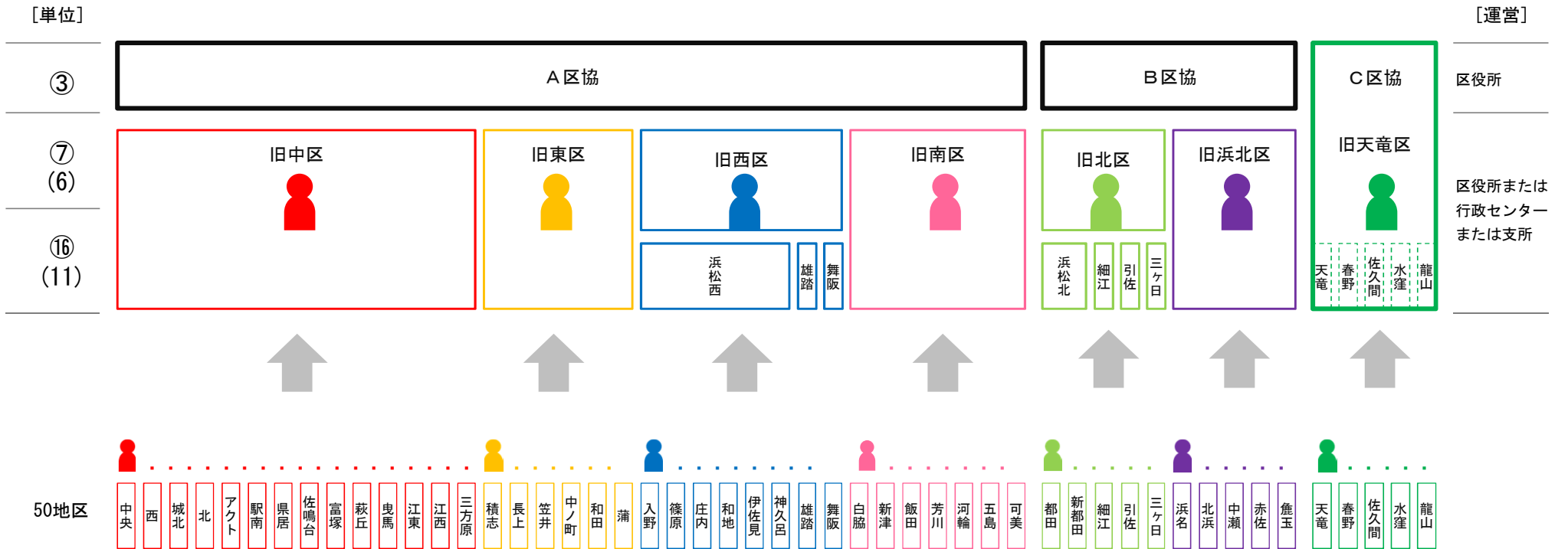


【災害時の役割等】

| 組織名 | 役割 |
|-----------|--|
| 災害対策本部 | 市内全域の情報の取りまとめ、災害対策本部の開催 |
| 区本部 | 避難所運営及び区内地域本部の情報を取りまとめ、災害対策本部へ報告 |
| 行政センター・支所 | 避難所運営及び行政センター・支所地域内の被害及び避難所等の情報を取りまとめ、区本部へ報告 |

協議会の階層の数（地区等の枠組み）

1 エリアマネージャーとコミュニティ担当職員の所管エリア



2 エリアマネージャーとコミュニティ担当職員の業務・役割

- エリアマネージャー
 - 旧各区のコミュニティ担当職員を総括する。
 - 多様な地域課題に対する解決の糸口をコミュニティ担当職員と一緒に探る相談役。
 - 本庁とのつなぎ役となり、適切な部署へ情報を伝える。
 - 各層の協議会の運営側として、会議進行のサポートのほか次第や議事録を作成。
- コミュニティ担当職員
 - エリアマネージャーの総括のもと、地域コミュニティを支援する。
 - 地域の会合へ出席し、課題の把握や魅力の掘り起こしを行う。
 - 2層の協議会の議論を円滑に進めるため、地域課題の論点整理や会議資料を作成。
 - 2層の協議会へ出席し、委員の発言をサポートする。

3 2層目から1層目へ上げる具体例

